

埼玉県地域防災計画

本 編

令和5年3月
埼玉県防災会議

第1編 総則

第1章 総則	第1編-1
第1節 計画の目的	第1編-1
第1 趣旨	第1編-1
第2 計画の策定及び修正	第1編-1
第3 計画の効果的推進	第1編-2
第4 計画の用語	第1編-3
第2節 埼玉県の概況	第1編-4
第1 概況	第1編-4
第2 本県における災害	第1編-4
第3節 埼玉県の防災対策の基本方針	第1編-6
第2章 防災体制	第1編-7
第1節 防災機関等の役割	第1編-7
第1 県の役割	第1編-7
第2 市町村の役割	第1編-27
第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割	第1編-27
第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割	第1編-32
第5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割	第1編-33
第2節 防災体制	第1編-34
第1 県の体制	第1編-34
第2 市町村の体制	第1編-39
第3 指定地方行政機関等の体制	第1編-39
第3章 防災訓練	第1編-41
第1節 基本方針	第1編-41
第1 趣旨	第1編-41
第2 目的	第1編-41
第2節 現況と実施計画	第1編-42
第1 現況	第1編-42
第2 実施計画	第1編-42
第4章 調査研究	第1編-47
第1節 基本方針	第1編-47
第2節 現況	第1編-47
第3節 実施計画	第1編-47

第2編 震災対策編

第1章 総則	第2編-1
第1節 埼玉県地震の概要	第2編-1
第2節 地震被害想定	第2編-1
第1 概要	第2編-1
第2 想定条件	第2編-1
第3 想定結果	第2編-3
第3節 首都直下地震に係る法制度の整備	第2編-8
第4節 災害対応の方針	第2編-9
第1 想定結果を受けた対応	第2編-9
第5節 減災目標	第2編-10
第1 減災目標設定の考え方	第2編-10
第2 減災目標	第2編-10
第6節 施策の体系	第2編-11
第2章 施策ごとの具体的計画	第2編-13
第1 自助、共助による防災力の向上	第2編-13
○ 基本方針	第2編-13
○ 現況	第2編-13
○ 具体的取組	第2編-15
<予防・事前対策>	第2編-15
1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）	
2 自主防災組織の育成強化	
3 民間防火組織の育成強化	
4 消防団の活動体制の充実	
5 事業所等における防災組織等の整備	
6 ボランティア等の活動支援体制の整備	
7 地区防災計画の策定	
8 適切な避難行動に関する普及啓発	
<応急対策>	第2編-30
1 自助による応急対策の実施	
2 地域による応急対策の実施	
3 事業所による応急対策の実施	
4 ボランティアとの連携	
5 地域の安全確保への協力	
第2 災害に強いまちづくりの推進	第2編-33
○ 基本方針	第2編-33
○ 現況	第2編-33

○ 具体的取組	第2編-34
<予防・事前対策>	第2編-34
1 防災都市づくり	
2 耐震化と安全対策の推進	
3 空き家対策	
4 不燃化等の促進	
5 オープンスペース等の確保	
6 地盤災害の予防	
7 宅地等の安全対策	
8 土砂災害の予防	
9 河川・ダム等の予防対策	
10 地震火災等の予防	
11 被災建築物応急危険度判定体制等の整備	
12 孤立化地域対策	
<応急対策>	第2編-51
1 公共施設等の応急対策	
<復旧対策>	第2編-54
1 迅速な災害復旧	
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	第2編-59
○ 基本方針	第2編-59
○ 現況	第2編-59
○ 具体的取組	第2編-61
<予防・事前対策>	第2編-61
1 交通関連施設の安全確保	
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	
3 ライフラインの確保	
4 エネルギーの確保	
<応急対策>	第2編-76
1 道路ネットワークの確保	
2 交通規制	
3 交通施設の応急対策	
4 ライフライン施設の応急対策	
5 発災時のエネルギー供給機能の確保	
<復旧対策>	第2編-93
1 ライフライン施設の早期復旧	
第4 応急対応力の強化	第2編-97
○ 基本方針	第2編-97
○ 現況	第2編-97
○ 具体的取組	第2編-104

<予防・事前対策> -----	第2編-104
1 応急活動体制の整備	
2 防災活動拠点の整備	
3 警備体制の整備	
4 消防力の充実強化	
5 救急救助体制の整備	
6 相互応援の体制整備等	
<応急対策> -----	第2編-112
1 災害発生直前の未然防止活動	
2 応急活動体制の施行	
3 防災活動拠点の開設・運営	
4 応急措置	
5 警備活動	
6 消防活動	
7 自衛隊災害派遣	
8 応援要請	
9 応援の受入れ	
10 ヘリコプター運航調整	
第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 -----	第2編-138
○ 基本方針 -----	第2編-138
○ 現況 -----	第2編-138
○ 具体的取組 -----	第2編-140
<予防・事前対策> -----	第2編-140
1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	
<応急対策> -----	第2編-145
1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	
2 広聴広報活動	
第6 医療救護等対策 -----	第2編-163
○ 基本方針 -----	第2編-163
○ 現況 -----	第2編-163
○ 具体的取組 -----	第2編-166
<予防・事前対策> -----	第2編-166
1 医療救護体制の整備	
2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保	
<応急対策> -----	第2編-172
1 初動医療体制	
2 遺体の取扱い	
<復旧対策> -----	第2編-181

1	防疫活動	
2	遺体の埋・火葬	
第7	帰宅困難者対策	第2編-183
○	基本方針	第2編-183
○	現況	第2編-183
○	具体的取組	第2編-186
	<予防・事前対策>	第2編-186
1	帰宅困難者支援体制の整備	
	<応急対策>	第2編-189
1	帰宅困難者への情報提供	
2	一時滞在施設の開設・運営	
	<復旧対策>	第2編-193
1	帰宅支援	
第8	避難対策	第2編-195
○	基本方針	第2編-195
○	現況	第2編-195
○	具体的取組	第2編-196
	<予防・事前対策>	第2編-196
1	避難体制の整備	
	<応急対策>	第2編-202
1	避難の実施	
2	避難所の開設・運営	
3	広域避難	
4	広域一時滞在	
	<復旧対策>	第2編-213
1	他県（さらに遠県）への避難（移送）	
第9	災害時の要配慮者対策	第2編-214
○	基本方針	第2編-214
○	現況	第2編-214
○	具体的取組	第2編-216
	<予防・事前対策>	第2編-216
1	避難行動要支援者の安全対策	
2	要配慮者全般の安全対策	
3	社会福祉施設入所者等の安全対策	
	<応急対策>	第2編-225
1	避難行動要支援者等の避難支援	
2	避難生活における要配慮者支援	

3	社会福祉施設入所者等の安全確保	
4	外国人の安全確保	
第10	物資供給・輸送対策	第2編-231
○	基本方針	第2編-231
○	現況	第2編-231
○	具体的取組	第2編-233
	<予防・事前対策>	第2編-233
1	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	
2	緊急輸送体制の整備	
	<応急対策>	第2編-242
1	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	
2	緊急輸送	
第11	県民生活の早期再建	第2編-251
○	基本方針	第2編-251
○	具体的取組	第2編-252
	<予防・事前対策>	第2編-252
1	罹災証明書の発行体制の整備	
2	応急住宅対策	
3	動物愛護	
4	文教対策	
5	がれき処理等廃棄物対策	
6	被災中小企業支援	
	<応急対策>	第2編-258
1	災害救助法の適用	
2	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
3	がれき処理等廃棄物対策	
4	食品衛生監視	
5	動物愛護	
6	応急住宅対策	
7	文教対策	
	<復旧対策>	第2編-273
1	生活再建等の支援	
第3章	災害復興	第2編-290
○	基本方針	第2編-290
○	実施計画	第2編-290
第1	復興に関する事前の取組の推進	第2編-290
第2	復興対策本部の設置	第2編-290
第3	復興計画の策定	第2編-290

第4章 復興事業の実施	第2編-291
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	第2編-293
○ 基本方針	第2編-293
第1 趣旨	第2編-293
○ 実施計画	第2編-294
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	第2編-294
第2 地震発生後の対応	第2編-295
第5章 火山噴火降灰対策	第2編-296
第1 基本方針	第2編-296
第2 実施計画	第2編-296
○ 被害想定	第2編-296
○ 具体的取組	第2編-298
<予防・事前対策>	第2編-298
1 火山噴火に関する知識の普及	
2 事前対策の検討	
3 食料、水、生活必需品の備蓄	
<応急対策>	第2編-303
1 応急活動体制の確立	
2 情報の収集・伝達	
3 警備・交通規制	
4 避難所の開設・運営	
5 医療救護	
6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	
7 農業者への支援	
8 降灰の処理	
9 甚大な被害を受けた他都県の除灰処理支援	
10 広域一時滞在	
11 物価の安定、物資の安定供給	
<復旧対策>	第2編-309
1 継続災害への備え	
2 その他復旧対策	
第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応	第2編-310
第1 シビアコンディションを設定する目的	第2編-310
第2 シビアコンディションへの対応	第2編-310
第3 シビアコンディションの共有と取組の実施	第2編-310
① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～	第2編-311

② 支援者の犠牲はあってはならない	第 2 編-312
③ 火災から命を守る	第 2 編-313
④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇	第 2 編-314
⑤ その時、道路は通れない	第 2 編-315
⑥ 首都機能の麻痺	第 2 編-316
⑦ デマやチェーンメールは新たな災害	第 2 編-318
⑧ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応	第 2 編-319
⑨ 都心からの一斉帰宅は危険	第 2 編-320
⑩ 危険・不便な首都圏からの避難	第 2 編-321
⑪ 助かった命は守り通す	第 2 編-322
⑫ 食料が届かない	第 2 編-323
⑬ 災害の連鎖を防止せよ	第 2 編-324

第3編 風水害対策編

第1章 総則	第3編-1
第1節 本県における風水害の概況	第3編-1
第2節 施策の体系	第3編-5
第2章 施策ごとの具体的計画	第3編-7
第1 自助、共助による防災力の向上	第3編-7
○ 基本方針	第3編-7
○ 現況	第3編-7
○ 具体的取組	第3編-7
＜予防・事前対策＞	第3編-7
1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）	
2 自主防災組織の育成強化	
3 民間防火組織の育成強化	
4 消防団の活動体制の充実	
5 事業所等における防災組織等の整備	
6 ボランティア等の活動支援体制の整備	
7 地区防災計画の策定	
8 適切な避難行動に関する普及啓発	
＜応急対策＞	第3編-8
1 自助による応急対策の実施	
2 地域による応急対策の実施	
3 事業所による応急対策の実施	
4 ボランティアとの連携	
5 地域の安全確保への協力	
第2 災害に強いまちづくりの推進	第3編-9
○ 基本方針	第3編-9
○ 現況	第3編-9
○ 具体的取組	第3編-13
＜予防・事前対策＞	第3編-13
1 水害予防-治山	
2 水害予防-治水	
3 水害予防-地盤沈下	
4 水害予防-ため池	
5 土砂災害予防	
6 防災都市づくり	
＜応急対策＞	第3編-29

1 公共施設等の応急対策	
<復旧対策> -----	第3編-29
1 迅速な災害復旧	
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 -----	第3編-30
○ 基本方針 -----	第3編-30
○ 現況 -----	第3編-30
○ 具体的取組 -----	第3編-30
<予防・事前対策> -----	第3編-30
1 交通関連施設の安全確保	
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	
3 ライフラインの確保	
4 エネルギーの確保	
<応急対策> -----	第3編-30
1 道路ネットワークの確保	
2 交通規制	
3 交通施設の応急対策	
4 ライフライン施設の応急対策	
5 発災時のエネルギー供給機能の確保	
<復旧対策> -----	第3編-30
1 ライフライン施設の早期復旧	
第4 応急対応力の強化 -----	第3編-31
○ 基本方針 -----	第3編-31
○ 現況 -----	第3編-31
○ 具体的取組 -----	第3編-31
<予防・事前対策> -----	第3編-31
1 水防	
2 風防	
3 応急活動体制の整備	
4 防災活動拠点の整備	
5 警備体制の整備	
6 消防力の充実強化	
7 救急救助体制の整備	
8 相互応援の体制整備等	
<応急対策> -----	第3編-34
1 水防活動	
2 風防活動	
3 土砂災害防止	
4 応急活動体制の施行	
5 防災活動拠点の開設・運営	

6	応急措置	
7	警備活動	
8	消防活動	
9	自衛隊災害派遣	
10	応援要請	
11	応援の受入れ	
12	ヘリコプター運航調整	
第5	情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	第3編-41
○	基本方針	第3編-41
○	現況	第3編-41
○	具体的取組	第3編-41
<	予防・事前対策>	第3編-41
1	情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	
2	気象情報や避難情報の活用の周知	
<	応急対策>	第3編-42
1	特別警報・警報・注意報等の伝達	
2	県、警察本部及び市町村等における措置	
3	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	
4	異常な現象発見時の通報	
5	広聴広報活動	
第6	医療救護等対策	第3編-62
○	基本方針	第3編-62
○	現況	第3編-62
○	具体的取組	第3編-62
<	予防・事前対策>	第3編-62
1	医療救護体制の整備	
<	応急対策>	第3編-62
1	初動医療体制	
2	遺体の取扱い	
<	復旧対策>	第3編-62
1	防疫体制の確立	
2	遺体の埋・火葬	
第7	避難対策	第3編-63
○	基本方針	第3編-63
○	現況	第3編-63
○	具体的取組	第3編-64
<	予防・事前対策>	第3編-64
1	避難体制の整備	

<応急対策> -----	第3編-66
1 避難の実施	
2 避難所の開設・運営	
3 広域一時滞在	
<復旧対策> -----	第3編-72
1 他県（さらに遠県）への避難（移送）	
第8 災害時の要配慮者対策 -----	第3編-73
○ 基本方針 -----	第3編-73
○ 現況 -----	第3編-73
○ 具体的取組 -----	第3編-73
<予防・事前対策> -----	第3編-73
1 避難行動要支援者の安全対策	
2 要配慮者全般の安全対策	
3 社会福祉施設入所者等の安全対策	
<応急対策> -----	第3編-73
1 避難行動要支援者等の避難支援	
2 避難生活における要配慮者支援	
3 社会福祉施設入所者等の安全確保	
4 外国人の安全確保	
第9 物資供給・輸送対策 -----	第3編-74
○ 基本方針 -----	第3編-74
○ 現況 -----	第3編-74
○ 具体的取組 -----	第3編-74
<予防・事前対策> -----	第3編-74
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	
2 緊急輸送体制の整備	
<応急対策> -----	第3編-74
1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	
2 緊急輸送	
第10 県民生活の早期再建 -----	第3編-75
○ 基本方針 -----	第3編-75
○ 具体的取組 -----	第3編-75
<予防・事前対策> -----	第3編-75
1 罹災証明書の発行体制	
2 応急住宅対策	
3 動物愛護	
4 文教対策	
5 がれき処理等廃棄物対策	

6 被災中小企業支援	
<応急対策>	第3編-75
1 災害救助法の適用	
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
3 がれき処理等廃棄物対策	
4 食品衛生監視	
5 動物愛護	
6 応急住宅対策	
7 文教対策	
<復旧対策>	第3編-75
1 生活再建等の支援	
第11 竜巻等突風対策	第3編-76
○ 基本方針	第3編-76
○ 現況	第3編-76
○ 具体的取組	第3編-79
<予防・事前対策>	第3編-79
1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	
3 被害予防対策	
4 竜巻等突風対処体制の確立	
5 情報収集・伝達体制の整備	
6 適切な対処法の普及	
<応急対策>	第3編-84
1 情報伝達	
2 救助の適切な実施	
3 がれき処理	
4 避難所の開設・運営	
5 応急住宅対策	
6 道路の応急復旧	
<復旧対策>	第3編-88
1 被害認定の適切な実施	
2 被災者支援	
第3章 災害復興	第3編-91
○ 基本方針	第3編-91
○ 実施計画	第3編-91

第4章 大規模水害対策	第3編-92
第1 大規模水害に係る被害想定	第3編-92
第2 大規模水害の特徴	第3編-93
第3 基本方針	第3編-94
第4 具体的取組	第3編-94
1 適時・的確な避難の実現	
2 応急対応力の強化と重要機能の確保	
3 地域の大規模水害対応力の強化	
4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減	
5 防疫及び水害廃棄物処理対策	
第5章 雪害対策	第3編-101
第1 基本方針	第3編-101
第2 大雪災害の特徴	第3編-101
第3 実施計画	第3編-103
○ 具体的取組	第3編-103
<予防・事前対策>	第3編-103
1 県民が行う雪害対策	
2 情報通信体制の充実強化	
3 雪害における応急対応力の強化	
4 避難所の確保	
5 孤立予防対策	
6 建築物の雪害予防	
7 道路交通対策	
8 鉄道等交通対策	
9 ライフライン施設雪害予防	
10 農林水産業に係る雪害予防	
<応急対策>	第3編-112
1 応急活動体制の施行	
2 情報の収集・伝達・広報	
3 道路機能の確保	
4 警備・交通規制	
5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施	
6 避難所の開設・運営	
7 医療救護	
8 ライフラインの確保	
9 地域における除雪協力	
<復旧対策>	第3編-120

- 1 長期化する雪害への対応
- 2 農業復旧支援
- 3 その他復旧対策
- 4 生活再建等の支援

第4編 複合災害対策編

- 基本方針-----第4編-1
- 具体的取組-----第4編-2
- <予防・事前対策>-----第4編-2
 - 1 複合災害に関する防災知識の普及
 - 2 複合災害発生時の被害想定の実施
 - 3 防災施設の整備等
 - 4 非常時情報通信の整備
 - 5 避難対策
 - 6 災害医療体制の整備
 - 7 災害時の要配慮者対策
 - 8 緊急輸送体制の整備
- <応急対策>-----第4編-5
 - 1 情報の収集・伝達
 - 2 交通規制
 - 3 道路の修復
 - 4 避難所の再配置

第5編 広域応援編

- 基本方針-----第5編-1
- 想定災害と対象地域-----第5編-1
- 埼玉県の役割-----第5編-2
- 広域連携の枠組み-----第5編-3
- 広域応援のタイムテーブル-----第5編-6
- 初動シナリオ-----第5編-7
- 具体的取組-----第5編-8
- <事前対策>-----第5編-8
 - 1 広域応援体制の整備
 - 2 広域支援拠点の確保
 - 3 広域応援要員派遣体制の整備
 - 4 県外傷病者の受入体制の整備
 - 5 広域避難受入体制の整備
 - 6 県内被害の極小化による活動余力づくり

<応急対策> ----- 第5編-14

- 1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）
- 2 応援に必要な広域災害情報の収集
- 3 緊急消防援助隊の派遣
- 4 警察災害派遣隊の派遣
- 5 広域支援拠点の開設・運用
- 6 道路啓開支援
- 7 物資の調達・輸送応援
- 8 広域応援要員の派遣
- 9 医療救護班の県外派遣
- 10 後方医療機関における県外傷病者の受入れ
- 11 遺体処理支援
- 12 広域避難の支援
- 13 がれき処理支援
- 14 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

<復旧・復興対策> ----- 第5編-25

- 1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
- 2 ライフライン施設の復旧活動支援
- 3 遺体の埋・火葬支援
- 4 防疫対策支援
- 5 広域帰宅支援等
- 6 仮設工場・作業場の斡旋
- 7 災害復旧用資機材の提供
- 8 生活支援
- 9 首都機能の維持

第6編 事故災害対策編

第1節	火災対策計画 -----	第6編- 1
第1	火災予防 -----	第6編- 1
第2	消防活動 -----	第6編- 4
第3	大規模火災予防 -----	第6編- 6
第4	大規模火災対策 -----	第6編-10
第5	林野火災予防 -----	第6編-14
第6	林野火災対策 -----	第6編-17
第2節	危険物等災害対策計画 -----	第6編-22
第1	危険物等災害予防 -----	第6編-22
第2	危険物等災害応急対策 -----	第6編-23
第3	高圧ガス災害応急対策計画 -----	第6編-24
第4	火薬類災害応急対策計画 -----	第6編-24

第5	毒物・劇物災害応急対策計画	第6編-25
第6	サリン等による人身被害対策計画	第6編-25
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	第6編-29
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方	第6編-29
第2	予防対策	第6編-29
第3	応急・復旧対策	第6編-33
第4節	農林水産災害対策計画	第6編-43
第1	凍霜害予防	第6編-43
第2	農林水産災害対策	第6編-44
第5節	道路災害対策計画	第6編-47
第1	道路災害予防	第6編-47
第2	道路災害応急対策	第6編-49
第6節	鉄道事故・施設災害対策計画	第6編-54
第1	目標	第6編-54
第2	鉄道事故対策計画	第6編-54
第7節	航空機事故対策計画	第6編-57
第1	目標	第6編-57
第2	活動体制	第6編-57
第3	応急措置	第6編-57
第8節	電気通信設備災害対策計画	第6編-60
第1	目的	第6編-60
第2	災害予防計画	第6編-60
第3	災害発生時の対策	第6編-60
第4	社外機関との協調	第6編-60
第9節	電力施設応急対策計画	第6編-61
第1	目的	第6編-61
第2	防災体制	第6編-61
第3	対策組織の運営	第6編-63
第4	社外機関との協調	第6編-64
第5	災害予防に関する事項	第6編-65
第6	電力設備の災害予防措置に関する事項	第6編-65
第7	防災業務施設及び設備の整備	第6編-68
第8	災害対策用資機材等の確保及び整備	第6編-69
第9	電気事故の防止	第6編-70
第10	災害時における情報の収集、連絡	第6編-71
第11	非常時における広報	第6編-71
第12	要員の確保	第6編-72
第13	災害における復旧資材の確保	第6編-72
第14	災害時における電力の融通	第6編-72
第15	災害における危険予防措置	第6編-73
第16	災害時における自衛隊の派遣要請	第6編-73

第 17	災害時における応急工事	第 6 編-73
第 18	ダムの管理	第 6 編-73
第 19	津波警報等発表時の対応	第 6 編-74
第 20	災害復旧に関する事項	第 6 編-74
第 21	東京発電株式会社の対策計画	第 6 編-75
第 10 節	ガス施設防災業務計画	第 6 編-77
第 1	目的	第 6 編-77
第 2	基本構想	第 6 編-77
第 3	運用	第 6 編-77
第 4	防災体制の確立	第 6 編-77
第 5	災害予防に関する事項	第 6 編-79
第 6	災害応急対策に関する事項	第 6 編-82
第 7	災害復旧に関する事項	第 6 編-84
第 11 節	雪害予防計画	第 6 編-86
第 1	基本方針	第 6 編-86
第 2	実施計画	第 6 編-86
第 12 節	文化財災害対策計画	第 6 編-87
第 1	基本方針	第 6 編-87
第 2	実施計画	第 6 編-87

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

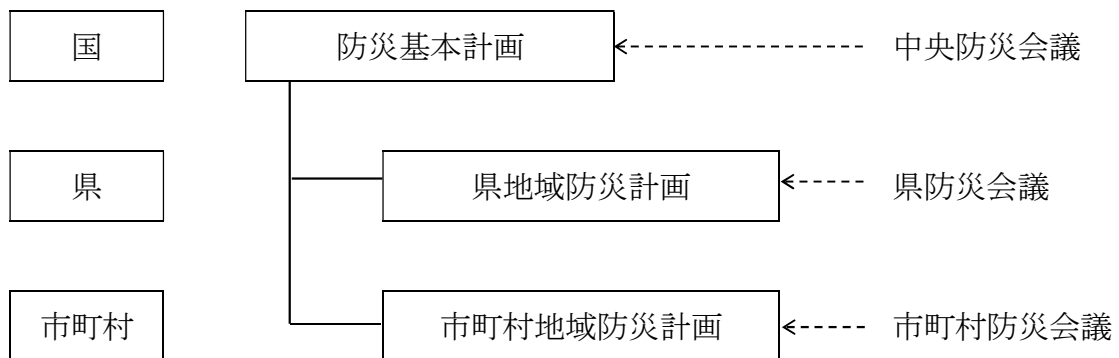
第1 趣旨

この計画は災害対策基本法第40条の規定及び防災基本計画に基づき、埼玉県の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議（以下「県防災会議」という。）が定めるものである。

第2 計画の策定及び修正

県防災会議は、県地域防災計画を作成し、及び毎年当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法で定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



1 令和5年3月修正の概要

令和4年6月に行われた防災基本計画の修正及び県の施策等を踏まえ、所要の修正を行った。

【主な修正項目】

- ・盛土による災害の防止に向けた対応
- ・安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ・適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
- ・災害対策本部設置基準の見直し

2 令和4年3月修正の概要

令和3年5月に行われた災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正等を踏まえ、所要の修正を行った。

【主な修正項目】

- ・避難勧告・避難指示の一本化等
- ・個別避難計画作成の努力義務化

- ・ 広域避難に関する事前の準備
- ・ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進
- ・ 避難行動の妨げとなる正常性バイアス等の理解の促進
- ・ 関係機関との連携強化と人材育成
- ・ 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を踏まえた災害対応力の強化
- ・ 県の組織改正に伴う修正

第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画をはじめとした多様な視点

県、市町村は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

3 広域的な視点

他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

県及び市町村、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（SIP4D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、県、市町村は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・ 計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映 |
|--|

県、市町村は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

また、県は、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する。

第4 計画の用語

本計画において、略して標記した用語の意味は次のとおりである。

- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 支部 | 埼玉県災害対策本部の支部 |
| 2 | 災対法 | 災害対策基本法 |
| 3 | 救助法 | 災害救助法 |
| 4 | 防災関係機関 | 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等 |
| 5 | 協定締結団体等 | 災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者 |

第2節 埼玉県の概況

第1 概況

埼玉県は関東平野の内部に位置する内陸県で、東経 138 度 42 分から 139 度 54 分、北緯 35 度 45 分から 36 度 17 分に位置する。

東西に約 103km、南北に約 52km、面積はおよそ 3,800 平方キロメートルで、山地面積がおよそ 3 分の 1、残りの 3 分の 2 を平地が占めている。この広さは国土の約 100 分の 1 に当たり、全都道府県のうち 39 番目の大きさである。

主な河川は、秩父山系を源とする荒川と、“坂東太郎”の異名を持つ利根川である。

気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風が吹く日が多いのが特徴である。風水害は比較的少ない一方、快晴日数が多く、暮らしやすい気候である。

地勢的には海岸線や火山がなく、土砂災害の発生件数も少ない。また、人工構造物にあっては地下街や石油コンビナートが存在しない等、潜在的な災害リスクが相対的に少ない状況にある。

【資料編 I-1-2-1】 埼玉県の概況

第2 本県における災害

本県で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。

1 自然災害

【気象災害】

・大雨災害

浸水害、土砂災害、洪水害

・その他の降雨災害

土壌浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）

・風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

・雪害

積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故）

・酷寒（気温低下）災害

凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）

・酷暑（気温上昇）災害

膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火災、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）

・霜害

農作物被害

・雹（ひょう）害

人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶

- ・ 雷害
人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損
- ・ 霧害
交通視界困難
- ・ 湿度害
疾病
- 【地変災害】
- ・ 地震災害
土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生
- ・ 火山災害
降灰

【資料編 I-1-2-2】 その他の気象災害

【資料編 II-1-1-3】 埼玉県における地震被害

2 人為災害（大規模事故）

本県で過去に生じた大規模事故は、火災及び列車事故となっている。

【資料編 I-1-2-3】 人為災害

第3節 埼玉県の防災対策の基本方針

県民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対応に当たっては県民の安心を確保するため、スピーディな判断と柔軟な発想で臨むこととする。

1 自助、共助の強化.

家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、県民の被害を最小化する。

2 広域的な応援・受援体制の整備.

7つの都県と県境を接する本県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側、さらに西日本から首都圏への玄関口となっている。

こうした地の利を生かし、本県は避難の受け皿や応援・受援の拠点として、国に協力して首都圏の復旧復興に取り組む。

3 災害の拡大・二次災害への備え.

首都圏は一体として様々な機能を分担している。首都直下地震発生時等によって、湾岸の石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害のおそれがある。

こうした方が一の事態に備え、県庁舎や災害拠点病院などの防災拠点の電源・燃料の多重化や、県外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進める。

第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

第1 県の役割

1 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 各部署の分掌事務

(1) 平時（予防・事前対策）

本計画の該当箇所欄 凡例

Ⅱ（第2編）-1（第1章）-1（第1）-予（予防・事前対策）-1（項目）

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
危機管理防災部	・危機管理・防災に関する総合調整	-
	・埼玉県防災会議	I-1-1
	<震災対策>	
	・防災に関する普及啓発活動	Ⅱ-2-1-予-1
	・自主防災組織の育成に係る市町村支援	Ⅱ-2-1-予-2
	・地域における防災リーダーの育成	Ⅱ-2-1-予-2
	・民間防火組織の育成強化	Ⅱ-2-1-予-3
	・消防団に関する普及啓発等	Ⅱ-2-1-予-4
	・市町村の消防団員募集の取組への支援	Ⅱ-2-1-予-4
	・市町村が企業等に対して行う取組への支援	Ⅱ-2-1-予-5
	・高圧ガス等の保安団体に対する助言・指導	Ⅱ-2-1-予-5
	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備	Ⅱ-2-1-予-6
	・「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の運用	Ⅱ-2-1-予-6
	・地区防災計画の策定に係る情報提供等	Ⅱ-2-1-予-7
	・正常性バイアス等に関する普及啓発	Ⅱ-2-1-予-8
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成	Ⅱ-2-2-予-1
	・ブロック塀倒壊防止対策の推進	Ⅱ-2-2-予-2
	・自動販売機の転倒防止対策の推進	Ⅱ-2-2-予-2
	・液化化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表	Ⅱ-2-2-予-6
	・出火防止対策の推進	Ⅱ-2-2-予-10
	・初期消火体制の充実	Ⅱ-2-2-予-10
	・危険物等関係施設の安全化	Ⅱ-2-2-予-10
	・自主防災組織等への資機材整備補助	Ⅱ-2-2-予-12
	・高圧ガス防災体制の整備	Ⅱ-2-3-予-3
	・災害時のエネルギー確保に向けた体制の整備	Ⅱ-2-3-予-4
	・災害対策本部体制の整備	Ⅱ-2-4-予-1
	・電源・非常用通信手段等の確保	Ⅱ-2-4-予-1
	・消防水利等の整備	Ⅱ-2-4-予-4
	・消防の広域化等の推進	Ⅱ-2-4-予-4
	・救急救助体制の整備	Ⅱ-2-4-予-5
・災害時広域医療搬送体制の整備	Ⅱ-2-4-予-5	
・都道府県相互応援体制の整備	Ⅱ-2-4-予-6	

・情報の処理・分析・加工・共有・伝達体制の整備	Ⅱ-2-5-予-1
・県防災行政無線の強化	Ⅱ-2-5-予-1
・震度情報ネットワークの整備	Ⅱ-2-5-予-1
・情報通信設備の安全対策の推進	Ⅱ-2-5-予-1
・災害情報のための電話の指定	Ⅱ-2-5-予-1
・ヘリコプター搬送計画の立案	Ⅱ-2-6-予-1
・帰宅困難者の一斉帰宅抑制の取組の推進	Ⅱ-2-7-予-1
・帰宅困難者に係る九都県市等の広域的取組の推進	Ⅱ-2-7-予-1
・災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充	Ⅱ-2-7-予-1
・帰宅支援道路の指定	Ⅱ-2-7-予-1
・帰宅困難者の一時滞在施設の確保	Ⅱ-2-7-予-1
・避難行動要支援者の安全対策	Ⅱ-2-9-予-1
・緊急通報システムの整備	Ⅱ-2-9-予-2
・県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整	Ⅱ-2-10-予-1
・防災用資機材の備蓄	Ⅱ-2-10-予-1
・自主防災組織への防災用資機材整備費助成	Ⅱ-2-10-予-1
・石油類燃料の調達確保	Ⅱ-2-10-予-1
・輸送施設・拠点の確保	Ⅱ-2-10-予-2
・輸送手段の確保	Ⅱ-2-10-予-2
・罹災証明書の発行体制の整備	Ⅱ-2-11-予-1
・応急仮設住宅適地調査の取りまとめ	Ⅱ-2-11-予-2
<火山噴火降灰対策>	
・火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発	Ⅱ-5-2-予-1
・火山情報の種類と発表基準の周知	Ⅱ-5-2-予-1
・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知	Ⅱ-5-2-予-1
・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄の促進	Ⅱ-5-2-予-3
<風水害対策>	
・適切な避難行動に関する普及・啓発	Ⅱ-2-1-予-8
・盛土による災害の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
・気象情報や避難情報の活用の周知	Ⅲ-2-5-予-1
・発災前の避難決定及び住民への情報提供	Ⅲ-2-7-予-1
・竜巻や対処方法に関する知識の普及	Ⅲ-2-11-予-1
・竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの普及	Ⅲ-2-11-予-2
・竜巻被害の予防対策の普及	Ⅲ-2-11-予-3
・竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整	Ⅲ-2-11-予-4
・竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の県民等への伝達体制の整備	Ⅲ-2-11-予-5
・竜巻等突風の通報制度の検討	Ⅲ-2-11-予-5
・竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の県民等への普及	Ⅲ-2-11-予-6
・竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有	Ⅲ-2-11-予-6
・浸水が予想される地域の脆弱性と避難分析	Ⅲ-4-4-1
・大規模水害リスクに関する情報の普及啓発	Ⅲ-4-4-1
・避難に係る情報発信	Ⅲ-4-4-1
・広域的な避難指針等の策定	Ⅲ-4-4-1
・応急対応力の強化	Ⅲ-4-4-2
・自主防災組織の育成強化	Ⅲ-4-4-3
・土地利用誘導による被害軽減	Ⅲ-4-4-4
<雪害対策>	

	・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄の奨励	Ⅲ-5-3-予-1
	・県民が担うべき雪害対策の重要性の啓発	Ⅲ-5-3-予-1
	・県民、企業との協力体制の確立	Ⅲ-5-3-予-1
	・気象情報等の収集・伝達体制の整備	Ⅲ-5-3-予-2
	・県民への伝達及び事前の周知	Ⅲ-5-3-予-2
	・被災市町村や防災関係機関との情報共有	Ⅲ-5-3-予-2
	・大雪対応事前行動計画(埼玉版タイムライン)の作成・共有	Ⅲ-5-3-予-3
	・孤立集落が必要とする支援の想定	Ⅲ-5-3-予-5
	・長期孤立を想定した備蓄の奨励	Ⅲ-5-3-予-5
	・道路交通対策に係る関係機関の連携強化	Ⅲ-5-3-予-7
	<広域応援>	
	・関係機関・団体等との平常時からの連携	V-事-1
	・九都県市合同防災訓練等の実施	V-事-1
	・物資供給体制の整備	V-事-1
	・災害対策本部体制の強化	V-事-1
	・連絡員の派遣体制の整備	V-事-1
	・広域支援拠点の確保	V-事-3
	・広域支援拠点の情報の共有	V-事-3
	・広域応援要員の派遣体制の整備	V-事-3
	・広域避難者の避難所利用に関する調整	V-事-5
	・県民への普及啓発	V-事-6
	・自主防災組織の育成	V-事-6
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	V-事-6
	・事業者等による事業継続の取組の促進	V-事-6
企画財政部	・地域振興センター(災害対策本部支部)の防災体制の整備	I-2-2
	<震災対策>	
	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進	Ⅱ-2-2-予-1
	・交通事業者の取組に対する支援	Ⅱ-2-3-予-1
	<風水害対策>	
	・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進	Ⅲ-4-4-4
総務部	<震災対策>	
	・私立学校等の防災対策等	Ⅱ-2-1-予-5
	・庁舎の耐震化の推進	Ⅱ-2-2-予-2
	・私立学校における帰宅困難者対策の推進・促進	Ⅱ-2-7-予-1
	・私立学校の避難計画策定に関する助言	Ⅱ-2-8-予-1
	・私立学校における応急教育に関する計画の策定等	Ⅱ-2-11-予-4
県民生活部	・男女共同参画の視点からの防災対策の推進	I-1-1-3
	<震災対策>	
	・自主防犯組織の育成に係る市町村支援	Ⅱ-2-1-予-2
	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備	Ⅱ-2-1-予-6
	・要配慮者(外国人)の安全確保	Ⅱ-2-9-予-2
環境部	<震災対策>	
	・緑地の保全	Ⅱ-2-2-予-5
	・廃棄物処理施設の耐震性の確保	Ⅱ-2-3-予-3
	・再生可能エネルギー等の導入促進	Ⅱ-2-3-予-4
	・がれき処理等廃棄物対策	Ⅱ-2-11-予-5
	<風水害対策>	
	・地下水の採取規制	Ⅲ-2-2-予-3
	・地盤沈下監視調査の実施	Ⅲ-2-2-予-3

	・盛土による災害の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・市町村の廃棄物処理体制等の整備の支援	Ⅲ-4-4-5
福祉部	<震災対策>	
	・社会福祉施設等の防災対策等	Ⅱ-2-1-予-5
	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備	Ⅱ-2-1-予-6
	・避難行動要支援者の安全対策	Ⅱ-2-9-予-1
	・要配慮者の安全確保	Ⅱ-2-9-予-2
	<風水害対策>	
	・入院患者等の広域受入体制の確保	Ⅲ-4-4-1
保健医療部	<広域応援>	
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	V-事-6
保健医療部	<震災対策>	
	・病院等の防災対策等	Ⅱ-2-1-予-5
	・災害時動物救護活動ボランティアによる被災動物の適正な飼養管理の支援	Ⅱ-2-1-予-6
	・毒物劇物取扱施設の安全化	Ⅱ-2-2-予-10
	・災害時広域医療搬送体制の整備	Ⅱ-2-4-予-5
	・初期医療体制の整備	Ⅱ-2-6-予-1
	・腎臓透析等の慢性疾患への対応マニュアルの整備	Ⅱ-2-6-予-1
	・災害拠点病院の指定	Ⅱ-2-6-予-1
	・災害時連携病院の指定	Ⅱ-2-6-予-1
	・医薬品等の供給体制の整備	Ⅱ-2-6-予-1
	・相互応援協定による広域医療協力体制の確立	Ⅱ-2-6-予-1
	・ヘリコプター搬送計画の立案	Ⅱ-2-6-予-1
	・災害時広域医療搬送体制の整備	Ⅱ-2-6-予-1
	・遺体収容所の選定に係る衛生管理運営等の指導	Ⅱ-2-6-予-2
	・埋火葬資材の確保に係る市町村への支援	Ⅱ-2-6-予-2
	・遺体の火葬に関する広域連携体制の構築	Ⅱ-2-6-予-2
	・避難行動要支援者の安全対策	Ⅱ-2-9-予-1
	・要配慮者の安全確保	Ⅱ-2-9-予-2
	・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）	Ⅱ-2-10-予-1
	・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ）	Ⅱ-2-11-予-3
	<風水害対策>	
	・入院患者等の広域受入体制の確保	Ⅲ-4-4-1
	・防疫作業の実施	Ⅲ-4-4-5
<広域応援>		
・広域応援要員の派遣体制の整備	V-事-3	
・県外からの傷病者の受入に係る体制の整備	V-事-4	
・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	V-事-6	
産業労働部	<震災対策>	
	・企業の事業継続に向けた取組への支援	Ⅱ-2-1-予-5
	・企業活動のバックアップ拠点の立地促進	Ⅱ-2-1-予-5
	・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達）	Ⅱ-2-10-予-1
	<広域応援>	
・事業者等による事業継続の取組の促進	V-事-6	
農林部	<震災対策>	
	・農地の保全	Ⅱ-2-2-予-5
	・土砂災害警戒区域の防災対策の推進	Ⅱ-2-2-予-8
	・ため池の震災予防対策の推進	Ⅱ-2-2-予-9

	・林道のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進	Ⅱ-2-2-予-12
	・食料の供給体制の整備（備蓄、調達）	Ⅱ-2-10-予-1
	<風水害対策>	
	・保安林等の指定	Ⅲ-2-2-予-1
	・治山施策の総合的な推進	Ⅲ-2-2-予-1
	・ため池の水害予防対策	Ⅲ-2-2-予-4
	・盛土による災害の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・地すべりの予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・山地災害の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・農作物における耐風対策	Ⅲ-2-11-予-3
	・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進	Ⅲ-4-4-4
	<雪害対策>	
	・農産物等への被害軽減対策	Ⅲ-5-3-予-10
県土整備部	<震災対策>	
	・彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動の支援	Ⅱ-2-1-予-6
	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	Ⅱ-2-2-予-1
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進	Ⅱ-2-2-予-1
	・広幅員道路の整備	Ⅱ-2-2-予-5
	・液状化対策工法の普及	Ⅱ-2-2-予-6
	・耐震診断及び耐震強化対策の実施	Ⅱ-2-2-予-6
	・土砂災害警戒区域の防災対策の推進	Ⅱ-2-2-予-8
	・河川の震災予防対策の推進	Ⅱ-2-2-予-9
	・ダムの震災予防対策の推進	Ⅱ-2-2-予-9
	・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進	Ⅱ-2-2-予-12
	・道路閉塞した路線の代替道路の整備促進	Ⅱ-2-2-予-12
	・道路整備の推進	Ⅱ-2-3-予-1
	・橋梁の耐震化の推進	Ⅱ-2-3-予-1
	・緊急輸送道路の指定	Ⅱ-2-3-予-2
	・道路網の整備	Ⅱ-2-3-予-2
	・緊急輸送道路上の橋梁の耐震強化	Ⅱ-2-3-予-2
	・応急復旧資機材の整備	Ⅱ-2-3-予-2
	・共同溝、電線共同溝の整備推進	Ⅱ-2-3-予-3
	<風水害対策>	
	・治水施設の整備	Ⅲ-2-2-予-2
	・総合治水対策の推進	Ⅲ-2-2-予-2
	・水防法に基づく浸水想定区域の指定等	Ⅲ-2-2-予-2
	・土砂災害警戒区域等の指定	Ⅲ-2-2-予-5
	・土石流の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・地すべりの予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・がけ崩れの予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・盛土による災害の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・水防体制の確立	Ⅲ-2-4-予-1
	・風防体制の確立	Ⅲ-2-4-予-2
	・発災前の避難決定及び住民への情報提供	Ⅲ-2-7-予-1
	・浸水が予想される地域の脆弱性と避難分析	Ⅲ-4-4-1
	・大規模水害リスクに関する情報の普及啓発	Ⅲ-4-4-1
	・避難に係る情報発信	Ⅲ-4-4-1

	・広域的な避難指針等の策定	Ⅲ-4-4-1
	・排水施設の耐水性の強化	Ⅲ-4-4-2
	・水防団の育成強化	Ⅲ-4-4-3
	・総合治水対策の推進	Ⅲ-4-4-4
	・排水対策の強化	Ⅲ-4-4-4
	<雪害対策>	
	・被災市町村や防災関係機関との情報共有	Ⅲ-5-3-予-2
	・道路交通の確保	Ⅲ-5-3-予-7
	・道路交通対策に係る関係機関の連携強化	Ⅲ-5-3-予-7
	<広域応援>	
	・広域支援拠点の確保	V-事-3
	・広域応援要員の派遣体制の整備	V-事-3
	・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	V-事-6
都市整備部	<震災対策>	
	・ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録	Ⅱ-2-1-予-6
	・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進	Ⅱ-2-2-予-1
	・計画的な市街地整備の推進	Ⅱ-2-2-予-1
	・市町村の「都市における震災の予防に関する計画（防災都市づくり計画）」の策定支援	Ⅱ-2-2-予-1
	・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	Ⅱ-2-2-予-1
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進	Ⅱ-2-2-予-1
	・耐震改修促進計画の策定	Ⅱ-2-2-予-2
	・耐震診断及び耐震改修の促進	Ⅱ-2-2-予-2
	・高層建築物の防災対策の推進	Ⅱ-2-2-予-2
	・ブロック塀の倒壊防止対策	Ⅱ-2-2-予-2
	・空き家対策に関する市町村の支援等	Ⅱ-2-2-予-3
	・防火地域・準防火地域の指定の促進	Ⅱ-2-2-予-4
	・建築物の防火の推進	Ⅱ-2-2-予-4
	・公園の整備	Ⅱ-2-2-予-5
	・広幅員道路の整備	Ⅱ-2-2-予-5
	・液状化対策工法の普及	Ⅱ-2-2-予-6
	・宅地造成地における防災対策の推進	Ⅱ-2-2-予-7
	・被災建築物応急危険度判定体制等の整備	Ⅱ-2-2-予-11
	・緊急輸送道路沿線地域の不燃化	Ⅱ-2-3-予-2
	・緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化	Ⅱ-2-3-予-2
	・共同溝、電線共同溝の整備推進	Ⅱ-2-3-予-3
	・要配慮者を考慮した防災基盤整備の促進	Ⅱ-2-9-予-2
	・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し市町村が行う指導・相談の支援体制の整備	Ⅱ-2-11-予-2
	・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等実施体制の整備	Ⅱ-2-11-予-2
	・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発	Ⅱ-2-11-予-2
	・応急仮設住宅の供給体制の整備	Ⅱ-2-11-予-2
	・応急仮設住宅の適地調査の要領の作成、取りまとめ	Ⅱ-2-11-予-2
	<風水害対策>	
	・盛土による災害の予防対策	Ⅲ-2-2-予-5
	・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進	Ⅲ-4-3-4

	<広域応援> ・広域応援要員の派遣体制の整備 ・広域避難受入体制の整備 ・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	V-事-3 V-事-5 V-事-7
会計管理者	<震災対策> ・輸送手段の確保	II-2-10-予-2
企業局	<震災対策> ・ダムの震災予防対策の推進	II-2-2-予-9
	・上水道施設の震災予防対策	II-2-3-予-3
	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定	II-2-10-予-1
	・緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画の策定	II-2-10-予-1
	<風水害対策> ・代替水の供給	III-2-2-予-3
下水道局	<震災対策> ・社会資本の長寿命化計画の策定・実施	II-2-2-予-1
	・緊急輸送道路にある下水道のマンホール対策	II-2-3-予-2
	・下水道施設の耐震性の確保	II-2-3-予-3
	<広域応援> ・防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	V-事-6
教育局	<震災対策> ・公立学校等の防災対策等	II-2-1-予-5
	・地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進	II-2-2-予-1
	・公立学校における帰宅困難者対策の推進・促進	II-2-7-予-1
	・公立学校等の避難計画	II-2-8-予-1
	・県立高校等における耐震性貯水槽の整備	II-2-10-予-1
	・応急教育に関する計画の策定等	II-2-11-予-4
警察本部	<震災対策> ・災害警備体制の確立	II-2-4-予-3
関係各部署	<震災対策> ・防災活動のための公共用地の有効活用	II-2-2-予-1
	・耐震診断及び耐震改修の実施	II-2-2-予-2
	・業務継続計画（BCP）の策定及び推進	II-2-4-予-1
	・電源・非常用通信手段等の確保	II-2-4-予-1
	・情報システムのデータのバックアップ対策	II-2-4-予-1
	・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底	II-2-4-予-1
	・応急対応、復旧復興のための人材の確保	II-2-4-予-1
	・防災活動拠点の整備	II-2-4-予-2
	・専門的技術職員による相互応援体制の整備	II-2-4-予-6
	・応援受入体制の整備	II-2-4-予-6
	・情報の収集・共有・伝達体制の整備	II-2-5-予-1
	・情報通信設備の安全対策の推進	II-2-5-予-1
	<火山噴火降灰対策> ・県民の安全、健康管理等	II-5-2-予-2
	・降灰による空調機器等への影響	II-5-2-予-2
	・視界不良時の交通安全確保	II-5-2-予-2
	・農産物等への被害軽減対策	II-5-2-予-2
	・上下水道施設への影響の軽減対策	II-5-2-予-2
	・降灰処理	II-5-2-予-2
	<風水害対策> ・倒木等による電力供給・通信網への支障を防止するための	III-2-3-予-3

	電力・電気通信事業者との連携	
	<雪害対策>	
	・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化	Ⅲ-5-3-予-3
	・地域コミュニティによる支援機能の強化	Ⅲ-5-3-予-5
	・雪害から建築物被害を軽減させるための措置	Ⅲ-5-3-予-6
	<広域応援>	
	・広域応援要員の派遣体制の整備	V-事-3

(2) 災害発生時（応急対策、復旧・復興対策）

大規模災害発生時には、災害対策本部を設置し、下記の各部及び支部が災害対応に当たる。

災害対策本部の体制は、「第2節 防災体制 第1-1 県災害対策本部の機構及び組織（第1編-34ページ）」のとおりである。

なお、災害対策本部を設置しない災害においては、非常体制に準じた配備を行い、迅速かつ必要十分な対応を実施する。

○ 各部の組織及び主な分担事務

部名 構成課等	部長	副部長	主な分担事務
統括部 危機管理課、消防課、 災害対策課、化学保安 課、知事室長、報道長 、統括参事、秘書課、 広報課	危機管理防災 部長	危機管理防災 部副部長 報道長 県民生活部県 民スポーツ文 化局長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等に関する情報の収集に関する事 と ・災害対策本部の設置、運営に関する事 と ・国からの指示及び国への要請並びに連 絡調整に関する事 ・他の都道府県への要請及び連絡調整に 関する事 ・各部間等の災害対策の調整に関する事 と ・市町村への指示及び要請並びに連絡調 整に関する事 ・指定公共機関、指定地方公共機関への 要請及び連絡調整に関する事 ・報道に関する事 ・災害等に関する広報全般に関する事 ・インターネットによる情報発信に関す ること ・災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含 む）に関する事 ・被災者生活再建支援法、県・市町村被 災者安心支援制度に関する事 ・帰宅困難者対策に関する事 ・物流オペレーションに関する事 ・救助実施市との災害救助資源（医療救 急部及び住宅対策部において所掌するも のを除く）の配分及び供給に関する事

<p>渉外財政部</p> <p>企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、地域政策課、市町村課、土地水政策課</p>	<p>企画財政部長</p>	<p>企画財政部 政策・財務局長 企画財政部 行政・デジタル改革局長 企画財政部 地域経営局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国への要望に関する事 ・全国知事会及び関東地方知事会に関する事 ・災害等対策予算に関する事 ・義援金等の受入に関する事 ・復興対策本部の設置、運営に関する事 ・その他渉外財政に関する事
<p>総務部</p> <p>人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、税務課、個人県民税対策課、管財課、統計課、総務事務センター、行政監察幹、情報システム戦略課、営繕課（県営住宅建築担当は除く）、設備課（県営住宅設備担当は除く）</p>	<p>総務部長</p>	<p>総務部人財政策局長 総務部税務局長 都市整備部副部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康等に関する事 ・税の徴収猶予・減免措置に関する事 ・私立学校の災害対策に関する事 ・庁舎の維持管理に関する事 ・県有施設の応急復旧に関する事
<p>県民安全部</p> <p>県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、スポーツ振興課、消費生活課、防犯・交通安全課</p>	<p>県民生活部長</p>	<p>県民生活部県民スポーツ文化局長 県民生活部県民共生活局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集、提供に関する事 ・災害情報相談センターの設置運営に関する事 ・生活関連物資等の価格の安定措置に関する事 ・ボランティアの総合調整に関する事
<p>農林対策部</p> <p>農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、秩父農林振興センター</p>	<p>農林部長</p>	<p>農林部副部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、林地、農林水産業用施設等の災害対策に関する事 ・被災農林水産業者の支援に関する事 ・物流オペレーションの支援（主に食料の要請受付、調達、配分）に関する事
<p>給水部</p> <p>企業局総務課、企業局財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課、工事検査員、生活衛生課（保健医療部水道担当）</p>	<p>企業局長</p>	<p>管理部長 水道部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保、供給に関する事
<p>産業対策部</p> <p>産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、次世代産業幹、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業</p>	<p>産業労働部長</p>	<p>産業労働部副部長 産業労働部雇用労働局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業及び被災勤労者の融資に関する事 ・災害離職者の早期再就職の促進に関する事 ・物流オペレーションの支援（主に生活必需品の要請受付、調達、配分）に関する事

第1編 総則 第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

人材育成課			
環境対策部 環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課	環境部長	環境部副部長 環境部環境未来局長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等による廃棄物の処理に関する事 ・水質汚濁対策に関する事 ・その他環境保全対策に関する事
救援福祉部 福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課	福祉部長	福祉部副部長 福祉部地域包括ケア局長 福祉部少子化対策局長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアに関する事 ・災害時等の要配慮者対策に関する事 ・各種福祉施設の応急対策に関する事 ・社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・各部局が開設する避難所の運営の支援に関する事 ・その他救援に関する事
医療救急部 保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、業務課	保健医療部長	保健医療部副部長 保健医療部食品安全局長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・助産に関する事 ・保健医療調整本部の設置に関する事 ・医療救護班の編成、派遣に関する事 ・医薬品等の確保、供給に関する事 ・防疫・保健衛生に関する事 ・埋・火葬の調整に関する事 ・飲料水、食料の衛生管理に関する事 ・動物愛護、猛獣対策に関する事 ・（地独）埼玉県立病院機構、日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 ・県立病院における医療に関する事 ・救助実施市との災害救助資源（医療、助産及び埋葬）の配分及び供給に関する事 ・その他医療に関する事
応急復旧部 県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課、収用委員会事務局	県土整備部長	県土整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の応急対策に関する事 ・緊急輸送道路等の啓開に関する事 ・河川の応急対策に関する事 ・水防活動に関する事 ・土砂災害防止に関する事 ・ダム及び砂防施設等の応急対策に関する事 ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請に関する事 ・直轄管理施設との情報共有に関する事 ・公共土木施設の災害復旧に関する事

			<ul style="list-style-type: none"> ・その他応急復旧に関すること
<p>住宅対策部</p> <p>都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課（県営住宅建築担当に限る）、設備課（県営住宅設備担当に限る）</p>	都市整備部長	都市整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急住宅の供給に関すること ・被災建築物応急危険度判定に関すること ・被災住宅における応急修理及び障害物除去支援に関すること ・公園の利用に関すること ・区画整理事業の応急対策に関すること ・密集市街地の改善及び拡大の防止に関すること ・被災宅地危険度判定に関すること ・市街地復興に関すること ・救助実施市との災害救助資源（主に応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去）の配分及び供給に関すること ・その他住宅対策に関すること
<p>下水道対策部</p> <p>下水道局下水道管理課、下水道事業課</p>	下水道局長	下水道管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の応急対策に関すること
<p>輸送部</p> <p>出納総務課、会計管理課、入札課、入札審査課、交通政策課</p>	会計管理者	契約局長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の輸送に関すること ・輸送事業者との連絡調整に関すること ・輸送手段、燃料に関すること ・交通情報に関すること ・物流オペレーションの支援（主に救援物資の輸送）に関すること
<p>文教部</p> <p>教育局総務課、教育政策課、教育局財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課</p>	副教育長	<p>教育局教育総務部長</p> <p>教育局県立学校部長</p> <p>教育局市町村支援部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること ・応急教育の実施に関すること ・学用品の確保、調達に関すること ・授業料の減免措置に関すること ・文化財の保護に関すること ・県立学校施設の応急復旧に関すること ・その他教育に関すること
<p>議会部</p> <p>議会事務局秘書課、議会事務局総務課、議事課、政策調査課、図書室</p>	議会事務局長	議会事務局副事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること
<p>応援部</p>	人事委員会事	監査事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・物流オペレーションの支援（主に義援

人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局	務局長	労働委員会事務局長	物資の対応) に関すること ・他の部の応援に関すること
警察本部 警察本部各所属	警察本部長	警備部長	・災害警備活動に関すること
各部共通	関係各部局長	関係各部局	・国及び県外自治体等からの応援の受入れに関すること ・災害時応援協定締結事業者への支援要請等に関すること(所管する協定に限る)

○ 支部の設置場所、担当区域

支部名	設置場所	担当区域
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市
朝霞支部	南西部地域振興 センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷市 吉川市 松伏町
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩山町 毛呂山町 越生町 東秩父村
所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市
行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓮田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町
熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町

○ 各部の分掌事務

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
統括部	<震災対策>	
	・危険物施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達	Ⅱ-2-3-応-1
	・高圧ガス製造施設応急対策(地震発生直後)の実施	Ⅱ-2-3-応-4
	・防災拠点施設等へのエネルギー供給継続のための調整の実施	Ⅱ-2-3-応-5
	・ライフラインの復旧作業を円滑に進めるための調整の実施	Ⅱ-2-3-復-1
	・物資支援の準備	Ⅱ-2-4-応-1
	・電源車、発電機の配備状況のリスト化	Ⅱ-2-4-応-1
	・市町村の行政機能の確保状況の把握	Ⅱ-2-4-応-2

・防災活動拠点の開設・運営	Ⅱ-2-4-応-3
・防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査（偵察）出場	Ⅱ-2-4-応-6
・消防応援出動の指示	Ⅱ-2-4-応-6
・緊急消防援助隊の要請	Ⅱ-2-2-応-6
・知事による災害派遣要請の実施	Ⅱ-2-4-応-7
・自衛隊との連絡調整	Ⅱ-2-4-応-7
・自衛隊災害派遣部隊の受入体制の確保	Ⅱ-2-4-応-7
・放送機関に対する放送要請	Ⅱ-2-4-応-8
・防災関係機関への応援要請	Ⅱ-2-4-応-8
・市町村からの応援要請に基づく関係機関への応援要請	Ⅱ-2-4-応-8
・消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請	Ⅱ-2-4-応-8
・他地方公共団体への応援要請	Ⅱ-2-4-応-8
・ヘリコプターの運航調整の実施	Ⅱ-2-4-応-10
・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理	Ⅱ-2-4-応-10
・災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達の実施	Ⅱ-2-5-応-1
・安否不明者等の氏名等公表	Ⅱ-2-5-応-1
・災害広報資料の収集	Ⅱ-2-5-応-2
・広報センターの設置	Ⅱ-2-5-応-2
・報道機関への発表	Ⅱ-2-5-応-2
・広報の実施	Ⅱ-2-5-応-2
・帰宅困難者・要配慮者への広報	Ⅱ-2-5-応-2
・埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の出動の指示又は要請の実施	Ⅱ-2-6-応-1
・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配	Ⅱ-2-6-応-1
・搬送用車両の手配・配車	Ⅱ-2-6-応-1
・帰宅困難者に対する情報の提供・広報の実施	Ⅱ-2-7-応-1
・帰宅困難者へ一時滞在施設開設等の情報提供	Ⅱ-2-7-応-2
・一時滞在施設における帰宅困難者用飲料水・食料の調達	Ⅱ-2-7-応-2
・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請	Ⅱ-2-7-復-1
・市町村からの要請に基づく避難所への職員の派遣	Ⅱ-2-8-応-2
・他の市町村への広域一時避難に係る市町村間調整	Ⅱ-2-8-応-3
・都道府県外広域避難に関する他都道府県との協議	Ⅱ-2-8-応-3
・広域一時避難に係る市町村からの要請に基づく職員の派遣	Ⅱ-2-8-応-3
・広域一時避難に係る市町村への職員派遣指示	Ⅱ-2-8-応-3
・他の市町村への広域一時滞在に係る市町村間調整	Ⅱ-2-8-応-4
・都道府県外広域滞在に関する他都道府県との協議	Ⅱ-2-8-応-4
・広域一時滞在に係る市町村からの要請に基づく職員の派遣	Ⅱ-2-8-応-4
・広域一時滞在に係る市町村への職員派遣指示	Ⅱ-2-8-応-4
・遠県への広域滞在に関する他都道府県との調整	Ⅱ-2-8-復-1
・避難行動要支援者等の避難支援	Ⅱ-2-9-応-1
・救援物資管理システムの運用（物流オペレーションチームの編成）	Ⅱ-2-10-応-1
・食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、市町村への供給	Ⅱ-2-10-応-1
・市町村が行う炊き出しへの支援	Ⅱ-2-10-応-1
・緊急通行車両の確認	Ⅱ-2-10-応-2
・災害救助法適用の告示	Ⅱ-2-11-応-1
・応急救助の実施	Ⅱ-2-11-応-1
・住家被害調査等に係る市町村への支援	Ⅱ-2-11-応-2
・義援（見舞）金、支援物資等の受付	Ⅱ-2-11-復-1
・支援物資の仕分け	Ⅱ-2-11-復-1

・支援物資の輸送	Ⅱ-2-11-復-1
・義援金、義援物資等の市町村に対する配分	Ⅱ-2-11-復-1
・被災者生活再建支援制度、県・市町村安心支援制度の運用	Ⅱ-2-11-復-1
・災害援護資金の貸付	Ⅱ-2-11-復-1
・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	Ⅱ-4-1
<火山噴火降灰対策>	
・降灰に伴う災害応急対策の実施	Ⅱ-5-2-応-1
・降灰に伴う災害対策本部等の設置	Ⅱ-5-2-応-1
・降灰情報の収集・伝達	Ⅱ-5-2-応-2
・火山噴火に伴う広域一時滞在の調整、受入れ	Ⅱ-5-2-応-10
・物価の安定、物資の安定供給	Ⅱ-5-2-応-11
<風水害対策>	
・土砂災害情報の収集・伝達	Ⅲ-2-4-応-3
・二次災害の防止	Ⅲ-2-4-応-3
・気象特別警報・警報・注意報の伝達	Ⅲ-2-5-応-1
・気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領	Ⅲ-2-5-応-2
・避難指示等に関する市町村長への助言	Ⅲ-2-7-応-1
・防災情報メール等を活用した竜巻等突風の情報の伝達	Ⅲ-2-11-応-1
・市町村からの要請に基づく職員の派遣	Ⅲ-2-11-応-4
<雪害対策>	
・災害応急対策の実施	Ⅲ-5-3-応-1
・災害対策本部又は災害即応室の設置	Ⅲ-5-3-応-1
・初動期の人員確保	Ⅲ-5-3-応-1
・災害対策緊急要員の増員	Ⅲ-5-3-応-1
・積雪に関する被害情報の収集・伝達	Ⅲ-5-3-応-2
・県民への情報発信	Ⅲ-5-3-応-2
・積雪に伴う執るべき行動の周知	Ⅲ-5-3-応-2
・被災市町村等との情報共有機能の強化	Ⅲ-5-3-応-2
・除雪の応援調整	Ⅲ-5-3-応-3
・なだれ事故に対する応急対策	Ⅲ-5-3-応-5
・ヘリコプター等による救出・救助	Ⅲ-5-3-応-5
・孤立地区の応急対策	Ⅲ-5-3-応-5
・ライフライン事業者の復旧作業の支援	Ⅲ-5-3-応-8
・関係機関の調整	Ⅲ-5-3-応-8
・なだれ対策の実施	Ⅲ-5-3-復-1
<複合災害対策>	
・情報の収集・伝達	Ⅳ-応-1
・避難所の再配置	Ⅳ-応-4
<広域応援>	
・後方応援本部（仮称）の設置	V-応-1
・被災状況等の情報収集	V-応-2
・緊急消防援助隊の派遣	V-応-3
・広域支援拠点の選定	V-応-5
・広域支援拠点の開設・運用	V-応-5
・備蓄物資の提供	V-応-7
・物資の調達・提供	V-応-7
・応援要員派遣	V-応-8
・受入後方医療機関の指定	V-応-9
・後方医療機関との傷病者受入の調整	V-応-9
・搬送手段の確保・調整	V-応-9

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災都県との避難者の受入調整 ・避難者の移送に係る調整 ・県有施設における避難者の受入れ ・遠県への避難に係る他県との調整 ・市町村からの要請に基づく職員の派遣 ・被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受入れに係る市町村との調整の実施 	<p>V-応-11</p> <p>V-応-11</p> <p>V-応-11</p> <p>V-応-11</p> <p>V-応-11</p> <p>V-応-13</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施 ・ライフライン事業者の復旧応援作業の総合調整 ・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請 ・災害復旧用資機材の調達 ・県内の国の機関との連携体制の構築 ・さいたま新都心周辺における執務体制樹立への協力 ・政府（緊急災害対策本部）との連絡調整 ・政府の活動スペースの確保 ・政府関係職員の住宅など、生活環境の確保 	<p>V-復-1</p> <p>V-復-2</p> <p>V-復-5</p> <p>V-復-7</p> <p>V-復-9</p> <p>V-復-9</p> <p>V-復-9</p> <p>V-復-9</p> <p>V-復-9</p>
物流オペレーションチーム (統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、物流事業者)	<p><震災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設における帰宅困難者用飲料水・食料の調達 ・食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、市町村への供給 ・食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村への緊急輸送 ・医薬品等の輸送支援 ・義援物資の受付・仕分・保管 	<p>II-2-7-応-2</p> <p>II-2-10-応-1</p> <p>II-2-10-応-2</p> <p>II-2-10-応-2</p> <p>II-2-11-復-1</p>
渉外財政部 (企画財政部)	<p><震災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業の財政面での調整・助言の実施 ・義援金等の受入 ・復興対策本部の設置 	<p>II-2-2-復-1</p> <p>II-2-11-復-1</p> <p>II-3-2</p>
総務部	<p><震災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校における応急対策の指導及び支援 ・学用品の調達、配分 ・授業料の減免、奨学金貸与の措置 ・地方税の徴収猶予及び減免の措置 <p><広域応援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施 	<p>II-2-11-応-7</p> <p>II-2-11-応-7</p> <p>II-2-11-応-7</p> <p>II-2-11-復-1</p> <p>V-復-1</p>
県民安全部	<p><震災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業やNPOなどの団体のボランティアの調整 ・安否不明者等の氏名等公表 ・広報ホームページ（埼玉県震災コーナー）の開設 ・災害情報相談センターの設置 ・被災者の安否情報の提供 ・震災相談連絡会議の開催 ・帰宅困難者に対する情報の提供・広報の実施 ・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援 ・避難行動要支援者等の避難支援 ・外国人の安全確保 ・生活必需品等の安定供給の確保 <p><火山噴火降灰対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価の安定、物資安定供給 	<p>II-2-1-応-4</p> <p>II-2-5-応-1</p> <p>II-2-5-応-2</p> <p>II-2-5-応-2</p> <p>II-2-5-応-2</p> <p>II-2-5-応-2</p> <p>II-2-7-応-1</p> <p>II-2-8-応-2</p> <p>II-2-9-応-1</p> <p>II-2-9-応-4</p> <p>II-2-11-復-1</p> <p>II-5-2-応-11</p>
農林対策部	<p><震災対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産施設等の応急対策の実施 ・林道の被害状況の把握及び伝達 	<p>II-2-2-応-1</p> <p>II-2-3-応-1</p>

	・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む）	Ⅱ-2-3-応-1
	・道路施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-3-応-1
	・食品（米穀その他）の調達及び市町村への供給、輸送	Ⅱ-2-10-応-1
	・市町村が行う炊き出しへの支援	Ⅱ-2-10-応-1
	・天災融資法、農林漁業金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資	Ⅱ-2-11-復-1
	・義援物資等の受入	Ⅱ-2-11-復-1
	<火山噴火降灰対策>	
	・降灰に伴う農業者への支援	Ⅱ-5-2-応-7
	<雪害対策>	
	・積雪に伴う農業者への支援	Ⅲ-5-3-復-2
給水部	<震災対策>	
	・水道施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-3-応-4
	・現地作業調整会議の開催	Ⅱ-2-3-応-4
	・水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資機材調達のための連絡調整の実施	Ⅱ-2-3-応-4
	・水道施設の復旧計画の策定・作業の実施	Ⅱ-2-3-復-1
	・水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資機材調達のための連絡調整の実施	Ⅱ-2-3-復-1
	・給水に必要な資機材の確保	Ⅱ-2-10-応-1
	・拠点給水及び車両給水の実施	Ⅱ-2-10-応-1
	・応急、復旧工事を実施するための技術者等の市町村へのあつせん	Ⅱ-2-10-応-1
	・給水施設の応急復旧	Ⅱ-2-10-応-1
	<火山噴火降灰対策>	
	・降灰に伴う水道施設の応急復旧対策	Ⅱ-5-2-応-6
産業対策部	<震災対策>	
	・生活必需品の調達、市町村への供給	Ⅱ-2-10-応-1
	・高等技術専門校における職業訓練の実施	Ⅱ-2-11-復-1
	・県制度融資の貸付	Ⅱ-2-11-復-1
	・義援物資等の受入	Ⅱ-2-11-復-1
	<広域応援>	
	・空き工場・作業場の斡旋	V-復-6
環境対策部	<震災対策>	
	・がれき処理等廃棄物処理における支援	Ⅱ-2-11-応-3
	<火山噴火降灰対策>	
	・甚大な被害を受けた他都県の除灰処理支援	Ⅱ-5-2-応-9
	<風水害対策>	
	・市町村が行うがれき処理への支援	Ⅲ-2-11-応-3
	<広域応援>	
	・被災都県のがれき処理への協力	V-応-13
	・被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受入れに係る市町村との調整の実施	V-応-14
救援福祉部	<震災対策>	
	・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援	Ⅱ-2-1-応-4
	・社会福祉施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・精神保健活動	Ⅱ-2-6-応-1
	・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援	Ⅱ-2-8-応-2
	・都道府県外広域滞在に関する他都道府県との協議	Ⅱ-2-8-応-3

	・避難行動要支援者等の避難支援	Ⅱ-2-9-応-1
	・避難生活における要配慮者支援	Ⅱ-2-9-応-2
	・社会福祉施設入所者等の安全確保	Ⅱ-2-9-応-3
	・義援金、義援物資等の受入	Ⅱ-2-11-復-1
	<複合災害対策>	
	・避難所の再配置	Ⅳ-応-4
医療救急部	<震災対策>	
	・動物園施設等の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・医療救護施設等の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・毒劇物等の施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配	Ⅱ-2-6-応-1
	・保健医療活動チームの派遣等	Ⅱ-2-6-応-1
	・医療救護班の編成・派遣	Ⅱ-2-6-応-1
	・後方医療機関の指定	Ⅱ-2-6-応-1
	・医薬品等の調達、供給	Ⅱ-2-6-応-1
	・精神科救急医療の確保	Ⅱ-2-6-応-1
	・血液等の供給	Ⅱ-2-6-応-1
	・精神保健活動	Ⅱ-2-6-応-1
	・栄養指導	Ⅱ-2-6-応-1
	・防疫活動（消毒の指示及び指導の実施、保菌検索の実施、患者収容計画の樹立）	Ⅱ-2-6-復-1
	・埋火葬資材の確保に係る市町村への支援	Ⅱ-2-6-復-2
	・避難行動要支援者等の避難支援	Ⅱ-2-9-応-1
	・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援	Ⅱ-2-8-応-2
	・医薬品の調達及び市町村への供給、輸送	Ⅱ-2-10-応-1
	・食品衛生監視班の編成・派遣	Ⅱ-2-11-応-4
	・動物救援本部の設置	Ⅱ-2-11-応-5
	・所有者不明の動物、負傷動物等の保護	Ⅱ-2-11-応-5
	・避難所における動物の適正飼養の指導の実施	Ⅱ-2-11-応-5
	・危険な動物等が逸走した場合の収容、管理	Ⅱ-2-11-応-5
	・義援物資等の受入	Ⅱ-2-11-復-1
	<火山噴火降灰対策>	
	・医療救護	Ⅱ-5-2-応-5
	<雪害対策>	
	・孤立地区の応急対策	Ⅲ-5-3-応-5
	<広域応援>	
	・受入後方医療機関の指定	V-応-9
	・後方医療機関との傷病者受入の調整	V-応-9
	・搬送手段の確保・調整	V-応-9
	・埋・火葬の調整及び斡旋	V-復-3
	・他都県への防疫班の派遣	V-復-4
応急復旧部	<震災対策>	
	・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達	Ⅱ-2-3-応-1
	・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む）	Ⅱ-2-3-応-1
	・道路施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-3-応-1
	・交通規制措置の実施	Ⅱ-2-3-応-2
	<火山噴火降灰対策>	
	・交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	Ⅱ-5-2-応-6
	<風水害対策>	
	・資機材の備蓄及び水防措置の実施	Ⅲ-2-4-応-1

	・避難のための立退きの指示（知事）	Ⅲ-2-4-応-1
	・風防体制の配備	Ⅲ-2-4-応-2
	・土砂災害警戒情報の発表	Ⅲ-2-4-応-3
	・土砂災害緊急情報の提供	Ⅲ-2-4-応-3
	・情報の収集・伝達	Ⅲ-2-4-応-3
	・二次災害の防止	Ⅲ-2-4-応-3
	・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	Ⅲ-2-4-応-7
	・洪水予報の発表	Ⅲ-2-5-応-1
	・水防法に基づく河川の水位周知	Ⅲ-2-5-応-1
	・水防警報の発表	Ⅲ-2-5-応-1
	・土砂災害警戒情報の発表	Ⅲ-2-5-応-1
	・土砂災害緊急情報の提供	Ⅲ-2-5-応-1
	・避難の指示（洪水及び地すべり）	Ⅲ-2-7-応-1
	・警戒区域の設定（市町村が事務を行えなくなったとき）	Ⅲ-2-7-応-1
	・避難指示等に関する市町村長への助言	Ⅲ-2-7-応-1
	・道路の応急復旧	Ⅲ-2-11-応-6
	<雪害対策>	
	・除雪に係る情報の発信	Ⅲ-5-3-応-2
	・除雪の応援調整	Ⅲ-5-3-応-3
	<複合災害対策>	
	・道路の修復	Ⅳ-応-3
	<広域応援>	
	・他都県における道路啓開支援活動の実施	V-応-6
	・災害復旧用資機材の調達	V-復-7
住宅対策部 （都市整備部）	<震災対策>	
	・不特定多数の人が利用する公共施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・動物園施設等の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・一般建築物等の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・物資拠点（県営公園、大規模施設）の運営、要員の確保	Ⅱ-2-10-応-1
	・市町村による被災建築物応急危険度判定等への協力	Ⅱ-2-11-応-6
	・県営住宅等の空家の提供	Ⅱ-2-11-応-6
	・被災住宅の応急修理	Ⅱ-2-11-応-6
	・応急仮設住宅の供給	Ⅱ-2-11-応-6
	・市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援	Ⅱ-2-11-応-6
	・市街地復興事業のための行政上の手続の実施	Ⅱ-3-3
	<風水害対策>	
	・応急住宅対策	Ⅲ-2-11-応-5
下水道対策部	<震災対策>	
	・下水道施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-3-応-4
	・現地作業調整会議の開催	Ⅱ-2-3-応-4
	・下水道施設の復旧計画の策定・作業の実施	Ⅱ-2-3-復-1
輸送部	<震災対策>	
	・代替輸送の提供	Ⅱ-2-7-復-1
	・輸送用車両の調達、あっせん、または人員及び物資の輸送	Ⅱ-2-10-応-2
	<広域応援>	
	・移送の実施	V-応-11
	・代替輸送の提供	V-復-5
文教部	<震災対策>	
	・物資拠点（防災拠点校）の運営、要員の確保	Ⅱ-2-10-応-1

	・公立学校における応急対策の指導及び支援	Ⅱ-2-11-応-7
	・学用品の調達	Ⅱ-2-11-応-7
	・授業料の減免、奨学金貸与の措置	Ⅱ-2-11-応-7
	・文化財の応急措置の実施	Ⅱ-2-11-応-7
応援部	・他の部の応援	-
警察本部	<震災対策>	
	・緊急交通路等の被害の把握及び伝達	Ⅱ-2-3-応-1
	・交通信号施設の応急対策の実施	Ⅱ-2-3-応-1
	・交通規制措置の実施	Ⅱ-2-3-応-2
	・警察本部及び警察署における災害警備体制の確立	Ⅱ-2-4-応-4
	・自衛隊災害派遣部隊との相互協力	Ⅱ-2-4-応-6
	・ヘリコプターの運航調整への協力	Ⅱ-2-4-応-9
	・安否不明者等の氏名等公表	Ⅱ-2-5-応-1
	・市町村が行う行方不明者捜索への協力	Ⅱ-2-6-応-2
	・検視又は死体調査の実施	Ⅱ-2-6-応-2
	・避難所及び周辺の警戒活動	Ⅱ-2-8-応-2
	・緊急通行車両等の確認	Ⅱ-2-10-応-2
	・危険な動物等が逸走した場合の収容、管理	Ⅱ-2-11-応-5
	<火山噴火降灰対策>	
	・降灰に伴う警備・交通規制	Ⅱ-5-2-応-3
	<雪害対策>	
	・積雪時の必要に応じた交通規制	Ⅲ-5-3-応-3
	・ヘリコプター等による救出・救助	Ⅲ-5-3-応-5
	<広域応援>	
	・警察災害派遣隊の派遣	V-応-4
・県外市町村が行う行方不明者捜索への協力	V-応-10	
・検視又は死体調査の実施	V-応-10	
関係各部	<震災対策>	
	・公共建築物の応急対策の実施	Ⅱ-2-2-応-1
	・災害復旧計画の作成・事業の実施	Ⅱ-2-2-復-1
	・燃料備蓄状況など重要施設における準備状況の確認	Ⅱ-2-4-応-1
	・災害対策本部体制等の施行	Ⅱ-2-4-応-2
	・国からの応援受入れ	Ⅱ-2-4-応-9
	・地方公共団体からの応援受入れ	Ⅱ-2-4-応-9
	・ボランティアの応援受入れ	Ⅱ-2-4-応-9
	・公共的団体からの応援受入れ	Ⅱ-2-4-応-9
	・被害情報等の収集・共有・伝達の実施	Ⅱ-2-5-応-1
	・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施	Ⅱ-2-5-応-1
	・報道機関への発表	Ⅱ-2-5-応-2
	・応急救助の実施	Ⅱ-2-11-応-1
	・救助実施市との連携の確保	Ⅱ-2-11-応-1
	・震災復興計画の策定	Ⅱ-3-3
	・復興事業の実施	Ⅱ-3-4
	・南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	Ⅱ-4-1
	・南海トラフ地震発生後の対応	Ⅱ-4-2
	<火山噴火降灰対策>	
	・土石流・泥流対策の実施	Ⅱ-5-2-復-1
	<風水害対策>	
	・気象警報等を受けた各種措置の実施	Ⅲ-2-5-応-2
	・市町村が行う災害救助への適切な支援の実施	Ⅲ-2-11-応-2

第1編 総則 第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

	・市町村の行う被害認定への支援	Ⅲ-2-11-復-1
	・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施	Ⅲ-2-11-復-2
	<雪害対策>	
	・孤立地区の応急対策	Ⅲ-5-3-応-5
	<広域応援>	
	・応援要員の派遣	V-応-8
	・広域復旧復興支援（職員派遣）の実施	V-復-1
施設管理者	・長期避難者への生活支援の実施	V-復-8
	・政府の災害対応及び業務継続の支援	V-復-9
	<震災対策>	
	・防災活動拠点の開設・運営	Ⅱ-2-4-応-3
	・帰宅困難者の一時滞在施設の開設	Ⅱ-2-7-応-2
	・市町村の避難計画策定への協力	Ⅱ-2-8-予-1
	<火山噴火降灰対策>	
・施設及び敷地内の降灰の除去	Ⅱ-5-2-応-8	
支部	<震災対策>	
	・防災活動拠点の開設・運営	Ⅱ-2-4-応-3
	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保	Ⅱ-2-10-応-1,2
	・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保	Ⅱ-2-10-応-1,2
	・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保	Ⅱ-2-10-応-1,2
	・緊急通行車両等の確認	Ⅱ-2-10-応-2
	<広域応援>	
・広域支援拠点の開設・運用	V-応-5	

第2 市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（市町村地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。

当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び県民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

名 称	内 容
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害査定立会に関すること 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること 3 地方公共団体に対する融資に関すること 4 国有財産の管理処分に関すること
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること

	<p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する こと</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関すること</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工 事の承認に関すること</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する こと</p>
関東森林管理局	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関す ること</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>
関東経済産業局	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関 すること</p> <p>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること</p>
関東東北産業保安監 督部	<p>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保 安の確保に関すること</p> <p>2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p>
関東運輸局 埼玉運輸 支局	<p>1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関す ること</p> <p>2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整 に関すること</p> <p>3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること</p>
東京航空局 東京空港 事務所	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措 置に関すること</p> <p>2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹 底に関すること</p>
東京管区气象台（熊 谷地方气象台）	<p>1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発 表に関すること。</p> <p>2. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動 に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝 達及び解説に関すること。</p> <p>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ と。</p> <p>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関 すること。</p> <p>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p> <p>6. 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、 防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気 象庁防災対応支援チーム：JETT）</p>
関東総合通信局	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し に関すること</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の 開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を 口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関 すること</p>

	5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
埼玉労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること 2 職業の安定に関すること
関東地方整備局	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める 1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
第三管区海上保安本部（東京海上保安部）	1 災害応急対策に係る情報の収集、水難救助等に関すること 2 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること 3 その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

2 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

3 指定公共機関

名 称	内 容
東日本旅客鉄道（株）	1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処置を行うこと 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本電信電話（株）、 （株）NTTドコモ	1 電気通信設備の整備に関すること 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
KDDI（株）	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便（株）	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
日本赤十字社	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
日本放送協会（NHK）	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること
東日本高速道路（株）	1 東日本高速道路の保全に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 2 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
首都高速道路（株）	<ul style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関する事 2 首都高速道路の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
日本通運（株）	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事
東京電力パワーグリッド（株）	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関する事 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事
東京ガスネットワーク（株）	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給の確保に関する事

※埼玉県防災会議委員を委嘱している指定公共機関のみ掲載

4 指定地方公共機関

名 称	内 容
東武鉄道（株）、 西武鉄道（株）、 秩父鉄道（株）、 埼玉新都市交通（株）、 埼玉高速鉄道（株）、 首都圏新都市鉄道（株）	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
（一社）埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事
水防事務組合、水害 予防組合	<ul style="list-style-type: none"> 1 水防施設資材の整備に関する事 2 水防計画の樹立と水防訓練に関する事 3 水防活動に関する事
ガス供給事業者（都 市ガス）	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給の確保に関する事
（株）テレビ埼玉	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及啓発に関する事 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関する事 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事
（株）エフエムナック ファイブ	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及啓発に関する事 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関する事 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事
（一社）埼玉県医師 会、（一社）埼玉県 歯科医師会、（公 社）埼玉県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事

(一社) 埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
(一社) 埼玉県LPガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス供給施設の安全保安に関すること 2 LPガスの供給の確保に関すること 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること

第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

<ul style="list-style-type: none"> ・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること ・災害時における広報等に協力すること ・出火の防止及び初期消火に協力すること ・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること ・被災者の救助業務に協力すること ・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること ・被害状況の調査に協力すること

名 称	内 容
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、あっせん 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 5 農産物の需給調整
森 林 組 合	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員の被災状況調査及びその応急対策 2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせん 4 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
生活協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること
社会福祉法人埼玉県 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の支援に関すること 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
商工会、商工会議所 等商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する

	ること
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 被災時の病人等の収容、保護 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者の保護
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における教育対策 3 被災施設の災害復旧
婦人会等社会教育関係団体	市町村が実施する応急対策についての協力に関すること

第5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

県は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

県と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

【資料編 I -2-1-1】 災害時応援協定一覧

第2節 防災体制

各防災機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

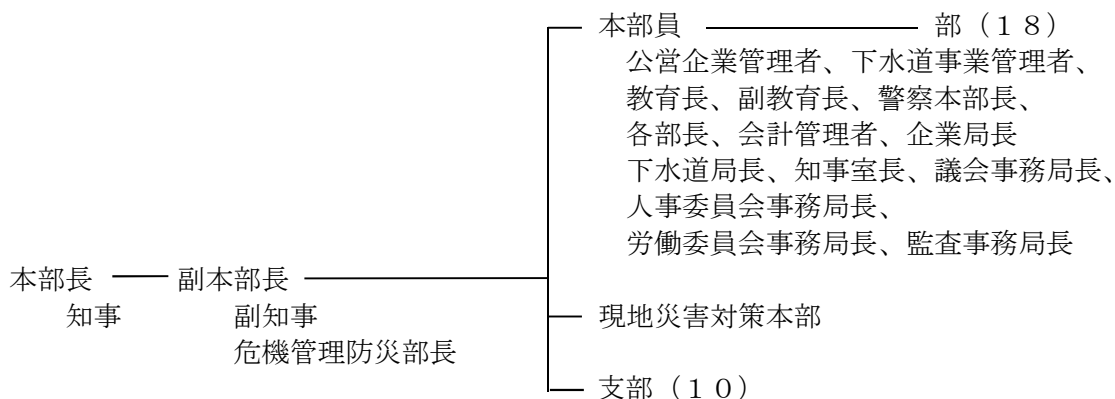
第1 県の体制

県は平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県災害対策本部条例、県災害対策本部設置要綱及び同運営要領に基づき、災害対応の体制を施行する。

【資料編 I-2-2-1】 県災害対策本部条例、県災害対策本部要綱及び同運営要領

1 県災害対策本部の機構及び組織

(1) 県災害対策本部の機構



(2) 部及び支部の組織

部	統括部 渉外財政部 総務部 県民安全部 農林対策部 給水部 産業対策部 環境対策部 救援福祉部 医療救急部 応急復旧部 住宅対策部 下水道対策部 輸送部 文教部 議会部 応援部 警察本部
支部	さいたま支部 川口支部 朝霞支部 春日部支部 上尾支部 川越支部 所沢支部 行田支部 熊谷支部 秩父支部

(3) 指令室

災害対策本部統括部に本部長の意思決定をサポートする指令室を設置する。

(4) 物流オペレーションチーム（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、関係物流事業者・団体）

災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う。

同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平常時から関係部が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておくものである。

(5) 災害即応室

災害対策本部を設置しない体制（情報収集体制や地震による警戒体制）において、災害予防及び災害応急対策業務の実施及び庁内調整に当たるため、災害即応室を設置する。室長は統括部長とする。なお、風水害時の初動対応に当たるため、情報収集体制の配備に当たっては、統括部、応急復旧部及び下水道対策部をもって水害対策チームを設置することができる。

2 配備区分及び施行・解除の手続等

埼玉県災害対策本部要綱及び同運営要領による。

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容】

〈地震〉

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する
警戒体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	本部を設置する

※「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

※現地災害対策本部は必要に応じて本部長が設置する。

〈風水害等〉

配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	災害の発生が予想される場合（台風直撃等）	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害即応室を設置する

警戒体制	<p>ア 規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合 (大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法が適用される場合等)</p> <p>イ 規模の大きい災害の発生が予想される場合 (大型かつ強い勢力以上の台風直撃、一の市町村に災害救助法の適用が予想される場合等)</p>	災害状況の調査、災害応急対策業務又は非常体制の実施に備えて活動する体制	本部を設置する
非常体制	<p>ア 激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合 (多数の市町村に災害救助法が適用される場合)</p> <p>イ 激甚な災害の発生が予想される場合 (多数の市町村に災害救助法の適用が予想される場合)</p> <p>ウ 県内に気象等に関する特別警報が発表された場合</p>	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	

※現地災害対策本部は必要に応じて本部長が設置する。

【配備体制施行・解除の手続】

種 別	施行・解除を行う者
情報収集体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
警戒体制	知事の指示を受け、危機管理防災部長が施行する。
非常体制※	知事が施行する。

※震度6弱以上の地震が発生した場合の非常体制施行は自動（災害対策本部自動設置）

【災害対策本部設置及び配備体制施行等の通知先】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部長 ・ 市町村長 ・ 陸上自衛隊第32普通科連隊長 ・ 報道機関 ・ その他必要と認める機関の長
--

【本部長の命令の伝達】

<p>第1手段 埼玉県防災行政無線電話ファクシミリ</p> <p>第2手段 埼玉県災害オペレーション支援システム</p> <p>第3手段 電子メール（職員参集支援システム等）</p>

(1) 県災害対策本部の開設

災害対策本部は危機管理防災センター2階の本部会議室に開設し、「埼玉県災害対策本部」の標識を掲げる。危機管理防災センターが被災して使用できない場合は、危機管理防災部長が設置可能な庁舎から災害対策本部設置の可能性を検討する。

(2) 災害連絡調整会議の設置

災害対策本部を補完するため、関係部局の副部長により構成される災害連絡調整会議を置く。災害連絡調整会議は統括部の部長が座長となり、以下の業務について

会議を主宰する。

- ① 災害状況の調査
- ② 災害応急活動に関すること
- ③ 災害対策本部の設置準備に関すること
- ④ 災害対策本部閉鎖後の災害復旧活動に関すること

(3) 県災害対策本部の閉鎖

本部長は、県域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。閉鎖の通知等は、設置等通知に準じて処理する。

閉鎖後の災害復旧活動に関する調整は、災害連絡調整会議が行う。

(4) 非常体制施行前における他の活動体制

ア 県土整備部の活動体制

県土整備部の活動体制は、「県土整備部震災対策活動指針」（平成25年3月改定）による。

イ 水防本部の活動体制

埼玉県管内における水防活動を統轄するため水防本部を設置し、本部事務局は県土整備部河川砂防課に置く。ただし、県災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織の一部として、その事務を処理するものとする。

詳細については、「第3編 風水害対策編—第2章—第4—<予防・事前対策>—1 水防」及び埼玉県水防計画による。

ウ 農林水産災害対策委員会の活動体制

農林水産関係の災害の発生に対処するため、農林部に農林水産災害対策委員会を置き、関係課室に災害対策実務班を、農林振興センター等に支部を置く。

詳細については、「第6編 事故災害対策編—第4節 農林水産災害対策計画」による。

【資料編 I-2-2-2】農林水産災害対策委員会の活動体制

(5) 南海トラフ地震への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、本計画の「第2編 震災対策編—第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」に基づき対応する。

3 業務継続計画（BCP）

震度6弱以上の地震等により甚大な被害が発生した場合には、埼玉県業務継続計画（BCP）に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係

(1) 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集する。

(2) 市町村情報連絡係

勤務時間内において、相当規模の災害が発生し、連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると支部長が判断した場合、原則として支部構成員の中から支部長が指名する者を市町村役場に派遣する。

5 危機管理・防災予備員制度

大規模災害発生時等の非常時に、災害対策本部（統括部）の要員として危機管理防災部から他部局に異動して5年以内の職員を、危機管理体制に組み込む。発生当初から統括部各班の要員として積極的に活用するものとする。

6 災害対応に必要な電源等の確保

県は、大規模災害による長期停電に備え、県庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

特に県庁舎には、燃料補給が不要な都市ガスによる非常用発電設備を整備する。

また、非常用発電設備の稼働に必要な燃料の確保のため、石油連盟から重油等を迅速に受ける体制を整える。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、国（経済産業省）、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備を進める。

7 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

県は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

8 災害オペレーション支援システムの整備・運用

県は、災害情報の迅速な収集と市町村や消防本部等との情報の共有化を図るため、災害オペレーション支援システムの整備・運用を行う。

県災害対策本部に集まる膨大な情報を整理し、人・物を動かすための的確なオペレーションを可能にするため、情報の即時収集や情報マネジメント機能を確保する。

併せて、災害対応の基本は自助であることから、県民に対し、迅速かつわかりやすい情報提供を行い、的確な行動を促進するためのシステムを整備する。

9 職員への研修

県は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第2 市町村の体制

1 組織、配備体制

市町村は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準じながら、地域特性等を踏まえて決定する。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）するものとする。市町村は、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

3 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務などの非常時優先業務を最優先に実施する。

4 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

5 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市町村は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

6 職員への研修

市町村は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第3 指定地方行政機関等の体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準

を定めておくものとする。

【資料編 I-2-2-3】 指定地方行政機関等の災害応急対策に関する組織及び事務分掌

2 職員の派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第3章 防災訓練

第1節 基本方針

第1 趣旨

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努める。また、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

第2 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- (2) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- (3) 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- (4) 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- (5) 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- (6) 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の県民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2節 現況と実施計画

第1 現況

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間中等、それぞれの機関が行う定期的な訓練により、県、市町村、自衛隊、防災関係機関、自主防災組織、住民等の組織間の連携体制の確立・強化を図っている。

第2 実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。

【訓練の種類】

- ・ 県及び市町村を主とするもの
- ・ 防災関係機関を主とするもの
- ・ 自主防災組織・住民を主とするもの

1 県が実施する訓練（危機管理防災部が主体となって実施する訓練）

（1）九都県市合同防災訓練 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけて総合的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

イ 現況

昭和55年度から市町村と共催で当該訓練を実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年1回、原則として9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日

○ 実施場所

著しい震災が生ずるおそれのある地域を含む市町村を考慮しながら、実施場所を選定する。

○ 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、住民、事業所等

○ 訓練の種類

災害発生 of 初期、応急対策、復旧の対応を想定して、毎年度定める。

- ・ 県及び市町村が、災害の初期に活動する訓練
- ・ 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- ・ 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- ・ 他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- ・ 緊急地震速報を取り入れた訓練
- ・ 開催市町村の地域的な特性を踏まえた訓練

○ 防災フェアの開設

住民が防災に関する情報を得たり、実際に体験し技術を習得できる防災展示

及び防災体験のコーナーを設ける。

(2) 図上訓練 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、初動体制の早期確立や、情報収集及び判断指揮の訓練を実施し、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

イ 現況

平成7年度から平成13年度までは大震災対処訓練として実施し、平成14年度からは、政府及び九都県市の連携を加え、図上訓練として実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年1回、原則として1月17日の「防災とボランティアの日」（阪神・淡路大震災発生日）を考慮した適切な日

○ 実施場所

県庁及び10支部等

○ 訓練参加機関

県、市町村、県内消防本部、自衛隊、警察本部、防災関係機関、物流事業者（団体）とし、九都県市は隔年、政府は相互の要請により参加する。

○ 訓練の種類

災害情報の収集、整理、活用を目指し、活動毎に毎年度定める。

- ・ 応急対策活動
- ・ 救助・災害医療活動
- ・ 緊急交通路の確保活動
- ・ 物資の供給活動

○ 訓練の方法

災害シミュレーション活動として実施する。

(3) 非常参集訓練 【県（関係部局）】

ア 趣旨

大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、職員が規定に基づき迅速に定められた場所へ自主参集することが不可欠であるため、実践的な非常参集訓練を実施し、初動時の対応力の確保を図る。

イ 現況

「初動対応・現地対策本部訓練」の一訓練項目として実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年度1回、適切な時期を選定して実施する。

○ 実施場所

自宅から勤務公署又は地域機関若しくは県内の市町村庁舎へ参集する。

○ 訓練の種類

勤務公署等への参集及び初動対応等について、毎年度定める。

○ 訓練の方法

災害想定を適宜、見直して実施するとともに、県業務継続計画に基づき、災害応急対応業務に効果的な参集者の振り分けを検証する。

2 県、市町村及び防災関係機関が実施する訓練

【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(1) 趣旨

大地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

(2) 現況

県、市町村及び防災関連機関は、単独又は合同して訓練を実施している。

(3) 訓練の種類

住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

ア 災害情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器を十分機能し活用できる状態に保つとともに、情報の収集、判断、伝達等の訓練を実施する。

【訓練の種類】

- ・災害情報収集伝達訓練
- ・通信連絡訓練
- ・非常通信訓練

【実施の方法】

- ・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

イ 水防訓練

水防法第4条の規定により指定された水防管理団体が、同法第32条の2の規定に基づき、毎年実施する。

訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

ウ 緊急交通路確保訓練

警察は、緊急通行車両等が通行するための交通路を確保するための訓練を関係機関と協力して実施する。

エ 応急復旧訓練

県は、県土整備部震災対策活動指針に基づき、道路等の被災状況の情報収集、指

揮命令、応急復旧のための訓練を、警察、市町村、消防、協定締結団体等の関係機関と連携して実施する。

オ 消防訓練

消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市町村消防計画により実施する。

県は、市町村が消防に関する訓練を実施するため、勧告、指導及び助言を行う。

【訓練の種類】

- ・基礎訓練
- ・火災防御訓練
- ・水災防御訓練
- ・救助救急訓練
- ・総合防災訓練

カ 避難訓練

災対法第47条に定める災害予防責任者及び消防法第8条の規定に基づく防火管理者等が実施する。

市町村は、避難指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年1回以上実施する。

【訓練の種類】

- ・市町村が実施するもの
災害時における避難指示等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
- ・防火管理者が実施するもの
学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
- ・児童、生徒の避難訓練等
学校等の施設管理者は、児童、生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
- ・避難行動要支援者等の訓練
住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

キ 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

県及び市町村は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市町村及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

4 その他の訓練 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

5 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。

【評価及び検証の方法】

- ・訓練後の意見交換会
- ・アンケート
- ・訓練の打合わせでの検討

【検証の効果】

- ・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。
- ・市町村の防災訓練に対する助言や参考資料とする。
- ・次期の訓練計画に反映する。

第4章 調査研究

第1節 基本方針

災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、県土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。調査研究にあたっては、男女別データの収集・分析に努める。

第2節 現況

1 地震被害想定調査

県では、平成24～25年度に5回目の地震被害想定調査を実施した。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、元禄型関東、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測した。

2 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施した。

第3節 実施計画

1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

(1) 地質地盤環境情報の提供 【県（危機管理防災部、環境部）】

県の公共工事等によるボーリングデータを集積した地質地盤インフォメーションシステムを運用しデータの収集拡充を図るとともに、関係機関等に地質地盤環境情報の提供を行う。

(2) 防災アセスメントに関する調査研究 【市町村】

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性、高齢者の比率などを含む）を診断し

た「カルテ」から構成される。

(3) 地震被害想定に関する調査研究 【県（危機管理防災部）、市町村】

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的を実施する。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、これらの結果又は成果を公表する。また、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節 埼玉県の地震の概要

- 【資料編Ⅱ-1-1-1】 埼玉県の地形・地質
- 【資料編Ⅱ-1-1-2】 地震の基礎知識
- 【資料編Ⅱ-1-1-3】 埼玉県における地震被害

第2節 地震被害想定

第1 概要

県は、平成24～25年度の2か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、本県では今回が5回目の実施となる。

第2 想定条件

1 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○ 季節・時刻3ケース

- ・冬5時－大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬18時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○ 風速2ケース

- ・3m/s－平均的な風速のケース
- ・8m/s－強風のケース

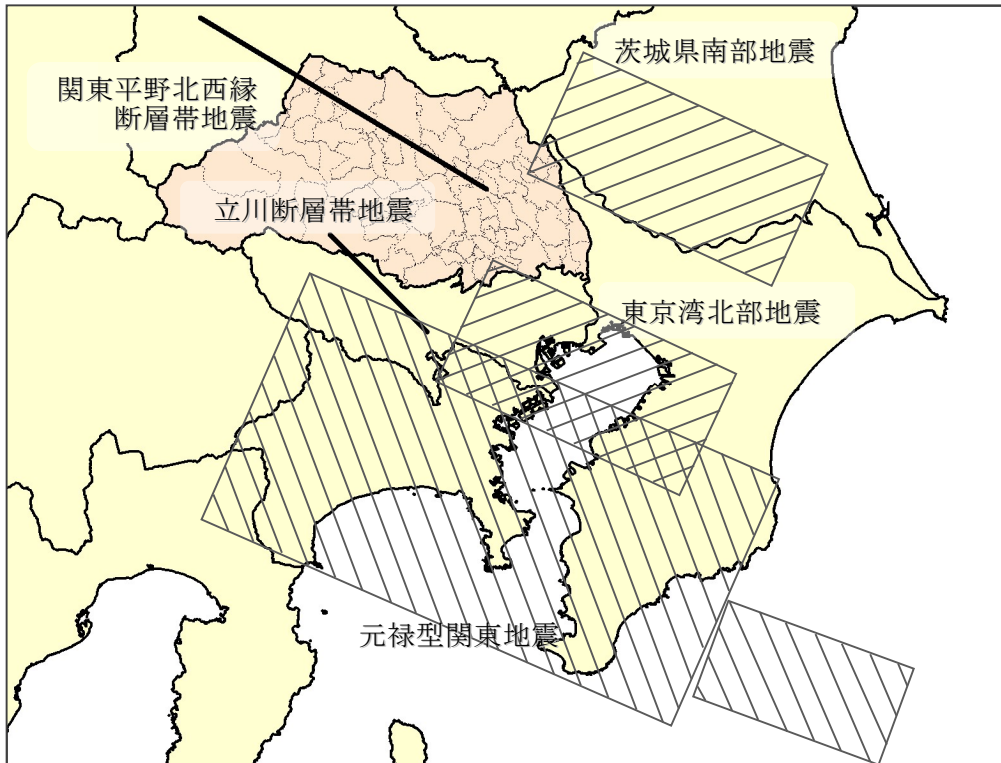
2 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

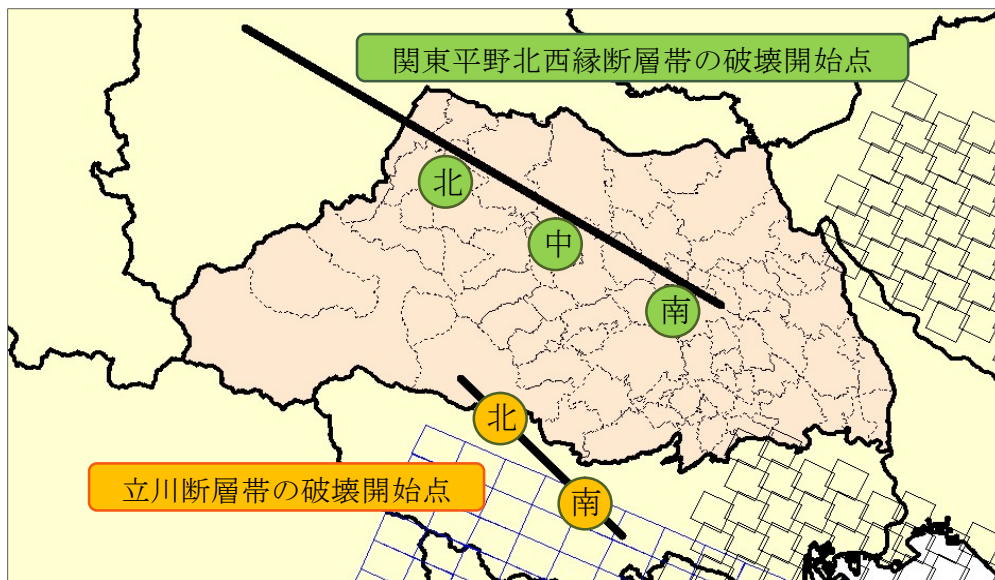
【想定地震の断層位置図】



3 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定した。



第3 想定結果

1 地震動

○ 東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

最大震度は6強である。震度6強の地域は南東部県境から概ね4kmの範囲に集中する。

震度6弱の地域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に集中し、概ね20kmの範囲に散在する。

最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に11市区町存在し、震度6強の地域は、南東部県境付近に集中している。

○ 茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

最大震度は6強である。県東部の中川低地において震度6強の地域が散在し、震度6弱の地域が集中して分布する。

最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に5市町存在し、震度6強の地域は、中川低地沿いに散在している。

○ 元禄型関東地震（マグニチュード8.2）

最大震度は6弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度6弱の地域が集中して分布し、最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。

○ 関東平野北西縁断層帯による地震（マグニチュード8.1）

最大震度は7である。最大震度が7となる市区町村は、中部から北部を中心に18市区町（北、南パターン）、17市区町（中央パターン）存在する。また、最大震度が6強以上となる市区町村は、45市区町村（全パターン）存在する。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲に渡って存在する。

・破壊開始点：北

吉見町・川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

・破壊開始点：中央

吉見町・川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

・破壊開始点：南

川島町・北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

○ 立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市（北パターン）、2市（南パターン）存在します。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

・破壊開始点：北

入間市に震度6強が集中して分布し、県境から10km程度に震度6弱が集中して分布する。

・破壊開始点：南

入間市、所沢市に震度6強が集中して分布し、その周囲10km程度に震度6弱が集中して分布する。

2 液状化

○ 東京湾北部地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.6%である。

○ 茨城県南部地震

中川低地の広い範囲に液状化可能性の高いか、やや高い地域が存在する。液状化可能性の高い地域は主に県東部を中心に分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.5%、やや高い面積率は8.8%である。

○ 元禄型関東地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高いか、やや高い地域が点在する。全県で液状化可能性の高い面積率は0.1%、やや高い面積率は2.5%である。

○ 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点北）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.8%、やや高い面積率は5.9%である。

○ 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点中央）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.5%である。

○ 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点南）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.7%、やや高い面積率は5.6%である。

○ 立川断層帯（破壊開始点北）

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の高い地域はごくわずかであり、やや高い面積率は0.1%である。

○ 立川断層帯（破壊開始点南）

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の高いか、やや高い地域はわずかである。

想定地震別被害想定結果集計表

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東	関東平野北西縁			立川断層帯		
							(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)	
建物	全壊数	—	—	13,380	8,496	2,117	55,129	49,087	50,058	1,026	1,931	
	半壊数	—	—	42,743	27,572	9,536	101,874	106,498	102,753	9,592	13,389	
火災	焼失棟数	冬5時	3m/s	155	185	42	1,781	1,956	2,214	121	222	
			8m/s	206	258	52	2,088	2,202	2,515	142	271	
		夏12時	3m/s	411	437	204	2,687	2,833	3,208	324	448	
			8m/s	515	573	242	3,123	3,187	3,635	380	536	
		冬18時	3m/s	1,286	1,318	579	10,093	10,535	10,988	955	1,381	
			8m/s	1,572	1,763	694	11,669	11,822	12,372	1,117	1,642	
人的被害	死者数(人)	冬5時	3m/s	585	143	34	3,593	3,188	3,284	75	141	
			8m/s	585	143	34	3,599	3,192	3,292	75	141	
		夏12時	3m/s	361	77	27	1,577	1,399	1,470	43	76	
			8m/s	361	77	27	1,580	1,401	1,474	43	76	
		冬18時	3m/s	442	107	31	2,498	2,207	2,340	60	106	
			8m/s	442	107	31	2,518	2,221	2,364	60	106	
	負傷者数(人)	冬5時	3m/s	7,211	2,777	1,252	23,570	23,144	22,849	1,607	2,307	
			8m/s	7,215	2,782	1,252	23,590	23,161	22,867	1,608	2,310	
		夏12時	3m/s	4,842	1,770	1,011	16,521	15,680	15,816	1,117	1,506	
			8m/s	4,847	1,776	1,013	16,540	15,696	15,835	1,120	1,511	
		冬18時	3m/s	5,293	2,082	1,037	17,441	16,883	16,827	1,340	1,804	
			8m/s	5,309	2,104	1,042	17,509	16,939	16,887	1,348	1,817	
生活支障	避難所避難者数-1日後-(人)	冬18時	3m/s	42,945	26,441	7,808	115,313	109,011	113,168	6,407	10,248	
			8m/s	43,538	27,396	8,041	117,990	111,228	115,499	6,742	10,810	
	避難所避難者数-1週間後-(人)	冬18時	3m/s	53,690	40,932	6,507	142,808	134,222	133,944	6,006	10,943	
			8m/s	54,180	41,705	6,701	144,968	136,015	135,821	6,286	11,409	
	避難所避難者数-1ヶ月後-(人)	冬18時	3m/s	21,472	15,577	3,904	122,102	111,525	105,847	3,203	5,124	
			8m/s	21,769	16,052	4,020	123,342	112,563	106,932	3,371	5,405	
帰宅困難者数(人)	夏12時	—	600,573 ~667,146	517,986 ~531,986	557,627 ~630,959	654,886 ~759,074	654,517 ~759,020	608,602 ~713,098	467,590 ~522,786	342,580 ~356,211		
ライフライン	電力	冬18時	電柱被害数(本)	3m/s	1,462	1,153	348	9,740	8,917	9,356	409	625
			8m/s	1,546	1,292	382	10,244	9,336	9,816	456	704	
			停電世帯数-1日後-(世帯)	3m/s	52,576	33,791	8,757	207,158	188,702	190,331	5,126	9,116
			8m/s	52,970	34,311	8,905	208,350	189,772	191,344	5,337	9,456	
	通信	冬18時	電柱被害数(本)	3m/s	544	391	125	3,757	3,468	3,585	143	211
			8m/s	572	433	136	3,950	3,629	3,756	159	237	
			不通回線数-1日後-(回線)	3m/s	2,971	1,977	764	12,848	12,355	13,694	1,089	1,646
			8m/s	3,238	2,356	864	14,103	13,415	14,876	1,237	1,907	
	都市ガス	供給停止件数-直後-(件)	—	—	775,111	581,221	397,910	757,513	730,378	742,345	71,668	91,625
	上水道	配水管被害数(箇所)	—	—	951	1,425	46	5,577	4,730	4,403	165	269
		断水人口-1日後-(人)	—	—	549,693	579,491	21,807	1,409,266	1,305,614	1,208,646	81,393	128,799
	下水道	管渠被災距離(km)	—	—	3,372	2,963	2,800	3,749	3,713	3,725	2,244	1,868
機能支障人口-直後-(人)		—	—	1,086,792	945,427	895,205	1,168,103	1,161,931	1,163,996	714,508	593,219	
その他	エレベータ閉じこめ(台)	—	—	1,495	782	518	1,759	1,759	1,795	379	387	
	自力脱出困難者数(人)	冬5時	—	3,207	651	170	12,520	11,217	11,759	327	629	
	災害廃棄物量(万トン)	冬18時	3m/s	299.7	195.7	59.2	1,081.6	992.6	1,031.4	36.4	58.5	
			8m/s	305.7	204.0	61.5	1,114.4	1,019.3	1,060.7	39.6	63.6	
中高層階支障世帯数(世帯)	冬18時	8m/s	7,069	3,533	3,386	6,389	5,940	6,308	2,456	2,260		

*ケース、風速の欄にある“—”は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

<参考：国の被害想定>

中央防災会議首都直下地震ワーキンググループの被害想定（平成25年12月）

1 地震動

「首都直下地震モデル検討会」（座長：阿部勝征東京大学名誉授）による。震度分布は次図のとおり。

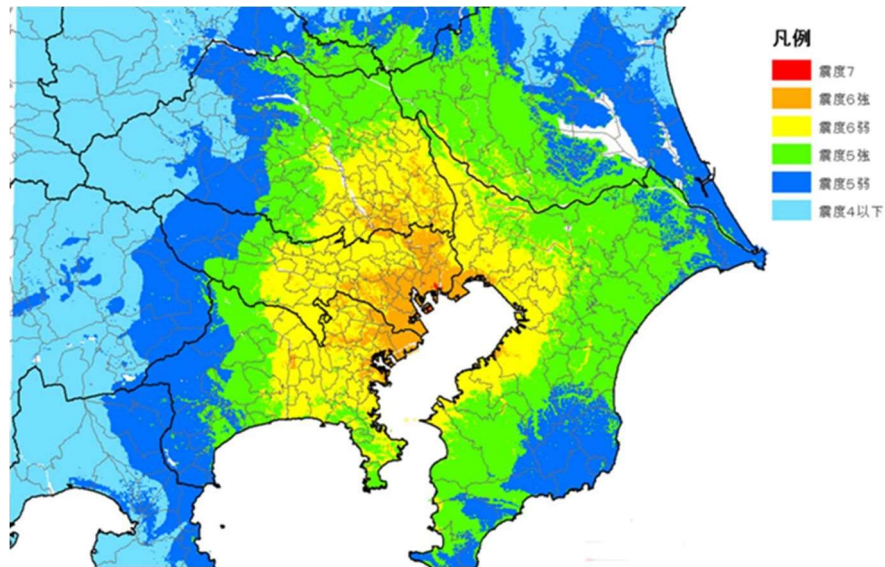


図 震度分布（都心南部直下地震）

2 季節、気象条件等の設定

○ 発災季節・時間帯

- ・ 冬深夜 ・ 夏昼 ・ 冬夕

○ 風速

- ・ 3m/s（日平均風速） ・ 8m/s（日最大風速よりもやや強めの風速）

3 想定結果

(1) 建物等被害 () は埼玉県内の被害 (内数)

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
揺れによる全壊		約 175,000 棟 (約 21,000 棟)		
液状化による全壊		約 22,000 棟 (約 4,900 棟)		
急傾斜地崩壊による全壊		約 1,100 棟 (約 20 棟)		
地震火災による焼失	風速 3 m/s	約 49,000 棟 (約 3,800 棟)	約 38,000 棟 (約 2,000 棟)	約 268,000 棟 (約 42,000 棟)
	風速 8 m/s	約 90,000 棟 (約 7,700 棟)	約 75,000 棟 (約 5,800 棟)	約 412,000 棟 (約 71,000 棟)
全壊及び焼失棟数合計	風速 3 m/s	約 247,000 棟 (約 30,000 棟)	約 236,000 棟 (約 28,000 棟)	約 465,000 棟 (約 68,000 棟)
	風速 8 m/s	約 287,000 棟 (約 34,000 棟)	約 272,000 棟 (約 32,000 棟)	約 610,000 棟 (約 97,000 棟)
ブロック塀等転倒数		約 80,000 件		
自動販売機転倒数		約 15,000 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 22,000 棟		

全壊の定義：(以降、同じ)

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。なお、建物の構造的な倒壊・崩壊はこの全壊に含まれる。

なお、液状化の場合、外観目視判定により一見して住家全部あるいは一部の階が倒壊している等の場合、あるいは傾斜が 1/20 以上の場合、あるいは住家の床上 1 m まで地盤面下に潜り込んでいる場合が全壊に相当する。液状化による建物全壊等によって人的被害は発生した事例は少ない。

(2) 人的被害 () は埼玉県内の被害(内数)

(人)

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約 11,000 (約 1,300)	約 4,400 (約 400)	約 6,400 (約 700)
うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物		約 1,100 (約 200)	約 500 (約 60)	約 600 (約 90)
急傾斜地崩壊による死者		約 100 (-)	約 30 (-)	約 60 (-)
地震火災による死者	風速 3 m/s	約 2,100 ～約 3,800 約 200 ～約 300	約 500 ～約 900 約 20 ～約 40	約 5,700 ～約 10,000 約 900 ～約 1,700
	風速 8 m/s	約 3,800 ～約 7,000 約 300 ～約 600	約 900 ～約 1,700 約 70 ～約 100	約 8,900 ～約 16,000 約 1,600 ～約 3,000
ブロック塀・自動販売機の 転倒、屋外落下物による死者		約 10 (-)	約 200 (約 10)	約 500 (約 20)
死者数合計	風速 3 m/s	約 13,000 ～約 15,000 約 1,500 ～約 1,600	約 5,000 ～約 5,400 (約 500)	約 13,000 ～約 17,000 約 1,700 ～約 2,500
	風速 8 m/s	約 15,000 ～約 18,000 約 1,700 ～約 1,900	約 5,500 ～約 6,200 約 500 ～約 600	約 16,000 ～約 23,000 約 2,400 ～約 3,800
負傷者数		約 109,000 ～約 113,000	約 87,000 ～約 90,000	約 112,000 ～約 123,000
揺れによる建物被害に伴う 要救助者 (自力脱出困難者)		約 72,000	約 54,000	約 58,000

第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、本県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。

第4節 災害対応の方針

第1 想定結果を受けた対応

埼玉県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施したところである。

今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地震について調査したところ、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かった。

しかし、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。（第4編 複合災害対策編）

一方、東京湾北部地震は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたる。電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、東京湾北部地震によって大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受ける恐れもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じる。

このため、東京湾北部地震を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとする。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、東京湾北部地震への対応に包含される。

また、東京湾北部地震については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、第6章において対策の方向性を示すこととする。

被害想定調査の結果は、被害の推計であり、想定通りの地震の規模が同じ設定で起こるとは限らない。したがって、対策については、目標を明確にするために東京湾北部地震を対象としながらも、最大の地震である関東平野北西縁断層帯地震や、さいたま市直下地震などを意識外に置くことなく、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

また、被害量が前回調査より減少した要因の一つである「初期消火の向上」は、県、市町村、県民が今まで防災対策の取組を推進してきた成果である。本計画では、さらに安心・安全な埼玉県を実現させるため、引き続き県、市町村、防災関係機関、事業者及び県民が一致団結し、将来の災害に備えるため、共通の達成基準としての減災目標を定める。

第5節 減災目標

第1 減災目標設定の考え方

埼玉県には、災害時に危険性がある石油コンビナートや海岸線がなく、地下鉄・地下街や高層ビル、重点密集市街地などの被害を拡大させる要因（災害リスク）も比較的少ない。

しかし想定より震源が埼玉県に近くなる場合や県内直下で発生する場合、あるいは様々な悪条件が重なる複合災害に見舞われる可能性もある。そのため県では、今回の被害想定を参考にしながら、人的被害をさらに減らすとともに、県民の生活の速やかな回復を図るため、減災の数値目標と目標達成への主な対策を明示し、県、市町村、関係行政機関、企業、県民等が共有することにより、さらに被害を極小化する取組を進める。

第2 減災目標

東京湾北部地震の発生を想定し、減災目標を次のように設定する（平成26年3月設定）。

減災目標は、10年以内に達成するものとするが、可能な限り早期の達成を目指す。

減災目標	目標を達成するための対策や項目
死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化 など
避難者（1週間後）を約3万人減少させる。（約50%）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧 など
ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップ など

減災目標を達成するための県の取組については、「埼玉県地域強靱化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」に基づき、着実な推進を図る。

また、目標の達成に向けて市町村、企業、県民等に取組を働きかける。

第6節 施策の体系

予防・事前対策		応急対策	災害復旧対策
第1 自助、共助による防災力の向上			
自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）	自助による応急対策の実施		
自主防災組織の育成強化			
民間防火組織の育成強化	地域による応急対策の実施		
消防団の活動体制の充実			
事業所等における防火組織等の整備	事業所による応急対策の実施		
ボランティア等活動支援体制の整備	ボランティアとの連携		
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力		
適切な避難行動に関する普及啓発			
第2 災害に強いまちづくりの推進			
防災都市づくり	公共施設等の応急対策	迅速な災害復旧	
耐震化と安全対策の推進			
空き家対策			
不燃化等の促進			
オープンスペース等の確保			
地盤災害の予防			
宅地等の安全対策			
土砂災害の予防			
河川・ダム等の予防対策			
地震火災等の予防			
被災建築物応急危険度判定体制等の整備			
孤立化地域対策			
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保			
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保		
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制		
	交通施設の応急対策		
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧	
エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保		
第4 応急対応力の強化			
応急活動体制の整備	災害発生直前の未然防止活動		
防災活動拠点の整備	応急活動体制の施行		
	防災活動拠点の開設・運営		
	応急措置		
警備体制の整備	警備活動		
消防力の充実強化	消防活動		
救急救助体制の整備	自衛隊災害派遣		
相互応援の体制整備等	応援要請		
	応援の受入れ		
	ヘリコプター運航調整		
第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備			
情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 広聴広報活動		
第6 医療救護等対策			
医療救護体制の整備	初動医療体制	防疫活動	
埋・火葬のための資材、火葬場の確保	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬	
第7 帰宅困難者対策			
帰宅困難者支援体制の整備	帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の開設・運営	帰宅支援	
第8 避難対策			
避難体制の整備	避難の実施 避難所の開設・運営 広域避難 広域一時滞在	他県（さらに遠県）への避難（移送）	

第9 災害時の要配慮者対策

避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全確保
	外国人の安全確保

第10 物資供給・輸送対策

飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
緊急輸送体制の整備	緊急輸送

第11 県民生活の早期再建

罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	食品衛生監視	
がれき処理等廃棄物対策	動物愛護	
被災中小企業支援	応急住宅対策	
	文教対策	

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合っ
て取り組む「共助」の考え方である。県や市町村は、各々の公助の役割を効果的に
果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等（※）
の整備を促進する必要がある。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域
を守るため、県民や事業所等が、県や市町村、防災関係機関と連携して災害対策に取り
組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、県民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい
防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報紙の配布、講演会・研
修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、県民の自発的な防災学
習を推進する環境整備を進める。

現況

- 家具の固定率 71.0%（令和3年度県政サポーター調査）
- 自主防災組織の組織率 91.9%（令和3年4月1日現在）
- 自主防災組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合 50.7%
（令和2年度末）
- 消防団員数 13,934人（令和2年4月1日現在）
- 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数 5,348団体
（令和4年4月1日現在）

○ 防災教育

・ 埼玉県防災学習センター「そな一え」

埼玉県防災学習センターを設置し、家族や学校の生徒など広く県民が体験や展示を通じて、防災の基礎知識等を学習できる環境整備を行っている。



・ 防災知識の普及啓発

9月1日を中心とする防災週間に、県広報紙（彩の国だより）やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用パンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。

また、東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、防災意識の高揚と災害の備えを充実・強化するため、県民や自主防災組織などに家庭や地域での防災総点検の実施を呼びかけている。

男女共同参画の視点からの防災対策に係る研修などの取組を実施している。

※ 自主防災組織や事業所等における防災組織等

【自主防災組織】

地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行うために結成する団体（組織）を指す。主に町内会や自治会などを単位に結成される。

【事業所等における防災組織等】

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所において、消防法又はその他の法令により設置が義務付けられている自衛消防組織を指す。

その他の事業所については、防災活動のために、自主的に設置した防災組織を指す。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 自助、共助による県民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)
2 自主防災組織の育成強化
3 民間防火組織の育成強化
4 消防団の活動体制の充実
5 事業所等における防災組織等の整備
6 ボランティア等の活動支援体制の整備
7 地区防災計画の策定
8 適切な避難行動に関する普及啓発

1 自助、共助による県民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)

(1) 取組方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。県及び市町村は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
県(危機管理防災部、関係部局)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会・出前講座の開催 ・防災に関する広報の実施 ・埼玉県防災学習センターの運営 ・緊急地震速報についての普及・啓発
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット、防災マップ等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・防災に関する広報の実施 ・緊急地震速報についての普及・啓発 ・高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
熊谷地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する広報の実施 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・地震情報の普及・啓発

	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報についての普及・啓発
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） ・自主防災組織への参加 ・県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

（3）具体的な取組内容

ア 災害に関する各種資料の収集・提供 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

【資料編Ⅱ-2-1-1】自然災害伝承碑一覧

イ 県民向けの普及・啓発 【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

○ 埼玉県防災学習センター等の活用

県及び市町村は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く県民に対して普及・啓発を行う。

また、他の防災活動拠点（「第4 応急対応力の強化 現況」参照）や防災航空センターについても機能を紹介するなど県民の自発的な防災学習に活用する。

○ 普及・啓発パンフレット等の作成配布

県及び市町村は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く県民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布する。

○ 防災教育用設備、教材の貸出

県、市町村は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

○ 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

○ マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く住民に対して防災意識の高揚を図る。

○ 広報紙等の活用

県及び市町村が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。

○ 地震情報等の普及・啓発

熊谷地方気象台は、地震や気象防災に関する情報を住民が容易に理解できるよう、都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、東海地震に関連する情報、気象防災等の解説に努める。

○ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方気象台及び県、市町村は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。

内	<注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

○ 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 自助の強化 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】

○ 実践的な訓練の導入

県及び市町村は、県民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG（※1））や避難所開設・運営訓練（HUG（※2））を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

○ 防災意識の向上

県民は、県その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過

去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

○ 家庭内の三つの取組の普及

県民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- 1 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

県及び市町村は、三つの取組を中心に、県民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

○ 防災総点検

県民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、県、市町村、県民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況
--	--

2 自主防災組織の育成強化

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

【自主防災組織の活動内容】

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり) 救護用資機材(救急医療セット、リヤカー) ・地域の把握(例 危険箇所の把握、要配慮者)
発災時	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施(特に避難行動要支援者の安全確保に留意) ・避難所の運営活動の実施(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

(2) 役割

機関名等	役割
県(危機管理防災部、県民生活部)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成に係る市町村支援 ・地域における防災リーダーの育成支援 ・自主防犯組織の育成に係る市町村支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成(新規結成及び活動の強化) ・地域における防災リーダーの育成

	・自主防災組織の育成（新規結成及び活動の強化）
消防機関、民間防災関係団体（婦人防火クラブ等）	・県、市町村と連携した自主防災組織の育成

（3）具体的な取組内容

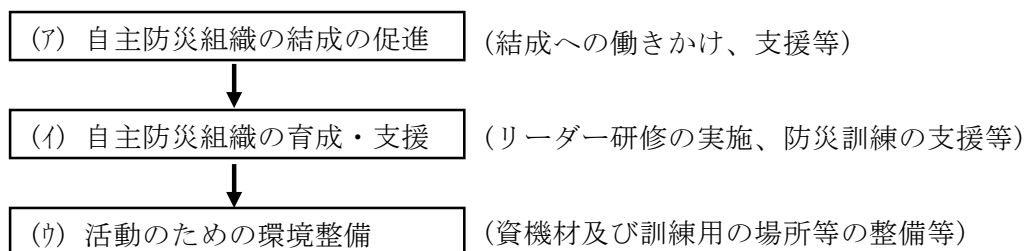
ア 自主防災組織等の組織化の推進 【市町村】

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、各市町村の地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

- ・既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。（特に、都市部においてはマンション居住者による自治会等への参加が必要不可欠である。）
- ・昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

イ 活動の充実・強化 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 市町村は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。



- 県は、市町村が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

3 民間防火組織の育成強化

（1）取組方針

地域社会においては、住民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、地域に密着した民間の防火組織の育成を図る。

（2）役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県婦人防火クラブ連絡協議会等の支援 ・ 民間防火組織の活動促進や県内組織相互間の交流の推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化

4 消防団の活動体制の充実

（1）取組方針

県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

（2）役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団に関する普及啓発 ・ 市町村の消防団員募集の取組への支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の設置 ・ 消防団員の募集 ・ 消防団活性化総合計画の策定

（3）具体的な取組内容

ア 消防団の活性化と育成 【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

県は、市町村による消防団活性化総合計画の策定を促進する。

イ 公務員の消防団員との兼職 【県、市町村】

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

ウ 消防団の広域応援活動 【県（危機管理防災部）、市町村】

大規模災害が発生した場合には、被災市町村の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

5 事業所等における防災組織等の整備

(1) 取組方針

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、県内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に県南地域においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間県外へ通勤して不在のケースも多い。

県及び市町村は、県内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

(2) 役割

○ 事業所等

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・市町村が企業等に対して行う取組への支援
県（産業労働部）	・企業の事業継続に向けた取組への支援 ・企業活動のバックアップ拠点の立地促進
市町村	・企業に対する指導・助言の実施 ・事業継続力強化支援計画の策定
商工会・商工会議所	・事業継続力強化支援計画の策定
企業、社会福祉施設、病院等	・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定 ・事業継続マネジメント（BCM）の推進 ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等の実施 ・コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施

○ 危険物等関連施設

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施
市町村（一部の高圧ガス等は県（危機管理防災部））	・危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言・指導の実施

○ 集客施設等（学校、病院その他）

機関名等	役割
------	----

県（福祉部）	・社会福祉施設等の防災対策、業務継続に向けた取組の支援
県（保健医療部）	・病院等の防災対策、業務継続に向けた取組支援
県（総務部、教育局）	・学校に対する防災対策、業務継続、防災教育の取組支援
市町村	・学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対する指導・助言の実施
学校	・防災計画及び業務継続計画の策定

○ 高層建築物

機関名等	役割
市町村	・高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対する防災組織の活動等についての助言・指導の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 企業等における防災教育 【県（危機管理防災部）、市町村】

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

県及び市町村は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

イ 企業等における防災体制の充実

【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村、商工会・商工会議所】

県は、企業が災害後速やかに事業継続できるよう事業継続計画（BCP）策定の取組を積極的に支援するとともに、自主的な防災組織の整備の促進を目的として、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取組を推進し、市町村とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また市町村が、一般企業に対し防災意識の向上を図るための事業の実施などを行う場合は、組織整備の支援・指導及び助成等を行っていく。

市町村は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継

続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 企業活動のバックアップ拠点の立地促進 【県（産業労働部）】

県は、企業誘致活動を通じ、企業活動のバックアップ拠点（工場やオフィス）の立地を促進する。

エ 危険物等関連施設の防災対策 【県（危機管理防災部）、市町村、事業者】

市町村（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、県は高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導を行い、育成・強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

オ 学校等の防災計画 【県（教育局、総務部）、学校管理者】

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

<公立学校>

○ 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則に従って計画される学

校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市町村並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・ 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

・ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

○ 防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

・ 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

さらに、学校における消防団・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

・ 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

・ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

<私立学校>

上記「公立学校」に準じた措置を講じるものとする。

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

(1) 取組方針

大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備 ・ボランティア関係機関等との情報共有
県（危機管理防災部）	・「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の運用
県（県土整備部）	・彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動の支援
県（都市整備部）	・ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録
県（保健医療部）	・災害時動物救護活動ボランティアによる被災動物の適正な飼養管理の支援

(3) 具体的な取組内容

ア 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備.

【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村はNPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、県及び市町村は、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

イ ボランティア関係機関等との情報共有.

【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

ウ 登録ボランティア

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、保健医療部）】

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

（ア）砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

【砂防ボランティアの活動内容】

- ・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- ・ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ・ 土砂災害時の被災者の援助活動

（イ）被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

（ウ）災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

【災害時動物救護活動ボランティアの活動内容】

- ・ 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- ・ 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- ・ 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
- ・ 支援物資の運搬

（エ）埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

【埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要】

- ・ 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
- ・ 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- ・ 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
- ・ 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
- ・ 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
- ・ 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。・この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。 |
|---|

7 地区防災計画の策定

(1) 取組方針

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・地区防災計画の策定に係る情報提供等
市町村	・地区居住者等に対し、提案手続等の周知 ・地区防災計画の策定

8 適切な避難行動に関する普及啓発

(1) 取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・正常性バイアス等に関する普及啓発
県民	・正常性バイアス等の正しい理解と適切な避難行動の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 県民向けの普及啓発 【県（危機管理防災部）、市町村】

県民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、県及び市町村は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

<応急対策>

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所による応急対策の実施
4 ボランティアとの連携
5 地域の安全確保への協力

1 自助による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

(2) 役割

機関名等	役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ・自主防災活動への参加、協力 ・避難所でのゆずりあい ・県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力 ・風評に乗らず、風評を広めない

2 地域による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第8 避難対策（第2編－195ページ）」及び「第9 災害時の要配慮者対策（第2編－214ページ）」を参照する。

(2) 役割

機関名等	役割
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。） ・避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、救助活動の実施

3 事業所による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、従業員等の安全確保 ・被災者等の安否確認 ・救助隊との協力 ・救出・救護の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

4 ボランティアとの連携

(1) 取組方針

大規模災害時に、被災地内外からボランティアの応援を円滑に受け入れるため、関係機関が連携して対応する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県民安全部）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有会議の設置 ・彩の国会議やNPOなどの団体ボランティアの調整
県（救援福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援
県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア支援センターの設置、運営及び災害ボランティアセンターの設置・運営の支援等
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置・運営支援
市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置・運営（市町村の状況による） ・ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなど

(3) 具体的な取組内容

ア 情報共有会議の設置 【県（県民安全部）】

災害時に、県は、必要に応じて情報共有会議（構成：県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、NPO、彩の国会議等）を設置し、被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズ等を共有し、地域のニーズに即した支援活動を行うものとする。

イ 彩の国会議やNPOなどの団体のボランティアの調整 【県（県民安全部）】

彩の国会議やNPOなどの団体からのボランティア活動の申入れについて、県災害ボランティア支援センターと連絡調整を行うとともに、必要とされる情報を「NPO情報ステーション」等にて提供する。

ウ 市町村災害ボランティアセンターの設置 【市町村、市町村社会福祉協議会】

市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

エ 県災害ボランティア支援センターの設置 【県（救援福祉部）、県社会福祉協議会】

県災害ボランティア支援センターは、埼玉県社会福祉協議会に設置し、ボランティア団体などの協力の下に主体的に運営する。県は、災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

5 地域の安全確保への協力

(1) 取組方針

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため市町村及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

(2) 役割

機関名等	役割
自主防犯組織	・地域の安全確保に向けた市町村、警察への協力

第2 災害に強いまちづくりの推進

基本方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【資料編 II-2-2-1】埼玉県震災予防のまちづくり条例

現況

- 防災拠点となる施設等の耐震化率 97.0% (令和3年10月1日現在)
- 住宅の耐震化率 93.9% (令和4年3月末現在)
- 地震時等に著しく危険な密集市街地
埼玉県 2地区 54ha
(平成24年10月 国土交通省発表)
- 防火・準防火地域の指定状況 (令和4年4月1日現在)
防火地域 815.4ha、準防火地域 9,498.1ha
- 土地区画整理事業の実施 24,620ha (令和4年4月現在)
- 被災建築物応急危険度判定士登録者数 6,460人 (令和4年3月末)
- 被災宅地危険度判定士登録者数 2,193人 (令和4年4月1日現在)
- 屋根不燃化区域
県及び建築主事を置く市町村は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。
- 地震防火対策
 - ・ 県は、防災研修会の開催や婦人防火クラブへの支援などを通じて、防火意識の向上を図っている。
 - ・ 県は市町村と連携して自主防災組織の育成を図っており、市町村の支援として、自主防災組織の資機材整備への補助等を行っている。
 - ・ 高圧ガス施設については、過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により本県の被害想定調査結果を踏まえた指導を行っている。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 防災都市づくり
2 耐震化と安全対策の推進
3 空き家対策
4 不燃化等の促進
5 オープンスペース等の確保
6 地盤災害の予防
7 宅地等の安全対策
8 土砂災害の予防
9 河川・ダム等の予防対策
10 地震火災等の予防
11 被災建築物応急危険度判定体制等の整備
12 孤立化地域対策

1 防災都市づくり

(1) 取組方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針及び耐震改修促進計画等に、防災再開発促進地区や安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置づけ、都市計画及び「都市における震災予防に関する基本的な方針」等に基づき総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【都市における震災の予防に関する基本的な方針】

1 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

2 基本の方針

(1) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

(2) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

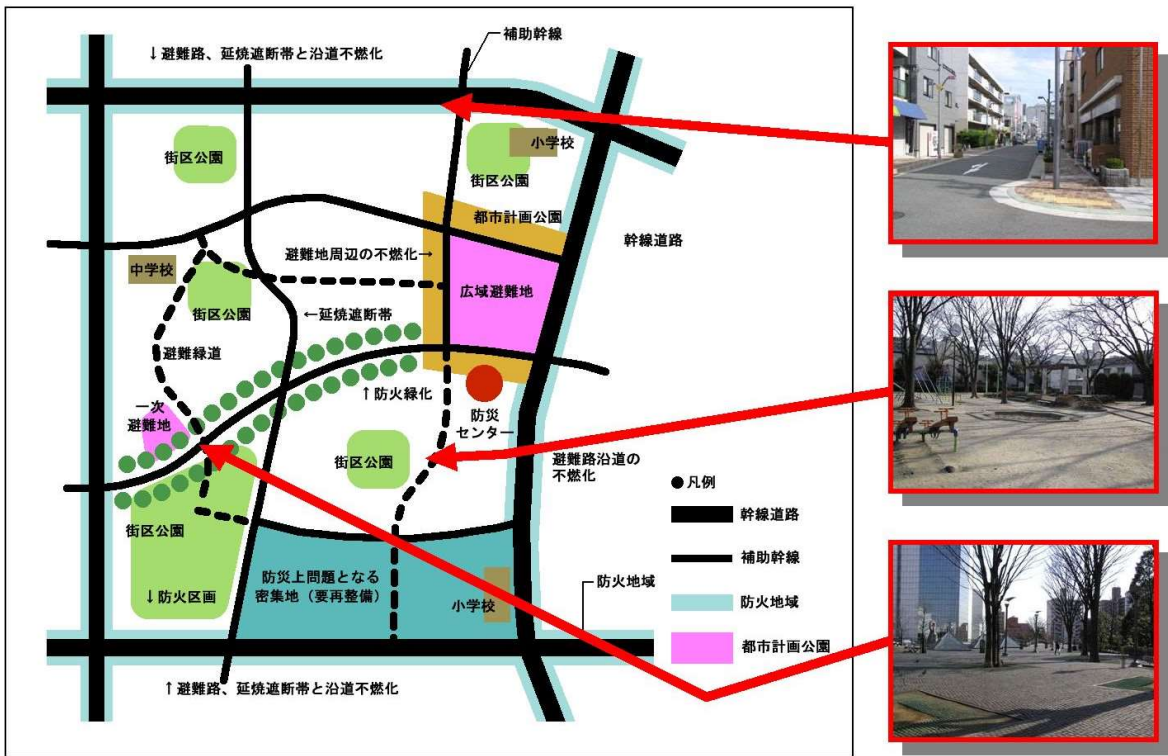
(3) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(4) 県と市町村の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市町村との連携、協力及び市町村に対する必要な支援を行う。

市町村は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。



(2) 役割

機関名等	役割
県（企画財政部、危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部、都市整備部、教育局）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 ・計画的な市街地整備の推進 ・市町村の「都市における震災の予防に関する計画（防災都市づくり計画）」の策定支援 ・公共土木施設の耐震補強の推進 ・社会資本の老朽化対策の推進 ・地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び事業の推進 ・防災活動のための公共用地の有効活用
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における震災の予防に関する計画（防災都市づくり計画）の策定 ・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 ・計画的な市街地整備の推進 ・都市レベル、地区レベルでの災害危険度の公表 ・「都市における震災の予防に関する計画」に基づく、各種事業の総合的展開 ・社会資本の長寿命化計画の策定・実施 ・地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び事業の推進 ・防災活動のための公共用地の有効活用

(3) 具体的な取組内容

ア 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

【県（企画財政部、都市整備部）、市町村】

○ 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画等を踏ま

え、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全な県土づくりを進める。

【関連する計画】

- ・国土利用計画
- ・土地利用基本計画
- ・都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等）
- ・農業振興計画
- ・環境基本計画
- ・住生活基本計画

○ **土地情報の整備**

適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

イ 市街地の整備等

【県（都市整備部、企画財政部）、市町村】

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

○ **土地区画整理事業**

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。

○ **市街地再開発事業**

密集市街地や既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。

○ **都市防災総合推進事業**

市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進する。

○ **密集市街地の改善及び拡大の防止**

密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

○ **地区計画等の活用**

地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

○ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

- 【資料編Ⅱ-2-2-2】 土地区画整理事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-3】 市街地再開発事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-4】 都市防災総合推進事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-5】 優良建築物等整備事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-6】 住宅市街地総合整備事業の実施状況

ウ 公共土木施設の耐震補強の推進 【県（県土整備部）、市町村】

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路の橋梁や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先的に実施する。

エ 社会資本の老朽化対策の推進

【県（県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村】

県及び市町村は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

オ 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、教育局）、市町村】

県は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市町村とともに地震防災事業の着実な実施を図る。

カ 防災活動のための公共用地の有効活用 【県（各部局）、市町村】

県及び市町村は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 耐震化と安全対策の推進

(1) 基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、都市整備部、県土整備部、関係部局）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進計画の策定 ・耐震診断及び耐震改修の促進 ・高層建築物の防災対策の推進 ・窓ガラス等の落下・脱落防止対策の推進 ・ブロック塀倒壊防止対策の推進 ・自動販売機転倒防止対策の推進

	・エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進
防災関係機関	・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 公共建築物等

【県（関係部局）、市町村、防災関係機関】

○ 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準^{注1)}（以下、この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、これらの施設が、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保し、ライフライン系統の不測の事態にも継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

注1)：昭和56年新耐震基準

○ 市町村有建築物等

市町村は、耐震改修促進計画を策定し、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

○ 防災関係機関の建築物等

防災関係機関は、所有又は使用する現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

イ 一般建築物等

【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、県及び建築主事を置く市町村は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

○ 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

○ 高層建築物等の防災対策

県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務づけている高層建築物等の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の内容について必要な指導又は助言を行う。

また、建築主事を行う市町村は、県に準じて高層建築物等の防災対策について必要な指導又は助言を行う。

○ 耐震化対策

県及び市町村は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

・耐震化に特に配慮すべき施設

県及び市町村は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

・耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

・耐震診断を行う技術者の養成

建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成する。

・耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、県民への知識の普及・啓発に努める。

・緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握

県は、市町村と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

・緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の支援等

県は、特定行政庁となる市と連携し、震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要であると認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。

○ 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

県及び建築主事を置く市町村は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため以下の対策を講じる。

・落下防止対策の実施

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導する。

・落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。

・改修等の指導

窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

・緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握

県は、市町村と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。

・緊急輸送道路沿道等における落下防止の指導等

県及び建築主事を置く市町村は、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

○ **ブロック塀の倒壊防止対策**

県及び市町村は、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

・ **市街地内のブロック塀の実態調査**

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。

・ **ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発**

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く県民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

・ **ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成**

ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。
 また、市町村は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

○ **自動販売機の転倒防止対策**

県及び市町村は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

○ **エレベーターにおける閉じ込め防止対策**

県及び市町村は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

3 空き家対策

(1) **取組方針**

市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(2) **役割**

機関名等	役割
県（都市整備部）	・ 空き家対策に関する市町村の支援等
市町村	・ 空き家の実態把握及び措置

(3) **具体的な取組内容**

ア 空き家の実態把握及び措置

【県（都市整備部）、市町村】

市町村は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

4 不燃化等の促進

(1) 取組方針

市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進

(3) 具体的な取組内容

ア 防火・準防火地域の指定 【市町村、県（都市整備部）】

市町村は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。

また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

イ 建築物の防火の推進 【県（都市整備部）、市町村】

県及び建築主事を置く市町村は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

【資料編Ⅱ-2-2-7】防火地域及び準防火地域内の建築規制

5 オープンスペース等の確保

(1) 取組方針

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備 ・緑地・農地の保全 ・広幅員道路の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 公園の整備 【県（都市整備部）、市町村】

県及び市町村は、震災時における県民の生命、財産を守るため、広域避難地、一時避難地等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

【資料編Ⅱ-2-2-8】都市公園の整備状況

イ 緑地・農地の保全 【県（環境部、農林部）、市町村】

都市内の緑地及び市街化区域内農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、県及び市町村は緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

【資料編Ⅱ-2-2-9】緑地の取得状況

【資料編Ⅱ-2-2-10】生産緑地地区の指定状況

ウ 広幅員道路の整備 【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

県及び市町村は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

【資料編Ⅱ-2-2-11】広幅員道路の整備状況

6 地盤災害の予防

(1) 取組方針

土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表 ・液状化対策工法の普及

(3) 具体的な取組内容

ア 液状化対策 【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

○ 調査研究の実施及び公表

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成

果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、市町村のハザードマップ等を通じて、その結果を公表する。

○ **液状化対策工法**

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

○ **液状化対策の実施等**

液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及及び啓発を行う。

7 宅地等の安全対策

(1) **取組方針**

県及び市町村は、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

(2) **役割**

機関名等	役割
県（都市整備部）、市町村	・ 宅地造成地における防災対策の推進

(3) **具体的な取組内容**

ア 宅地造成地の防災対策 【県（都市整備部）、市町村】

○ **災害防止に関する指導等**

県及び市町村は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

○ **指導基準**

・ **災害危険度の高い区域**

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

・ **人工崖面の安全措置**

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

・ **軟弱地盤の改良**

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

・ **盛土地盤の安定措置**

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

○ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

【大規模盛土造成地】

・面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土がなされた造成地

8 土砂災害の予防

(1) 取組方針

土砂災害警戒区域、山腹崩壊地等における防災対策を推進する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部、農林部）、関東地方整備局、関東農政局	・土砂災害警戒区域の防災対策の推進

(3) 具体的な取組内容

ア 土石流の防災対策

【県（県土整備部）】

「第3編 風水害対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編—9ページ）」を準用する。

イ 急傾斜地の防災対策

【県（県土整備部）、市町村】

「第3編 風水害対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編—9ページ）」を準用する。

ウ 地すべりの防災対策

【県（県土整備部、農林部）】

「第3編 風水害対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編—9ページ）」を準用する。

エ 山腹崩壊地など

【県（農林部）、市町村】

実施機関	震災予防対策
県（農林部）、市町村	1 現況 県の治山事業は、県面積の37%にあたる八高線以西の山地、丘陵地を対象として集中的に実施している。 2 全体計画 大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、治山ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防

	止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。
--	---

山腹崩壊地や荒廃溪流については、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、施設の老化、損傷等が生じているものについて、補修・更新等を行う。

なお、山崩れや土砂流出の防止工事として、治山ダム等の整備、山腹基礎工、山腹緑化工などの施工を実施する。

治山事業等は、災害発生危険度の高い地区から逐次実施し、既設工作物についても亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し避難行動など自主的な防災活動が行えるよう普及啓発を行う。

【資料編Ⅱ-2-2-19】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-20】崩壊土砂流出危険地区一覧表

9 河川・ダム等の予防対策

(1) 取組方針

県及び市町村は、地震災害発生時に河川やダム、ため池が安全に保たれるよう、予防対策を推進する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部）	・河川の震災予防対策の推進
県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村	・ダム、ため池の震災予防対策の推進

(3) 具体的な取組内容 【県（農林部、県土整備部、企業局）、市町村】

ア 河川 【県（県土整備部）】

実施機関	震災予防対策
県（県土整備部）、市町村	<p>1 現状</p> <p>県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。</p> <p>県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。</p> <p>このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。</p> <p>耐震点検については実施している。河道改修率は、約61.4%（令和元年</p>

	度末時点の県管理河川の改修率) である。 2 全体計画 県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。 また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。
--	---

イ ダム、ため池

【県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村】

実施機関	震災予防対策
県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村	1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。 ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。 2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に468箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

【資料編Ⅱ-2-2-21】防災重点農業用ため池一覧表

10 地震火災等の予防

(1) 取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、保健医療部）、市町村、各消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策の推進 ・ 初期消火体制の充実 ・ 危険物取扱施設の安全化

(3) 具体的な取組内容

ア 地震に伴う住宅からの出火防止

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

（ア）一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- 県及び市町村、各消防本部は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。
- 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

（イ）化学薬品からの出火防止

- 県及び市町村は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行う。
- 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

イ 初期消火体制の充実強化

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

県及び市町村は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

○ 事業所の初期消火力の強化

県及び市町村は、震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

○ 地域住民と事業所の連携

県及び市町村は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

ウ 危険物等関連施設の安全化

【県（危機管理防災部、保健医療部）、市町村、各消防本部】

県及び市町村は、危険物等関連施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

（ア）危険物施設【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 2 危険物 (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

(イ) 毒物劇物取扱施設【県（保健医療部）、市町村】

県は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 5 毒物・劇物 (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

(ウ) 高圧ガス施設【県（危機管理防災部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 3 高圧ガス (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

(エ) 火薬類施設【県（危機管理防災部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 4 銃砲・火薬類 (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

1.1 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

(1) 取組方針

県及び市町村は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

(2) 役割

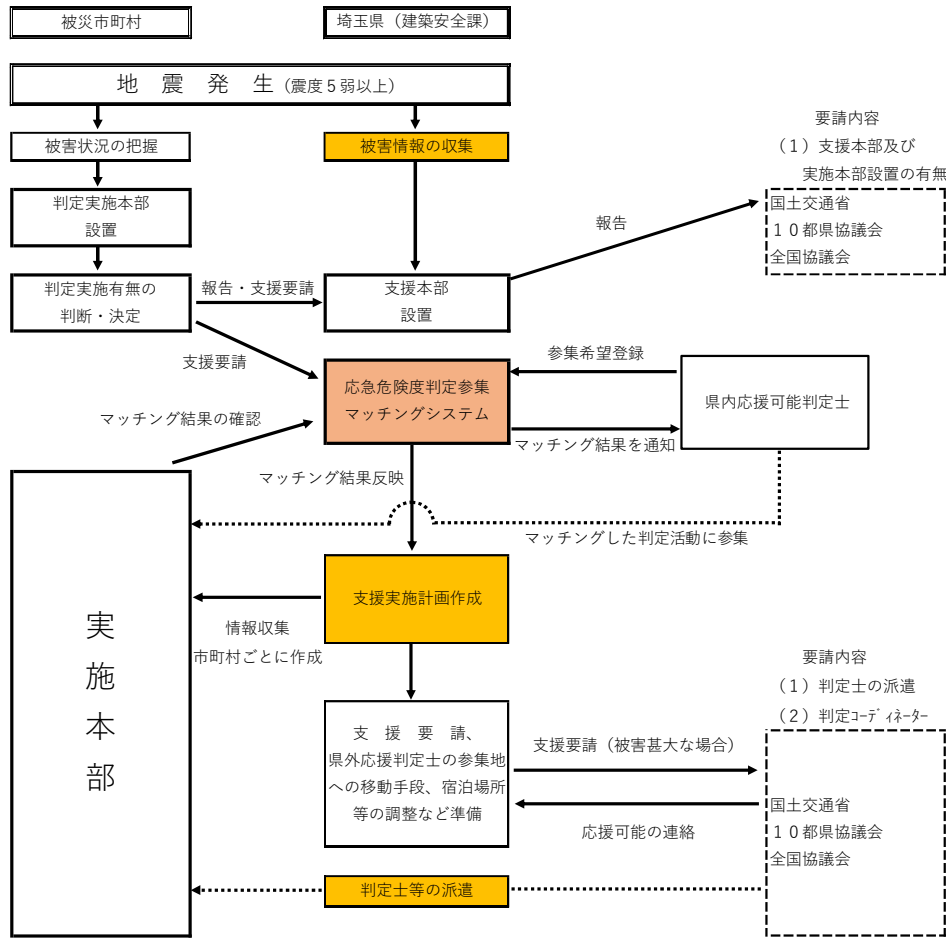
機関名等	役割
県（都市整備部）、市町村	・被災建築物応急危険度判定体制等の整備

(3) 具体的な取組内容 【県（都市整備部）、市町村】

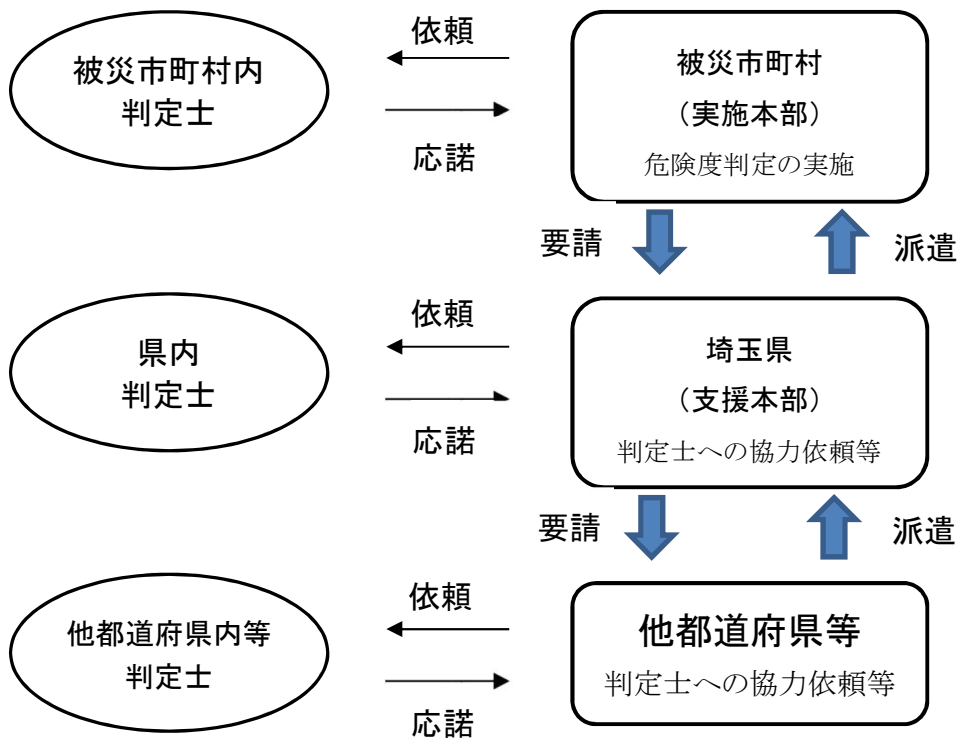
県及び市町村は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

県は、地震発生後に市町村の判定活動が円滑に実施できるように、各市町村ごとに判定士ネットワークの構築など体制整備を促進する。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



1.2 孤立化地域対策

(1) 取組方針

市町村は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

県は市町村の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	・ 孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄
県（危機管理防災部）	・ 自主防災組織等への資機材整備補助
県（県土整備部、農林部）	・ 県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進
県（県土整備部）	・ 道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

1 公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

県及び市町村は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）、市町村、防災関係機関	・公共建築物の応急対策の実施
県（農林対策部）、市町村	・畜産施設等の応急対策の実施
県（医療救急部、住宅対策部）、市町村、動物園	・動物園施設等の応急対策の実施
県（医療救急部）、市町村、医療機関	・医療救護活動施設の応急対策の実施
県（救援福祉部）、市町村、社会福祉施設	・社会福祉施設の応急対策の実施
県（統括部）、市町村、消防機関	・危険物取扱施設の応急対策の実施
県（医療救急部）、市町村	・毒物劇物等の施設の応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 公共建築物 【県（各部）、市町村、防災関係機関】

○ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

県（各部）	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、建築物及び宅地の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止を図るとともに、建築物及び宅地の使用可能性について判断する。この場合、必要に応じて住宅対策部に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
市町村、防災関係機関	市町村及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。

○ **被災度区分判定調査**

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

県（各部）、市町村	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。
-----------	--

○ **応急措置**

県（各部）、市町村、防災関係機関	被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。
------------------	--------------------------------

イ その他公共施設等.

(ア) **不特定多数の人が利用する公共施設** 【県（各部）、市町村】

- 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(イ) **畜産施設等** 【県（農林対策部）、市町村】

○ **県の対応**

地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、各家畜保健衛生所からの被害報告に基づき、家畜の防疫及び飼料等の確保を図る。

・ **防疫対策**

各家畜保健衛生所は、被害地区の畜産施設並びに病畜及びへい獣畜に対し、薬剤散布を実施する。また、へい獣畜等の処理等衛生対策を指導する。

・ **飼料対策**

被害地域における飼料を確保するため、飼料会社等への出荷要請を行う。

○ **市町村の対応**

市町村長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり家畜保健衛生所に報告する。

・北足立郡 南埼玉郡 北葛飾郡	中央家畜保健衛生所
・入間郡 比企郡	川越家畜保健衛生所
・大里郡 児玉郡 秩父郡 北埼玉郡	熊谷家畜保健衛生所

(ウ) **動物園施設等** 【県（医療救急部、住宅対策部）、市町村】

- 入園者の避難誘導にあたっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理

する。

- 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼす恐れある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

(エ) 医療救護活動施設 【県（医療救急部）、市町村、医療機関】

- 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り万全を期するものとする。

(オ) 社会福祉施設 【県（救援福祉部）、市町村、社会福祉施設】

- 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ 危険物等関連施設

(ア) 危険物施設【県（統括部）、市町村、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第2 危険物等災害応急対策 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

(イ) 毒物・劇物災害応急対策計画【県（医療救急部）、消防機関】

県は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

(ウ) 高圧ガス施設【県（統括部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第3 高圧ガス災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

(エ) 火薬類施設【県（統括部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第4 火薬類災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

1 迅速な災害復旧

(1) 取組方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実現を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）	・災害復旧計画の作成・実施
県（渉外財政部）	・災害復旧事業の財政面での調整や助言の実施
市町村	・災害復旧計画の作成 ・災害復旧事業の実施 ・県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査への協力
防災関係機関	・被災施設の復旧事業計画の作成
関東財務局	・災害査定の立会い ・災害復旧に必要な資金の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 災害復旧事業計画の作成 【県（各部）、市町村】

県（各部）及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

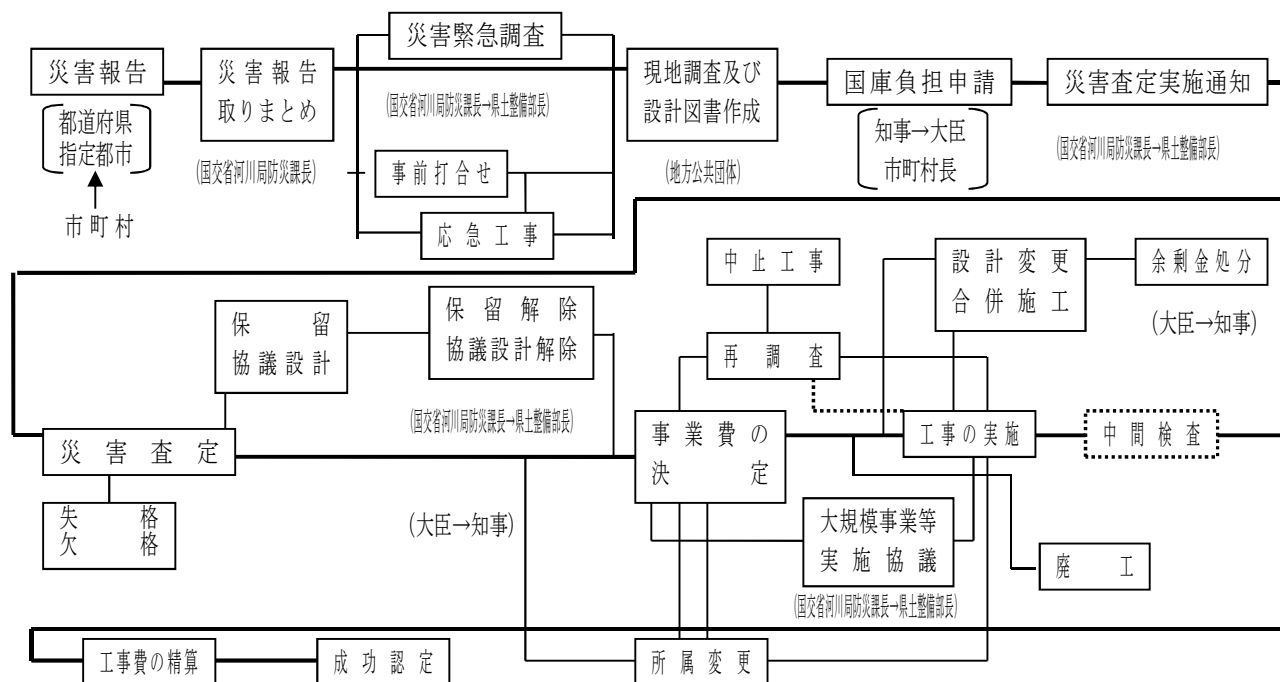
復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、県（渉外財政部）は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

【災害復旧事業計画の種類】

- | | |
|-----|--------------------|
| 第1 | 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| 第2 | 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| 第3 | 都市災害復旧事業計画 |
| 第4 | 上下水道災害復旧事業計画 |
| 第5 | 住宅災害復旧事業計画 |
| 第6 | 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| 第7 | 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| 第8 | 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| 第9 | 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| 第10 | 復旧上必要な金融その他の資金計画 |
| 第11 | その他の計画 |

○ 公共土木施設災害復旧取扱手続



イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【県（各部）、市町村、関東財務局】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、県（渉外財政部（企画財政部））は、各部が実施する個別の財政援助及び助成計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整、助言を行う。

○ 法律に基づく財政援助措置

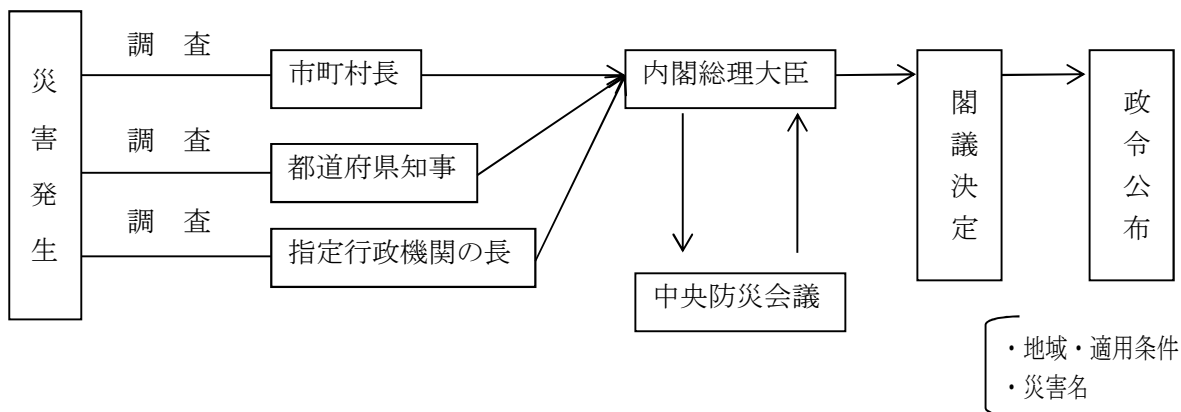
国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・ 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ・ 水道法

○ 激甚災害に係る財政援助措置

県及び市町村は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



○ 財政援助措置の対象

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設復旧事業関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

【中小企業に関する特別の助成】

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例

・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 日本私学振興財団の業務の特例
- ・ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- ・ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・ 水防資材費の補助の特例
- ・ 災害者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

○ **激甚災害に関する調査**

県（各部）	市町村の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。
市町村	市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

○ **激甚災害指定の促進**

知事は激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

○ **災害復旧資金計画**

県	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害復旧経費の資金需要額の把握 ② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。 ③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。 ④ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 県・市町村等の災害つなぎ資金（災害発生に伴う緊急な資金需要）を把握し、その確保の措置を講じる。 ② 県・市町村等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。

ウ 災害復旧事業の実施 【県（各部）、市町村、防災関係機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針

災害による人的被害を最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

現況

○ 道路施設の現況

(令和2年4月現在)

実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況
東日本高速道路(株)	214.3km	関越自動車道、東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道、圏央道
首都高速道路(株)	29.1km	高速5号池袋線、高速6号三郷線、高速川口線、高速埼玉大宮線、高速埼玉新都心線
国土交通省関東地方整備局	296.1km	一般国道(国管理) : 5路線
県国土整備部	2,774.8km	一般国道(県管理) : 9路線 主要地方道 : 89路線 一般県道 : 234路線
県農林部	374.1km	森林管理道
市町村	43,777.2km	
計	47,465.6km	

○ 県が指定する緊急輸送道路の現況

【資料編Ⅱ-2-3-1】埼玉県緊急輸送道路網図

【資料編Ⅱ-2-3-2】緊急輸送道路の一覧表

- 各道路管理者において、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進めている。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路の橋梁、鉄道を跨ぐ橋梁(跨線橋)、高速道路等を跨ぐ橋梁(跨道橋)の耐震化を優先的に実施している。
- 県では、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、マンホールの浮上防止対策を進めている。
- 県では、被災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要と認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修にかかる費用の一部を補助するとともに、地震に対する安全性に関して指導、助言又は勧告を行っている。

○ 電気施設の現況

県内の荒川水系に、東京発電（株）の発電所が10か所あり、発電した電気は、東京電力エナジーパートナー（株）等小売電気事業者へ販売している。

○ 上水道施設の状況

県で管理する上水施設は浄水場5か所（大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場）、中継ポンプ所5か所（上赤坂中継ポンプ所・笹久保中継ポンプ所・高坂中継ポンプ所・江南中継ポンプ所・高倉中継ポンプ所）、送水管の延長は777kmである。

○ 下水道施設の状況（県管理）

【下水道施設 9か所】

- | | |
|--------------|----------------|
| ①荒川水循環センター | ②元荒川水循環センター |
| ③新河岸川水循環センター | ④新河岸川上流水循環センター |
| ⑤中川水循環センター | ⑥古利根水循環センター |
| ⑦荒川上流水循環センター | ⑧市野川水循環センター |
| ⑨小山川水循環センター | |

【中継ポンプ場 22か所】

- | | |
|------------------|------------------|
| ①日進中継ポンプ場 | ②鴨川中継ポンプ場 |
| ③南部中継ポンプ場 | ④荒川中継ポンプ場 |
| ⑤三崎中継ポンプ場 | ⑥芝中継ポンプ場 |
| ⑦指扇中継ポンプ場 | ⑧元荒川中継ポンプ場 |
| ⑨桶川中継ポンプ場 | ⑩新河岸川中継ポンプ場 |
| ⑪吉見中継ポンプ場 | ⑫川島北中継ポンプ場 |
| ⑬川島南中継ポンプ場 | ⑭春日部中継ポンプ場 |
| ⑮栗橋大利根幹線第1中継ポンプ場 | ⑯栗橋大利根幹線第2中継ポンプ場 |
| ⑰鷺宮幹線中継ポンプ場 | ⑱菖蒲1幹線第1中継ポンプ場 |
| ⑲菖蒲1幹線第2中継ポンプ場 | ⑳菖蒲第2幹線中継ポンプ場 |
| ㉑寄居中継ポンプ場 | ㉒小川中継ポンプ場 |

【幹線管渠の延長】 約438km

具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保
4 エネルギーの確保

1 交通関連施設の安全確保

(1) 取組方針

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、道路、鉄道施設の耐震性向上を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（企画財政部）	・交通事業者の取組に対する支援
道路管理者	・道路整備の推進 ・橋梁の耐震化の推進
交通事業者	・交通関連施設の耐震化の推進 ・交通関連施設における安全確保対策の強化

(3) 具体的な取組内容

ア 道路整備の推進

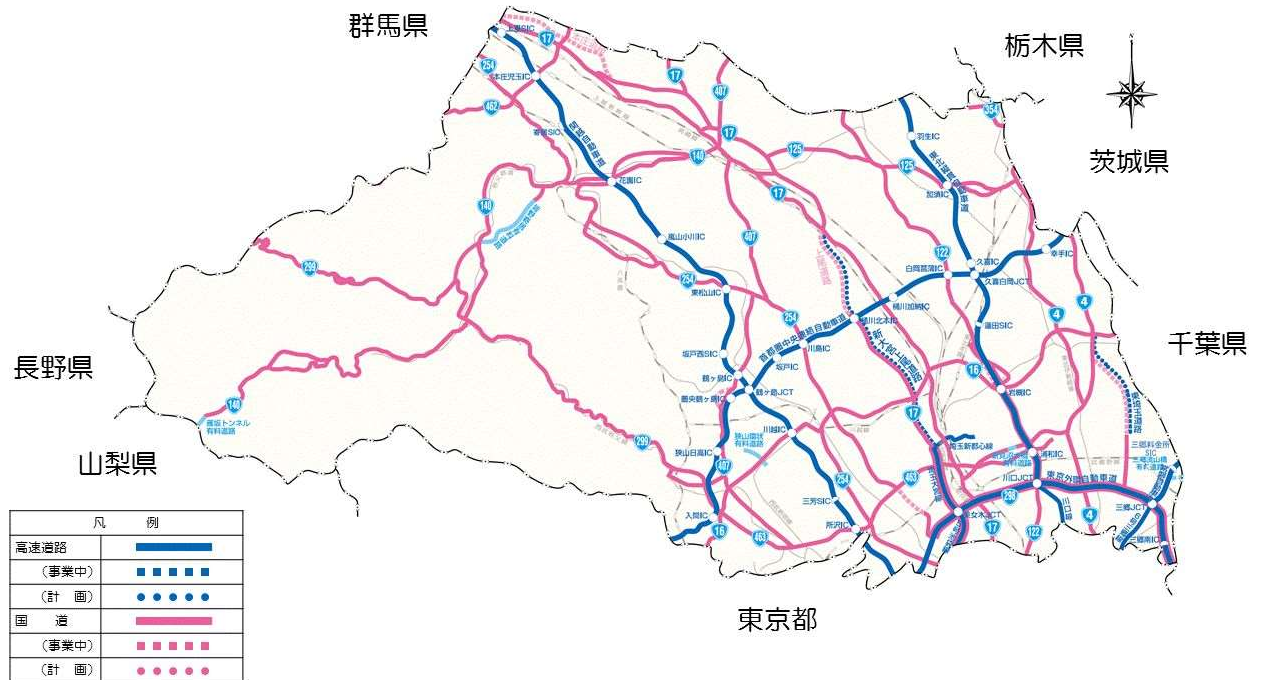
【県（県土整備部）、関東地方整備局、東日本高速道路（株）】

災害時の人員、物資等の輸送に資する高速道路、主要幹線道路の早期整備を進める。

【早期整備を推進する道路】

名称	概要
圏央道 （首都圏中央連絡自動車道）	・都心から半径およそ40～60kmの環状道路（自動車専用道路） ・延長 約300km（うち約270kmは供用中） ・埼玉県内 延長58km
外環道 （東京外かく環状道路）	・都心から半径およそ約15kmの環状道路（自動車専用道路） ・延長 約85km（うち約50kmは供用中） ・埼玉県内 延長35km
新大宮上尾道路 （都市計画道路 高速埼玉中央道路）	・さいたま市中央区から鴻巣市に至る自動車専用道路 ・区間 さいたま市中央区円阿弥～鴻巣市箕田 ・延長 約25km（与野～上尾南間 約8km事業中）
上尾道路 （一般国道17号）	・新大宮上尾道路に並行する一般道路 ・区間 さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田 ・延長 約20km（うち約11kmは暫定供用中）
本庄道路 （一般国道17号）	・区間 深谷市岡～群馬県高崎市新町 ・延長 約13km（うち約1.4kmは暫定供用中）

<p>東埼玉道路 (一般国道4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区間 八潮市八條(外環道)～春日部市下柳(国道16号) ・延長 約18km (自動車専用部 八潮市八條～松伏町田島間 約9.5km 事業中) (一般部 約6kmは供用中。吉川市川藤～春日部市水角間 約8.7km 事業中)
----------------------------------	--



イ 道路の震災予防対策

【道路管理者】

実施機関	震災予防対策
東日本高速道路(株)	<ol style="list-style-type: none"> ① 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。 ② 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。 ③ 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。 ④ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。 ⑤ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

<p>首都高速道路 (株)</p>	<p>1 概要 ① 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。 ② 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。</p> <p>2 高架橋の安全性強化 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。なお、橋脚の耐震対策（鋼版巻き立て等で補強）は平成10年度に、地盤の液状化によって生じる地盤流動化対策は平成11年度に完了している。</p> <p>3 災害時における情報収集・伝達等に必要な電気通信設備の常時点検</p> <p>4 災害時における利用者の安全確保</p> <p>5 資機材の備蓄等の措置 震災時における緊急点検・応急復旧等の対策を実施するための資機材及び物資の備蓄を行う。</p> <p>6 防災広報の実施</p> <p>7 防災訓練の実施</p>
<p>関東地方整備局、 県（県土整備部、 農林部）、市町村</p>	<p>1 概要 各道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、修繕等を推進するとともに既設橋梁の耐震補強を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。</p> <p>2 現況 (1) 橋梁の耐震補強 過去の地震で橋脚、桁が被害を受けたことから、橋脚補強や落橋防止対策を実施している。 * 県では、平成7年1月の阪神淡路大震災を受けて大きく耐震基準が改正された平成8年より古い基準で建設された橋梁について耐震補強工事を実施（コンクリート・鉄板巻き立て橋脚補強及び落橋防止装置設置）</p> <p>(2) 森林管理道 ア 森林管理道の整備目標延長1,547km イ 森林管理道のうち下記に該当するものを特に防災関連森林管理道として位置づけ、重点的に整備する。 ① 公道と公道を連絡し、バイパス的機能をもつ森林管理道 ② 唯一の生活道となっている森林管理道</p> <p>3 落石等による危険箇所対策 各道路管理者は、管理道路の落石等による危険箇所について総点検を実施し、危険度によりランク付けを行い、法面保護工等を実施し危険箇所の解消を図っていく。</p> <p>4 橋梁の耐震補強 古い基準で建設された橋梁について、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。 災害時、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路の橋梁、鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）の耐震化を優先的に実施する。</p> <p>5 森林管理道の整備 災害時における主要道路の迂回路確保、及び森林整備による防災・減災等のため、埼玉地域森林計画書の「林道（森林管理道）の開</p>

	設及び拡張に関する計画」に記載されている森林管理道491路線の整備を実施する。
--	---

ウ 交通関連施設の耐震化の推進

【交通事業者、県（企画財政部）】

駅、バスターミナル等、交通関連施設の耐震化を推進する。県は交通事業者の取組を支援する。

エ 交通関連施設の震災予防対策

【鉄道事業者】

実施機関	震災予防対策
東日本旅客鉄道 (株)高崎支社・ 八王子支社・大宮 支社	1 施設の現状 ① 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 ② 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。 2 事業計画 ① 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。 ② 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。 また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。
秩父鉄道（株）	1 計画方針 鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設ごとに、万全の予防措置を講じる。 2 事業計画 ① 日常の巡回検査に、さらに年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の対策に備える。 ② 橋梁、落石等の要注意箇所は、必要に応じ現地調査の上、防護工事を実施する。
西武鉄道（株）	1 駅施設 ① 2年に1回の定期検査により駅施設の点検を実施する。 ② 建物の位置及び構造については、建築基準法その他関係法令に基づき、耐震性の安全を確保する。 ③ 旧耐震基準建物については、関東運輸局通達による補強対象駅以外の建物についても、順次耐震診断を行い必要に応じて耐震補強を実施していく。 2 その他の構造物 構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補強を行い機能の強化を図る。

東武鉄道（株）	1 施設の現況 鉄道構造物等設計基準、建築基準法等、関係法令に基づき設計し安全性を確保している。 2 事業計画 大規模地震被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。
埼玉新都市交通（株）	1 駅及び基地施設を除き、全線東北・上越新幹線高架張出し部の両側又は片側に架設されている。 2 走行路の橋脚及び橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ、落橋防止については、けた座の縁端が耐震設計になっているほか、けたストッパー、けたの連結等を実施してある。
埼玉高速鉄道(株)	1 災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するような、施設の整備を図っている。 2 地震発生の情報伝達に必要な通信連絡設備及び観測装置等を整備し、列車の緊急停止手配が速やかにできる体制をとっている。

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1) 取組方針

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の指定 ・道路網の整備 ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化 ・緊急輸送道路沿線地域の不燃化、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化 ・緊急輸送道路にある下水道の管渠とマンホールの耐震化 ・応急復旧資機材の整備
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急河川敷道路の整備
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制実施の際の車両の運転者の義務等の周知

(3) 具体的な取組内容

ア 緊急輸送道路の指定 【県（県土整備部）、市町村】

○ 県による指定

県は、次の基準に従って緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを整備

する。

- ・ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- ・ 上記の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

- ・ 県本庁舎
- ・ 県地域機関庁舎
- ・ 市町村庁舎
- ・ 防災基地
- ・ 県営公園
- ・ 防災拠点校
- ・ 災害拠点病院
- ・ 着岸施設（河川）
- ・ コンテナ取扱駅 等

○ 市町村による指定

市町村は、市町村内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、市町村内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- ・ 市町村庁舎
- ・ 市町村出先庁舎
- ・ 市町村内の関係機関施設
- ・ 防災活動拠点
- ・ 避難所
- ・ 市町村内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ・ 臨時ヘリポート
- ・ 着岸施設（河川）

イ 緊急輸送道路及び沿線の整備

【県（県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

○ 県が指定する緊急輸送道路に対する取組

- ・ 緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

- ・ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

県及び市町村は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるものとする。

・ 下水道のマンホールの対策

下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

・ 危険箇所の調査、応援体制の整備

緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

○ 市町村が指定する緊急輸送道路に対する取組

市町村は、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。

○ 道の駅の防災機能の整備・強化

県内の道の駅を災害時に求められる機能に応じた整備・強化を行う。

ウ 緊急河川敷道路の整備

【関東地方整備局】

災害時における、河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備する。

【資料編Ⅱ-2-3-3】緊急河川敷道路の一覧表

エ 交通規制実施の際の車両の運転者の義務等の周知

【県（警察本部）】

県は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

オ 応急復旧資機材の整備

【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

○ 県（県土整備部）及び市町村

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（一社）埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

○ 関東地方整備局

各関係事務所において資機材を整備する。

○ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）

応急復旧が可能なように資機材を整備する。

発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

【資料編Ⅱ-2-3-1】埼玉県緊急輸送道路網図

3 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・ 高圧ガス防災体制の整備
県（環境部）	・ 廃棄物処理施設の耐震性の確保
県（県土整備部、都市整備部）	・ ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備推進
ライフライン事業者（電気事業者、ガス事業者、産業廃棄物処理施設管理者、通信事業者）、県（企業局、下水道局）市町村、水道企業団	・ ライフライン関連施設の耐震性の確保 ・ バックアップ機能の確保（系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等） ・ 被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備 ・ 優先復旧順位の事前決定
市町村（一部事務組合）	・ ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備推進 ・ 一般廃棄物処理施設の耐震性の確保
産業廃棄物処理施設管理者	・ 産業廃棄物処理施設の耐震性の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策

【電気事業者】

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

実施主体	施設	耐震設計基準
------	----	--------

東京電力パワーグリッド(株)	変電設備		機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。
	送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
	配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
東京発電(株)	水力発電設備		発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令および建築基準法に基づき設計を行っている。

イ ガス施設の震災予防対策

【県（危機管理防災部）、ガス事業者】

県は、ガス施設について、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。

(ア) 県

施設名	震災対策	
高圧ガス施設	長期計画	昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。
	現況	① 貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ② 配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。

		<p>③ 防消火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。</p> <p>④ 防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。</p>
	短期計画	上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことにより「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。
一般消費施設 (LPガス)	長期計画	<p>液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。</p> <p>① 特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。</p> <p>② 地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。</p> <p>③ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。</p>
	現 況	<p>震災等対策として次のとおり指導している。</p> <p>① 充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。</p> <p>② ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。</p> <p>③ ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。</p> <p>④ ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。</p> <p>⑤ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けすること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</p>
	短期計画	<p>液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。</p> <p>① 特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。</p> <p>② 震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。</p> <p>③ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けすること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</p>

(イ) 都市ガス事業者

	施設名	震 災 対 策
現 況	ガス製造施設	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
	ガス供給設備	① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。 ③ 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 ④ 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。
	検知・警備設備	災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。 ア 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー） イ ガス漏れ警報装置 ウ 火災報知器 エ 圧力計 オ 流量計
	設備の緊急停止装置等	緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
	緊急放散設備等	製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。
	連絡・通信設備	災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。

	ガス工作物の巡視・点検・調査等	ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。
--	-----------------	--

ウ 上水道施設の震災予防対策

【県（企業局）、市町村】

（ア）県

施設名	震 災 対 策
取導浄水施設 （浄水場）	① 取導浄水施設は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に基づき、耐震化対策を行う。 ② 停電時でも受水団体が必要とする水量を送水するため、浄水場等の非常用自家発電設備を設置している。 ③ 塩素ガス施設は、高圧ガス保安法及び県の指導基準による設備基準に準拠して設計強度を保持し、かつ感震器による緊急しゃ断弁、塩素ガス漏洩検知機、中和装置及び防液堤等が装備されており、塩素ガス漏洩による二次災害を防止している。 ④ 復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。
送水施設 （送水管路）	① 送水管路は、離脱防止機能を備えた耐震継手管を採用することにより、耐震化を図る。 ② 震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所に送水調整池を拡張整備するとともに、既存施設の耐震化を図る。 ③ 応急給水のための給水栓（給水車用、住民等用）を浄水場、中継ポンプ所に整備している。また、応急給水装置を備蓄している。 ④ 復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。 ⑤ 送水管の空気弁に設置可能な応急給水装置を整備している。

（イ）市町村、水道企業団

被害としては、上水道延べ 25,940 kmの配水管路において、約 9,400 箇所 の 損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

エ 廃棄物処理施設の震災予防対策

【県（環境部）、市町村】

実施部局等	震 災 対 策
-------	---------

県（環境部）及び市町村、産業廃棄物処理施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。 ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。 ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保すること。
--------------------------	--

オ 下水道施設の震災予防対策

【県（下水道局）、市町村】

実施部局	震 災 対 策
県（下水道局）及び市町村	<ol style="list-style-type: none"> ① 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。 ② 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。 ③ 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。 ④ 管路計画にあたっては、ネットワーク化や二条化などのバックアップ手段を考慮するものとする。 ⑤ 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。 ⑥ 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。

カ 通信設備の震災予防対策

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ埼玉支店】

(ア) 通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合には、東日本電信電話（株）の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

施設名	震 災 対 策
建 物	<ol style="list-style-type: none"> ① 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ② 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。

建物内設備	<p>① 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。</p> <p>② 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。</p>
建物外設備	<p>① 地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。</p> <p>② 橋りょう添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。</p> <p>③ 架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。</p> <p>④ NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進める。</p> <p>⑤ 公共機関等、重要加入者の要請に応じて、協議のうえ加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を行う。</p> <p>⑥ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。</p> <p>⑦ 市町村指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。</p>
移動用無線	<p>① 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。</p> <p>② その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。</p> <p>③ 衛星携帯電話等の市町村役場等への貸出しによる通信確保の準備。</p>
非常用電源	<p>重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。</p>

(イ) 平時の取組

- 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
- 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防などの防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時初動立ち上げ訓練 ・ 気象に関する情報伝達訓練 ・ 災害時における通信疎通訓練 ・ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
--

- ・消防及び水防の訓練
- ・避難及び救助訓練

- 171(災害用伝言ダイヤル)・web171(災害用伝言板) (※1)、災害用伝言板(※2)のPRに努める。
 - ※1 東日本電信電話(株)提供
 - ※2 携帯電話事業者提供

キ ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定 【ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

ク 高圧ガス防災体制の整備 【県(危機管理防災部)】

県は、高圧ガス防災訓練への参加等を通じ消防、警察その他関係機関との協力体制を確立するとともに、高圧ガス製造施設間での相互応援協定の締結を行うよう指導し、発災時にはこれらの協力体制や相互応援協定に基づいて速やかに必要な措置を講じるものとする。

4 エネルギーの確保

(1) 取組方針

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化(電気、天然ガス、LPガス、水素等)に努める。

(2) 役割

機関名等	役 割
県(危機管理防災部)	・災害時のエネルギー確保に向けた体制の整備
県(環境部)	・再生可能エネルギー等の導入促進
ライフライン事業者	・エネルギーの安定供給に向けた取組の推進

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策
5 発災時のエネルギー供給機能の確保

1 道路ネットワークの確保

(1) 取組方針

東京湾北部地震の被害を想定した「埼玉県道路啓開計画」に基づき、道路ネットワークの確保を行うものとする。

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。関係各機関は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして的確に対処する。

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害情報を的確に把握し、応急復旧を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等の被害の把握及び伝達 ・交通信号施設の応急対策の実施
道路管理者（県（応急復旧部、農林対策部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株））	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達 ・応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む） ・道路施設の応急対策の実施 ・緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施 ・放置車両対策の実施
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達
（一社）埼玉県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援

(3) 具体的な取組内容

ア 道路被害状況の把握及び伝達

【道路管理者、県（危機管理防災部、警察本部）】

- 道路管理者及び警察本部は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。
- 調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告するものとする。
- 県（統括部）は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達する。

実施機関	道路被害状況の把握方法等
県（応急復旧部、農林対策部）	所管する緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。
市町村	行政区域内の緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。
関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）	所管の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等から道路情報を収集する。
県（警察本部）	現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害の状況を迅速に把握し、県（応急復旧部）に報告する。
（一社）埼玉県建設業協会	協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行うものとする。

イ 道路施設の応急対策 【道路管理者】

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合、次のとおり応急対策を実施する。

（ア）関東地方整備局、県（応急復旧部、農林対策部）

関東地方整備局及び県は、避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。

ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

また、国（国土交通省）及び県（応急復旧部）は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（「特定大規模災害」という。）

等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

(イ) 市町村

県の措置に準じ、応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるものとする。

(ウ) 東日本高速道路（株）

二次災害の防止を図るとともに緊急輸送や災害応急対策活動のための道路機能の回復を図る。

- ・ 高速道路は、必要に応じ災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路に指定され、緊急通行車両等以外の車両の通行が規制されることから、会社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- ・ 道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。

(エ) 首都高速道路（株）

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- ・ 高速道路は、必要に応じ災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路に指定され、緊急通行車両等以外の車両の通行が規制されることから、会社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- ・ 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動協力要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。
- ・ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ復旧に努める。
- ・ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

<各道路管理者による応急対策の方法>

- 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋梁の応急修繕、トンネルの修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

- 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
- 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
- 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
- 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

【資料編Ⅱ-2-3-4】交通施設の状況

ウ 緊急輸送道路の応急復旧作業

【道路管理者、県（警察本部）、（一社）埼玉県建設業協会】

各道路管理者は、次のとおり緊急輸送道路の応急復旧作業を実施するものとする。

○ **事前協議の実施**

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察本部、（一社）埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。

- ・ 復旧路線、区間
- ・ 復旧車線数
- ・ 復旧作業の相互応援
- ・ 協力建設会社との連携

○ **作業順位の決定**

道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（統括部、警察本部）と調整の上、応急復旧順位を決定する。

○ **応急復旧作業**

県、市町村及び道路管理者は、道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。

実施機関	作業内容
県（応急復旧部）	道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行い交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。

	また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。
市町村	所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。
関東地方整備局 東日本高速道路（株） 首都高速道路（株）	災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

○ 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

エ 交通信号応急対策 【県（警察本部）】

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

- 国道17号、122号（さいたま市岩槻区以南）及び16号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を優先して復旧する。
- 前記の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、警察本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

オ 応急復旧、交通規制状況の広報

【道路管理者、県（統括部、応急復旧部、農業対策部）】

各道路管理者及び県は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

【資料編Ⅱ-2-3-1】 埼玉県緊急輸送道路網図

【資料編Ⅱ-2-3-2】 緊急輸送道路の一覧表

2 交通規制

(1) 取組方針

災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路を指定し、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
警察本部、道路管理者	・ 交通規制措置の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制 【警察本部】

- 埼玉県公安委員会は、埼玉県又は埼玉県に近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認めるときは、災対法第76条の規定に基づき、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。
- 埼玉県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとする場合は、災対法施行令第32条により禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは禁止又は制限の始期）を記載した標示を当該区間の前面及び区間内の必要な地点に設置して行う。

【資料編Ⅱ-2-3-5】 緊急通行車両等以外の車両通行止標示

- 埼玉県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象区間、期間（期間を定めないときは禁止又は制限の始期）及び理由を通知するものとする。また、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限したときは、関係都県の公安委員会に対しても禁止又は制限の対象、区域等及び期間及び理由を通知するものとする。なお、道路管理者及び関係都県への通知の方法は原則として電話によるものとする。
- 通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対しては、警察官等は災対法第76条の3に基づき、必要な措置をとることを命令し、又は自らその措置をとるものとする。

- 埼玉県公安委員会は、当該禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定め
ないときは禁止又は制限の始期）を県の広報に登載するとともに、報道機関に発
表するほか立看板等により一般に周知させるよう努めるものとする。
- 埼玉県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要
があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の
指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 大地震発生時の交通規制

(ア) 第1次交通規制（高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警 察署長の命により行う交通規制）

緊急交通路を確保し、大地震発生と同時に災害応急対策を的確かつ円滑に実施
するため、次により交通規制等の措置及び緊急通行車両の確認事務を実施する。

【資料編Ⅱ-2-3-6】緊急通行車両等の確認事務処理要領

○ 緊急交通路の確保

- ・ 高速隊長は、次に掲げる高速自動車国道及び自動車専用道路のうち被災状況
により必要のある路線を緊急交通路として確保する。

- ・ 常磐自動車道
- ・ 東北自動車道
- ・ 関越自動車道
- ・ 東京外環自動車道
- ・ 首都圏中央連絡自動車道
- ・ 首都高速池袋線
- ・ 首都高速川口線
- ・ 首都高速三郷線
- ・ 首都高速埼玉大宮線
- ・ 首都高速埼玉新都心線

- ・ 次に掲げる一般道路の区間を管轄する警察署長は、当該区間のうち被災状況
により必要のある区間を緊急交通路として確保する。

- ・ 国道4号都県境谷塚陸橋から下間久里陸橋までの間
- ・ 国道4号バイパス下間久里陸橋から茨城県境までの間
- ・ 国道17号都県境戸田橋から箕田交差点までの間
- ・ 国道17号熊谷バイパス箕田交差点から代交差点までの間
- ・ 国道17号深谷バイパス代交差点から四拾坂下交差点までの間
- ・ 国道17号四拾坂下交差点から群馬県境までの間

- ・ 国道17号新大宮バイパス都県境笹目橋から吉野町インターまでの間
- ・ 国道17号上尾道路宮前インターから桶川北本インターまでの間
- ・ 国道254号都県境新東埼玉橋から志賀交差点までの間
- ・ 国道254号小川バイパス志賀交差点から金勝山交差点までの間
- ・ 国道254号金勝山交差点から群馬県境までの間
- ・ 国道122号都県境新荒川大橋から加倉北交差点までの間
- ・ 国道122号蓮田岩槻バイパス加倉北交差点から閩戸交差点までの間
- ・ 国道122号閩戸交差点から群馬県境までの間

○ 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

（イ）第2次交通規制（警察本部長の命による交通規制）

警察本部長は、第1次交通規制実施後、災害の規模及び被害の状況に応じ、新たに交通規制の実施又は既の実施している交通規制の拡大、縮小、解除等の変更が必要と認めたときは、次により第2次交通規制を実施する。

○ 路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制及び警察本部長において必要と認めた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

○ 緊急交通路の確保

第1次交通規制で確保した緊急交通路以外の路線において、災害応急対策上、更に緊急交通路を確保する必要があると認められたときは、必要な路線の交通規制を実施する。

（ウ）都県境規制

県内及び隣接都県の被災状況等に対応した交通対策を実施するため、県境直近の交差点において、県内又は隣接都県への流出入規制を実施する。

（エ）交通検問所の設置及び緊急通行車両の確認事務

緊急通行車両の確認事務は、各警察署及び次に掲げる高速道路料金所等のうち被災状況等を勘案して交通検問所を設置して実施する。

【資料編Ⅱ-2-3-6】緊急通行車両等の確認事務処理要領

【高速道路等】

- ・ 関越自動車道 所沢料金所、花園料金所
- ・ 東北自動車道 浦和本線料金所、岩槻料金所、加須料金所

- ・東京外環自動車道 美女木ジャンクション
- ・首都圏中央連絡自動車道 桶川加納料金所

【一般道路】

- ・国道4号谷塚仲町交差点
- ・国道17号川岸一丁目交差点
- ・国道254号和光陸橋交差点

○ その他の道路の交通検問所

緊急交通路指定予定路線以外の路線を緊急交通路として指定する場合は、警察本部長の指示により交通検問所を設置する。

ウ 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を通報・連絡する。解除の場合も同様とする。

エ 埼玉県想定地震発生時の交通対策

埼玉県想定地震が発生した場合の交通対策は、「イ 大地震発生時の交通規制」に準じるほか想定される地震ごとに路線等を指定して実施する。

オ 被災地内の交通規制 【警察本部、道路管理者】

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、以下のとおり交通規制を行うものとする。

○ 交通規制を行う者

実施主体	実施根拠
公安委員会	道路交通法第4条
警察署長	道路交通法第5条
警察官	道路交通法第6条
道路管理者	道路法第46条第1項

○ 県公安委員会が行う交通規制

・ **道路交通法第4条に基づく交通規制**

県公安委員会は県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

○ 警察署長が行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行

者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行うものとする。

○ 警察官が行う交通規制

・ 道路交通法第6条第2項及び第3項に基づく交通規制

警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。

警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

・ 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努めるものとする。

○ 道路管理者の行う交通規制

【関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、県（県土整備部）、市町村】

・ 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

・ 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長及び市町村長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

・ 道路管理者は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

力 交通規制に関する情報共有

道路管理者及び県公安委員会は、交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告

する。県（統括部）は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

キ 交通規制に関する県民等への広報

道路管理者及び県公安委員会は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ・関係道路の主要交差点への標示
- ・関係機関への連絡
- ・一般住民に対する広報

3 交通施設の応急対策

(1) 取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

(2) 役割

機関名等	役割
鉄道事業者	・鉄道施設の応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 鉄道施設の応急対策

【鉄道事業者】

各事業者が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。
応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

- ・東日本旅客鉄道（株）（大宮支社）
- ・西武鉄道（株）
- ・東武鉄道（株）
- ・埼玉新都市交通（株）
- ・秩父鉄道（株）
- ・埼玉高速鉄道（株）
- ・首都圏新都市鉄道（株）

【資料編Ⅱ-2-3-7】鉄道事業者の応急対策要領

4 ライフライン施設の応急対策

(1) 取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・ 高圧ガス製造施設応急対策の実施
県（給水部）	・ 水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整の実施
ライフライン事業者、県（給水部、下水道対策部、関係部局）、市町村	・ ライフライン施設の応急対策の実施（必要に応じ現地作業調整会議を開催）

（3）具体的な取組内容

ア 電気施設応急対策 【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○ 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ・ 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ・ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

○ 災害時における広報宣伝

- ・ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- ・ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・ 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ・ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ・ その他事故防止のため留意すべき事項

- ・ 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

- ・上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

・感電事故防止周知	各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知する
・復旧周知	非常災害対策支店本部→県災害対策本部

○ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

イ ガス施設応急対策 【県（統括部）、ガス事業者】

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(ア) 県（統括部）

○ 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

県は、地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる措置を講じるよう指導する。

- ・高圧ガスの漏えい又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。
- ・災害発生時には、その状況に応じ、付近住民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。
- ・漏えいガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

対策主体：高圧ガスを扱う関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等

○ 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

- ・県は、高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生し、必要と判断したときは、埼玉県高圧ガス地域防災協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請するものとする。

- ・上記の協力要請を受けたときは、当協議会が定める防災事業所の防災応援要員は、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる事故及び災害の応急措置及び被害拡大防止措置等を講じる。
- ・上記の応急措置を講じたときは、高圧ガスに係る事故災害の概要及び応急措置の内容等について県へ報告するものとする。

対策主体：埼玉県高圧ガス地域防災協議会

(さいたま市浦和区高砂3-4-9太陽生命ビル、TEL048-833-1878)

(イ) 都市ガス事業者

○ 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ・災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- ・被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ・その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

○ 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

○ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

○ 対策要員の確保

○ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

○ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

○ 地震発生時の供給停止

○ 応急工事

○ その他必要な対策

ウ 上水道施設応急対策

【県（給水部）、市町村】

(ア) 県（給水部）

○ 被害状況の把握

水道等施設の被害発生状況を各計器の表示又は住民等からの通報により把握するとともに、点検を実施する。

○ 緊急処置

二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、当該施設の運転を停止する。

なお、塩素ガス配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

○ 水質検査及び監視

原水及び浄水の水質監視を強化するとともに、必要に応じて取水河川の上流調査を行う。

(イ) 県（給水部）

水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整等を行う。

(ウ) 市町村・水道企業団

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。

エ 下水道施設応急対策

【県（下水道対策部）、市町村】

(ア) 県（下水道対策部）

- 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の緊急点検を実施し被害状況を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の2次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせるものとする。
- 非常災害時に備えて応急資材と応急機材を以下の箇所に備蓄するものとする。
- 下水道施設の応急復旧等のため、下水道公社、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

【資料編Ⅱ-2-3-8】 下水道応急資材・器具備蓄場所

(イ) 市町村

被災市町村は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった市町村は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

オ 電気通信設備の災害対策

【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

○ 災害時の活動体制

・ 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

・ 情報連絡

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

○ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

・ 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等その確保の措置を講ずる。

・ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

・ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生する恐れがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

○ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- ・ 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ・ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- ・ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

○ 災害時の広報

- ・ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。
- ・ 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ・ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ・ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

5 発災時のエネルギー供給機能の確保

(1) 取組方針

応急対策活動に必要なエネルギーを確保する。

(2) 役割分担

機関名等	役割
県（統括部）	・ 防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施
石油連盟、石油業協同組合	・ 災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給
（一社）埼玉県L Pガス協会	・ 災害応急対策上重要な拠点へのL Pガスの供給の確保
都市ガス事業者	・ 社会的重要度の高い施設への優先的な供給の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保するため、石油連盟、石油業協同組合に供給を要請する。

石油連盟、石油業協同組合は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

イ 災害時応援協定に基づくガスの供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（L Pガス燃料）を供給するため、（一社）埼玉県L Pガス協会等に協力を要請する。

（一社）埼玉県L Pガス協会等は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

ウ 社会的重要度の高い施設への優先的な供給

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

1 ライフライン施設の早期復旧

(1) 取組方針

県、市町村、防災機関、ライフライン事業者が協力し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

(2) 役割分担

機関名等	役割
県（統括部）、市町村、防災機関	・ライフラインの復旧作業を円滑に進めるための調整の実施
ライフライン事業者	・復旧計画の策定 ・復旧作業の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設復旧対策

【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○ 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

○ 災害時における復旧資材の確保

・調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・請負工事会社保管在庫の相互流用
- ・本(支)部相互の流用
- ・本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

・輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

・復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

○ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

イ ガス施設復旧対策

【都市ガス事業者】

○ 復旧計画の策定

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

○ 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

○ 復旧活動資機材の確保

・調達

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

・復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

ウ 上水道施設復旧対策

【県（給水部）、市町村】

(ア) 県（給水部）

送水管路の復旧作業は原則として浄水場に近い箇所から進めることとし、順次、送水調整を行って断水区域の縮小を図り、地震発生後、一週間以内の復旧を目標とする。

○ 被害状況の調査

速やかに施設班を編成して被害状況を調査し、その実態を把握して復旧計画を定める。

○ **技術者及び労務者の確保**

災害復旧協定業者へ復旧作業を要請するとともに、建設業者の応援を求め、他都県や業者へ要請する。

○ **宿舎などの手配**

復旧作業に従事する要員の宿舎、食糧及び寝具などの手配を行う。

○ **応急復旧用資機材の確保**

被害状況調査により復旧用資機材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。

○ **施工**

被害状況、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施する。

(イ) **県（給水部）**

水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整等を行う。

(ウ) **市町村・水道企業団**

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせるものとする。

エ 下水道施設復旧対策

【県（下水道対策部）、市町村】

(ア) **県（下水道対策部）**

緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、被災市町村に対し連絡調整等の必要な措置を講じる。

県外からの支援については、別途定める「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき隣接都県等の支援を受け入れる。

【資料編Ⅱ-2-3-9】「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」（下水道局）

(イ) **市町村**

被災市町村は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった市町村は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

オ 電気通信設備の災害対策

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

○ 復旧要員計画

- ・被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ・被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

○ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

○ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

○ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする恐れがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設の措置を講ずる。

○ 復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4 応急対応力の強化

基本方針

各防災機関は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に果たし、応急活動体制に万全を期す。

現況

○ 関係する機関との連携強化と人材育成

県は、発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めた具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係する機関同士の強固な連結の推進や人材育成を行い、県全体の危機・災害対応力の強化を図っている。

・シナリオの作成

県は、発生が想定される危機や災害について、訓練テーマ及び検討の論点を絞り込み、対処すべき事項や役割分担を定めた具体的なシナリオを作成する。

・訓練の実施

県は、作成したシナリオを基に、関係する機関と図上訓練を実施する。

・訓練結果の取りまとめ

県は、訓練の実施後、訓練結果の取りまとめを行い、対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオの整理・修正を行う。

【シナリオ①】風水害時の大規模断水への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、浄水場等が被害を受け大規模な断水が発生したことを想定。各機関における給水需要や給水能力を把握し、応急給水の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

対処事項	組織名称	県										関係する機関												
		統括部	農林対策部	給水部	産業対策部	救援福祉部	医療救急部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部	支部	市町村	水道企業団	陸上自衛隊	航空自衛隊	内閣府(防災担当)	日本水道協会	東京電力パワーグリッド	東京ガス	県トラック協会	県倉庫協会	物資事業者等	災害拠点病院等	
全般	県本部運営	本部、支部運営	◎							○														
		情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○													
対応	広報	水道情報の広報	○	◎							◎	◎												
		病院等の業務継続	○				○				○	○											◎	
被災者支援	物資調達・輸送対策	福祉施設等の業務継続	○			○					○	○											◎	
		物資拠点の開設・運営	◎							○	◎	○	○		○					○	○			
ライフライン	ライフライン対策	飲料水の調達、供給、輸送	◎	○	○				○		◎	○	◎							○	○	○		
		受水槽からの給水	○								◎													
		電気・ガスの復旧	○															◎	◎					
		浄水場・配水場の対応・復旧	○	◎								◎	◎				○						○	
ライフライン	ライフライン対策	応急給水柱、給水拠点の設置	○	◎							◎	◎												
		車両等による給水活動	○	◎							◎	◎	○	○		○								

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

【シナリオ②】風水害時の浸水害への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起これり、大規模な浸水が発生したことを想定。各機関における避難所の開設、避難情報の発令、福祉施設等入所者の移送や救出、救助、御遺体の対応、物資供給、廃棄物対策などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

対処事項	組織名称	県													関係する機関																					
		統括部	渉外財政部	総務部	農林対策部	給水部	産業対策部	環境対策部	救援福祉部	医療救急部	応急復旧部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部	文教部	議会部	支部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府（防災担当）	熊谷地方気象台	荒川上流河川事務所	県老人福祉施設協議会	県トラツク協会	県倉庫協会	県建設・解体業協会	県葬祭業協同組合	電力・ガス事業者等	物資事業者等	医薬品団体	避難所設備団体			
全般	県本部運営	本部、支部運営	◎														○																			
		情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			
		リエゾンの派遣	◎																	○	○	○	○						○							
広報	気象情報、洪水予報等	気象情報、洪水予報等	○							◎									○	○	○	○	◎	◎												
		住民への注意喚起	◎																◎	○	○	○	○	◎												
応急対応	救出・救急活動	救出・救急活動	◎						◎									○	◎	○	○															
		医療活動	○						◎									○	○	○																
被災者支援	医療救護等対策	御遺体対応	○															◎	○																	
		避難所、緊急避難場所の開設・運営	○						○	○	○	○						◎		○																○
被災者支援	避難対策、避難所運営	避難指示、避難誘導、移送	○															◎	○	○																
		避難所運営における新型コロナウイルス対策	○						○	○	○	○						◎																		○
		要配慮者対策	福祉施設入所者の移送	○															○	○	○	○					◎									
被災者支援	物資供給・輸送対策	物資拠点の開設・運営	◎															○	○							○	○									
		物資の調達、供給、輸送	◎			○												○	○	◎	◎					○	○								○	
ライフ	ライフライン対策	電気・ガス・水道の復旧	○			◎												◎	◎	◎															◎	
		道路対策	道路規制・啓開・復旧	○															○	◎	◎															○
		廃棄物対策	仮置場の設置等	○															◎		○															

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

【シナリオ③】風水害時の大規模停電への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な停電が発生したことを想定。各機関における電源需要や電源能力を把握し、電源供給の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

対処事項	組織名称	県							関係する機関															
		統括部	総務部	県民安全部	給水部	救援福祉部	医療救急部	応急復旧部	住宅対策部	下水道対策部	支部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	東京電力パワーグリッド	東京ガス	県ガス協会	県LPガス協会	東日本電信電話	東日本旅客鉄道	自動車事業者	災害拠点病院等	
全般	県本部運営	本部、支部運営	◎							○														
		情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○													
	リエゾンの派遣	◎										○	○	○	○	○								
対応	医療救護等対策	停電、復旧情報の広報	○	○							○				◎									
		病院等の業務継続	○				○				○		○										◎	
被災者支援	避難所運営	福祉施設等の業務継続	○			○					○		○										◎	
		避難所の開設・運営	○			○	○		○		◎		○											
ライフライン	物資調達・輸送対策	燃料の調達、供給、輸送	○		○				○		○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	
		電気・ガス・水道の復旧	○		◎				◎		◎		○		◎	◎	◎	◎	◎					
		電源車の派遣	○								○				◎									
	ライフライン対策	電気自動車の派遣	○								○												◎	
		ガスの提供	○								○					◎	◎	◎						
	道路・交通対策	道路規制・啓開・復旧	○						◎		○		◎	○										
鉄道施設の応急対策		○																				◎		

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

【資料編Ⅱ-2-4-1】関係する機関との連携強化と人材育成に係る図上訓練一覧

○ 県の防災活動拠点

県は、防災基地の整備をはじめ、災害時には災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置づけ、整備している。

【県の防災活動拠点の概要】

防災活動 拠点	救援物資		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	訓練研修 機能	備 考
	備蓄機能	集配機能				
危機管理防 災センター			○		○	災害対策本部
地方庁舎・ 合同庁舎	○ 生活用水 等		○		○	災害対策本部支部 現地災害対策本部
防災基地	○	○	○		○	総合的な防災活動機能 5基地
県営公園	○ 生活用水等	○	○	○ 避難場所、 避難所※	○	開設22公園
防災拠点校	○			○ 避難所※	○	防災拠点校37校、備蓄機能 のみ残した閉校施設1か所
舟運輸送拠 点		○			○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
大規模施設	○	○	○	○ 避難所※	○	さいたまスーパーアリーナ
	○	○	○		○	埼玉スタジアム2002公園
防災学習セ ンター	○ 飲料水		○		○	
消防学校	○ 活動機材		○		○	
広域支援拠 点			○			高速道路インターチェンジ周 辺の民間企業等の所有地
災害時物流 応援団地		○				

※ 防災活動拠点の避難場所、避難所等としての指定及び運営は市町村が行う。

※ 生活用水等・・・生活用水（トイレ洗浄、清掃、状況により、風呂・シャワー、洗濯水。）、防火・消火用水、散水用水

【資料編Ⅱ-2-4-2】防災基地一覧

【資料編Ⅱ-2-4-3】県営公園一覧

【資料編Ⅱ-2-4-4】防災拠点校一覧

【資料編Ⅱ-2-4-5】舟運輸送拠点一覧

【資料編Ⅱ-2-4-6】大規模施設一覧

【資料編Ⅱ-2-4-7】広域支援拠点・災害時物流応援団地一覧

・危機管理防災センター

県の災害対策の中核として機能する危機管理防災センターを整備し、平成23年3月から運用を開始している。

災害発生時には県の災害対策本部が設置され、同じくセンター内に設置される国の現地災害対策本部や自衛隊、緊急消防援助隊調整本部とともに、警察本部やDMAT、インフラ機関等と連携を取りながら災害対策に当たる拠点となる。

・地方庁舎、合同庁舎

県内10箇所の庁舎で、災害対策本部支部を設置するとともに、必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

・防災基地

総合的な防災活動拠点として、県内に防災基地を5箇所整備している。

防災基地が有する機能及び主な施設は、次のとおりである。

	予防活動	応急及び復旧復興活動
物の拠点	食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の物資の備蓄拠点としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の備蓄放出・集積・配送拠点としての機能 ・調達物資及び県外からの救援物資の受入れ、一時保管及び配送等の機能
人の拠点	防災教育・訓練の拠点としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の活動要員の集結拠点としての機能 ・県外からの応援要員の受入れ、一時滞在及び配送等の機能 ・災害時の被災者の一時避難（安全確保）及び生活確保のための機能

(主な施設) 防災倉庫 臨時ヘリポート ヘリコプターの駐機場
 救援物資等の集積・仕分け場 耐震性貯水槽 自家発電装置

・県営公園

22の県営公園に次の施設を必要に応じて整備している。

臨時ヘリポート 夜間照明装置 非常電源
 放送施設 耐震性貯水槽 井戸
 災害用トイレ かまどベンチ

・防災拠点校

防災拠点校として37校の県立高校に次の施設を整備している。

緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）

備蓄倉庫（食料、生活必需品等）

太陽光発電、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置

このほか、備蓄機能のみを残した閉校施設が1か所ある。

・ 舟運輸送拠点

芝川マリーナ 大場川マリーナ

緊急用船着場（川口、朝霞、あきがせ、戸田、三郷）

・ 大規模施設

埼玉スタジアム2002公園、さいたまスーパーアリーナ

・ 広域支援拠点

高速道路のインターチェンジ等から近い（概ね5km圏内）民間企業の所有地7か所を、部隊の宿营地や救援物資の集積地として活用する。

・ 災害時物流応援団地

民間の卸売団地4か所において、在庫商品を救援物資として供給を受けるとともに広域物資拠点として活用する。

○ 防災ヘリコプター

県は、防災ヘリコプターを3機（あらかわ2、あらかわ3、あらかわ4）体制で運用している。

緊急搬送、山岳救助等災害対応、市町村等からの要請を受けての出場等多くの活動を実施しているほか、近隣都県と協定を締結し、相互応援を図っている。

防災ヘリコプターは、県が運用、機体の操縦・整備・格納は民間に委託、隊員は消防本部から派遣を受けて運営している。

【資料編Ⅱ-2-4-8】埼玉県防災航空隊総合運航規程

【資料編Ⅱ-2-4-9】埼玉県防災ヘリコプター応援協定

○ 常備消防の状況

令和3年4月1日現在、27消防本部（13市1町13組合）がある。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 応急活動体制の整備
2 防災活動拠点の整備
3 警備体制の整備
4 消防力の充実強化
5 救急救助体制の整備
6 相互応援の体制整備等

1 応急活動体制の整備

(1) 取組方針

県、市町村、防災機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・災害対策本部体制の整備
県（各部局）、市町村、防災関係機関、ライフライン事業者	・業務継続計画（BCP）の策定及び推進 ・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底 ・電源、非常用通信手段等の確保 ・情報システムやデータのバックアップ対策 ・応急対応、復旧復興のための人材の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 災害対策本部体制の整備

【県（危機管理防災部）、市町村】

県、市町村は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制（県では「情報収集体制」「警戒体制」）を整備する。

県の災害対策本部体制については、「第1編 第2章 第2節 第1 県の体制」を参照。

イ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結

果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

ウ 電源、非常用通信手段等の確保

【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】

県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

エ 情報システムやデータのバックアップ対策

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

オ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

カ 防災行動計画（タイムライン）の作成

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 応急対応、復旧復興のための人材の確保

【県（各部局）、市町村、ライフライン事業者】

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災活動拠点の整備

(1) 取組方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部局）、市町村、防災関係機関	・ 防災活動拠点の整備
施設管理者	・ 防災拠点施設運営マニュアルの整備

3 警備体制の整備

(1) 取組方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護、交通の秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序の維持に必要な諸対策を実施して、治安の万全を確保するものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	・ 警備体制の確立

(3) 具体的な取組内容

○ 警備体制の種別

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制の種別は、次に掲げる区分のとおりとする。

区 分	説 明
準備体制	災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制
警戒体制	洪水、山くずれ、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制
非常体制	大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制

○ 装備資機材の整備等

警察職員は平素から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努めるものとする。

4 消防力の充実強化

(1) 取組方針

常備消防、消防団による消防力の充実強化に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部、県土整備部、施設管理者）、市町村	・消防水利等の整備
消防機関	・装備・資機材の充実強化 ・消火体制の整備
県（危機管理防災部）、市町村	・消防の広域化等の推進

(3) 具体的な取組内容

ア 消防資機材の整備 【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】

- 消防本部は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。
- 消防団は、必要な消防資機材を整備する。
- 県及び市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 消防水利等の整備 【県（危機管理防災部、県土整備部、施設管理者）、市町村】

県及び市町村は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保

有水の活用、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

ウ 消防の広域化等の推進 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、自主的な市町村の消防の広域化等に向けた取組を推進するとともに、広域化等実施後の消防の円滑な運営の確保を図るものとする。

5 救急救助体制の整備

(1) 取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村、消防本部	・救急救助体制の整備
県（危機管理防災部、保健医療部）	・災害時広域医療搬送体制の整備
消防本部	・傷病者搬送体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制の整備 【県（危機管理防災部）、市町村、消防本部】

- 市町村及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。
- 消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。
- 県は、多数の傷病者が発生する災害に対応するため、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の連携強化を図る。

イ 傷病者搬送体制の整備 【消防本部】

○ 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

○ 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

○ 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

○ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

○ 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

ウ 災害時広域医療搬送体制の整備

【県（危機管理防災部、保健医療部）】

地震などの大災害が県内で発生し、県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

6 相互応援の体制整備等

(1) 取組方針

都道府県における相互応援及び国からの応援受入れに関する体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・ 都道府県等相互応援体制の整備
県（関係部局）	・ 専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・ 応援受入体制の整備
市町村	・ 専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・ 応援受入体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 都道府県等相互応援体制の整備

【県（危機管理防災部）】

知事等は、県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し応援を求める（災対法第74条）。

県は、相互応援の円滑な実施のため体制を整備する。

【資料編Ⅱ-2-4-10】 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-11】 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）

【資料編Ⅱ-2-4-12】 九都県市災害時相互応援に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-13】 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-14】 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-15】 災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料

イ 専門的技術職員による相互応援体制の整備

【県（関係部局）、市町村】

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市町村が連携し、体制を確立する。

○ 応援活動の種類と機関

- ・ 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ・ 保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ・ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- ・ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

○ 受入体制の整備

- ・ 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- ・ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- ・ 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

ウ 応援受入体制の整備

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・ 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援

- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

○ 県、市町村が行う対策

- ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市町村も広域受援計画の策定に努めるものとする。
- ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- ・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- ・情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

【資料編Ⅱ-2-4-16】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

【資料編Ⅱ-2-4-17】災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-4-19】緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

<応急対策>

1 災害発生直前の未然防止活動
2 応急活動体制の施行
3 防災活動拠点の開設・運営
4 応急措置
5 警備活動
6 消防活動
7 自衛隊災害派遣
8 応援要請
9 応援の受入れ
10 ヘリコプター運航調整

1 災害発生直前の未然防止活動

(1) 取組方針

県及び市町村は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（関係部局）	・燃料備蓄状況など重要施設における準備状況の確認
県（統括部）、市町村	・物資備蓄状況、物資拠点の開設手続き・管理者連絡先の確認
県（統括部）、電気事業者	・電源車、発電機の配備状況のリスト化

(3) 具体的な取組内容

ア 重要施設における準備状況の確認

【県（関係部局）】

県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

イ 物資支援の準備

【県（統括部）、市町村】

県、市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

ウ 電源車、発電機等配備状況のリスト化 【県（統括部）、電気事業者】

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

2 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

県及び市町村は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部、支部） 市町村	・ 災害対策本部体制等の施行 ・ 市町村の行政機能の確保状況の把握

(3) 具体的な取組内容

ア 県災害対策本部の設置 【県（統括部）】

県は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

県災害対策本部の設置基準は、「第1編 総則 第2章 防災体制 第2節 防災体制 第1 県の体制」を参照。

県災害対策本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したときに閉鎖する。

イ 災害対策本部の運営 【県（統括部）】

県は、県及び防災関係機関等が連携して応急業務が実施できるよう、関係者間における情報共有や協議、意思決定が行いやすい執務室内の配置や必要資機材の整備に努める。

運営に当たっては、本部長の意思決定をサポートする「指令室」機能を整備し、部局間及び関係者間の総合調整・指揮業務を強化する。

ウ 市町村災害対策本部の設置等

(ア) 市町村災害対策本部の設置 【市町村】

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害

応急活動体制を施行する。

(イ) 市町村の行政機能の確保状況の報告 【市町村、県（統括部）】

震度6弱以上の地震を観測した市町村は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、市町村に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

【資料編Ⅱ-2-4-20】市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式

エ 初動期の人員確保 【県、市町村】

県及び市町村は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

オ 災害対策緊急要員の増員 【県】

県は、本庁と現地地域機関との連絡体制や現場における災害対策業務の強化のため、必要に応じて本庁からの職員（災害対策緊急要員）を派遣する。

3 防災活動拠点の開設・運営

(1) 取組方針

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、支部、施設管理者）、市町村	・防災活動拠点の開設・運営

(3) 具体的な取組内容

ア 県 【県（統括部、支部、施設管理者）】

県は、原則として非常体制の配備の決定をした場合、防災基地、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002公園及び県立高校（防災拠点校）や県営公園等を、防災活動の拠点施設として開設する。

イ 市町村.

市町村は、速やかに防災活動のための拠点となる施設を開設し、運営体制を整える。

4 応急措置

(1) 取組方針

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（知事）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置等の実施 ・ 従事命令等の発出 ・ 応急措置の実施についての市町村長に対する指示 ・ 市町村長が実施すべき応急措置の代行
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置等の実施 ・ 知事の指示に基づく他の市町村の応援
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づく措置の実施 ・ 警察官職務執行法に基づく措置
指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置等の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 知事等の応急措置.

(ア) 応急措置

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。（災対法第70条第3項）

(イ) 従事命令等

- 知事は、災害が発生した場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して応急活動を行うこととする。(災対法第71条)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 ・ 施設及び設備の応急復旧 ・ 清掃、防疫その他保健衛生 ・ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 ・ 緊急輸送の確保 ・ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止
--

- 知事は、上記の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋、物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所、又は保管する場所に立ち入り検査をさせ若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとることとする。
- 知事等の従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消 防 作 業 水 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項 水防法第24条	消防吏員又は消防団員、水防管理者、水防団長、水防機関の長
災害救助作業 (救助法適用救助)	従事命令	救助法第7条	知 事
	協力命令	救助法第8条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	知 事
	協力命令		
災害応急対策作業 (全 般)	従事命令	災対法第65条第1項	市 町 村 長
		災対法第65条第2項	警 察 官

従事命令等の対象者は次に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	市町村の区域内の住民、又は水防作業の現場にある者

災害救助その他の作業（救助法、災対法による知事の従事命令）	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及び従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶業者
災害救助その他の作業（知事の協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般（災対法による市町村長、警察官の従事命令）	市町村区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者

- 従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令及び収用命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消すときも同様とする。

【救助法による場合】

<ul style="list-style-type: none"> ・従事命令、協力命令、取消命令 ・物資の保管命令 ・管理命令 ・使用命令、収用命令
--

【災対法による場合】

<ul style="list-style-type: none"> ・協力命令、変更命令、取消命令 ・物資の保管命令 ・管理命令 ・使用命令、収用命令
--

- 損害補償

- ・ 県は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第 82 条第 1 項）
- ・ 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。（災対法第 82 条第 3 項、同法施行令第 35 条）
 - なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 5 条の規定に基づき実費を弁償する。（救助法第 7 条第 5 項）
- ・ 従事命令、又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者

が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条第2項、同法施行令第36条第2項、救助法第12条）

なお、損害補償の区分は、次のとおりである。

基準根拠	救助法及び同法施行令(知事の従事命令又は協力命令)	災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく知事の従事命令又は協力命令)	災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく市町村長又は警察官の従事命令又は協力命令)
補償等の種類	療養扶助金 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃	療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃	療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃
支給額	救助法施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

【資料編Ⅱ-2-4-21】 災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例

(ウ) 市町村長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72条第1項）

(エ) 市町村長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により市町村長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を当該市町村長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

- ・警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災対法第63条第1項）
- ・応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること（同法第64条第1項）
- ・応急措置に支障のある工作物等の除去（同条第2項）
- ・市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること（同法第65条第1項）

イ 警察官の応急措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対

する危険を防止するため特に必要と認められる際、市町村長又はその権限を代行する市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- ・警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（第63条第2項）
- ・区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（第64条第7項）
- ・区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（第65条第2項）

（イ）警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- ・その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- ・特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- ・その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

ウ 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置。

- ・指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第1項）
- ・前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。（災対法第77条第2項）

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置。

- ・指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。（災対法第80条第1項）
- ・指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは市町村長に対し、

労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めること。（災対法第80条第2項）

5 警備活動

(1) 取組方針

県内に大規模な地震が発生した場合は、警備体制を確立し適切な災害警備活動を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	・警察本部及び警察署における災害警備体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 警備措置 【県（警察本部）】

○ 警備体制

県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部及び警察署はそれぞれ所要の警備体制を確立する。

○ 災害警備の実施

国、県、市町村、消防機関その他の関係機関と緊密に連携して、次に掲げる活動を行うものとする。

- ・情報の収集、伝達及び広報
- ・警告及び避難誘導
- ・人命の救助及び負傷者の救護
- ・交通秩序の維持
- ・犯罪の予防検挙
- ・行方不明者の捜索、検視及び死体の調査
- ・漂流物等の処理
- ・その他治安維持に必要な措置

6 消防活動

(1) 取組方針

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ ・ 同時多発火災への対応 ・ 火災現場活動 ・ 救急救助
防災航空センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査（偵察）出場
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止 ・ 消火活動 ・ 救急救助 ・ 避難誘導 ・ 情報の収集 ・ 応援隊の受入準備
知事（県（統括部））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援出動の指示 ・ 消防組織法第44条及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊の要請
市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請

(3) 具体的な取組内容

ア 消防活動

【消防機関】

機関	活動内容
消防本部	<p>① 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ</p> <p>ア 災害状況の把握 119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。</p> <p>イ 把握結果の緊急報告 消防長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。</p> <p>ウ 応援隊の受入れ及びその準備</p> <p>② 同時多発火災への対応</p> <p>ア 避難地及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>イ 重要地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>ウ 消火可能地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。</p> <p>エ 市街地火災消防活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場</p>

	<p>合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。</p> <p>オ 重要な消防対象物優先の原則 重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。</p> <p>③ 火災現場活動の原則 ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p> <p>④ 救急救助 要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。 詳細については、「第6 医療救護等対策—< 応急対策 >—1 初期医療体制」を参照。</p>
防災航空センター	防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査（偵察）出場を行う。
消防団	<p>① 出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p> <p>② 消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>③ 救急救助 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>④ 避難誘導 避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p> <p>⑤ 情報の収集 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>⑥ 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。</p>

イ 応援要請

【県（統括部）、市町村、消防機関】

○ 応援要請の手続等

消防相互応援協定による応援要請	被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認められた時は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。
--------------	--

○ 内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ・ 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ・ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

○ 応援隊の受入体制

・ 緊急消防援助隊

被災市町村が二以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部を設置する。また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織を設置するものとする。調整本部は、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

【調整事項】

- ・ 応援消防隊の誘導方法
- ・ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ・ 活動拠点の確保

・ その他応援隊

円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。

【資料編Ⅱ-2-4-19】 緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

7 自衛隊災害派遣

(1) 取組方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
自衛隊	・災害派遣活動の実施
県（統括部）	・知事による災害派遣要請の実施 ・自衛隊との連絡調整 ・災害派遣部隊の受入体制の確保
県（警察本部）、 消防機関	・災害派遣部隊との相互協力
市町村	・災害派遣部隊の受入体制の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 災害派遣活動 【自衛隊】

○ 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- | |
|---|
| 1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。 |
| 2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。 |
| 3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。 |

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|--|--|
| ・被害状況の把握
・避難者の搜索、救助
・消防活動
・診察、防疫、病虫害防除等の支援
・人員及び物資の緊急輸送
・救援物資の無償貸付又は贈与
・危険物の保安及び除去
・その他 | ・避難者の誘導、輸送
・水防活動
・道路又は水路等交通上の障害物の除去
・通信支援
・炊事及び給水支援
・交通規制の支援
・予防派遣 |
|--|--|

○ 災害派遣実施の判断

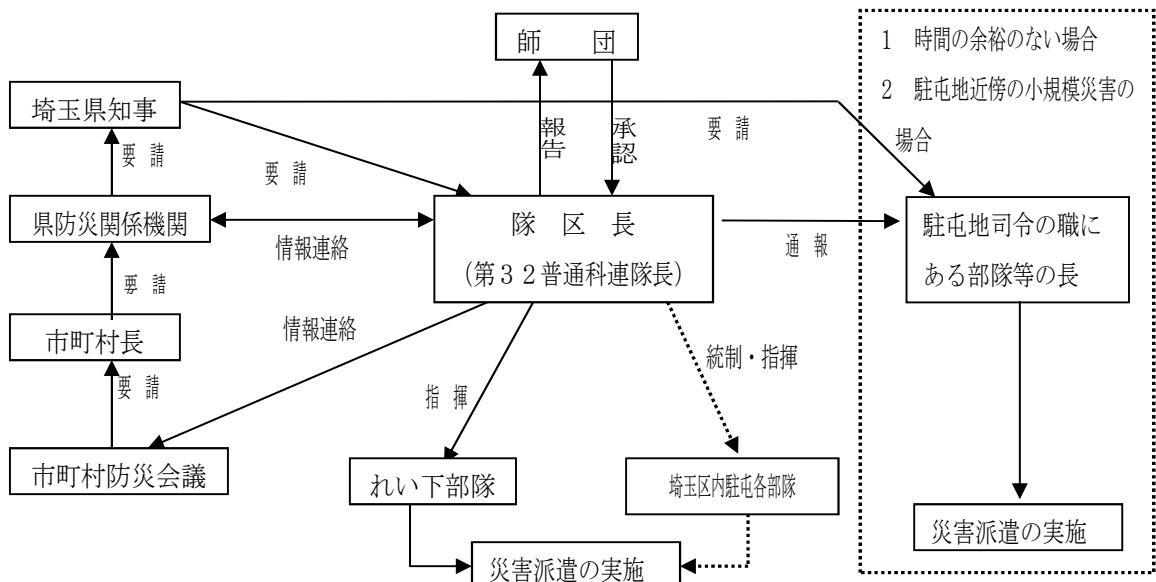
- ・自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。
- ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- ・自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- ・要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、又、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。
- ・自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

イ 災害派遣の要請

【県（統括部）、市町村】

○ 連絡系統

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統



○ 県から自衛隊への要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

・一般災害派遣の場合

知事（県（統括部））は、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他、参考となるべき事項

災害派遣の要請は、埼玉隊区長である第32普通科連隊長を窓口として第1師団長へ行う。

この場合、災害の状況等から必要があるときは、航空自衛隊中部航空方面隊司令官、又は海上自衛隊横須賀地方総監にも要請するものとする。

ただし、東海地区に大震災が発生し、第32普通科連隊長が東海地区に派遣されたとき及び突発災害時において人命の救助、財産の保護等のための時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、直接駐屯地司令又は基地指令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨第32普通科連隊長及び中部航空方面隊司令部防衛部長に通報する。

・航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は、次に掲げる内容を明らかにして、第32普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長又は最寄部隊等に電話等で要請し、事後速やかに文書をもって行うものとする。

- 災害一般状況
 - ・災害発生日時、種類、場所、原因
 - ・被害状況（人命に関するものは特に病状、病名を明らかにする。）
- 特別救護要請（情報通報の場合は除く。）
 - ・要請者
 - ・要請内容：事由（目的）、派遣希望時期又は期間
 - ・派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は目的地及び連絡先を明示）
 - ・患者の付添、医者の有無その他参考事項
- 災害発生現場の気象状況

・要請文書の宛先

【資料編Ⅱ-2-4-22】自衛隊に対する要請文書のあて先

・緊急の場合の連絡先

【資料編Ⅱ-2-4-23】緊急の場合の連絡先（自衛隊）

・災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復旧に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊の長と協議して行うものとする。

○ 市町村から県に対する災害派遣要請の依頼

- ・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、市町村長が行うものとする。
- ・市町村長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

【記載事項】

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他、参考となるべき事項

ウ 自衛隊との連絡

【県（統括部）】

○ 情報の交換

県（統括部）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、各種情報を的確に把握し、必要に応じ、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、横須賀地方総監第3 幕僚室長と情報を交換するものとする。

なお、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、及び横須賀地方総監第3 幕僚室長は、必要に応じ、それぞれ関係部隊に、この情報を提供しておくものとする。

○ 連絡班の派遣依頼

県（統括部）は、災害発生を予想する段階に至った場合又は災害が発生した場合は、第3 2 普通科連隊長に対し県（統括部）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

○ 連絡所の設置

県（統括部）は、自衛隊災害派遣業務の調整を図るため、県（統括部）に自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

エ 災害派遣部隊の受入体制の確保

【県（統括部、警察本部）、市町村、消防機関】

○ 緊密な連絡協力

県、市町村、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

○ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

○ 作業計画及び資材等の準備

県及び市町村は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- ・ 作業箇所及び作業内容
- ・ 作業の優先順位
- ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

○ 自衛隊との連絡窓口一本化

市町村は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

○ 派遣部隊の受入れ

県及び市町村は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ・ 災害対策本部事務室
- ・ 宿舍
- ・ 材料置き場（野外の適当な広さ）
- ・ 駐車場（車一台の基準 3 m × 8 m）
- ・ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

【資料編Ⅱ-2-4-24】 災害応急対策活動拠点一覧

【資料編Ⅱ-2-4-25】 飛行場場外離着陸場一覧表

【資料編Ⅱ-2-4-26】 ヘリコプターの離着陸（発着）場基準及び表示要領

【資料編Ⅱ-2-4-27】 災害派遣用備品等の能力

【資料編Ⅱ-2-4-28】 施設器材等能力基準

才 経費の負担区分

【自衛隊、市町村】

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ・派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

8 応援要請

(1) 取組方針

大規模地震等により被害が広範囲に及び、県や市町村などによる対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他都道府県や各団体に応援の要請を行う。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関への応援要請 ・市町村からの応援要請に基づく関係機関への応援要請の実施 ・放送機関に対する放送要請
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村相互応援協力の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 県の応援要請等 【県（統括部）】

○ 自衛隊に対する災害派遣要請

「7 自衛隊災害派遣－（3）具体的な取組内容－イ 災害派遣の要請」による。

○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多発である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

○ 緊急消防援助隊の出動等要請

「6 消防活動－（3）具体的な取組内容－イ 応援要請」による。

○ 警察災害派遣隊の出動要請

県災害対策本部（警察本部）が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。

○ 国土交通省への緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

県災害対策本部（応急復旧部）が関東地方整備局へ行う。

○ 気象庁への気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣要請

県災害対策本部（応急復旧部）が熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。

○ 海上保安庁の出動要請

海上保安庁は、海上における人命及び財産の保護等の本来業務に支障のない範囲で内陸部の災害に対応することとなり、航空機等を活用し、傷病者、医師、避難者又は物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の災害応急対策を実施する。海上保安庁への出動要請は、県災害対策本部（統括部）から第三管区海上保安本部東京海上保安部へ行う。

○ 指定行政機関等に対する要請

知事又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する（災対法第29条）。

○ 市町村に対する指示

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示するものとする（災対法第72条第1項）。

この場合において、知事は、次の事項を示さなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 応援すべき市町村名・ 応援の範囲又は区域・ 担当業務・ 応援の方法 |
|--|

○ 放送機関に対する要請

知事は、緊急を要し、災害のため他の通信設備が使用できないときは、NHKさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブに対し、放送要請を行う。（災対法第57条）

【資料編Ⅱ-2-4-29】災害時における放送要請に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-30】「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

イ 市町村の応援要請等

【県（統括部）、市町村】

○ 市町村間の相互応援

市町村は、当該市町村の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- ・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、市町村は、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

また、市町村は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

○ 県及び指定地方行政機関等への応援要請

市町村は、県又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請の要求	「7 自衛隊災害派遣」参照	自衛隊法第83条

指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉 及び (株)エフエムナックファイブに放送要請の要求	(資料編Ⅱ-2-4-29) 「災害時における放送要請に関する協定」 参照 (資料編Ⅱ-2-4-30) 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領 参照	災対法第57条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	① 災害の状況(負傷者、要救助者の状況) ② 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第44条

【資料編Ⅱ-2-4-31】 災害時における埼玉県内全市町村間の相互応援に関する基本協定

○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

	期 間	業 務 ・ 職 種	
対 象	短 期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短 期	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	—	

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請.

【県（統括部）、市町村】

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・ 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあつては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・ 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・ 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・ 第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

9 応援の受入れ

(1) 取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合の円滑な受入れを図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（関係各部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの応援受入れ ・ 地方公共団体からの応援受入れ ・ ボランティアの応援受入れ ・ 公共的機関からの応援受入れ
県(統括部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの応援受入れ

(3) 具体的な取組内容

ア 国、地方公共団体等からの応援受入れ.

【県（関係部局）、市町村、消防本部】

○ 県の対応（応援の受入れ）

埼玉県広域受援計画等に基づき、国、地方公共団体等からの人的・物的応援を円滑に受け入れる。

なお、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

<リエゾン等への配慮>

- ・ 活動場所の提供
- ・ 被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- ・ 県災害対策本部統括部班長会議等への参加機会の提供
- ・ 仮眠場所の提供
- ・ リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供

- ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

○ 県の対応（市町村の支援）

県は市町村の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、市町村が円滑に応援を受けられるよう支援する。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

○ 市町村の対応

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市町村では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「応援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

【資料編Ⅱ-2-4-19】緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

【資料編Ⅱ-2-4-24】災害応急対策活動拠点一覧

イ ボランティアの応援受入れ

【県（県民安全部、救援福祉部、統括部、応急復旧部、住宅対策部）、市町村】
「第1 自助、共助による防災力の向上—<応急対策>—4 ボランティアとの連携」を準用する。

ウ 海外からの応援受入れ 【県（統括部）】

○ 受入体制の確立

海外からの支援の受入れについては、基本的には国において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの応援受入れが予想されるときは、国と予め次のことを行う。

- ・被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡
- ・照会される必要な救援への対応

○ 県が行う対策

- ・救援物資の応援受入れ

(ア) 海外から物資提供の申出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。

- ・提供申出者及び国籍
- ・品目及び数量（有償・無償の確認）
- ・輸送手段及び輸送ルート
- ・搬入場所及び到着予定日時
- ・関係市町村の確認

(イ) 受け入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。

- ・通関に際し、法令による規制免除
- ・通関料の免除と手続

(ウ) 物資の輸送、通関、及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。

・救援隊の受入れ

(ア) 海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。

- ・協力申出者及び国籍
- ・協力内容及び人数（費用負担の有無）
- ・交通手段及び交通ルート
- ・到着場所及び到着予定日
- ・警察、消防等との確認

(イ) 受け入れる場合、入国に関する規制、及び免除の有無について、関係機関に確認する。

(ウ) 救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。

(エ) 救援隊の受入れに当たり、次のことを行うものとする。

- ・活動日程表の作成
- ・対応者及び窓口の決定
- ・出迎え日時及び場所の決定
- ・案内及び通訳の手配
- ・宿泊場所の手配
- ・支援活動への同行

(オ) 警察本部及び消防本部に、円滑な協力体制を確保するよう要請する。

10 ヘリコプター運航調整

(1) 取組方針

防災関係機関のヘリコプターの安全かつ効率的な運航を確保するための運航調整及び情報共有を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・ヘリコプターの運航調整の実施
県（防災航空センター）	・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理
県（医療救急部）	・ドクターヘリの運航状況の把握・伝達
県（警察本部）、 自衛隊	・ヘリコプターの運航調整への協力

(3) 具体的な取組内容

ア ヘリコプターの運航調整 【県（統括部、医療救急部、警察本部）、自衛隊】

県は防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の運航調整を実施する。

各機関はヘリコプターの運航が安全かつ効率的に行われるよう協力するものとする。

イ 応援ヘリコプターの運航管理 【県（防災航空センター）】

他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理は、埼玉県防災航空センターが行うものとする。

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

基本方針

県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対応を行うため、災害情報を迅速かつ的確に収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備を図る必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

また、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

さらに、県は、埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を踏まえ、デジタル技術を災害対応に活用する。

【資料編Ⅱ-2-5-1】埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（防災ビジョン）

現況

○ 各種情報システムの整備状況

・ 県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。

- ・ 埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・ 震度情報ネットワークシステム
- ・ 防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- ・ 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- ・ 県土整備部川の防災情報システム
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
- ・ 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- ・ 基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）（構築中）

・ 市町村は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備している。

- ・ 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- ・ 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ・ 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- ・ 市町村防災行政無線システム

○ 県の情報通信設備

・ 防災行政無線

＜地上系＞

地上系防災行政無線は246箇所（令和3年4月1日現在）に整備している。

統制局を県庁に置き、無線局を支部局及び県土整備事務所ほか28箇所に、有線端末局を無線局以外の箇所に設置している。

無線局については、中継局を除き広域イーサ網に接続して二重化している。

有線端末局は、主要な県地域機関、市町村、消防本部、主要な防災関係機関に設置し、広域イーサ網に接続している。

その他に全県移動局264局を保有している。

<衛星系>

衛星系防災行政無線は178局(令和3年4月1日現在)を整備しているほか、4台(県庁1台、熊谷防災基地1台、浦和合同庁舎1台、さいたま市消防局1台)の可搬型衛星局を保有している。

<安全対策>

統制局(県庁)を始め、地上系防災行政無線局と衛星系防災行政無線に、停電時にも防災行政無線を運用できるように、無停電電源装置、自家発電設備を整備している。

<多重化>

地上系防災行政無線の無線局については、無線回線及び広域イーサ網により二重化を図る。

また、災害発生直後より緊密な連携を図る必要がある機関については、衛星系防災行政無線を整備することにより、通信回線の多重化を図っている。

衛星系防災行政無線の設置されていない機関については、衛星携帯電話等、災害時に使用可能な通信手段を使用して通信確保を図るほか、移動系防災行政無線を配備する等で通信の多重化を図る。

なお、機器の整備にあたっては国が進める公共安全LTE(PS-LTE)に配慮する。

【資料編Ⅱ-2-5-2】埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

・首都直下地震対応衛星通信設備

本県と内閣府を結ぶ首都直下地震対応衛星通信設備(可搬型通信設備1基)を県庁に配備している。

・衛星携帯電話

6台を県庁に配備している。

○市町村同報系防災行政無線

市町村の同報系防災行政無線設備は、58市町村(令和3年3月31日現在)で設置されている。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(1) 取組方針

県、市町村及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備を推進する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 県防災行政無線の強化 震度情報ネットワークの整備 情報通信設備の安全対策の推進 災害情報のための電話の指定
県（各部局）	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・共有・伝達体制の整備
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 防災行政無線（同報系）の整備 情報通信設備の安全対策の推進 災害情報のための電話の指定
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 情報通信設備の安全対策の推進 災害情報のための電話の指定
熊谷地方气象台、日本放送協会（NHK）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発表等
協定締結団体等	<ul style="list-style-type: none"> 情報の分析・加工体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 情報収集体制の整備

【県（危機管理防災部、各部局）、市町村、防災関係機関】

○ 県

県は、広域的な被害状況を把握するためのシステムを整備・導入し、平時から運用するほか、災害時における確実な情報収集のための訓練等を実施する。

また、災害現場の状況を把握し適切な応急体制をとるため、災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

- ・ 緊急・重大情報の伝達体制の確保

県は、気象情報、災害情報及び危機情報について、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が切迫した場合に、確実かつ迅速に市町村と情報交換するために、県及び市町村幹部等との間で緊急連絡先を交換しておくものとする。

○ 市町村

市町村は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

・情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

・情報総括責任者の選任

市町村は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

イ 情報の分析・加工体制の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関、協定締結団体等】

○ 災害情報データベースの整備

県、市町村及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

県は、防災映像情報のデータベースとして、防災映像情報システム内に設けられたNVR（ネットワークビデオレコーダ）等を活用する。

○ 災害情報シミュレーションシステムの整備

県、市町村及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

○ 人材の育成

県、市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

○ 情報の分析・加工体制の整備

県は、協定締結団体等と連携し、災害時に県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う体制を構築する。

ウ 情報共有・伝達体制の整備

【県（危機管理防災部、各部局）、市町村、防災関係機関】

県は、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。

県、市町村及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）、県ホームページ、県公式スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、SNS（ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック）、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。

エ 防災行政無線等の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】

○ 県防災行政無線の強化

県は、災害時の初動体制の確保に必要な地域機関等へ防災行政無線網の整備を進め、緊急連絡体制の拡充強化を図る。

県は、災害発生時における被害状況把握に効果的な防災映像情報の収集・伝達設備の整備を進めることで、防災機関との情報共有手段の強化を図る。

また、県に集約した防災映像情報については、防災映像情報システムによりAI分析や情報蓄積を行うことで効率的な活用を図る。

情報連絡員等が、防災機関に派遣された際に、迅速かつ円滑に連絡可能となるよう、防災行政無線の統一した電話番号計画※に基づき整備を進めるとともに、これを維持する。

※防災行政無線の発信特番の原則

■防災電話・防災FAXから発信（地上系） 85（衛星系） 89

■庁舎内線電話から発信（地上系）*985（衛星系）*989

※防災電話・防災FAXの番号の原則

防災電話951、防災FAX950

地域衛星通信ネットワークについては、現在、通信回線容量の増強や降雨時の安定性の向上、映像伝送の高画質化等を実現する次世代システムの構築に向けた検討が進められていることから、これを活用した、県・市町村・消防本部等を結ぶネットワークの構築検討を進める。

○ 市町村防災行政無線の整備推進

市町村は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を

推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

○ 消防救急無線等の強化

県は、ヘリコプターテレビ映像伝送システムの高画質化を進め、情報伝達収集体制の強化を図る。

○ 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

【資料編Ⅱ-2-5-3】埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱

オ 震度情報ネットワークの整備

【県（危機管理防災部）】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により被害を最小限にするため、各市町村の震度を集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図る必要がある。

そのため、全市町村に震度計（もしくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約する。

また、県庁で集約された震度情報を、消防庁や熊谷地方気象台に配信する。

震度情報の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図る。

また、震度情報ネットワークで使用する通信回線については、IP化を進める。

カ 緊急地震速報の発表等

【熊谷地方気象台、日本放送協会（NHK）】

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町
埼玉県秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

キ 情報通信設備の安全対策

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じるものとする。

○ 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

○ 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

○ 通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

ク 災害情報のための電話の指定

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

【資料編Ⅱ-2-5-4】災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表

<応急対策>

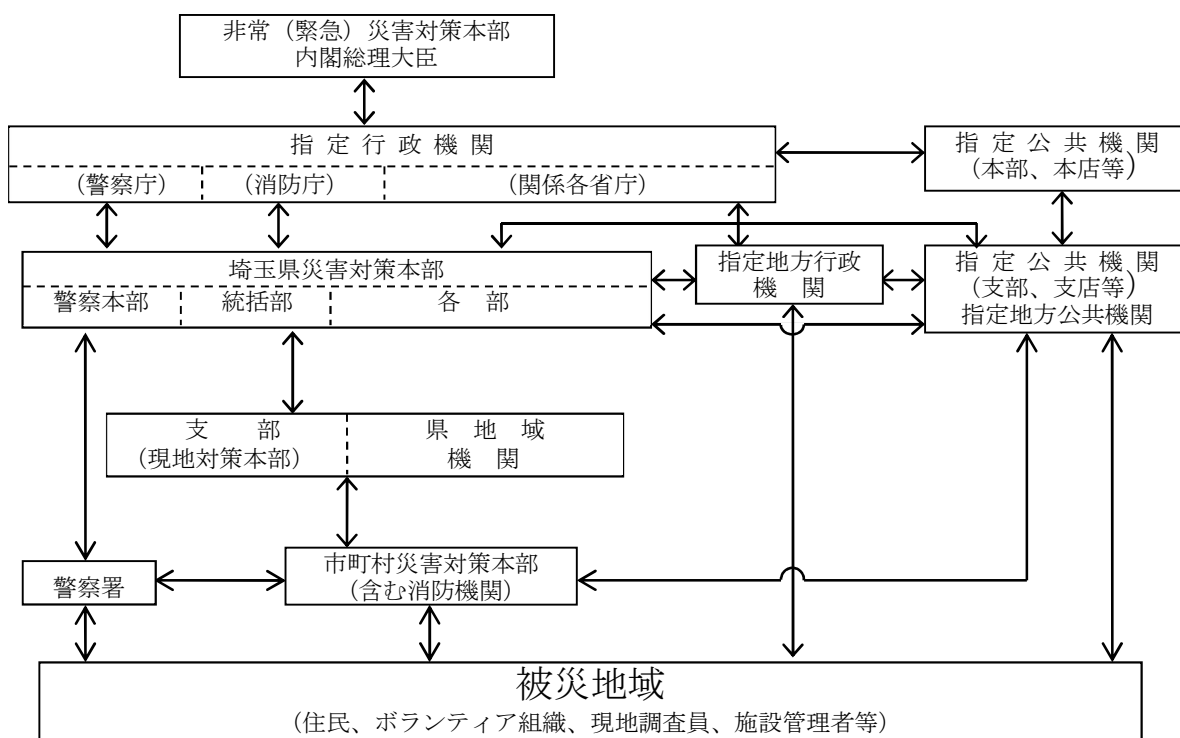
- 1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
- 2 広聴広報活動

1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(1) 取組方針

県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う。

【通信連絡系統】



(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部)	・災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達の実施
県(各部)、市町村、防災関係機関	・被害情報等の収集・共有・伝達の実施 ・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施
協定締結団体等	・災害情報の分析・加工の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 情報収集・共有・伝達体制

【県(各部)、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(ア) 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、有線が途絶、又は途絶する恐れがある場合には、以下により行う。

○ 防災行政無線

国、他都道府県との通信は、消防庁の消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク（衛星系防災行政無線）、内閣府の中央防災無線（地上系、衛星系）を用いる。県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断、及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

○ 非常通信

県、市町村及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【関東地方非常通信協議会】

○ 構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

○ 任務

- ・非常通信訓練の実施
- ・非常通信の運用計画の策定
- ・非常通信網の整備
- ・アマチュア無線局の育成指導
- ・非常通信活用に関する調査研究
- ・通信機器の取扱指導

【資料編Ⅱ-2-5-5】 関東地方非常通信協議会構成員表（埼玉県内抜粋）

○ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

(イ) 地震情報等の収集・伝達

○ 地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により市町村に伝達する。

市町村は、地震情報を収集した場合、市町村防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

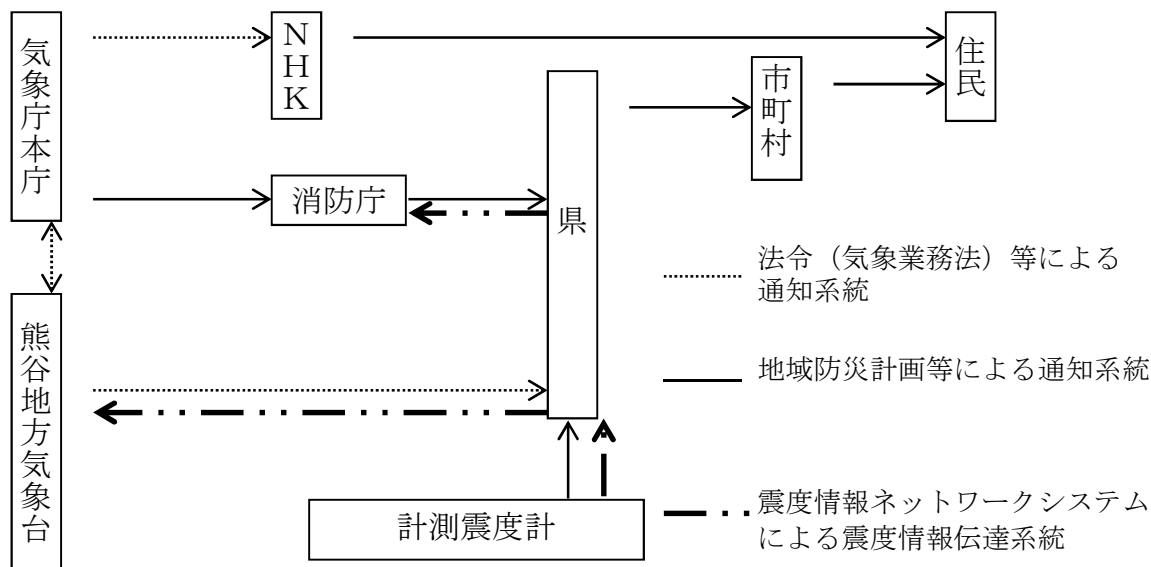
○ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用し

て熊谷地方気象台に伝達する。

また、各市町村等へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

【地震情報の収集・伝達系統図】



(ウ) 災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努める。

(エ) 緊急地震速報の伝達

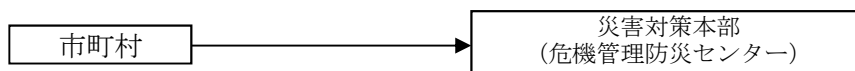
気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

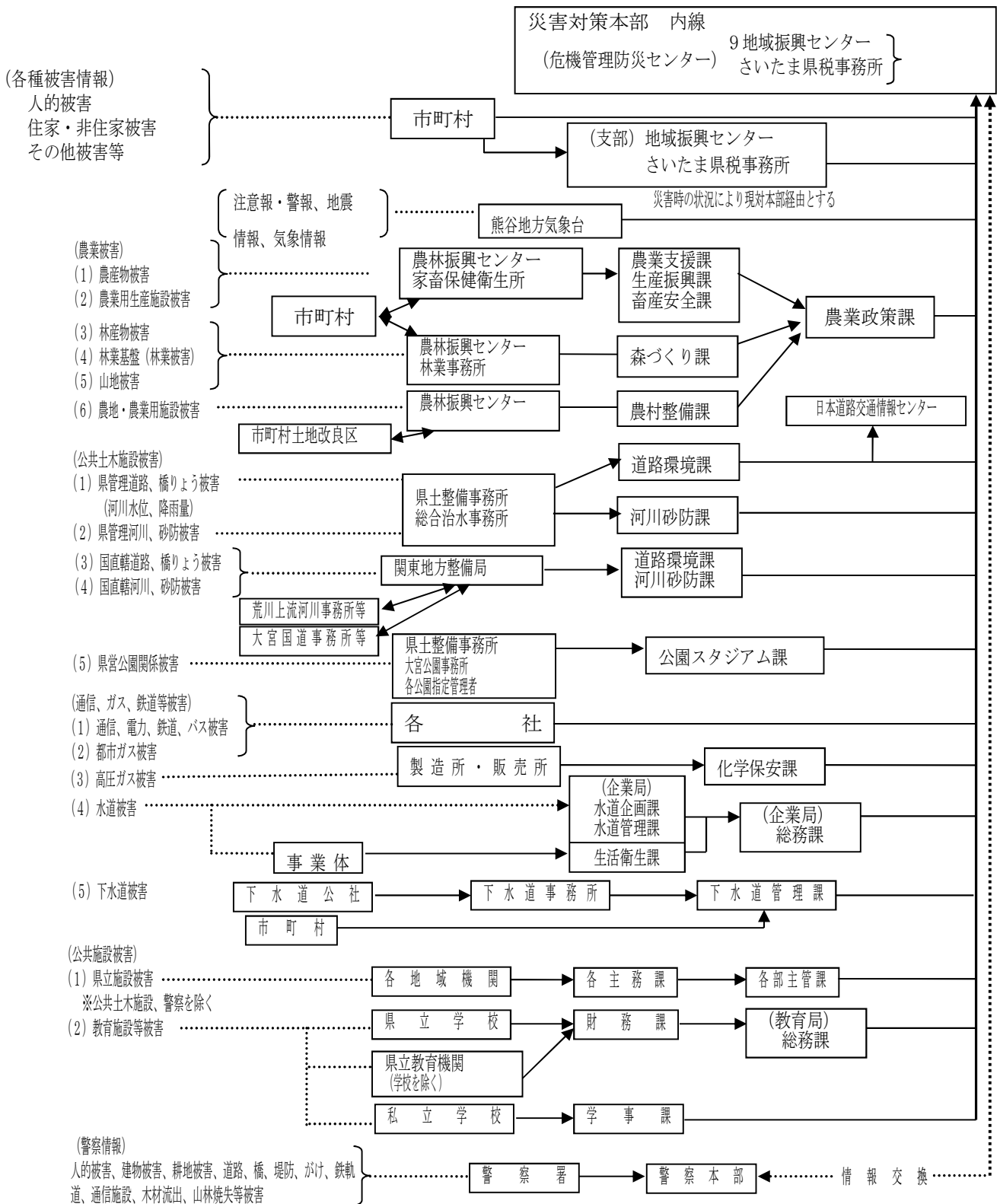
イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統

【県（各部）、市町村、防災関係機関】

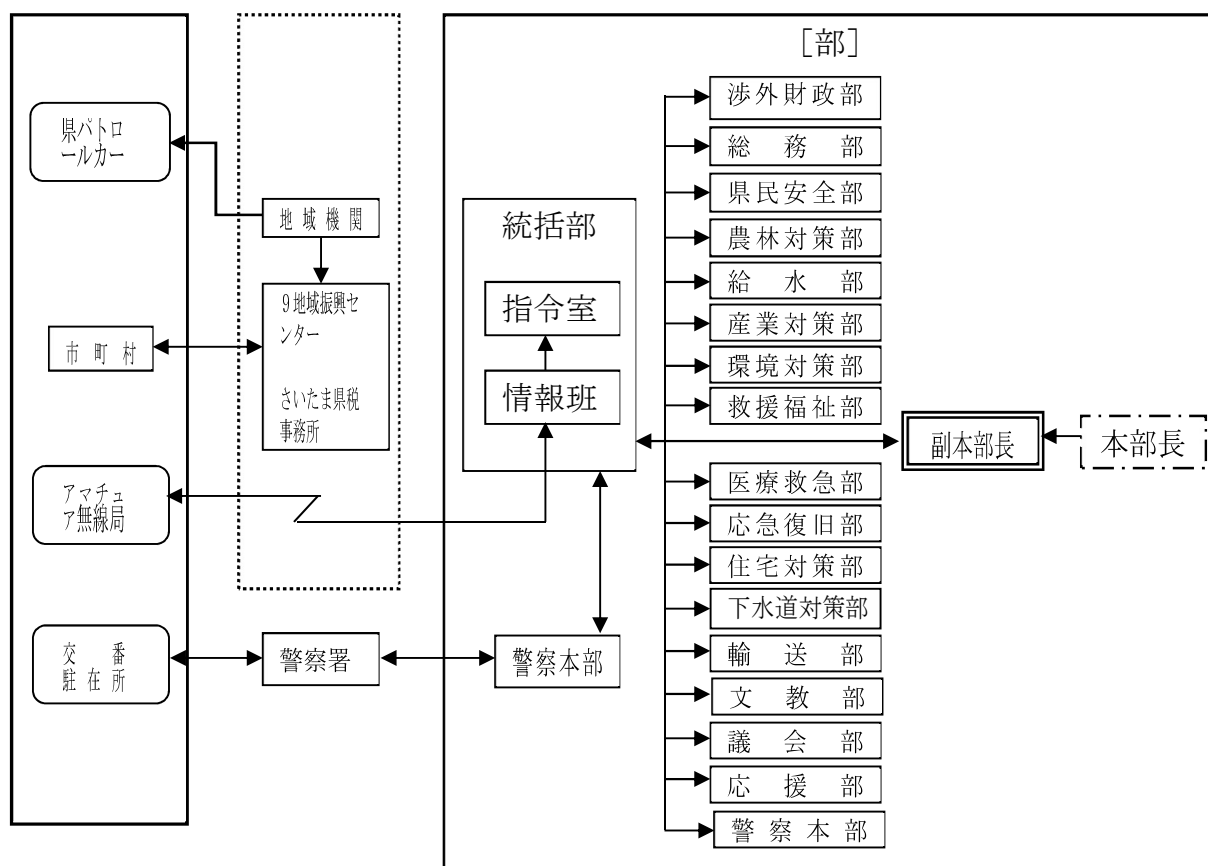
(ア) 災害オペレーション支援システムによる報告



(イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(ウ) 無線のみの通信連絡となる場合



ウ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(ア) 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

○ 情報の収集

- ・市町村は、災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連携するものとする。
- ・被害の程度の調査に当たっては、市町村内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。

- ・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- ・要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

○ 情報の共有・伝達

市町村は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

【報告すべき災害】

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ・災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ・地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
- ・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

【発生速報及び被害速報】

・発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

・経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

・ 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

【資料編Ⅱ-2-5-6】被害情報の報告様式

【資料編Ⅱ-2-5-7】確定報告記入要領

○ 報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111 (直通) 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111

【消防庁への報告先】

回線		区分		平日 (9:30~18:15) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
		電 話	F A X		
N T T回線		電 話	F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災行政無線		電 話	F A X	TN-90-49013 TN-90-49033	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク		電 話	F A X	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

(注) TN は、回線選択番号を示す。

(イ) 警察本部

警察本部は、関係機関と緊密な連絡を保持するとともに災害警備活動に必要な情報の収集に努めるものとする。

警察本部が収集する情報は、おおむね次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種別 ・ 災害の発生日時、場所又は地域 ・ 気象情報 ・ 河川水位 ・ 被害の概要及び主要被害の状況 ・ 避難者の状況 ・ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況 ・ 警察関係の被害状況 ・ 警察措置 ・ 治安状況 |
|---|

(ウ) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知するとともに、その管理に属する施設について、必要な被害状況を取りまとめて県に連絡するものとする。

(エ) 県

県は、県内に災害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して被害状況を取りまとめる。

○ 情報の収集

・ 有線電話等による通信連絡が可能な場合

各支部は、担当区域内の市町村から災害情報の報告があったとき又は自ら災害の発生を覚知したときは、直ちに災害対策本部統括部に報告する。

各地域機関は、それぞれの部門別の被害情報を取りまとめて、関係部へ報告する。関係部は、災害対策本部統括部に報告する。

・ 無線以外に通信連絡手段がない場合

各支部は、市町村庁舎が被災し、災害に関する情報が報告できなくなった場合は、災害に関する情報を自ら担当区域内の市町村から収集し、取りまとめ、災害対策本部統括部に報告する。

・ 応急通信手段の確保

県は、市町村庁舎が被災し、当該市町村と通信連絡できなくなった場合は、衛星可搬局等を当該市町村庁舎に設営することで、応急通信手段の確保を図る。

・ 市町村情報連絡係からの報告

被害が相当規模な場合、支部から市町村情報連絡係（第1編38ページ参照）を担当区域内の市町村庁舎へ派遣し、市町村による災害情報の収集及び災害対策本部統括部への報告を支援する。

・ 市町村情報連絡員からの報告

市町村情報連絡員（第1編38ページ参照）は、市町村の災害情報を災害オペレーション支援システムや有線電話等により災害対策本部統括部に報告する。

・ ヘリコプター等による被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システム及びヘリサットシステムにより県庁に送信し、応急対策活動に活用する。また、必要に応じ、無人航空機を活用し情報収集を行うものとする。

・ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部及び支部の職員を現地調査に当たらせるものとする。

特に、庁舎等の被災により市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や報告に支障をきたしていると予測した場合は、速やかに現地調査班を派遣す

る。

・ **写真の撮影**

状況に応じて現場写真、航空写真、衛星画像等を撮影し、被害状況を把握するものとする。

・ **タブレット端末の積極活用**

各支部はタブレット端末を積極的に活用し、被災地での的確な情報収集を実施するとともに、同端末から災害オペレーション支援システムにより被害情報等を報告することにより災害対策本部や関係機関と被害情報等について情報共有を図る。

・ **SNS情報の収集・分析**

大規模災害時に県民等により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用する。

○ **情報の分析・加工**

県は、協定締結団体等と連携し、県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う。

加工した情報については、各種情報システム及び情報通信設備等により関係機関で共有し、迅速な災害対応に活用する。

○ **情報の共有・伝達**

県は、市町村等からの災害情報を取りまとめ、消防庁を通じて内閣総理大臣に逐時報告するとともに、関係機関に対し報告又は通報する。

・ **報告の頻度**

被害の発生速報はその概要について発生直後に行い、経過速報は、特に指示する場合のほかは、2時間ごとに行う。

なお、災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要の確定報告は応急措置が終了した後、20日以内に被害の確定報告を行う。

・ **関係各省庁への報告**

県各部局はそれぞれの所管事務に関連する被害状況をとりまとめ、関係各省庁に報告する。

・ **県の対応の市町村へのフィードバック**

県は市町村に対して、災害オペレーション支援システム及び支部、市町村情報連絡員等を通じて、県の災害対応の状況を定期的にフィードバックする。

エ 死者、行方不明者の数について.

死者、行方不明者の数については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。県は、関係機関が把握している数を積極的に収集し、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精

査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

オ 安否不明者等の氏名等公表

【県(統括部、県民安全部、警察本部)、市町村、各消防本部】

県や市町村、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

【資料編Ⅱ-2-5-8】災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

カ 孤立集落に関する状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

キ 災害通信計画

(ア) 非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

(イ) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

県及び市町村が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

○ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ・警察機関
- ・消防機関
- ・水防機関
- ・航空保安機関
- ・気象業務機関
- ・鉄道事業者
- ・電気事業者

- ・ 鉱業事業者
- ・ 自衛隊

○ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ・ 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- ・ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

○ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ・ 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。
- ・ 県及び市町村が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。

(ウ) 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

○ 非常通信の運用方法

・ 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ・ 人命の救助に関すること
- ・ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- ・ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- ・ 遭難者救援に関すること
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- ・ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること

と

- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

・非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・片仮名又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

・非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

・非常通信の取扱料

原則として無料である。

○ 非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電 話 03-6238-1776 (直通)

F A X 03-6238-1769

(エ) 警察通信

- 有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するための、必要により通信統制を行うものとする。
- 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長から災対法第57条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議の上、協力するものとする。

2 広聴広報活動

(1) 取組方針

県、市町村は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、県、市町村は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の要望に適切に対応する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報資料の収集 ・広報センターの設置 ・報道機関への発表 ・広報の実施 ・帰宅困難者・要配慮者への広報
県（県民安全部）	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ホームページ（埼玉県震災コーナー）の開設 ・災害情報相談センターの設置 ・被災者の安否情報の提供 ・震災相談連絡会議の開催
県（各部）	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への発表
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否情報の提供
市町村、防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 災害広報資料の収集 【県（統括部）】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又関係機関等の協力を得て収集する。

- ・広報班の撮影記録係を派遣して撮影した写真、ビデオ映像
- ・県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ映像
- ・報道機関等による災害現地の航空写真
- ・水防及び救助等応急対策活動を取材した写真、その他
- ・市町村長等が実施した避難に関する情報
- ・交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- ・医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- ・被災者生活再建支援に関する情報
- ・犯罪、流言飛語の防止に関する情報

イ 住民への広報 【県（統括部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村の主な広報活動、広報内容は以下のとおりである。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供
 する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を
 得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの
 張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなさ
 れるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

	広報活動の実施	広報内容
県（統括部）	<p>県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住民や被災者からの問い合わせなど、広報業務を一元化して行う体制を確立する。</p> <p>市町村及び県各部から要請があった場合又は被害状況により必要と認められる場合は、以下の媒体による広報活動を実施あるいは要請する。</p> <p>① 広報車 ② ヘリコプター ③ 活字媒体（広報紙の号外・一般新聞など） ④ 放送媒体（ラジオ・テレビ・CATV・臨時災害FM局） ⑤ インターネット（県ホームページ・九都県市ホームページ、県公式スマートフォンアプリ、登録制メール、SNS等） ⑥ 民間の電光掲示板等</p>	<p>① 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報 ② 火災及び水害等の防止に関する情報 ③ 市町村長等が実施した避難に関する情報 ④ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報 ⑤ 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等） ⑥ 被災者生活再建支援に関する情報 ⑦ その他の応急対策活動の状況に関する情報 ⑧ 犯罪防止に関する情報 ⑨ 流言飛語の防止に関する情報 ⑩ その他必要と認められる情報</p>
市町村	<p>市町村は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティFMやローカルCATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。</p> <p>① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</p>	<p>① 地域の被害状況に関する情報 ② 当該市町村における避難に関する情報 ・避難指示等に関すること ・避難施設に関すること ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④ 被災者生活再建支援に関する情報 ⑤ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等</p>

防災関係機関	防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。
--------	--

ウ 報道機関への発表 【県（各部）、防災関係機関】

県は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

(ア) 発表方法

	実施主体	内 容
発表内容の検討	県（統括部）	県は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づき、報道機関に発表する内容を検討する。 発表内容については県及び市町村、他の機関の活動内容も盛り込むよう調整する。
発表の実施	県（統括部）	県は、原則として発表者が統括部報道班長立会のもとに、危機管理防災センター記者会見室において報道機関への発表を行う。 なお、発表又はブリーフィングは定期的に行うこととする。 必要に応じ、他の場所で発表を実施する場合は、あらかじめ統括部報道班長に発表事項及び発表場所について協議するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に報告するものとする。
発表の実施	指定公共機関 指定地方公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として統括部報道班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に連絡するものとする。
発表内容の伝達	県（統括部）	統括部報道班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部の必要と認められる各部及び関係機関に送付するものとする。
取材に対する対応	県（各部）	県は、情報の一元化を図るため、各部局内にマスコミ担当を置き、取材対応を行う。

(イ) 発表の対象となる報道機関

① 朝日新聞社さいたま総局	② 共同通信社さいたま支局
③ 埼玉新聞社	④ 産経新聞社さいたま総局
⑤ 東京新聞さいたま支局	⑥ 日刊工業新聞社さいたま総局
⑦ 日本経済新聞社さいたま支局	⑧ NHKさいたま放送局
⑨ 毎日新聞社さいたま支局	⑩ 読売新聞東京本社さいたま支局
⑪ 時事通信社さいたま支局	⑫ フジテレビジョン報道局さいたま支局
⑬ 日本テレビ放送網報道局さいたま支局	⑭ TBSテレビ報道局さいたま支局
⑮ テレビ埼玉	⑯ テレビ朝日報道局さいたま支局

⑰ エフエムナックファイブ	⑱ 埼玉ケーブルテレビ連盟
⑲ ニッポン放送	

※ 必要があると認めるときは、上記以外の報道機関に対しても発表する。

【資料編Ⅱ-2-4-29】 災害時における放送要請に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-30】 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

(相手方：NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブ)

【資料編Ⅱ-2-5-9】 災害時等における報道要請に関する協定

(相手方：朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBS テレビ、テレビ朝日)

【資料編Ⅱ-2-5-10】 災害時等における報道要請に関する協定

(相手方：埼玉ケーブルテレビ連盟)

【資料編Ⅱ-2-5-11】 災害時等における相互協力に関する協定

(相手方：エフエムナックファイブ、ニッポン放送)

エ 帰宅困難者・要配慮者への広報

【県（統括部）、市町村、防災関係機関】

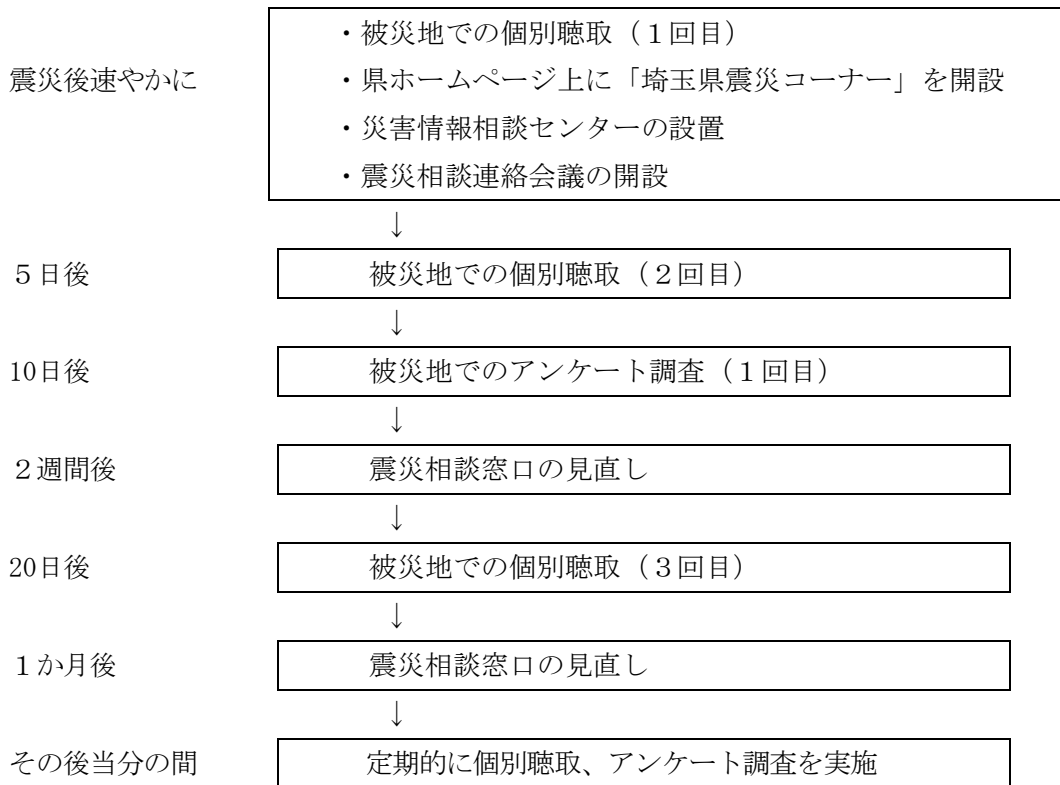
	実施主体	内 容
東京都内通勤通学者への広報	県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリ等による情報提供
県内主要駅での帰宅困難者への広報	県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
要配慮者を考慮した広報	県市町村	<p>県及び市町村は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。</p>

オ 広聴活動

(ア) 被災者に対する広聴活動の実施 【県（各部）、市町村】

県災害対策本部 (各部)	被災状況によって必要であると認められる場合、又は市町村から要請があった場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、市町村や他の防災関係機関と連携を図りながら被災者の要望、苦情等の収集を行う。
市町村	個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

(イ) 活動手順



* 被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

(ウ) ホームページの開設 【県（県民安全部）】

県は、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。

(エ) 災害情報相談センターの設置 【県（県民安全部）、市町村】

県は災害情報相談センターを設置する。電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜日、日曜日を含め相談員を確保し、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に

対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、災害情報相談センターは、震災直後（3日間程度）、1週間以内を重点に、2週間後、1か月後に、それぞれ時期に応じての重点的な相談窓口改編するものとする。

市町村は、情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

（オ）女性を対象とした相談窓口の設置 【県（県民安全部）】

県は、大規模災害時に女性を対象とした相談窓口を設置する。

（カ）県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

【県（県民安全部、支部）、市町村】

県、市町村及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

また、支部においても、管内の市町村への情報伝達と連携体制の強化を図っていくものとする。

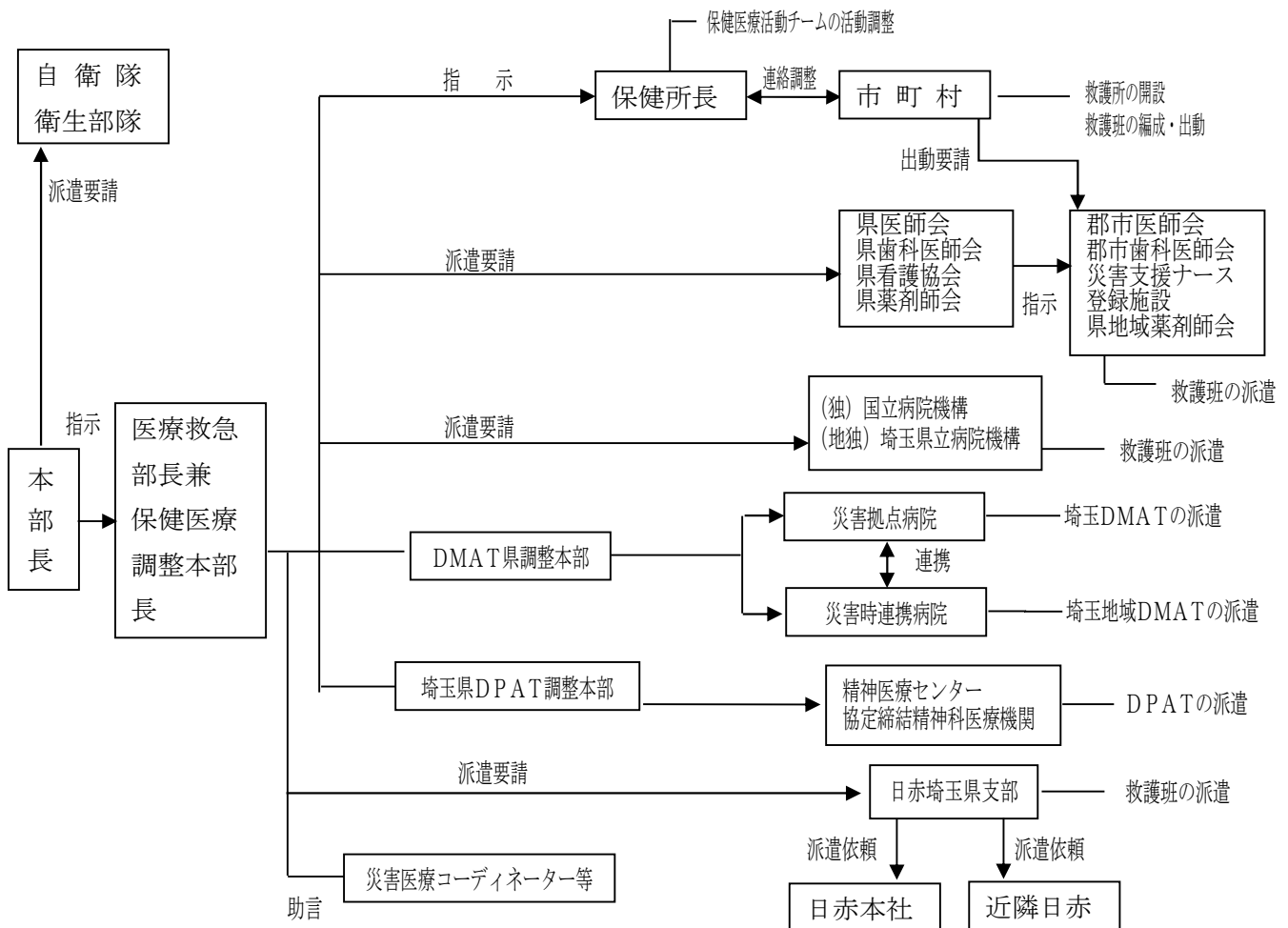
第6 医療救護等対策

基本方針

医療救護体制の確立に努める。また、防疫対策、遺体の埋・火葬等、復旧対策に取り組む。

現況

○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



○ 日本赤十字社との委託契約

県は日赤埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。

委託事務の種類は避難所の設置、医療、助産、死体の処理である。

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-6-1】救護装備等の整備状況（日本赤十字社）

○ 救急医療機関の指定

令和3年4月現在、県内には救急病院が178、救急診療所が14の合計192機関が救急医療機関として指定されている。

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

○ 災害拠点病院

災害拠点 病院区分	病 院 名	所 在 地
基幹災害拠点 病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点 病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田376
	社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市下岩瀬446
(地独) 埼玉県立病院機構埼玉県立小児 医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3	

○ 災害時連携病院

病 院 名	所 在 地
社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西四丁目5番1号
(独法) 国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭2丁目1671番地
医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721
社会医療法人入間川病院	狭山市祇園17-2
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市入間川2丁目37番20号
越谷市立病院	越谷市東越谷十丁目32番地
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12
医療法人社団晃悠会ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5
小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525

○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる県防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMATの3機関で編成され、県内における地震による建物倒壊や列車脱線事故などの災害現場に、知事の指示又は要請に基づき、迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う。

具体的取組

<予防・事前対策>

- 1 医療救護体制の整備
- 2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

1 医療救護体制の整備

(1) 取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（保健医療部）	<ul style="list-style-type: none"> ・初期医療体制の整備 ・慢性疾患への対応マニュアルの整備 ・災害拠点病院の指定 ・災害時連携病院の指定 ・医薬品等の供給体制の整備（「第10 物資供給・輸送対策」を参照） ・相互応援協定による広域医療協力体制の確立 ・ヘリコプター搬送計画の立案 ・災害時広域医療搬送体制の整備
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター搬送計画の立案（防災ヘリコプターの調整）
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・初期医療体制の整備 ・自主防災組織等による救護班支援計画の策定 ・自主防災組織等の応急救護力の強化
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動実施体制の整備（救護班編成等）
救急医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応力の強化（ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定）
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主救護活動の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 初期医療体制の整備

- 初期医療体制の整備

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

【初期医療体制に係る計画の内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 救護所の設置・ 救護班の編成・ 救護班の出動・ 自主防災組織等による自主救護体制の整備・ 医薬品等の備蓄 |
|--|

・ **県医師会**

埼玉県医師会医療救護活動マニュアルに基づき、県医師会にあつては県医師会災害対策本部を、郡市医師会にあつては郡市医師会災害対策本部を設置することとしている。

・ **県歯科医師会**

埼玉県歯科医師会防災対策委員会規程に基づき、県歯科医師会にあつては災害対策本部を、郡市歯科医師会にあつては郡市災害対策支部を設置し、県民の救護と歯科治療に当たることとしている。

また、身元不明者の確認業務に警察協力医を中心に会員を派遣することとしている。

・ **県薬剤師会**

埼玉県薬剤師会策定「災害支援薬剤師のための手引き」に基づき、県薬剤師会にあつては災害医療支援本部を設置することとしている。

・ **県看護協会**

埼玉県看護協会策定「災害対策マニュアル」に基づき、県看護協会にあつては災害対策本部を設置し、災害支援ナース登録施設に対して、災害支援ナースの派遣を要請することとしている。

○ **自主防災組織等による自主救護体制の整備**

市町村は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

○ **自主防災組織等の応急救護能力の強化**

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

○ **救急医療機関の災害時の対応力の強化**

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

【資料編Ⅱ-2-6-3】埼玉県医師会救護隊規程

【資料編Ⅱ-2-6-4】災害時の医療救護に関する協定書（埼玉県医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-5】災害時の歯科医療救護に関する協定書（埼玉県歯科医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-8】災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（埼玉県看護協会）

【資料編Ⅱ-2-6-9】災害時の助産師医療救護活動に関する協定書（埼玉県助産師会）

【資料編Ⅱ-2-6-10】災害時の医療救援活動に関する協定書（埼玉県薬剤師会）

イ 透析患者等への対応

【県（保健医療部）】

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

ウ 後方医療機関等

【県（保健医療部）、医師会、医療機関】

○ 後方医療機関の確保

救護所や救急医療機関等に対応できない重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置付ける。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、（地独）埼玉県立病院機構の病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

【後方医療機関の主な機能】

- ・既存入院患者などの治療の継続
- ・災害による傷病者の受入れ
- ・救護班の派遣

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保するため、主に以下の措置をとる。

- ・医療施設等の耐震化及び不燃化
- ・医薬品等の備蓄及び配備
- ・水、食糧の備蓄及び整備
- ・自家発電装置等の備蓄及び配備
- ・医療要員の非常参集体制の整備
- ・救護班の編成
- ・傷病者の円滑な受入体制の整備

○ 災害拠点病院の指定

県は、災害時の医療を確保するため、次の医療機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院を必要に応じ指定する。

【災害拠点病院の医療機能】

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

○ 災害時連携病院の指定

県は、災害拠点病院と連携して災害時に中等症患者や容態が安定した重症患者の受入れができる災害時連携病院を指定する。

併せて、災害時連携病院に所属し県内で活動する埼玉地域DMATを養成・整備する。

○ 情報連絡体制

- ・現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市町村消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。
- ・情報連絡体制の整備の一環として、（地独）埼玉県立病院機構の病院に県防災行政無線の端末局を設置する。

○ 医薬品等の備蓄

- ・市町村は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。
- ・県は、市町村備蓄を補完するために必要な量を備蓄する。

エ 医療保健応援体制の整備

【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】

○ 相互応援協定

・県の相互応援協定

県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供および斡旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。

・県医師会の相互応援協定

県医師会は、関東ブロックの他都県との間に「大規模災害発生時における医療救護活動等の確保に関する協定書」を締結し、災害時における医師会活動に付随する業務支援と被災地域の医療支援を相互に実施するよう取り決めている。

・県看護協会の相互応援協定

県看護協会は、日本看護協会との間に「災害時の看護支援ネットワーク」を締結し、看護師等の派遣を相互に実施するよう取り決めている。

・ 県歯科医師会の相互応援協定

県歯科医師会は、関東地区歯科医師会を構成する他都県との間に「関東地区歯科医師会災害時相互応援に関する協定」を締結し、歯科医師の派遣などの支援を相互に実施するよう取り決めている。

○ 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

○ 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関連自治体、関連機関との調整及び整備を図る。

○ ヘリコプター搬送計画の立案

防災ヘリコプター、ドクターヘリ及び他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

○ 災害時広域医療搬送体制の整備

地震などの大災害が県内で発生し、県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送する体制を整備する。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

(1) 取組方針

災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	・ 遺体収容所の選定 ・ 埋・火葬資材の確保

県（保健医療部）	<ul style="list-style-type: none">・ 遺体収容所の選定に係る衛生管理運営等の指導・ 埋火葬資材の確保に係る市町村への支援・ 遺体の火葬に関する広域連携体制の構築
----------	---

（3）具体的な取組内容

ア 遺体収容所の選定

【市町村】

市町村は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

イ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

【県（保健医療部）、市町村】

（1）市町村

市町村は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

（2）県

市町村で震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め市町村と、関係業者あるいは市町村間で協定を締結しておくよう指導、助言及び情報提供を行う。

また、県は、市町村を補完する立場で県と関係業者あるいは他都県との協定の締結についても検討していく。

<応急対策>

1 初動医療体制

2 遺体の取扱い

1 初動医療体制

(1) 取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動の指示又は要請の実施 ・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 ・搬送用車両の手配・配車
県（救援福祉部、医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、医療救護班、DPAT、埼玉DHEAT、保健師チーム、歯科医師チーム、栄養指導班、薬剤師チーム等） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送用車両の手配・配車 ・医薬品等の調達、供給 ・医療救護班の編成
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動の実施
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制

【県（統括部）、消防機関】

(ア) 救急救助における出動

○ 出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

○ 出動における基本的考え方

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多発する災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

（イ）救急救助における活動

- 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

（ウ）応援要請

次の事項は、「第4 応急対応力の強化—<応急対策>—6 消防活動—（3）—ア 消防活動」を準用する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 消防相互応援協定による応援要請・ 知事による応援出動の指示・ 緊急かつ広域的な応援要請 |
|---|

イ 傷病者搬送.

【県（統括部、医療救急部）、市町村、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○ 傷病者搬送の判定

医療救護班、又は、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

○ 傷病者搬送の要請

- ・ 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- ・ 県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。
- ・ 災害対策本部設置後におけるドクターヘリの出動指示は、災害対策本部において行う。
- ・ ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者

と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保する。

○ 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 医療救護

(ア) 初期医療体制 【県（医療救急部）、市町村、医師会、看護協会、医療機関】

○ 救急病院等の災害時の対応

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

○ 救護班の編成

(地独) 埼玉県立病院機構、(独) 国立病院機構、日赤埼玉県支部、医師会は医療救護班を編成し、派遣する。

○ DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

・埼玉DMAT

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院等に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等が発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や消防機関と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※ 基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

・DMAT県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、県内外からのDMATの

受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

(イ) 救護活動 【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○ 医療・助産救護活動

・市町村

市町村は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でない認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

【医療救護班の業務内容】

- ・傷病者に対する応急処置
- ・トリアージの実施
- ・搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・軽症者に対する医療
- ・カルテの作成
- ・医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・助産救護
- ・死亡の確認
- ・遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

・県（医療救急部兼保健医療調整本部）

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

・日赤埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、

病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取り扱いとする。

・ 県医師会・地区医師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

JMAT : Japan Medical Association Team

災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。

活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

被災地では、都道府県医師会や郡市区医師会が医療関係者の代表として各保健医療調整本部等に参画し、被災地のコーディネート機能の中心となる。JMATは、そのコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

・被災地JMAT…被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事するJMAT

・支援JMAT…被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣するJMAT

・チーム構成例：医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名（事務職員的主要業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）

・ 県薬剤師会・地域薬剤師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

・ 埼玉県看護協会・看護協会各支部

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

・後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

○ 帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

【資料編Ⅱ-2-6-3】埼玉県医師会救護隊規程

【資料編Ⅱ-2-6-4】災害時の医療救護に関する協定書（埼玉県医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-5】災害時の歯科医療救護に関する協定書（埼玉県歯科医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-8】災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（埼玉県看護協会）

【資料編Ⅱ-2-6-9】災害時の助産師医療救護活動に関する協定書（埼玉県助産師会）

【資料編Ⅱ-2-6-10】災害時の医療救援活動に関する協定書（埼玉県薬剤師会）

(ウ) 精神科救急医療の確保 【県（医療救急部）、市町村】

県及び市町村は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(エ) 血液等の供給 【県（医療救急部）、日赤埼玉県支部】

県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

- ・被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。
- ・血液が不足する場合には、国や近隣の日赤支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。

・血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、統括部に県防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

【資料編Ⅱ-2-6-6】血液センター

(オ) 医薬品等の調達、供給 【県（医療救急部）、薬剤師会】

県は市町村や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。

医薬品等の集積場所や医療救護所等には「薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の仕分け・保守管理を行うほか、医薬品等のニーズを把握し、保健医療調整本部に供給要請等を行う。

また、保健医療調整本部には「埼玉県薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の供給要請に基づいた優先順位の決定、数量の調整、代替薬の提案等を行う。

なお、供給に当たっては、統括部（物流オペレーションチーム）と連携して行う。

エ 保健衛生

(ア) 精神保健活動 【県（救援福祉部、医療救急部）】

○ **D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team)**

・ **埼玉D P A T (埼玉県災害派遣精神医療チーム)**

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉D P A T」を、県立精神医療センター及び県とD P A T派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉D P A Tは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉D P A Tの派遣等を行うものとする。

・ **埼玉県D P A T調整本部**

県災害対策本部医療救急部（保健医療調整本部）に「埼玉県D P A T調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉D P A T先遣隊や各埼玉D P A Tの活動調整、県外からのD P A Tの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※ 埼玉D P A Tのチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

○ **心のケアセンターの設置**

精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」を設置する。

(イ) 栄養指導 【県（医療救急部）】

○ 栄養指導班の編成

県は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。
編成班 4班（班構成は、栄養士2名、運転手1名）

【活動内容】

- ・炊き出し、給食施設の管理指導
- ・その他被災者の栄養管理に関すること

2 遺体の取扱い

(1) 取組方針

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う行方不明者捜索への協力 ・検視又は死体調査の実施
医療機関（医療救護班）	<ul style="list-style-type: none"> ・検案の実施 ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・身元確認業務に対する法歯学上の協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索 ・行方不明者相談窓口の設置 ・遺体収容所の設置 ・遺体の輸送 ・遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・遺体及び遺留品の管理 ・遺体の一時保管

(3) 具体的な取組内容

ア 遺体の捜索・処理

(ア) 捜索活動 【市町村】

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県・警察本部・関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

(イ) 行方不明者に関する相談窓口の設置 【市町村】

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市町村が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

(ウ) 遺体の処理 【県（警察本部）、市町村、医療機関】

① 遺体収容所（安置所）の開設	<p>市町村は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。</p> <p>なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。</p> <p>前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。</p>
② 遺体の輸送	<p>市町村は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。</p>
③ 死体調査等	<p>警察官は、検視又は死体調査を行う。</p> <p>救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力をを行う。</p>
④ 検案	<p>救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。</p>
⑤ 遺体の収容	<p>市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。</p>
⑥ 一時保管	<p>市町村は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。</p>

<復旧対策>

1 防疫活動

2 遺体の埋・火葬

1 防疫活動

(1) 取組方針

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒の指示及び指導の実施 ・ 保菌検索の実施 ・ 患者収容計画の樹立
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒及び害虫駆除の実施

(3) 具体的な取組内容 【県（医療救急部）、市町村】

県は、次の活動を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。 ・ 災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。 ・ 発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。 ・ 被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。 ・ 感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。 ・ 被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市町村及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。
--

市町村は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

2 遺体の埋・火葬

(1) 取組方針

適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬資材の確保に係る市町村への支援

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・身元不明遺体等の埋・火葬 ・遺体の埋・火葬 ・埋・火葬の調整及び斡旋
-----	---

(3) 具体的な取組内容

ア 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市町村が実施するものとする。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
② 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。

イ 遺体の埋・火葬の実施

- 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

ウ 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市町村は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、県は埋火葬資材の不足等による被災市町村からの協力あっせん要請があった場合、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については当該市町村が負担するものとする。

【資料編Ⅱ-2-6-7】火葬場の応援要領

第7 帰宅困難者対策

基本方針

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、県内で約67万人の帰宅困難者が発生すると想定される。これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

現況

○ 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

○ 帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査において、帰宅困難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約65万人～約76万人に上る。

東京湾北部地震では、埼玉県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約60万人～約67万人に上る。

<参考> 中央防災会議首都直下地震専門調査会の被害想定

東京湾北部地震が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。また、都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされてい

る。

○ 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

・ 地域の災害対応力の低下

約122万人の県民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

・ 県内主要駅周辺等での混乱の発生

埼玉県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

・ 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

・ 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

○ 現状の取組

・ 普及啓発活動

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレットの配布、九都県市のホームページの作成などの啓発活動を行っている。

・ 災害時帰宅支援ステーション

安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。

・ 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

・ フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

・帰宅困難者対策協議会

県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から各構成団体の役割分担や地域の行動ルールの策定、訓練によるルールの検証等を実施している。

令和3年1月現在、7つの協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、所沢駅周辺）が設置されている。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 帰宅困難者支援体制の整備

1 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 取組方針

社会の構成員がそれぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する。

県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当する。

市町村は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当する。

企業等の民間事業者や県民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な対策の検討、実施 ・ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ・ 九都縣市等の広域的取組の推進 ・ 県有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・ 事業者団体等に対する一時滞在施設提供の働きかけ ・ 代替輸送手段の確保 ・ 災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充 ・ 帰宅支援道路の設定 など
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での対策の検討、実施 ・ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営 ・ 駅周辺の混乱の防止 ・ 市町村有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・ 市町村有以外の施設における一時滞在施設の確保 など
県（教育局、総務部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における対策の推進・促進 など
鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自助を基本とした取組 ・ 従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ・ 訪問者、利用者等に対する安全の確保 ・ 訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ・ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・ 路上等にいる帰宅困難者の受入努力 など

県民	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自助を基本とした取組 ・ 外出時の発災に備えた準備 ・ 家族等との安否確認手段の確保 ・ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・ 帰宅困難者に対する支援努力 ・ 帰宅困難者相互による扶助努力 など
----	--

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者対策の普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村】

(ア) 一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

(イ) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- ・ 施設の安全化、・ 災害時のマニュアルの作成、・ 飲料水、食料の確保、
- ・ 情報の入手手段の確保、・ 従業員等との安否確認手段の確保
- ・ 災害時の水、食料や情報の提供、・ 仮宿泊場所等の確保

イ 帰宅困難者支援のための広域的な連携

【県（危機管理防災部）】

帰宅困難者対策は首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市首脳会議等で検討を進め、以下のような普及啓発活動等を実施する。

- ・ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配布
- ・ 帰宅支援ホームページの運用
- ・ 帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- ・ 鉄道事業者と連携し、利用者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

ウ 一時滞在施設の確保

【県（危機管理防災部、物流オペレーションチーム）、市町村、施設管理者、鉄道事業者】

県、市町村、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物

資の提供方法をあらかじめ決めておく。県及び市町村は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

エ 企業等における対策 【企業等】

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

オ 学校における対策 【県（教育局、総務部）】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

カ 帰宅支援施設の充実 【県（危機管理防災部）、市町村、企業等】

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

【資料編Ⅱ-2-7-1】帰宅支援対象道路

キ 訓練の実施 【県（危機管理防災部）、市町村、企業等、県民】

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して県民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

<応急対策>

- | |
|----------------|
| 1 帰宅困難者への情報提供 |
| 2 一時滞在施設の開設・運営 |

1 帰宅困難者への情報提供

(1) 取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、県民安全部）	・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施
市町村	・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施
鉄道事業者	・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
NTT 東日本、携帯電話事業者	・安否確認手段（災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等（web171））の提供
報道機関	・帰宅困難者に対する情報の提供

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

【県（統括部、県民安全部）、市町村、鉄道事業者、NTT 東日本、携帯電話事業者、報道機関】

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等） ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等） ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等） ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等） |
|---|

実施機関	項目	対策内容
県（統括部、県民安全部）	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
市町村	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前の大型ビジョンなどデジタルサイネージを活用した情報提供 ・ 緊急速報メールによる情報提供 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道事業者	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者向けの情報の提供(県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 取組方針

県、市町村、鉄道事業者等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部、各施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・ 一時滞在施設の開設情報等の提供 ・ 路上で被災した等、行く場所がなく一時滞在施設に収容された帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ・ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・ 駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ・ 路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した帰宅困難者の一時滞在施設への誘導
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時滞在施設の開設、運営 ・ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の混乱防止対策に係る支援
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へ必要な情報を提供

	<ul style="list-style-type: none">・利用者の保護、待機場所の提供・一時滞在施設の開設、運営・帰宅困難者への飲料水、食料の提供・市町村や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内
--	--

(3) 具体的な取組内容

ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設.

【県（統括部、施設管理者）、市町村、一時滞在施設の管理者、鉄道事業者】

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、「第8 避難対策—<応急対策>—2 避難所の開設・運営」を準用する。

【一時滞在施設の運営の流れ】

- (ア) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- (ウ) 施設利用案内等の掲示
- (エ) 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- (オ) 市町村等へ一時滞在施設の開設報告

※ 一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

イ 一時滞在施設への誘導.

【県（支部）、市町村、鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等】

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

ウ 一時滞在施設の運営.

【県（統括部、物流オペレーションチーム）、市町村、一時滞在施設の管理者】

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供

する。

市町村は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市町村から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

エ 一時滞在施設の閉鎖、

【県（統括部、施設管理者）、市町村、一時滞在施設の管理者】

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖に当たっては市町村と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

<復旧対策>

1 帰宅支援

1 帰宅支援

(1) 取組方針

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

(2) 役割分担

機関名等	役割
県（統括部）	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請
県（輸送部）、市町村、県バス協会	・代替輸送の提供
鉄道事業者	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	・沿道照明の確保
帰宅支援協定締結事業者	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとしての支援の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

【県（統括部、輸送部、救急医療部、救援福祉部）、市町村、各鉄道事業者、東京電力パワーグリッド(株)、県バス協会、県医師会、企業等、県民】

県は、近隣都縣市や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施する。代替輸送の発着所となる市町村は、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。また、市町村は発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションは、協定に基づく支援を実施する。また、沿道の県民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

実施機関	項目	対策内容
県、市町村、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	・バス輸送の実施 ・マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7 帰宅困難者対策 <復旧対策>

鉄道事業者	トイレ等の提供	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	・帰宅道路となる幹線道路への照明用電力の供給

【資料編Ⅱ-2-7-1】 帰宅支援対象道路

第8 避難対策

基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

現況

○ 地震被害想定調査結果

避難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約19万7千人（避難所避難者 約11万8千人、避難所外避難者 約7万9千人）となる。1週間後には全避難者が約29万人（避難所避難者 約14万5千人、避難所外避難者 約13万6千人）、1か月後には全避難者が約37万6千人（避難所避難者 約11万3千人、避難所外避難者約26万3千人）となる。

東京湾北部地震では、埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約7万3千人（避難所避難者 約4万4千人、避難所外避難者 約2万9千人）となる。1週間後には全避難者が約10万8千人（避難所避難者 約5万4千人、避難所外避難者 約5万4千人）、1か月後には全避難者が約7万3千人（避難所避難者 約2万2千人、避難所外避難者約5万1千人）となる。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備

(1) 取組方針

事前に避難計画を策定し、住民に周知することにより人的被害の防止に万全を期する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 避難計画の策定（避難指示等発令基準の整備）・ 指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）の選定、確保・ 指定避難所の選定、確保・ 避難路の選定、確保・ 指定避難所における生活環境の確保・ 指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）、指定避難所、避難路及び避難にあたっての留意事項等の住民への周知
県（施設管理者）	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村の避難計画策定への協力
施設管理者、 公立学校管理者	<ul style="list-style-type: none">・ 避難計画の策定・ 県有施設（県立学校等）の避難拠点としての整備の推進

(3) 具体的な取組内容

ア 避難計画の策定。

(ア) 避難計画等の策定 【市町村】

市町村は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者を含む要配慮者対策については「第9 災害時の要配慮者対策（第2編-214ページ）」を準用する。）

【避難計画で定める主な内容】

- 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 避難所の管理・運営に関する事項

【資料編Ⅱ-2-8-1】避難計画の作成上の留意事項

(イ) 市町村の避難計画策定への協力 【施設管理者】

県（施設管理者）は災害時に避難所等として活用される可能性のある以下の施設の所在する市町村と協議し、市町村の作成する避難計画における県有施設の位置付け、管理・運営方法等について取り決めておくものとする。

- ・ 県立学校
- ・ 県立文化施設
- ・ 県立福祉施設
- ・ 県営公園
- ・ その他避難所となりうる県有施設

(ウ) 防災上重要な施設の避難計画 【施設管理者】

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ・ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ・ 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ・ 高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ・ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市町村、警察署、消防署との連携等

(エ) 公立学校等の避難計画 【公立学校管理者】

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市町村地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市町村及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(オ) 私立学校等の避難計画 【県（総務部）・市町村】

県及び市町村は、私立学校等が、「(エ) 公立学校等の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

【資料編Ⅱ-2-8-1】避難計画作成上の留意事項

- 【資料編Ⅱ-2-8-2】 集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針
- 【資料編Ⅱ-2-8-3】 広域避難場所・避難路の選定と確保
- 【資料編Ⅱ-2-8-4】 避難所の運営に関する指針
- 【資料編Ⅱ-2-8-5】 避難誘導要領

イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保、

(ア) 指定緊急避難場所の指定 【市町村】

市町村は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所の指定基準】

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a～c の条件を満たすこと

地震を対象とする避難場所については、次の a～e の全ての条件を満たすこと

- a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
- b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
- c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所に位置すること
- d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
- e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

(イ) 広域避難場所の確保 【市町村】

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、大規模火災を避けるためのものを「広域避難場所（平成16年国土交通省告示第767号の広域避難地）」とする。市町村は、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

- 面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む）
- 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。

- 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ・ 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - ・ 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ・ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

【資料編Ⅱ-2-8-3】広域避難場所・避難路の選定と確保

(ウ) 避難路の確保 【市町村、道路管理者】

広域避難場所を指定した市町村は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- ・ 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ・ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ・ 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- ・ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

市町村は、指定緊急避難場所への避難路についても、上の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、市町村に協力するよう努める。

(エ) 指定避難所の指定 【市町村】

- 市町村はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。
- 指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

- ・ 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ・ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ・ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、

ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等)対策が行われていること。

- ・余震等による落下物(天井材、照明等)など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

- 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(オ) 指定避難所における生活環境の確保 【市町村】

- 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化(非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など)を含む停電対策に努める。
- 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置

- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

【資料編Ⅱ-2-8-4】避難所の運営に関する指針

(カ) 避難所運営計画の策定 【市町村】

市町村は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- ・被災者の自立支援

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(キ) 住民への周知 【市町村】

市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来さない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(ク) 避難所管理・運営マニュアルの作成 【市町村】

市町村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

【資料編Ⅱ-2-8-4】避難所の運営に関する指針

<応急対策>

1 避難の実施
2 避難所の開設・運営
3 広域避難
4 広域一時滞在

1 避難の実施

(1) 取組方針

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示の実施 ・ 警戒区域の設定 ・ 避難誘導の実施
知事、指定行政機関、指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域の設定に係る市町村長への助言
消防職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ (市町村長の委任を受け) 立退きの指示
水防管理者、警察官、自衛官、知事 (又はその命を受けた職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 避難指示の実施

(ア) 市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。(災対法第60条、水防法第29条)

この場合、市町村長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

また、水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(イ) 警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立退きを指示するものとする。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市町村長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）

(ウ) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。（自衛隊法第94条）

この場合、自衛官は、市町村長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

(エ) 知事又はその命を受けた職員

- 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条第1項）
- 知事又はその命を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（水防法第29条）
- 知事又はその命を受けた職員は、地滑りにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（地すべり等防止法第25条）

イ 避難指示の周知

避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

【避難指示の内容】

- ・ 要避難対象地域
 - ・ 避難先及び避難経路
 - ・ 避難理由
 - ・ 避難時の留意事項
- 例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することがで

きる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ 警戒区域の設定 【市町村】

市町村長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

エ 避難誘導 【市町村】

(ア) 避難誘導の方法

市町村長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- 誘導中は、事故防止に努めること。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと。
- 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。
 - ・ 病弱者、障害者
 - ・ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
 - ・ 一般住民

【資料編Ⅱ-2-8-2】 集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

【資料編Ⅱ-2-8-5】 避難誘導要領

2 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

市町村は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

(2) 役割

機関名等	役割
------	----

県（統括部、関係部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請に基づく職員の派遣 ・他市町村への職員派遣指示
県（県民安全部、医療救急部、救援福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び周辺の警戒活動
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営 ・避難所外避難者対策の実施

（3）具体的な取組内容

ア 避難所の開設 【市町村】

○ 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

○ 開設の方法

- ・市町村は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。
- ・指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。
- ・開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- ・避難所を開設したときは、市町村はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

○ 開設の公示、誘導及び保護

市町村は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

○ 県への報告

市町村長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設の目的、日時及び場所 ・箇所数及び収容人員 |
|---|

・開設期間の見込み

イ 避難所の管理運営

【県（統括部、施設管理者）、市町村】

（ア）市町村

市町村は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

○ 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市町村内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

○ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

○ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

避難所の運営に当たっては、「第1 自助、共助による防災力の向上<応急対策>-4 ボランティアとの連携（第2編-31ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

○ 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

○ 市町村は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

○ 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・

女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

○ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】

- ・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール

なお、「第9 災害時の要配慮者対策—<応急対策>—2 避難生活における要配慮者支援—イ 避難所における要配慮者への配慮（第2編—227ページ）」

にも避難所における要配慮者対策を定めている。

○ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

○ 避難者の健康管理

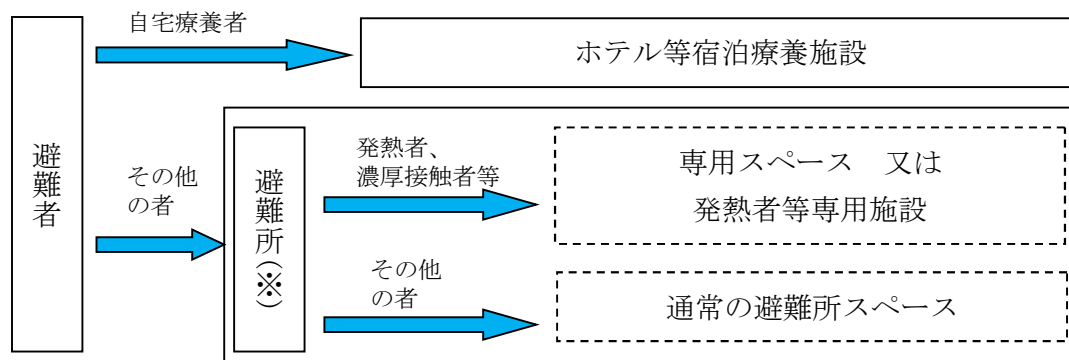
避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

○ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

（健康状態に合わせた避難場所の確保）

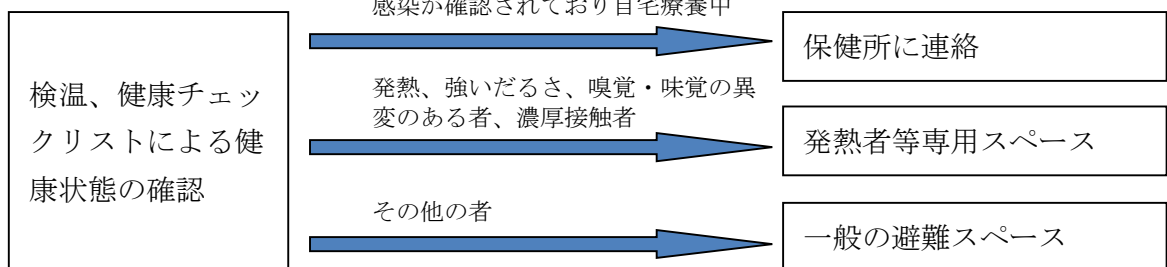


※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

（十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設）

- ・ 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する
- ・ 地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する

(避難所受付時のフロー)



(避難所レイアウトの検討)

- ・ 世帯間で概ね2 mの間隔を確保するレイアウトを検討する

(避難者の健康管理)

- ・ 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する
- ・ 感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する

(発熱者等の専用スペースの確保)

- ・ 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する
- ・ 発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・ 発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する

(物資・資材)

- ・ マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する

(自宅療養者の対応)

- ・ 保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む
- ・ 自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する
- ・ 避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する

(住民への周知)

- ・ 広報誌、自治体ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を住民に周知する
 - ・ 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
 - ・ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
 - ・ マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

(感染症対策)

- ・ 手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する
- ・ 定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）
- ・ 食事時間をずらして密集・密接を避ける

(発熱者等の対応)

- ・ 避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。
- ・ 避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(車中泊（車中避難）等への対応)

- ・ 車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する

○ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(イ) 県

県は、市町村から避難所運営に係る人的支援の要請があった場合は、埼玉県・市町村人的相互応援制度（第2編－132ページ参照）に基づき、県及び他市町村職員を派遣する。

ウ 避難所外避難者対策 **【市町村】**

市町村は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3 広域避難

(1) 取組方針

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

協力を求められた市町村は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供するものとし、県は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する市町村を支援する。

また、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。なお、県は災害が発生する恐れがある場合で、居住者の生命又は身体を当該災害から保護するために緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者の運送を要請することができる。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営（第2編－206ページ）」に準じる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、関係部局）	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村への広域避難に係る市町村間調整 ・都道府県外広域避難に関する他都道府県との協議 ・市町村からの要請に基づく職員の派遣 ・市町村への職員派遣指示
被災していない市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難のための避難所の提供

(3) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

4 広域一時滞在

(1) 取組方針

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営（第2編－206ページ）」に準じる。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、関係部局）	・ 他の市町村への広域一時滞在に係る市町村間調整 ・ 都道府県外広域滞在に関する他都道府県との協議 ・ 市町村からの要請に基づく職員の派遣 ・ 市町村への職員派遣指示
被災していない市町村	・ 広域一時滞在のための避難所の提供
自治会等	・ 広域一時滞在者向け生活支援の実施

(3) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

<復旧対策>

1 他県(さらに遠県)への避難(移送)

1 他県(さらに遠県)への避難(移送)

(1) 取組方針

大規模災害発生時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、県内他地域又は他県(さらに遠県)への二次避難(移送)を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部)	・遠県への広域滞在に関する他都道府県との調整
県(輸送部)、交通事業者、バス協会	・移送の実施

(3) 具体的な取組内容 【県(統括部、輸送部)、市町村】

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体(群馬県、新潟県(「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組)等)での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

第9 災害時の要配慮者対策

基本方針

高齢者、障害者、妊産婦など災害時に配慮を要する対象（要配慮者）毎に、避難行動等において必要な支援を行う体制を整備する。

現況

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

・ 避難行動要支援者

域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本施策（第2編214～230ページ）では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

・ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

○ 地震被害想定調査結果

1週間後の避難所避難者における災害時の要配慮者（災害時要援護者）の内訳は、最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で約2万3千人である。東京湾北部地震では、約9千人である。

○ 取組状況

- ・ 市町村においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。
- ・ 各消防署等は、緊急通報システムのセンター装置を整備しており、県及び市町村は、高齢者及び障害者に対し、緊急通報システムへの加入を促進している。
- ・ 県及び市町村は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。

○ 社会福祉施設災害対応マニュアルの作成

県は、平成23年度に社会福祉施設が防災計画に盛り込むべき事項を整理し実践的な計画を作成するための参考として、社会福祉施設災害対応マニュアルを作成した。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難行動要支援者の安全対策
2 要配慮者全般の安全対策
3 社会福祉施設入所者等の安全対策

1 避難行動要支援者の安全対策

(1) 取組方針

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

県及び市町村、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none">・全体計画の策定・要配慮者の把握・避難行動要支援者の範囲の設定・避難行動要支援者名簿の作成・避難行動要支援者名簿の更新・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供・個別避難計画の作成
県（保健医療部、福祉部）	<ul style="list-style-type: none">・市町村長からの要請に基づく、避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報の提供
県（危機管理防災部、福祉部）	<ul style="list-style-type: none">・市町村による全体計画の策定支援・市町村による避難行動要支援者名簿の作成支援・市町村による個別避難計画の作成支援

(3) 具体的な取組内容

ア 全体計画の策定

【市町村】

市町村地域防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 要配慮者の把握 【県（危機管理防災部、保健医療部、福祉部）、市町村】

市町村は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

ウ 避難行動要支援者の範囲の設定 【市町村】

市町村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点】

- ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

【自ら避難することが困難な者についての例】

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 重度以上と判定された知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。

なお、障害の程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

エ 避難行動要支援者名簿の作成。

【県（危機管理防災部、保健医療部、福祉部）、市町村】

市町村は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支

援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

【留意事項】

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

県は、市町村の名簿の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

オ 避難行動要支援者名簿の更新 【市町村】

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

カ 避難行動要支援者名簿の活用 【市町村】

市町村は、地域防災計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市町村は、名簿情報を提供するこ

との趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

キ 避難支援等関係者の安全確保の措置 【市町村】

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市町村は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

ク 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 【市町村】

市町村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

ケ 個別避難計画の作成 【県（福祉部）、市町村】

市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。

県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

コ 防災訓練の実施 【市町村】

市町村は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

(1) 取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システムの整備 ・ 防災基盤の整備 ・ 福祉避難所の指定 ・ 福祉避難所における物資・資機材の整備 ・ 見守りネットワークの活用や相談体制の整備 ・ 外国人の安全確保
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システムの整備
県（福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りネットワークの活用や相談体制の整備
県（県民生活部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の安全確保
県（都市整備部、 県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基盤の整備

（3）具体的な取組内容

ア 要配慮者の安全確保。

【県（危機管理防災部、福祉部、都市整備部、県土整備部、教育局）、市町村】

（ア）緊急通報システムの整備

県及び市町村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

（イ）防災基盤の整備

県及び市町村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、県、市町村、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、県、市町村は、その他の集客施設における取組を促進する。

（ウ）要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市町村は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医

療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(エ) 地域との連携

○ 役割分担の明確化

市町村は、市町村内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

○ 社会福祉施設との連携

市町村は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

○ 見守りネットワーク等の活用

市町村は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(オ) 相談体制の確立

県及び市町村は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(カ) ヘルプカード（防災カード）

市町村は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

イ 外国人の安全確保

【県(県民生活部)、市町村】

(ア) 外国人の所在の把握

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 防災基盤の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県及び市町村は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(ウ) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(エ) 防災訓練の実施

県及び市町村は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(オ) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県及び市町村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。

(2) 役割

機関名等	役割
県、市町村	・所管する社会福祉施設における防災計画の策定指導
社会福祉施設	・防災計画、マニュアルの作成

(3) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設入所者等の安全確保、

(ア) 施設管理者 【社会福祉施設】

○ 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

○ 緊急連絡体制の整備

・職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網の

ほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

・ **安否情報の家族への連絡体制の整備**

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

○ **避難誘導體制の整備**

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

○ **施設間の相互支援システムの確立**

県及び市町村は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、県は、施設管理者に対し、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努めるものとする。

○ **被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備**

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

○ **食料、防災資機材等の備蓄**

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

- ・ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）
- ・ 飲料水（3日分以上）
- ・ 常備薬（3日分以上）
- ・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・ 照明器具
- ・ 熱源
- ・ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

○ **防災教育及び訓練の実施**

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

○ **地域との連携**

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の

運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市町村との連携を図っておく。

○ **施設の耐震対策**

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(イ) 県及び市町村 【県（福祉部）、市町村】

○ **情報伝達体制の整備**

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

○ **防災計画策定の指導**

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

○ **施設間の相互支援システムの確立**

県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

○ **社会福祉施設等の耐震性の確保**

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

<応急対策>

1 避難行動要支援者等の避難支援
2 避難生活における要配慮者支援
3 社会福祉施設入所者等の安全確保
4 外国人の安全確保

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための情報伝達 ・避難行動要支援者の避難支援 ・避難行動要支援者の安否確認等 ・妊産婦や乳幼児、外国人等の避難支援・安全確保
県（救援福祉部、医療救急部、統括部、県民安全部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認及び救助活動

(3) 具体的な取組内容

ア 避難のための情報伝達

【市町村】

市町村は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

（「第8 避難対策－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備（第2編－196ページ）」及び「第8 避難対策－<応急対策>－1 避難の実施（第2編－202ページ）」を参照。）

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

イ 避難行動要支援者の避難支援

【市町村】

市町村は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施す

る。

- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
- 市町村は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動。

【県（統括部、救援福祉部、医療救急部）、市町村】

○ 安否確認及び救助活動

市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

県は、市町村が行った安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

県及び市町村は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨時における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保、

【県（統括部、救援福祉部、県民安全部）、市町村】

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市町村は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 取組方針

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者に配慮した生活支援物資の供給 ・ 避難所における要配慮者への配慮（区画の配慮、物資調達における配慮、巡回サービスの実施、福祉避難所の活用） ・ 避難所外も含めた在宅の要配慮者全般への支援（要配慮者への情報提供、相談窓口の開設、巡回サービスの実施、物資の提供、福祉避難所の活用） ・ 応急仮設住宅提供に係る配慮
県（救援福祉部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回サービスの実施・相談窓口の開設 ・ 福祉避難所の活用 ・ 災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者への情報提供
県（住宅対策部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅提供に係る配慮

(3) 具体的な取組内容

ア 生活物資の供給 【市町村】

○ 生活支援物資の供給

市町村は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

イ 避難所における要配慮者への配慮 【県（救援福祉部）、市町村】

(ア) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(イ) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(ウ) 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(エ) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(オ) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動

県は、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

なお、「第8 避難対策—<応急対策>—2 避難所の開設・運営（第2編—204ページ）」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 【県（統括部、救援福祉部）、市町村】

(ア) 情報提供

県及び市町村は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

(イ) 相談窓口の開設

県及び市町村は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

(ウ) 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(エ) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(オ) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

エ 応急仮設住宅提供に係る配慮 【県（住宅対策部）、市町村】

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市町村は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる。

(2) 役割

機関名等	役割
------	----

社会福祉施設等、県（救援福祉部）、市町村	・社会福祉施設等入所者の安全確保
----------------------	------------------

(3) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設等入所者の安全確保、

【社会福祉施設等、県（救援福祉部）、市町村】

(ア) 施設管理者

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市町村に協力を要請する。

(イ) 県及び市町村

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

4 外国人の安全確保

(1) 取組方針

災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村、県（県民安全部）	・外国人等の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 安否確認の把握及び避難誘導の実施

【県（県民安全部）、市町村】

(ア) 安否確認の実施

市町村は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

県は、市町村から報告を受け外国人の安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

(イ) 避難誘導の実施

市町村は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

イ 情報提供及び相談窓口の開設

【県（県民安全部）、市町村】

(ア) 情報提供

県及び市町村は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(イ) 相談窓口の開設

県及び市町村は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第10 物資供給・輸送対策

基本方針

災害発生時に、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、県民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

現況

○ 物資備蓄の状況

県は、市町村を補完する立場から飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

【資料編Ⅱ-2-10-1】食料及び生活必需品等の備蓄

○ 災害時応援協定

県は、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の供給に関する災害時応援協定を締結している。

【資料編Ⅰ-2-1-1】災害時応援協定一覧

○ 広域物資拠点

広域物資拠点とは、国等からの物資を受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資拠点候補地の中から選定する。

種別		備考
県有施設	防災基地	・5基地 集配で屋内施設面積が不足する場合は、テント等に対応。
	大規模施設	・埼玉スタジアム2002
民間施設	民間倉庫	・県と埼玉県倉庫協会との協定に基づき指定する30倉庫。
	災害時物流応援団地	・県と災害時応援協定を締結する卸売団地4か所。
	佐川急便(株) 県内営業所	・県と佐川急便(株)北関東支店との協定に基づき、県内営業所を使用する。

【資料編Ⅱ-2-4-2】防災基地一覧

○ 物流オペレーションチーム

災害対策本部統括部内に、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部及び物流事業者（団体）で構成する「物流オペレーションチーム」を編成し、一元的に救援物資の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等に対応する。

具体的取組

<予防・事前対策>

- 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備
- 2 緊急輸送体制の整備

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(1) 取組方針

県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の県民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達等の供給体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整 ・ 食料、生活必需品及び防災用資機材等の供給体制の整備に関する備蓄計画及び災害時の調達計画の策定 ・ 備蓄計画に基づく防災用資機材の購入、更新、処分 ・ 調達計画に基づく防災用資機材の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 ・ 自主防災組織への防災用資機材整備費助成
県（農林部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄計画に基づく食料の購入、更新、処分 ・ 調達計画に基づく食料の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進
県（産業労働部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄計画に基づく生活必需品の購入、更新、処分 ・ 調達計画に基づく生活必需品の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進
県（保健医療部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達） ・ 水道水の緊急応援に関し、市町村の連絡調整 ・ 検水体制の整備
県（企業局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・ 緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画の策定
県（教育局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点校の防災設備の整備
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・ 検水体制の整備 ・ 食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・ 生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・ 防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達） ・ 医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）
水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・ 検水体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備

【県（企業局、教育局、保健医療部）、市町村、水道企業団】

(ア) 応急給水の実施

市町村及び水道企業団は飲料水の供給体制を整備する。

応急給水は、罹災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関に対して実施する。

【飲料水の供給基準】

1	対 象	災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者
2	供給量	災害発生時から3日目までは、1人1日約3L、4日目以後は約20Lを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

○ 目標水量

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による最大断水人口を約55万人分と想定し、1日1人当たりの目標水量を以下のとおりとする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
災害発生から3日	3L/人・日	生命維持に最小必要な水量	タンク車、 県送水管路付近の応急給水栓
災害発生から10日	20L/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日	100L/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日	250L/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

(イ) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

市町村及び水道企業団は、断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

県は、市町村を補完する立場から備蓄並びに調達すべき応急給水資機材の数量、品目、備蓄場所、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

【品 目】

<ul style="list-style-type: none"> ・給水タンク ・ウォーターバルーン ・ポリ袋 ・その他
--

【備蓄場所】

<ul style="list-style-type: none"> ・防災基地 ・防災拠点校

- ・大規模施設
- ・浄水場・中継ポンプ所

(ウ) 給水拠点の整備

県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画を策定しておくものとする。

(エ) 検水体制の整備

県は、市町村が行う検水体制の整備について助言及び指導を行う。

市町村及び水道企業団は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

【資料編Ⅱ-2-10-2】給水車等保有状況

【資料編Ⅱ-2-10-3】県（企業局）の備蓄水量

イ 食料の供給体制の整備

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】

(ア) 備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完する。

県及び市町村は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○ 備蓄数量

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、県または市町村の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日以上備蓄する。

なお、県民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

○ 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

【例】

- ・主食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）
- ・乳児食（粉ミルク、離乳食）
- ・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺）

【資料編Ⅱ-2-10-1】食料及び生活必需品等の備蓄

【資料編Ⅱ-2-10-4】食料調達先等

【資料編Ⅱ-2-10-5】県備蓄食料等保管場所

【資料編Ⅱ-2-10-6】ランニング備蓄委託店（粉乳）

【資料編Ⅱ-2-10-7】米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地

【資料編Ⅱ-2-10-8】副食・調味料生産者団体所在地

(イ) 備蓄の実施

県及び市町村は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

県及び市町村は、調達計画に基づき、食料の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

【資料編Ⅱ-2-10-1】食料及び生活必需品等の備蓄

【資料編Ⅱ-2-10-4】食料調達先等

(エ) 食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い市町村が実施する。

また、市町村は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

ウ 生活必需品の供給体制の整備 【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】

(ア) 備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完する。

県及び市町村は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○ 備蓄数量

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日分以上備蓄する。

なお、県民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

○ 備蓄品目

備蓄品目は、県民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

【例】

- | | | | | |
|---------------------------------------|--------|-------|------------|----------|
| ・毛布、タオル | ・下着、靴下 | ・簡易食器 | ・懐中電灯 | ・ラップフィルム |
| ・おむつ（子供用、大人用） | ・生理用品 | ・石鹸 | ・ウェットティッシュ | |
| ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品 | | | | |
| ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド | | | | |
| ・マスク、防塵マスク、消毒液 | | | | |

(イ) 備蓄の実施

県及び市町村は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

県及び市町村は、調達計画に基づき、生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

【資料編Ⅱ-2-10-1】食料及び生活必需品等の備蓄

【資料編Ⅱ-2-10-9】備蓄物資保管場所（生活必需品等）

エ 防災用資機材の備蓄

【県（危機管理防災部）、市町村】

(ア) 備蓄、調達計画の策定

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完する。

県及び市町村は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○ 備蓄数量

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、県と市町村の必要数とする。

○ 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【例】

- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）
- ・移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー）
- ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- ・ろ水機 ・発動発電機 ・投光機 ・炊飯器 ・テント ・ブルーシート ・土のう袋
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- ・携帯電話用充電器

○ 備蓄場所

市町村は自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備する。
県は、次の場所に備蓄を行う。

- ・防災基地
- ・防災拠点校
- ・大規模施設
- ・県土整備事務所等（道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材のみ）
- ・流域下水道水循環センター（ ）

(イ) 備蓄の実施

県及び市町村は、備蓄計画に基づき防災用資機材を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

県及び市町村は、調達計画に基づき、防災用資機材の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

【資料編Ⅱ-2-10-9】備蓄物資保管場所（生活必需品等）

オ 医薬品等の供給体制の整備

【県（保健医療部）、市町村】

(ア) 備蓄の実施

○ 備蓄目標及び品目

市町村は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

県は、市町村備蓄を補完するために必要な量を備蓄する。

○ 備蓄の実施

県は、緊急医薬品等医療セットと軽治療用医薬品を次の場所に備蓄する。

- ・ 防災基地
- ・ 県保健所
- ・ その他県有施設
- ・ （地独）埼玉県立病院機構の病院

(イ) 調達体制の整備

県は、医薬品卸売業者等と医薬品のランニング備蓄委託契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。また、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の医薬品調達体制の整備を促進する。

【資料編Ⅱ-2-10-10】医薬品等備蓄場所一覧

【資料編Ⅱ-2-10-11】ランニング備蓄委託店一覧

【資料編Ⅱ-2-10-12】災害時の医薬品等の供給に関する協定書（埼玉県医薬品卸業協会）

【資料編Ⅱ-2-10-13】災害時の医療ガス等の供給に関する協定書（日本産業・医療ガス協会関東地域本部）

カ 県備蓄物資の管理及び点検

【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部）】

備蓄物資の管理及び点検（数量把握や品質確認等）は、備蓄場所の施設管理者等が別に定める管理マニュアル等に基づき行い、その結果は備蓄物資の所管部がそれぞれ災害オペレーション支援システムに反映させる。

備蓄場所名	管理マニュアル等名称	点検者
防災基地	防災基地管理運営要領	危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、企画財政部（支部）
防災拠点校	防災拠点校災害用備蓄物資管理マニュアル	教育局（各防災拠点校）
大規模施設 （さいたまスーパーアリーナ）	さいたまスーパーアリーナ 防災活動拠点運営要領	危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、企画財政部（支部）
大規模施設 （埼玉スタジアム2002公園）	埼玉スタジアム2002 防災活動拠点運営要領	危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、企画財政部（支部）

キ 石油類燃料の調達・確保 【危機管理防災部】

県は、災害時に特に重要な施設および緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

また、県は、発災後燃料確保が困難な場合、石油の備蓄確保等に関する法律に基づき、県内の要請を取りまとめて政府緊急災害対策本部へ要請する。

さらに、上記法律に基づき、石油元売会社から直接燃料の供給を行うため、災害時に特に重要な施設として県があらかじめ指定する施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供する。

【特に重要な施設の例】

・危機管理防災センター・防災基地・大規模施設・防災航空センター・災害拠点病院・県警機動隊・県警航空隊・その他防災関係施設

ク 物資調達・輸送に関する体制の整備 【県関係部局・市町村】

県及び市町村は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化を図るとともに、物資拠点となる県有又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を促進する。

ケ 迅速な物資供給 【危機管理防災部、市町村】

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、県及び市町村は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

コ 物資調達・輸送に関する訓練の実施 【県関係部局、市町村】

県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認

を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 緊急輸送体制の整備

(1) 取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、会計管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送施設・拠点の確保 ・輸送手段の確保 ・緊急輸送ネットワークの形成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送施設・拠点の確保 ・輸送手段の確保 ・緊急輸送ネットワークの形成
輸送事業者（埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部）、日本通運株式会社埼玉支店	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の加盟各社の車両台数及び対応能力等の把握

(3) 具体的な取組内容

ア 輸送施設・拠点の確保等

【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

イ 輸送手段の確保

【県（危機管理防災部、会計管理者）、市町村】

県は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、食料、生活必需品その他の物資の輸送体制を整備する。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の輸送体制の整備を促進する。市町村は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

ウ 緊急通行車両の事前審査

【県（危機管理防災部、企画財政部）】

県は、県有の車両、借上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両のうち、災害対策基本法第50条第1項の各号に定める災害応急対策業務に使用することがあらかじめ決定されている車両について災害対策基本法施行令第33条に基づき、事前に使用者の届出を受け、緊急通行車両に該当するかの審査を行うものとする。

エ 車両台数・対応能力等の把握

【埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店】

災害発生時に人員や救援物資等の輸送の要請に備え、加盟各社の車両台数、対応能力等を把握しておく。

<応急対策>

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

2 緊急輸送

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

(1) 取組方針

震災時に県民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部）	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資管理システムの運用（物流オペレーションチームの編成） ・食料（ペットボトル水含む）、生活必需品及び防災用資機材等の要請受付、調達、配分、市町村への供給 ・市町村が行う炊き出しへの支援
関東農政局又は政府食料保管倉庫の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・応急用米穀の緊急引渡しの実施
県（住宅対策部）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点（県営公園、大規模施設）の運営、要員の確保
県（文教部）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点（防災拠点校）の運営、要員の確保
県（給水部）	<ul style="list-style-type: none"> ・給水に必要な資機材の確保 ・拠点給水及び車両給水の実施 ・給水施設の応急復旧 ・応急、復旧工事を実施するための技術者等の市町村へのあっせん
県（支部）	<ul style="list-style-type: none"> ・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 ・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保
市町村、水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ・給水計画の樹立 ・給水に必要な資機材の確保 ・給水の実施
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・給水トレーラー等による給水の実施 ・救援物資の輸送支援
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施
埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉県支店	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資管理システムの運用 ・物資拠点や避難所等における救援物資の搬出入、輸送

埼玉県倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資管理システムの運用 ・ 救援物資の保管場所提供 ・ 物資拠点における必要な作業員、車両、荷役機械（フォークリフト）、資機材（パレット、ストレッチフィルム、コンパネ）等の手配及び救援物資の搬出入、仕分け、管理 ・ 県（統括部）や物資拠点への物流専門家の派遣
協定事業者（生活協同組合コープみらい、埼玉県生活協同組合連合会含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料生活必需品及び防災用資機材等の供給

（3）具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

（ア）給水の実施 【県（給水部）、市町村、水道企業団】

○ 給水の方針

市町村、水道企業団は、所管地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、隣接市町村又は県に速やかに応援を要請するものとする。

県は、市町村の給水要請に基づき、拠点給水及び車両給水を実施する。

○ 給水方法

市町村、水道企業団は、給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。

○ 応急給水資機材の調達

市町村、水道企業団は、必要な資機材を確保する。

県（給水部）は、必要な応急給水資機材を調達するものとし、状況により当該資機材を保有する他の機関に要請し、調達する。

○ 県（給水部）の給水体制

- ・ 被災状況に応じて、速やかに給水班を編成する。
- ・ 市町村から給水要請があった場合、原則として別に定める供給範囲区分の給水拠点において、市町村給水車等に給水を行う。ただし、震災時等給水に関する覚書を締結した市町村については、対象給水拠点において、市町村自ら給水できるものとする。
- ・ 給水拠点での給水が困難な場合、県給水車等による車両給水を行う。
- ・ 知事からの応援要請に応じた自衛隊の給水トレーラー及び公益社団法人日本水道協会を通じて応援要請に応じた全国の水道事業体の給水車等に対し、必要な給水を行う。
- ・ 県送水管路上の空気弁からの給水は、県が貸与した応急給水装置により市町村が行う。実施にあたっては、給水の可否を県が判断した上で行う。

【資料編Ⅱ-2-10-2】給水車等保有状況

- 【資料編Ⅱ-2-10-14】 臨時給水栓装置保管場所
- 【資料編Ⅱ-2-10-15】 応急資器材及び給水能力
- 【資料編Ⅱ-2-10-16】 自衛隊の応援資機材及び給水能力
- 【資料編Ⅱ-2-10-17】 給水班編成表
- 【資料編Ⅱ-2-10-18】 埼玉県水道用水供給事業給水区域図
- 【資料編Ⅱ-2-10-3】 県（企業局）の備蓄水量

(イ) 給水施設の応急復旧 【県（給水部）、市町村】

○ **被害箇所の調査と復旧**

市町村は上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう実施するものとする。

○ **資材の調達**

復旧資材は市町村の要請に基づいて県があっせんするものとする。

○ **技術者のあっせん**

応急、復旧工事を実施するため市町村から技術者等のあっせん要請があれば県があっせんするものとする。

○ **協力の要請**

県は、上記のあっせんについて市町村から要請があった場合は「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業共同組合連合会に協力を要請することができる。

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

【県（統括部、住宅対策部、文教部、支部）、市町村】

(ア) 物資拠点の開設、運営

県は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。市町村は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

県物資拠点名		開設、運営の要領等名
防災活動拠点	防災基地	防災基地管理運営要領
	県営公園	県営公園防災活動拠点運営要領（仮称）
	防災拠点校	防災拠点校災害用備蓄物資管理マニュアル
	舟運輸送拠点	—
	大規模施設（さいたまスーパーアリーナ）	さいたまスーパーアリーナ防災活動拠点運営要領
	大規模施設（埼玉スタジアム2002公園）	埼玉スタジアム2002防災活動拠点運営要領
民間倉庫		—
県広域物資拠点		県広域物資拠点運営要領（仮称）

(イ) 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者又は各支部は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

県物資拠点名		要員の確保の要領等名
防災活動拠点	防災基地	支部運営要領
	県営公園	住宅対策部運営要領
	防災拠点校	各学校の防災マニュアル
	舟運輸送拠点	—
	大規模施設（さいたまスーパーアリーナ）	住宅対策部・支部運営要領
	大規模施設（埼玉スタジアム2002公園）	住宅対策部・支部運営要領
民間倉庫		—
県広域物資拠点		支部運営要領

ウ 救援物資管理システムの運用

【県（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部）、埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店】

県は、災害時の物資の円滑な供給を実施するため、次の特徴を持つ救援物資管理システムを運用する。

【救援物資管理システム】

① 物流オペレーションチームの編成

災害対策本部統括部内に、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部及び物流事業者（団体）で構成する「物流オペレーションチーム」を編成し、「物流オペレーションチーム運営マニュアル」に基づき、一元的に救援物資※の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等に対応する。

※ 救援物資…備蓄、調達、義援物資の総称

備蓄物資…防災基地等で現物を備蓄している物資

調達物資…国、地方公共団体、民間事業者等から協定等に基づき調達した物資

義援物資…個人、企業、団体等から善意（無償）で寄せられた物資

② 民間物流事業者（団体）の参画

物資拠点の運営又は物資の保管、輸送等に、民間物流事業者（団体）の持つノウハウ、マンパワー、車両、資機材及び倉庫等を活用する。

また、物流オペレーションチームで物流の調整や助言を行う災害対策本部物流専門家と、物資拠点で運営の調整や助言を行う物資拠点物流専門家の派遣を受ける。

※ 災害対策本部物流専門家とは、必要物資量・トラック台数、集荷・現地到着時間の調整等、トータルの物流システムが構築でき、災害対策本部（埼玉県危機管理防災センター）で調整や助言を行う者

物資拠点物流専門家とは、物資の集積拠点における荷役、管理、誘導、トラックの運用等、トータルの拠点システムが構築でき、物資拠点で調整や助言を行う者

③ 逐次の情報発信体制の整備

ホームページやマスコミへの逐次の情報発信等を通じて、物資の需給の円滑化を図る。

エ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

【県（物流オペレーションチーム）、住宅対策部、文教部、支部、市町村、関東農政局】

（ア）物資の調達、供給

市町村は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

県は、市町村から物資の供給要請を受けた場合又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄物資又は国、知事会、他都道府県、民間事業者（団体）等との応援協定等に基づく調達物資を被災市町村へ供給する。この他、企業等から提供された大口の義援物資も活用し、市町村の要請に対応するものとする。

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（イ）米穀の供給要請

市町村は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

市町村は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

県は、市町村から米穀の供給要請を受けた場合、又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、当該市町村に供給する。

（ウ）炊き出しの実施

市町村は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

県は、市町村から炊き出しの協力要請を受けた場合又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、赤十字奉仕団等への応援要請、特定給食施設に調理委託等炊飯委託又は（一社）埼玉県LPガス協会等に避難所等へのLPガス等代替エネルギーの供給要請をする。

【資料編Ⅰ-2-1-1】災害時応援協定一覧

【資料編Ⅱ-2-4-16】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

- 【資料編Ⅱ-2-4-17】 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書
- 【資料編Ⅱ-2-10-4】 食料調達先等
- 【資料編Ⅱ-2-10-5】 県備蓄食料等保管場所
- 【資料編Ⅱ-2-10-6】 ランニング備蓄委託店（粉乳）
- 【資料編Ⅱ-2-10-9】 備蓄物資保管場所（生活必需品等）
- 【資料編Ⅱ-2-10-19】 調達及び給食の基準
- 【資料編Ⅱ-2-10-20】 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- 【資料編Ⅱ-2-10-21】 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて
- 【資料編Ⅱ-2-10-22】 政府所有主要米穀売買契約書
- 【資料編Ⅱ-2-10-23】 災害時における応急食品の調達に関する協定締結一覧
- 【資料編Ⅱ-2-10-24】 災害時における炊飯の委託に関する協定締結一覧
- 【資料編Ⅱ-2-10-25】 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定
- 【資料編Ⅱ-2-10-26】 地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定

オ 医薬品等の調達、供給

【県（医療救急部、物流オペレーションチーム）】

「第6 医療救護等対策—<応急対策>—1 初動医療体制—ウ（オ）医薬品等の調達、供給（第2編—178ページ）」を参照する。

カ 埼玉県広域受援計画の適用

【県（物流オペレーションチーム、住宅対策部、応急復旧部、給水部、文教部、警察本部、支部、市町村、埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会）】

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生した場合、「首都直下地震における応急対策活動に関する具体計画」（中央防災会議幹事会）に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。

2 緊急輸送

（1）取組方針

大規模災害発生時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- | |
|------------------------|
| 1 県民の安全を確保するために必要な輸送 |
| 2 被害の拡大を防止するため必要な輸送 |
| 3 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送 |

（2）役割

機関名等	役割
県（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部）	<ul style="list-style-type: none"> ・食料（ペットボトル水含む）、生活必需品及び防災用資機材等の市町村への輸送 ・医療救急部による医薬品等輸送の支援

県（統括部、支部、警察本部）	・緊急通行車両等の確認
県（輸送部）	・輸送用車両の調達、あっせん、又は人員の輸送
県（住宅対策部）	・物資拠点（県営公園、大規模施設）の運営、要員の確保
県（文教部）	・物資拠点（防災拠点校）の運営、要員の確保
県（支部）	・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 ・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保
埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店	・救援物資管理システムの運用 ・物資拠点や避難所等における救援物資の搬出入、輸送
埼玉県乗用自動車協会（タクシー）、埼玉県バス協会	・乗用車及びバス等の供給、被災者の移送
東日本旅客鉄道（株）その他の鉄道事業者	・人員、救援物資及び復旧用資材等の輸送

（3）具体的な取組内容

ア 陸上輸送

（ア）輸送手段の確保

【県（各部、支部）、市町村、埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店、東日本旅客鉄道（株）その他の私鉄】

○ 輸送車両等の調達

	実施機関	活動内容
要請	県（各部、支部）	被害状況、輸送物資の種類等から適切な輸送手段を選定し、緊急輸送に必要な車両数等を見積もる。 地震発生時点では各部局で保有する車両等を使用し、不足分については、県（会計管理者）に調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。 ただし、警察本部、企業局（特殊車のみ）については、その業務の特殊性のために独自に調達を行う。
	市町村	地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。
調達	県（輸送部）	輸送車両等の調達、あっせん、又は人員の輸送の要請を受けた場合は、輸送関係各協会等との間で締結した協定等に基づき、不足分の輸送車両等の調達、あっせん、又は人員の輸送の要請を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車は、出納総務課集中管理車を使用し、なお不足する時は埼玉県乗用自動車協会（タクシー）に加入の運送事業者から調達する。 ・バスによる輸送の場合は、埼玉県バス協会に要請する。
埼玉県乗用自動車協会（タクシー）、埼玉県バス協会	被災者移送等の必要が生じたときには、県の要請に基づき乗用車及びバス等の供給又は被災者の移送に協力する。
埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店	災害時に県から救援物資の輸送の要請がある場合は、貨物自動車等の供給又は輸送に協力する。
東日本旅客鉄道(株)その他の鉄道事業者	地震発生に伴い、県の要請に基づき、人員、救援物資及び復旧用資材等の輸送に協力する。

○ 配車及び輸送

輸送部は、災害状況に応じて県各部局への輸送車両等の配車、及び人員等の輸送を行う。

(イ) 緊急通行車両等の確認 【県（統括部、支部、警察本部）】

大規模地震の発生時は、緊急交通路が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、緊急通行車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る。

○ 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当するものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。 ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。 ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。 ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。 ・清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。 ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。

○ 確認機関

知事及び公安委員会は、それぞれ次の車両について緊急通行車両の確認を実施するものとする。

(1) 知事（統括部、支部）

県有の車両、雇上車両、業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両

(2) 公安委員会（各警察署）

指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により指定行政機関等の活動のために使用する車両又は他の関係機関団体等か

ら調達する車両

○ 確認手続等

県が行う緊急通行車両等の確認事務は、（資料編Ⅱ-2-3-6「緊急通行車両等の確認事務処理要領」）により処理する。

公安委員会が行う緊急通行車両等の確認事務は、（緊急通行車両、緊急輸送車両及び規制除外車両の確認に関する事務処理要領）により処理する。

緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

○ 規制除外車両の確認事務

緊急通行車両以外の車両で、大規模地震の発生時において速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両として公安委員会が意思決定を取り通行を認めることとなることから、公安委員会は、適切に規制除外車両の確認事務を行う。

イ 航空輸送等

(ア) 輸送施設の確保 【県（統括部、支部）】

実施機関	活動内容
県（統括部）	自衛隊に要請し、自衛隊基地の使用可能状況を把握する。
県（支部）	県（支部）は、管内市町村を通じて、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、（災害対策本部へ）報告する。

【資料編Ⅱ-2-4-25】飛行場場外離着陸場一覧表

(イ) 輸送手段 【県（統括部、輸送部）】

自衛隊及び民間会社等の協力を得て人員又は救援物資の緊急輸送を行う。

【輸送手段】

- ・ 自衛隊の航空機
- ・ 県のヘリコプター
- ・ 民間航空機等（県内に本社、ヘリポート又は整備工場の存する各航空会社等に要請する。）
- ・ 民間の船舶

第11 県民生活の早期再建

基本方針

震災後の県民の生活再建を迅速に実施するため、生活環境の早期復旧を図る。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 罹災証明書の発行体制の整備
2 応急住宅対策
3 動物愛護
4 文教対策
5 がれき処理等廃棄物対策
6 被災中小企業支援

1 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 取組方針

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・住家被害調査に係る研修の充実
市町村	・住家被害調査、罹災証明書交付に係る実施体制の整備

(3) 具体的な取組内容

- 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- 市町村は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。
- 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

2 応急住宅対策

(1) 取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（都市整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し市町村が行う指導・相談の支援体制の整備 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等実施体制の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発 ・建設型応急住宅の適地調査要領の作成 ・建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ ・応急仮設住宅の供給体制の整備
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備 ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施 ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立 ・建設型応急住宅用地の選定、確保 ・建設型応急住宅の適地調査の実施 ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備

（3）具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談

【県（都市整備部）、市町村】

- 県は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し、市町村の実施を支援するための体制整備を行う。
- 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市町村と連携して、被災建築物応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について県民への普及啓発を行う。
- 市町村は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

イ 応急仮設住宅の事前計画

【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

（ア）事前の用地選定の考え方

市町村は応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市町村公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

(イ) 適地調査

市町村は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(ウ) 設置事前計画

県及び市町村は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

3 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

(2) 役割

機関名等	役 割
県（保健医療部）、市町村、獣医師会、動物関係団体	・ 動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ）

(3) 具体的な取組内容

ア 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(ア) 所有者明示に関する普及啓発

県、市町村、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れが

ある。このため、県、市町村、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ること慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

4 文教対策

(1) 取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（総務部）	・私立学校に対する応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進の指導
県（教育局）、市町村	・応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進
校長等	・災害時の応急教育計画の樹立及び周知

(3) 具体的な取組内容

ア 学校の災害対策

(ア) 県（教育局、総務部）、市町村

- 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- 教材用品の調達及び配給の方法については市町村教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。
- 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(イ) 校長等

- 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- ・市町村の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ・児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- ・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ・学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

5 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境部）	・市町村の災害廃棄物の処理体制並びに生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備の支援
市町村	・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施

(3) 具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

【県（環境部）、市町村】

- 市町村は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【県（環境部）、市町村】

- 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【県（環境部）、市町村】

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ 広域連携による廃棄物処理

【県（環境部）、市町村】

- 市町村は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害

廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

6 被災中小企業支援

(1) 取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	・ 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

(3) 具体的な取組内容

ア 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

【市町村】

- 市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

<応急対策>

1 災害救助法の適用
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
3 がれき処理等廃棄物対策
4 食品衛生監視
5 動物愛護
6 応急住宅対策
7 文教対策

1 災害救助法の適用

(1) 取組方針

県内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、関係各部）	・災害救助法適用の告示 ・応急救助の実施
市町村	・災害救助法の適用の県への申請 ・応急救助の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 災害救助法の適用手続

【県（統括部）、市町村】

市町村は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは直ちに内閣府に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

イ 災害救助法の適用

【県（統括部）、市町村】

(ア) 災害救助法の適用基準

- 市町村の区域内（政令市については、市又は区の区域内）の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準1号）

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯

の数が2,500世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2に達したとき（基準2号）

- 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）
- 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）
- 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

(イ) 被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	<p>住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流失した世帯数) +1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) +1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)</p>
住家の滅失等の認定基準	<p>① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。</p> <p>② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。</p> <p>③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①)及び(②)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。</p>
住家及び世帯の単位	<p>住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。</p> <p>世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>

【資料編Ⅱ-2-11-1】災害救助法による市町村適用基準表

ウ 応急救助の実施方法 【県（各部）、市町村】

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を市町村長に通知し、通知を受けた市町村長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市 町 村
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市 町 村
飲料水の供給	7日以内	市 町 村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市 町 村
医療及び助産	14日（ただし、助産分娩した日から7日間）以内	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任した時は市町村）
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市 町 村
被災者の救出	3日以内	市 町 村
埋 葬	10日以内	市 町 村
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	（建設型応急住宅）20日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市町村 設置＝県（ただし、委任したときは市町村）
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了	市 町 村
死体の捜索	10日以内	市 町 村
死体の処理	10日以内	市 町 村
障害物の除去	10日以内	市 町 村

【資料編Ⅱ-2-11-2】 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）

【資料編Ⅱ-2-11-3】 災害救助被災者調査原票

【資料編Ⅱ-2-11-4】救助の特例等申請様式

エ 救助実施市との連携の確保 【県（各部）、さいたま市】

さいたま市は、令和2年4月1日に災害救助法に基づく救助実施市に指定されており、災害救助法の適用及び同法に基づく救助はさいたま市自らが行う。

県は、さいたま市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される大規模災害時に、物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、県、さいたま市及び関係機関は、「埼玉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、被災者に公平で迅速な救助を実施するものとする。

2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

(1) 取組方針

市町村は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村	・被災者台帳の作成 ・罹災証明書の発行
県（危機管理防災部）	・住家被害調査等に係る市町村への支援（説明会の開催、体制が不足する市町村への支援等）

(3) 具体的な取組内容

ア 被災者台帳の作成 【市町村】

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

イ 台帳情報の利用及び提供 【市町村】

市町村は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

ウ 罹災証明書の発行 【市町村】

市町村は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

エ 被災者支援業務の標準化 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

オ 住家被害調査等に係る市町村支援の実施

【県（危機管理防災部）】

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付について、被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し、埼玉県・市町村人的相互応援制度や国の応急対策職員派遣制度、民間団体との協定等による人的支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により被災市町村間の調整を図るものとする。

3 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境対策部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村及び関係団体への広域応援の要請の実施 ・ 国、他都道府県に対する支援要請の実施 ・ 市町村の一般廃棄物処理施設の被害状況の確認及び被害の少ない市町村への応援体制の確立 ・ 市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成支援又は広域対応が必要な場合、県災害廃棄物処理実行計画の作成、進行の管理 ・ 石綿飛散防止対策の実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設等の被害状況の緊急点検及び応急復旧の実施 ・ 仮設トイレの便槽を含むし尿のくみ取りの実施、仮設トイレの設置 ・ 避難所ごみを含む生活ごみの収集体制の整備 ・ がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理の実施 ・ がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理・処分における破碎、分別の徹底 ・ 解体業者、廃棄物処理業者等と連携した損壊家屋の解体 ・ 石綿飛散防止対策の実施(大気汚染防止法政令市・事務移譲市に限る。) ・ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

(3) 具体的な取組内容

ア 処理体制の確保

【県（環境対策部）、市町村】

- 市町村は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。
- 県は市町村の一般廃棄物処理施設の被害状況を確認し、被害の少ない市町村の応援体制を確立し、市町村の支援要請に対応する。
- 災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

イ がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理 【県（環境対策部）、市町村】

- 市町村は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、市町村の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。
- 県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成を支援するとともに、広域的な処理を必要とする場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を作成し、全体の進行管理を行う。
- 応急対応時においても、市町村は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

ウ し尿処理 【市町村】

- 市町村は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。
- 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

エ 生活ごみの処理 【市町村】

市町村は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

オ 損壊家屋の解体 【市町村】

市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

カ 石綿飛散防止対策の実施 【県（環境対策部）、市】

建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、県及び大気汚染防止法政令市・事務移譲市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。県は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」に基づき、対応する。

○ **注意喚起**

発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して石綿飛散に係る注意喚起を行う。

○ **石綿露出状況等の調査の実施**

吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に石綿露出状況等の調査を実施する。

○ **応急対策の実施**

石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・ばく露防止の応急対策（ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止）を指示する。

○ **石綿モニタリング**

石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

キ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理 【市町村】

市町村は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努めるものとする。

4 食品衛生監視

(1) 取組方針

被災地における食品衛生の維持を図ることにより、被災地の早期復興を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	・食品衛生監視班の編成・派遣
県（保健所長）	・食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 食品衛生監視班の編成・派遣 【県（医療救急部、保健所長）】

県は食品衛生監視班を編成し、必要に応じて被災地に派遣する。
食品衛生監視班は、保健所長の指揮下で以下の活動を行う。

【食品衛生監視班の編成】

連絡調整	1班（2名）
監視検査	5班（1班の構成 監視員4～5名、検査担当2名）

【食品衛生監視活動内容】

<ul style="list-style-type: none"> ・救護食品の監視指導及び試験検査 ・飲料水の簡易検査 ・その他食品に起因する被害発生の防止

5 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> 動物救援本部の設置 所有者不明の動物、負傷動物等の保護 避難所における動物の適正飼養の指導の実施
県（医療救急部、警察本部）、動物園	<ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合の収容、管理
獣医師会、動物関係団体	<ul style="list-style-type: none"> 動物救援本部の設置 所有者不明の動物、負傷動物等の保護
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明の動物、負傷動物等の保護 避難所における動物の適正飼養の指導の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 動物救援本部の設置 【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体】

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

イ 被災地域における動物の保護 【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体】

県、市町村、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

ウ 避難所における動物の適正な飼養 【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体】

県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去

後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

エ 情報の交換 【県（医療救急部）】

県は、市町村、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ・必要資機材、獣医師の派遣要請
- ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ・他都縣市への連絡調整及び応援要請

オ その他 【県（医療救急部、警察本部）】

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

【資料編Ⅱ-2-11-5】 特定動物（危険な動物）飼養状況

6 応急住宅対策

(1) 取組方針

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（住宅対策部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施 ・県営住宅等の空家の提供 ・応急仮設住宅の供給 ・市町村が行う住宅関係障害物除去への支援 ・被災住宅の応急修理における資材調達への協力
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の入居選定・維持管理 ・住宅関係障害物除去の実施
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村からの要請に基づく国有林材の供給

(3) 具体的な取組内容

ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への協力

【県（住宅対策部）、市町村】

県は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等を行うことで生ずる二次災害を防止するため、市町村による被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度

判定を支援するとともに必要に応じ自らもこれを行う。

イ 被災住宅の応急修理 【県（住宅対策部）、市町村】

市町村は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

(ア) 応急修理の実施

○ **修理戸数の決定**

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○ **修理の範囲**

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

○ **修理の期間**

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

ウ 応急住宅の供給 【県（住宅対策部）、市町村】

県は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

(ア) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

○ **公的住宅の確保**

県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

○ **入居資格**

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ・住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住居のない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

○ **入居者の選定**

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

(イ) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

○ **建設型応急住宅**

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市町村に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

○ 賃貸型応急住宅

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

【資料編Ⅱ-2-11-6】 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

○ 応急仮設住宅の入居者選定

市町村は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・ 住居が全壊又は流出した者
- ・ 居住する住宅がない者
- ・ 自らの資力では住宅を確保することができない者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

※ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、市町村は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

○ 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

○ 要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市町村は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

また、市町村は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

【資料編Ⅱ-2-11-7】 応急仮設住宅設置要領

【資料編Ⅱ-2-11-8】 応急仮設住宅設計図（標準設計）

エ 住宅関係障害物除去

【県（住宅対策部）、市町村】

（ア）除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

○ 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

○ 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

(イ) 除去作業の支援

県は、市町村から要請があったときは、隣接市町村からの派遣を依頼する。
また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

オ 災害復旧用材の調達等

(ア) 応急仮設住宅資材等の調達 【県（住宅対策部）】

県は、あらかじめ協定を締結している一般社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。

なお、市町村の実施する被災住宅の応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

(イ) 災害復旧用材の供給 【県（統括部、農林対策部）、関東森林管理局】

農林水産省（関東森林管理局）は、知事、市町村長からの要請により、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

【資料編Ⅱ-2-11-9】災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

【資料編Ⅱ-2-11-10】災害復旧用材（国有林材）の供給の特例措置

7 文教対策

(1) 取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

(2) 役割

機関名等	役割
県(総務部、統括部、文教部)、市町村	・ 所管する学校の指導及び支援の実施
県(文教部、総務部)	・ 学用品の調達 ・ 授業料の減免、奨学金貸与の措置
県(文教部)	・ 文化財の応急措置の実施
市町村	・ 学用品の調達、配分 ・ 文化財の応急措置の実施
校長	・ 緊急避難の指示 ・ 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会への報告 ・ 臨時休業等の措置 ・ 避難所の開設等災害対策への協力 ・ 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施 ・ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応 ・ 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防

	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力 ・早期の授業再開に向けた対応
--	--

(3) 具体的な取組内容

ア 応急教育 【県(文教部)、市町村】

(ア) 発災時の対応

県市町村	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。
校長	<ol style="list-style-type: none"> ① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。 ② 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会に報告しなければならない。 ③ 状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 ④ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。 ⑤ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。 ⑥ 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。 ⑦ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。 ⑧ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(イ) 応急教育の準備

県市町村	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
校長	<ol style="list-style-type: none"> ① 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。 ② 被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。 ③ 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。 ④ 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。 ⑤ 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(④)に準じた指導を行うように努める。 ⑥ 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。 ⑦ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(ウ) 応急教育の方法等

○ 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育

の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

○ 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

○ 応急教育の方法

- ・当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。
- ・被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

○ 給食等の措置

- ・学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- ・保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。
- ・学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。
- ・衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

○ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法 【県（文教部、総務部）、市町村】

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

○ 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○ 給与の実施

- ・学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。
- ・教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、奨学金貸与の措置 【県（文教部、総務部）】

- 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

エ 文化財の応急措置 【県（文教部）・市町村】

- 文化財が被災した場合には、県は、地元教育委員会による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

- 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- 文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

【資料編Ⅱ-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】 指定文化財建造物

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

1 生活再建等の支援

(1) 取組方針

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、県民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（渉外財政部、統括部）	・義援（見舞）金・支援物資等の受付
県（統括部、医療救急部、農林対策部、産業対策部）	・支援物資の仕分け ・支援物資の輸送
県（統括部）	・義援金・支援物資の市町村に対する配分 ・被災者生活再建支援制度の運用
県（産業対策部）	・高等技術専門校における職業訓練の実施 ・県制度融資の貸付
県（県民安全部）	・生活必需品等の安定供給の確保
県（農林対策部）	・天災融資法、農林漁業金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資
埼玉労働局	・被災者に対する職業斡旋等の実施
県（総務部）、市町村、国税庁	・国税等の徴収猶予及び減免の措置
日本郵便（株）	・郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施
県社会福祉協議会	・生活福祉資金の貸付
住宅金融支援機構	・災害復旧住宅資金の融資
市町村	・災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付 ・義援金・支援物資等の受付 ・日赤寄託義援金等の受付 ・義援金品の一時保管及び配分
日赤埼玉県支部	・日赤寄託義援金等の受付

(3) 具体的な取組内容

ア 被災者の生活確保

(ア) 被災者に対する職業斡旋等 【県（産業労働部）、埼玉労働局】

<p>埼玉労働局</p>	<p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。 ア 臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施 ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等 エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</p> <p>② 雇用保険の失業等給付に関する措置 ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。 イ 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。</p>
<p>県(産業対策部)</p>	<p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。 ② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p>

(イ) 国税等の徴収猶予及び減免の措置 【国税庁、県(総務部)、市町村】

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(ウ) 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【日本郵便(株)】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	<p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>
------	--

(エ) 生活必需品等の安定供給の確保 【県(県民安全部)】

県(県民安全部)	<p>① 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>② 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>③ 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。</p>
----------	---

イ 被災者への融資等

(ア) 被災者個人への融資等

【県(救援福祉部、統括部、住宅対策部)、市町村、社会福祉協議会】

○ 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともに行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る) ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子)

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る) ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく
-------	--

	災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

○ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

【補修資金融資】

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%

償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。(ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)
------	--

○ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県(県内全市町村)の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者(3ヶ月以上の行方不明者を含む) ② 住居地以外の市町村の区域内(県外も含む)で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む)子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	"	150万円
	③ 住居の半壊	"	170 (250) 万円
	④ 住居の全壊	"	250 (350) 万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	"	350万円
	⑥ ①と②が重複	"	250万円
	⑦ ①と③が重複	"	270 (350) 万円
	⑧ ①と④が重複	"	350万円
	※ () は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

(イ) 被災中小企業への融資 【県（産業対策部）】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○ 県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

融資対象	<p>県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む）</p> <p>① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと</p> <p>② 保証対象業種に属する事業を営むものであること</p> <p>③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること</p>
------	--

融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.0%以内（令和2年度） 知事指定等貸付 年1.1%以内（ 〃 ）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

○ 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

○ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

○ 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

○ 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

(ウ) 被災農林漁業関係者への融資等 【県（農林対策部）】

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

○ 資金融資

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【(株)日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）】

【資料編Ⅱ-2-11-13】(株)日本政策金融公庫(農林水産事業本部) (災害復旧関係資金)

○ 農業災害の補償等

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物(水稻、陸稲、麦)、果樹(ぶどう、なし)、園芸施設(施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(スイートコーン、大豆、茶、 <u>蚕繭</u>)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具、保管中農作物)
支払機関	農業共済組合

(エ) 義援金・義援物資等の受入れ、保管

【県(渉外財政部、統括部、物流オペレーションチーム、市町村、日赤埼玉県支部)】

県(渉外財政部、統括部、物流オペレーションチーム)	<p>① 義援金・義援物資等の受付(渉外財政部、統括部) 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援物資の受付方針等の周知(物流オペレーションチーム) 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国(非常本部等)及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p> <p>③ 義援品の仕分(物流オペレーションチーム) 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p>
市町村	市町村は、それぞれ義援金・義援物資等の受付についての計画を樹立しておくものとする。
日赤埼玉県支部	<p>日赤に寄託された義援金は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p> <p>○ 義援金の受付要領 日赤埼玉県支部は、義援金を受付するに当たっては、義援金の受付方法及び受付期間等を定めて実施する。</p>

	この場合、全国的に受付する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。
--	--

○ 義援物資の保管場所

県（医療救急部、物流オペレーションチーム）	受付・仕分けされた義援物資は、防災基地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
市町村	市町村は、義援物資の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

(オ) 義援金義援物資等の配分・輸送

【県（統括部、市町村、日赤埼玉県支部）】

○ 義援金の配分

県（統括部）	<p>県は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、県義援金配分委員会を設置し、配分を行う。</p> <p>① 義援金の募集を決定次第、県義援金配分委員会を組織する。</p> <p>② 県配分委員会は、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体及び報道機関等の中から選任する。</p> <p>③ 配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の趣旨を踏まえ、公平性・透明性・迅速性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。</p>
市町村	<p>① 市町村は、県配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>② 市町村は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。</p>
日赤埼玉県支部	受領した義援金は、県配分委員会に送金するまでの間、一時保管する。義援金の受付状況について県配分委員会に報告するものとし、受付けた義援金は、県配分委員会が指定する口座に送金する。

○ 義援物資の配分・輸送

県（統括部、物流オペレーションチーム）	<p>① 義援物資の配分 義援物資等の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。</p> <p>② 義援物資の輸送 ア 保管場所への輸送（医療救急部、物流オペレーションチーム） 義援物資は、災害対策本部の指示に基づき防災基地等に輸送する。</p> <p>イ 市町村への輸送 災害対策本部により配分が決定された義援物資は、防災基地等から市町村の指定する場所に輸送し、市町村に引き渡す。</p>
---------------------	--

市町村	市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
-----	---

ウ 被災者生活再建支援制度 【県（統括部）、市町村】

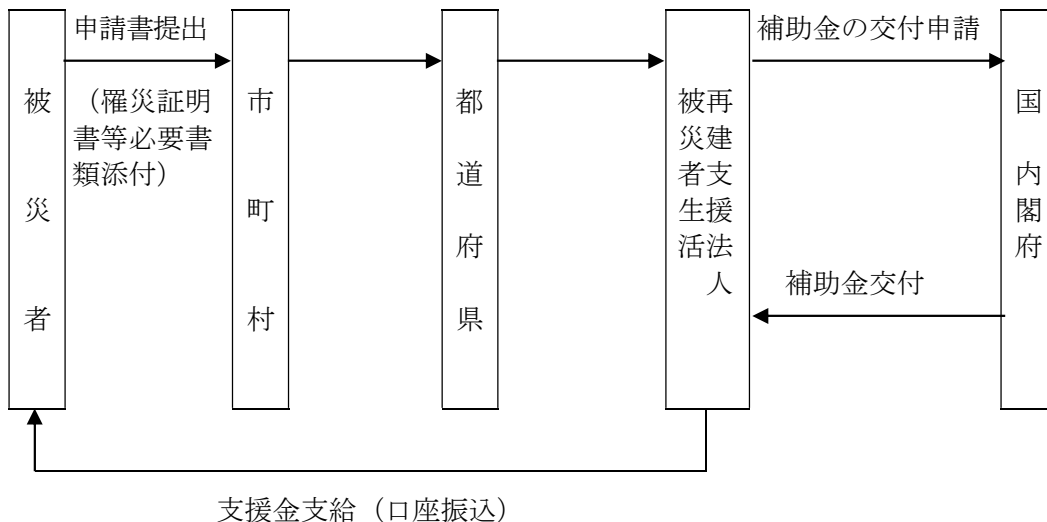
地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○ 被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）										
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害										
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満										
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 20%;">全壊</td> <td style="width: 20%;">解体</td> <td style="width: 20%;">長期避難</td> <td style="width: 25%;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円							

	住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
	支給額	200万円	100万円	50万円
<中規模半壊>				
	住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
	支給額	100万円	50万円	25万円
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給				
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付			
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付			
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告			
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等			

【被災者生活再建支援金の支給手続】



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

工 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

【県（統括部、支部）、市町村】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記ウ）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

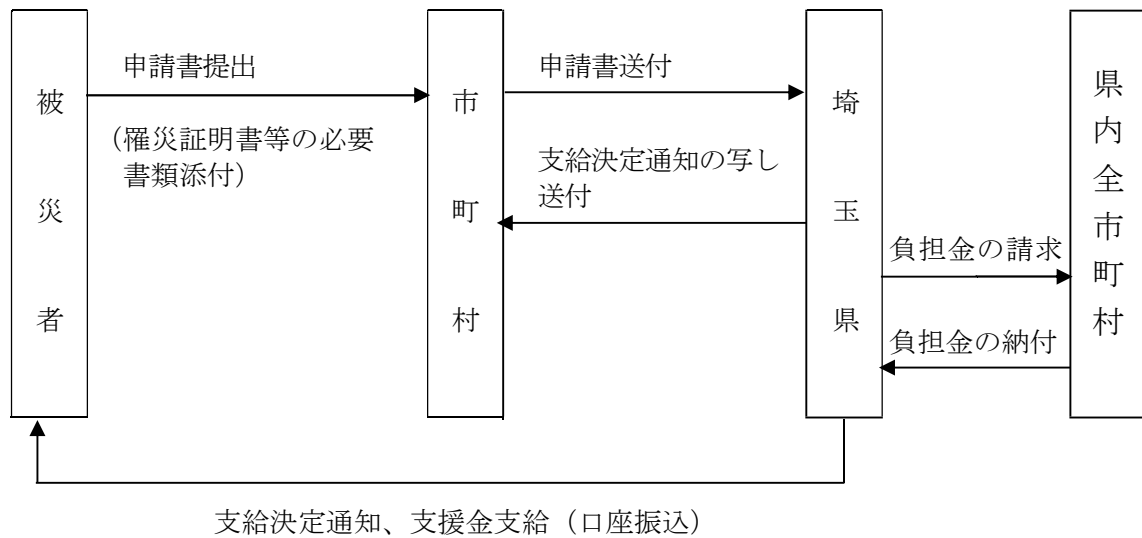
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

○ 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																				
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																				
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																				
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																				
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="491 1352 1139 1469"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="453 1541 1369 1762"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			住宅の被害程度	支給額	全壊、解体、長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	支給額																				
全壊、解体、長期避難	100万円																				
大規模半壊	50万円																				
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																		
全壊、解体、長期避難、大規模半壊	200万円	100万円	50万円																		
中規模半壊	100万円	50万円	25万円																		

市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



○ 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定

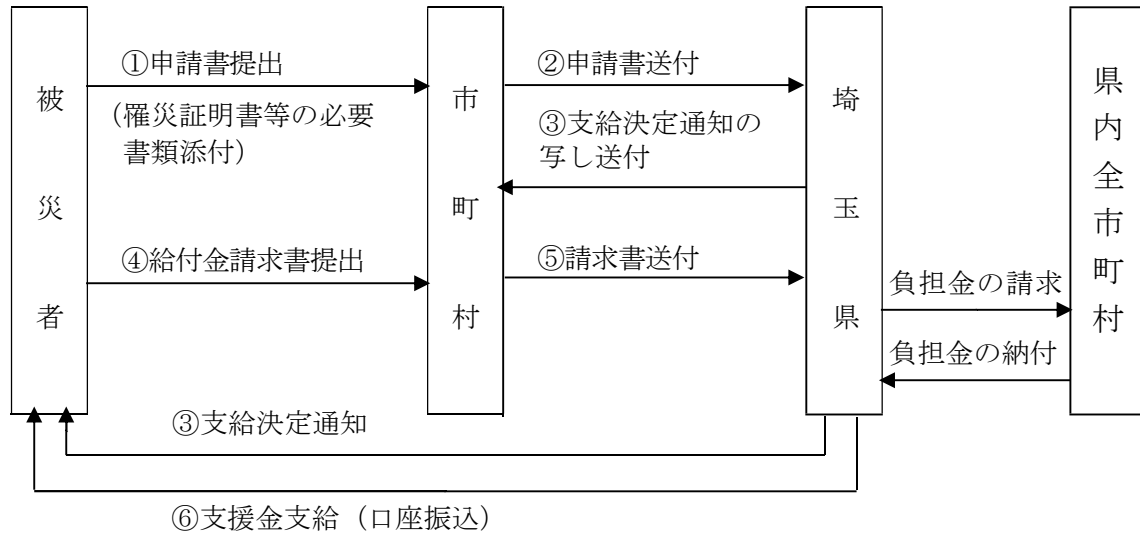
<ul style="list-style-type: none"> ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】
埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

○ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	<p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

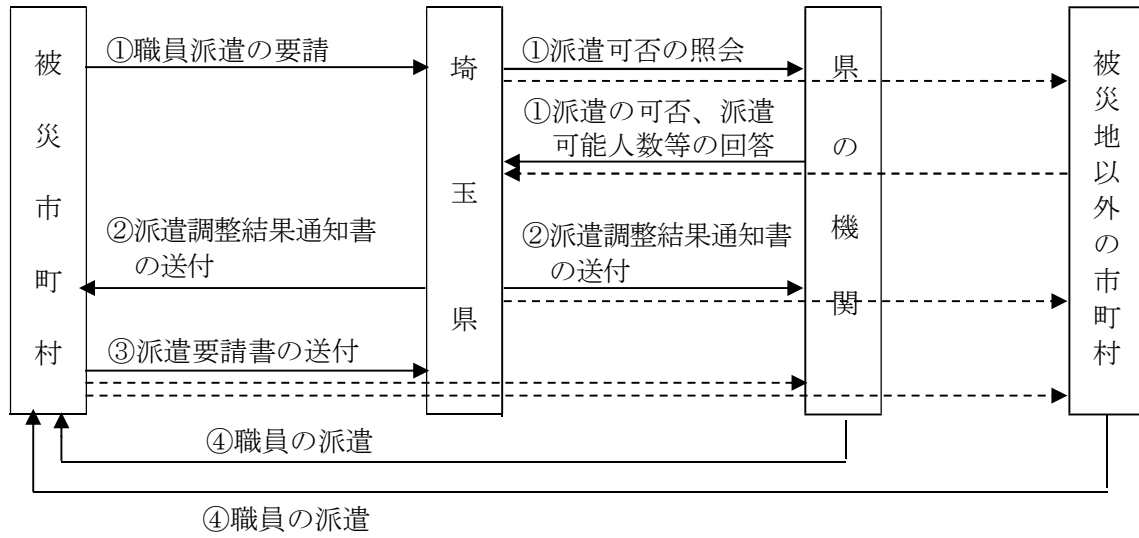
【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



○ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災対法第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ
被災地以外 の市町村 (派遣市町村)	①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣
県 (統括部、支部)	①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



第3章 災害復興

基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、県民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、県、市町村及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。

実施計画

第1 復興に関する事前の取組の推進 【県（各出局）、市町村】

県（各出局）、市町村	早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。
------------	---

第2 復興対策本部の設置 【県（企画財政部）、市町村】

市町村	市町村は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市町村長を本部長とする復興対策本部を設置する。
県（企画財政部）	<p>県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする復興対策本部を設置する。</p> <p>当該市町村の連絡調整及び復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。復興の必要性が1市町村のみで確認された場合には、当該市町村の復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。</p>

第3 復興計画の策定 【県（各出局）、市町村】

1 復興方針の策定

市町村	<p>市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。</p> <p>復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。</p>
県（復興対策本部）	<p>県は、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合には、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、県の復興方針を策定する。</p> <p>この方針は、広域的な観点からの復興の在り方及び市町村支援等についての役割を示す。</p>

2 復興計画の策定

市町村	市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
県（復興対策本部）	<p>県は、災害の状況等から必要があると認めるときは、市町村と共同して復興計画を策定するとともに、特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、必要に応じて市町村への職員の派遣に係るあっせんを努めるものとする。</p>

第4 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施 【県（都市整備部）、市町村】

（1）取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

（2）建築基準法第84条建築制限区域の指定

県（都市整備部）	県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。
建築主事を置く市町村	建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

（3）被災市街地復興特別措置法上の手続

市町村	<p>市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</p> <p>被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。</p>
県（都市整備部）	県知事は、市町村による被災市街地復興推進地域の決定の同意又は協議を行う。また、県は特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため、必要な措置をとる。

2 復興事業の実施 【県（各部局）、市町村】

- (1) 市町村は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。
- (2) 県（復興対策本部）は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。
県（各部局）は、市町村が行う復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

基本方針

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

【資料編Ⅱ-4-1】南海トラフ地震防災対策推進地域

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

【資料編Ⅱ-4-2】東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

実施計画

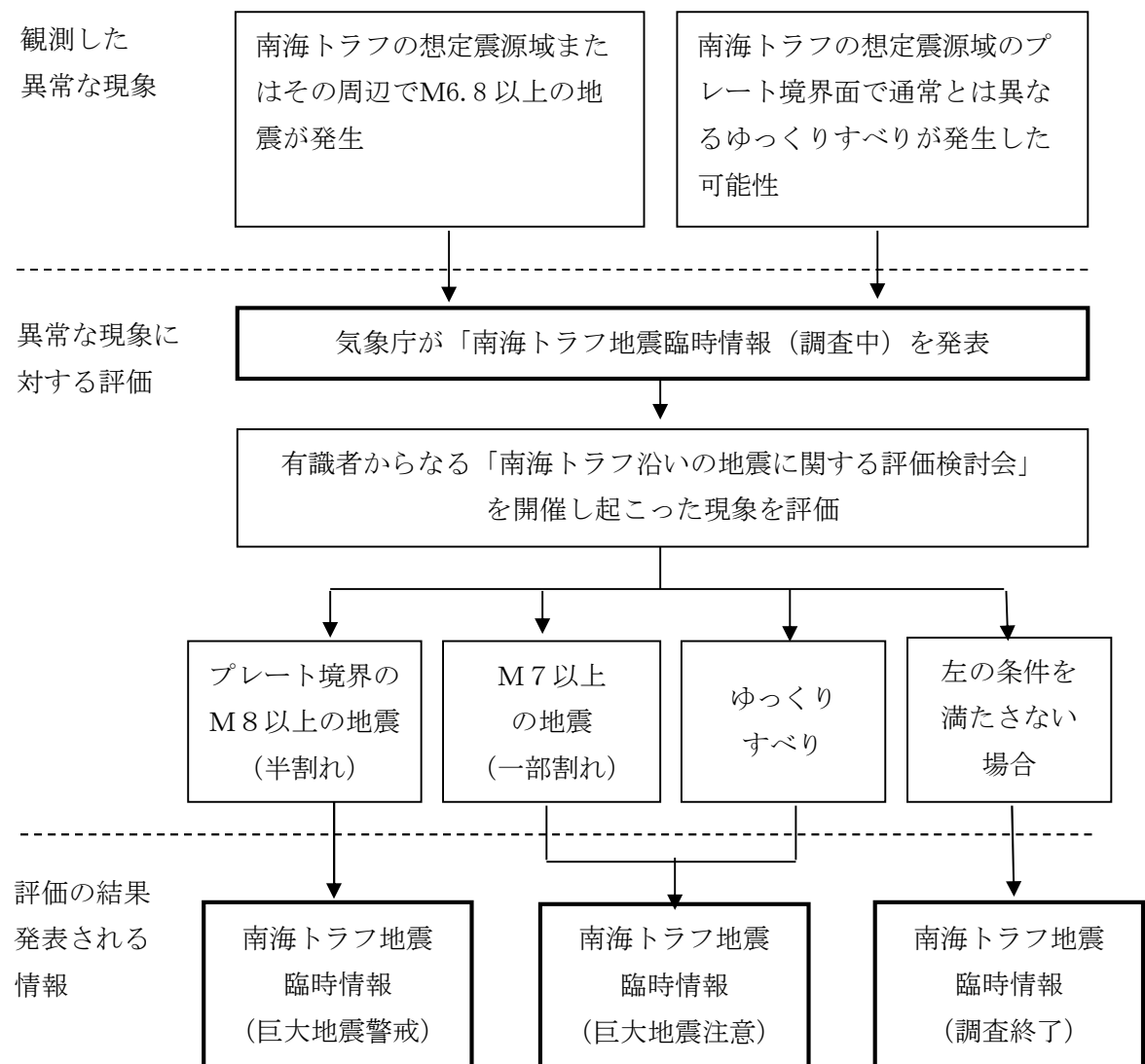
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



2 県民、企業等へのよびかけ

県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、県民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程 度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第5章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1 基本方針

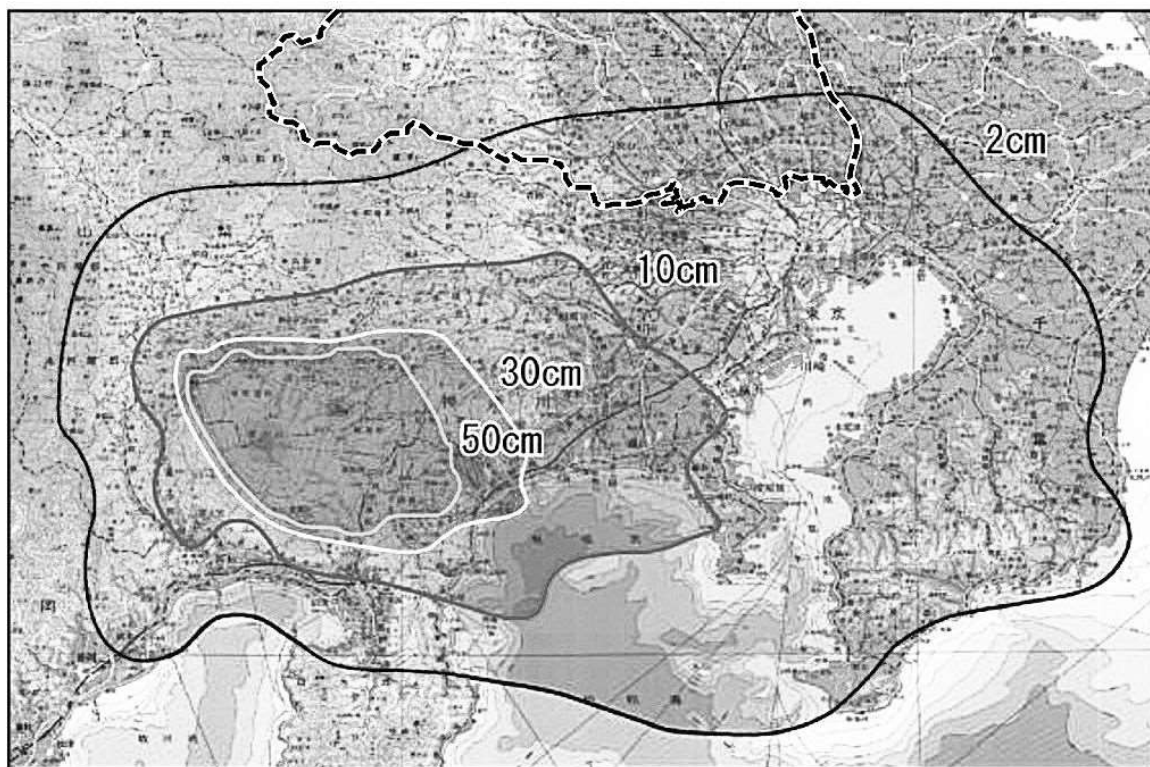
富士山及び浅間山の噴火が県民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第2 実施計画

被害想定

○ 富士山が噴火した場合

最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。



(出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

- その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性はある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにいたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が 2 mm より小さな噴出物（2～0.063mm を砂、0.063mm 未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる
湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
珩長質（シリカに富む） マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

（出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会）

具体的取組

<予防・事前対策>

1 火山噴火に関する知識の普及
2 事前対策の検討
3 食料、水、生活必需品の備蓄

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるように、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル			
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた ところまでの火口 付近	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山であることに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合			
名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報(居住 地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範 囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた 所までの火口周 辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

○ 火山ガス予報
気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等
気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発 ・ 火山情報の種類と発表基準の周知 ・ 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解 ・ 自分の住む地域の降灰の予測状況の把握 ・ マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備

2 事前対策の検討

(1) 取組方針

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

(2) 役割

機関名等	役割
------	----

県（各部局）、市 町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の安全、健康管理等 ・ 降灰による空調機器等への影響 ・ 視界不良時の交通安全確保 ・ 農産物等への被害軽減対策 ・ 上下水道施設への影響の軽減対策 ・ 降灰処理
----------------	--

3 食料、水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を県民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

「第2章 第1 自助、共助による防災力の向上—<予防・事前対策>—1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）（第2編—15ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 応急活動体制の確立
2 情報の収集・伝達
3 警備・交通規制
4 避難所の開設・運営
5 医療救護
6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策
7 農業者への支援
8 降灰の処理
9 甚大な被害を受けた他都県の除灰処理支援
10 広域一時滞在
11 物価の安定、物資の安定供給

1 応急活動体制の確立

(1) 取組方針

降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・災害応急対策の実施 ・（必要に応じて）災害対策本部等の設置
市町村	・災害応急対策の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 県

県は、降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助する。

このため必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

県の災害対策本部体制については、「第1編 総則—第2章—第2節 防災体制（第1編—34ページ）」による。

イ 市町村

市町村は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関

の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、市町村	・降灰情報の収集・伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰に関する情報の発信 【県、市町村】

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－<予防・事前対策>（第2編－140ページ）」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・噴火速報
- ・降灰予報

イ 降灰に関する被害情報の伝達 【県、市町村】

市町村は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに降灰の情報を伝達する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ

ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 【県、市町村】

県及び降灰が予測される市町村は、降灰時にとるべき行動を、県民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウォッシャー液等で洗い流してから作動させる。

県民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

3 警備・交通規制 【警察本部】

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

ア 警備

「第2章－第4 応急対応力の強化－<応急対策>－5 警備活動（第2編－120ページ）」を準用する。

イ 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

4 避難所の開設・運営 【市町村】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った県民を収容するため、市町村は避難所を開設・運営する。

「第2章－第8 避難対策－<応急対策>（第2編－202ページ）」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想さ

れる場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

5 医療救護 【県（医療救急部）、市町村】

「第2章－第6 医療救護等対策－<応急対策>（第2編－172ページ）」を準用する。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第2編－76ページ）」を準用する。

- 他県の例では、下記の事例が報告されている。
 - ・電気設備： 降灰の荷重により、電線が切れる。
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
 - ・上水道： 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
 - ・道路： 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
 - ・鉄道： 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。
- 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

7 農業者への支援 【県（農林対策部）、市町村】

- 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

8 降灰の処理

（1）取組方針

- 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性

がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

- 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- 県及び市町村は、火山灰の処分場所を事前に選定する。
- 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。

(2) 役割

機関名等	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な処分の調整 ・ 上下水道施設における降灰の除去
県（施設管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び敷地内の降灰の除去
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的仮置き場の設置 ・ 火山灰の利用、処分 ・ 上下水道施設における降灰の除去
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆積した降灰の除去（宅地等）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ・ 一時的仮置き場までの運搬
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上の除灰の除去
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設内の降灰の除去

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰の収集 【市町村、県民】

市町村は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

9 甚大な被害を受けた他都県の除灰処理支援 【県（統括部、環境対策部）】

- 県は、降灰が多く、除灰対応が困難な都県がある場合には、応援職員の派遣や必要物資の調達、降灰の収集・処分作業を支援する。

10 広域一時滞在 【県（統括部）、市町村】

- 火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。
- 「第5編 広域応援編—<応急対策>—12 広域避難の支援（第5編—22ページ）」を準用する。

1.1 物価の安定、物資の安定供給 【県（県民安全部、統括部）、市町村】

(1) 取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、県民や事業者には冷静な行動を求める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県民安全部、統括部）	・ 買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等 ・ 生活必需品の供給状況等に係る情報提供
市町村	・ 買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等

(3) 具体的な取組内容

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

<復旧対策>

1 継続災害への備え
2 その他復旧対策

1 継続災害への備え

(1) 取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）	・土石流・泥流対策の実施
市町村	・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施

2 その他復旧対策

「第2章-第2 災害に強いまちづくりの推進-<復旧対策>（第2編-54ページ）」を準用する。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

震災対策編第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、県民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

本県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても県民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

県や市町村、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の收容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

県民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸間（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発表や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 県の主な防災拠点では、燃料または電源を多重的に確保するとともに、市町村庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される県庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、県内避難所の環境を向上させるとともに、県民及び他都県民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ 首都機能の麻痺

シビアな状況

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積しています。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出ます。

官公庁施設は耐震化が順次進められていますが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もあります。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることです。

【国が被害想定の中で示している被害シナリオ】

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中枢としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定です。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移ります。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになります。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければなりません。

課題

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

対策の方向性

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

【埼玉県の支援機能の分析】

- 内閣府がまとめた「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書」（2013.3）では、さいたま市は候補都市の一つになっている。
- 警察庁、経済産業省は、災害時の代替拠点をさいたま新都心合同庁舎にしている。
- さいたま新都心は大宮台地に位置し、地盤が固いことから、想定震度は5強にとどまる。
- さいたま新都心は都心から約20キロメートルの位置にあり、短期間で政府中枢機能の移転が完了する。
- 国の省庁の機関が17ほど集積しており、すぐに代替機能を発揮することが可能である。
- 出先機関を持たない省庁も、周辺に存在する既存のビルやホテル、貸し会議室群を活用することが可能である。
- 省庁の代替拠点が首都の近傍に置かれることで、復旧・復興のための取組が迅速に進む。
- 埼玉県内に居住する国の職員も多く、すぐに代替拠点での活動が可能である。
- 代替拠点で活動する要員の住宅など、生活環境の確保が対応可能である。
- 東北道、関越道、圏央道などの高速道路網を活用し、北日本、西日本からの物資などを首都に送り込むことが可能である。
- 近隣には広大な大宮駐屯地と陸上自衛隊第32普通科連隊があるため、連携が容易である。

参考資料

【さいたま新都心周辺における利用可能な資源の状況】

機能	項目	数量	利用可能数（推計）
執務	民間賃貸オフィスビル空き面積（想定）	111,872人分	11,187人分
宿泊	宿泊施設（ホテル）数	1,240室	74室
居住	貸家・共同住宅の空き住宅数（想定）	16,376戸	3,275戸
食事確保	徒歩可能圏内のコンビニエンスストア数	約60店	-

出典：内閣府調べ

【霞ヶ関から代替拠点への移動シミュレーション結果（首都直下地震発生時）】

都市名	札幌	仙台	さいたま	名古屋	大阪	広島	福岡
移動時間（分）	953 +乗換時間	850	193	696	800	875 +乗換時間	923 +乗換時間

出典：内閣府調べ

⑦ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくこととなります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

- 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑧ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

⑨ 都心からの一斉帰宅は危険

シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計しました。そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションしました。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測されます。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。

課題

- 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

⑩ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内または群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑪ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑫ 食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後、東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたっていませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市町村、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑬ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予測するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 本県における風水害の概況

1 水害

本県の気象状況は比較的温和である太平洋側気候であり、夏季に多雨で、冬季に少ない。また、平年降水量は1,300mm程度で、年により1,000mmを割ることもあり、冬期降雪も少ない。従って冬期渇水流量は、利根川を除いて僅少である。夏期かんがい期の農業用水も管内河川自己流域の流出量では不足で、荒川、入間川等の利用量は全部で30m³/s程度で、他の大部分は利根川に依存しており、その量は100m³/sに及んでいる。

この反面、梅雨期、台風期には、特に大雨をもたらし、洪水を招くことが多い。

2 大雨

埼玉県では、台風が東経135度以東を北上して関東地方に上陸するか、房総半島をかすめて通るようなコースが最も大雨が降りやすい。雨量の分析は、山岳部に多く平野部に少ないのが普通で、台風が中部地方以西を北上する時は、一般的には雨量が少ないが、秩父方面では局地的に多くなることもある。

南方海上を北西に進む台風では、中心がかなり離れていても山岳部に大雨を降らせることがある。雨の最も強い時期は、台風の中心が伊豆半島からその沖合にある時である。

3 気象災害

本県に大きな被害をもたらした気象災害には、大雨、雷、雹（ひょう）による災害が多く、全体の約6割となっている。なお、雷、雹（ひょう）は災害としての規模は比較的小さい。

また、台風や豪雨による災害の甚大化や熱中症患者の増加など、地球温暖化の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがある。

4 雨と災害

水害は、台風による大雨で起こることはもちろんであるが、これに前線性の雨が加わって水害をより大きくしている。

本県における県内平均雨量と浸水戸数との関係を見ると、250mmでは1万戸に達していないが、300mmで4万戸、350mmで8万戸と、雨量が300mmくらいから浸水が急激に増えてくるので注意しなければならない。ただし、これは県内の平均的な雨量の場合であり、実際の場合には雨量の多いところと少ないところがある。一般には、平均年総降水量の20分の1の雨量があると水害の危険性が高まるといわれている。

河川の増水に関しては、例えば荒川の熊谷の水位に対しては三峰山、治水橋に対しては秩父市、入間川の菅間に対しては東秩父村の雨量が最も密接な関係をもつが、一方各流域に対して雨量の代表地点を既設の観測所から求めると、全県に対しては熊谷の雨量が代表性が一番よく、また、小山川→本庄、中川→杉戸、荒川上流→三峰、荒川中流→熊谷、荒川下流→さいたま、入間川→小川、新河岸川→入間川（狭山市）となる。

大雨の被害は、山地の方から山崩れなどで始まり、しだいに平野に及んでくる。河川でいえば、上流地帯から始まって次第に下流に拡がり、浸水や橋の流出などから人的被害に及ぶ。

【資料編Ⅲ-1-1-1】 県下に被害を及ぼした台風

5 災害の危険性

(1) 水害の危険性

水害は地形条件と密接な関係があり、とりわけ洪水（浸水）は低地の微地形との関係が深い。浸水域は、周辺との比高差（凹地形）のある地域で生じる。特に居住や生産活動の場となっている沖積低地は、洪積台地・段丘に比較して土地が低いために、洪水時には水が集まり、排水不良地域である場合、長期湛水しやすい。

ア 最も危険性の高い地域

過去の水害による浸水区域・範囲は、洪水常襲（浸水）地域と考えられ、最も危険度が高い。

本県の南・東部に位置する新河岸川、中川・綾瀬川流域の沖積低地に被害が集中している。これらの地域の水害はいずれも台風によってもたらされ、以下の台風による被害が甚大であった。

しかし、その後の河川改修によって災害危険度の減少している地域も多い。

【県内に甚大な被害をもたらした台風】

昭和 33 年台風第 22 号（狩野川台風）（新河岸川、中川・綾瀬川流域）
昭和 41 年台風第 4 号（新河岸川、中川・綾瀬川流域）
昭和 57 年台風第 10 号（荒川上流・右岸流域、中川・綾瀬川流域）
昭和 57 年台風第 18 号（新河岸川、荒川左岸流域）
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（中川・綾瀬川流域）
平成 28 年台風第 9 号（新河岸川流域）
平成 29 年台風第 21 号（新河岸川流域）
令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）（荒川中流右岸流域）

イ 危険性の高い地域

公的調査機関（国土交通省・県河川砂防課）では水防法に基づき、洪水により相当な被害が想定される洪水予報河川や水位周知河川の浸水想定区域図の作成、公表を行っている。浸水想定区域に指定された地域では、河川氾濫や堤防の決壊等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

ウ 沖積低地の凹地および低湿地

地形条件から判定して、沖積低地の集水性（高低差）、湛水性（排水不良性）の高い旧河道および後背湿地等の地形凹地（泥炭質堆積物地形）も上記の地域に準じて危険度が高い。

エ 地形的に水害発生が想定される地域

上記の地域以外でも砂礫質の微高地（自然堤防等）を除く沖積低地では水害が生じる可能性がある。

こうした地形は本県のほぼ全域に分布し、現河床に沿ってみられる。

オ まとめ

以上をまとめると、以下ようになる。

- 水害は低地に集中し、特に、後背低地地域は常襲浸水地域となっているとこ

ろが多い。過去に発生した水害の多くがその例に漏れず、後背湿地を中心に浸水被害を被っている。

- 県土に占める後背湿地の占有率は全体的には低い、当該地域には首都近郊の中核都市を中心に都市的施設の集積も大きい、家屋等の浸水被害は甚大なものになる可能性が高い。

(2) 土砂災害の危険性

本県の土砂災害の特徴は、山地地域での土石流危険地域と台地・段丘地域での急傾斜地崩壊（斜面崩壊）が広く分布していることである。いずれも地形要因が潜在的危険度を高める結果となっていると考えられる。

ア 山地地域（秩父地域）

秩父山地の土砂災害の特徴は地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流発生などである。山間部に発達する沖積低地はその多くが壮年期から晩年期の急峻な地形であるためにV字谷を呈する。このため、埼玉県東部地域の平坦地で発生するような浸水型水害被害が発生する地域はきわめて少なく、河床勾配が急な支谷に沿って潜在的に土石流が発生する危険性があることが特徴である。

地すべり地は、地形条件によるものよりも地質条件に関係するところが大きいものと考えられる。

発生箇所とその地形・地質条件との関係を見ると、泥岩片岩などの強剥離性の変成岩類地域で発生しているもの、水成堆積岩地域での順層（流れ盤）地域で発生しているもの、逆層（受け盤）地域でも単一樹種の浅根性一斉植林による滑動面を下層に形成した斜面地域、そのほか断層破碎帯に沿って直線的に連続発生しているものなど、多様な分布特性を示している。

イ 台地・段丘地域（県東部～南部地域）

武蔵野台地以南に開析の進んだ台地が分布する。平野の台地を被覆している関東ローム層の層厚は、立川面（本庄、深谷、東松山、坂戸の各台地）で2～3m、武蔵野面（江南・武蔵野の大部分、北足立・下総台地）で4～5m、下末吉面（武蔵野台地内の金子・所沢台地）で10m内外の層厚を示している。ローム層は水を含むと脆弱化する特性を持つ。このため段丘崖は、集中豪雨や長雨後の地盤が緩んだ場合に、遷急点（斜面の角度が大きく変化するところ）付近で斜面崩壊（崖崩れ）する危険性がある。

河岸段丘に連続して、急傾斜地崩壊危険箇所が分布するという特性を示している。

(3) 竜巻災害の危険性

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。

(4) その他の災害の危険性

埼玉県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生する雹（ひょう）害が非常に多い。被害地域は大里・北埼玉・秩父・入間地方に多く、前者2地域は関東北部山地、後者2地域は秩父山地に発生した雷雨の一般的進路にあたる。雹（ひょう）害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。令和4年6月には降雹により県内15市7町で多大な農業被害が発生した。

また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、平成30年7月23日に、熊谷市で国内最高気温となる41.1℃が観測された。

第2節 施策の体系

予防・事前対策		応急対策		災害復旧対策	
第1 自助、共助による防災力の向上					
自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）	自助による応急対策の実施				
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施				
民間防火組織の育成強化					
消防団の活動体制の充実					
事業所等における防火組織等の整備	事業所による応急対策の実施				
ボランティア等活動支援体制の整備	ボランティアとの連携				
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力				
適切な避難行動に関する普及啓発					
第2 災害に強いまちづくりの推進					
水害予防－治山	公共施設等の応急対策	迅速な災害復旧			
水害予防－治水					
水害予防－地盤沈下					
水害予防－ため池					
土砂災害予防					
防災都市づくり					
第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保					
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保				
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制				
	交通施設の応急対策				
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策		ライフライン施設の早期復旧		
エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保				
第4 応急対応力の強化					
水防	水防活動				
風害	風防活動				
応急活動体制の整備	土砂災害防止				
防災活動拠点	応急活動体制の施行				
警備体制の整備	防災活動拠点の開設・運営				
消防力の充実強化	応急措置				
救急救助体制の整備	警備活動				
相互応援の体制整備等	消防活動				
	自衛隊災害派遣				
	応援要請				
	応援の受入れ				
	ヘリコプター運航調整				
第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備					
情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備	特別警報・警報・注意報等の伝達				
気象情報や避難情報の活用の周知	県、警察本部及び市町村等における措置				
	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達				
	異常な現象発見時の通報				
	広聴広報活動				
第6 医療救護等対策					
医療救護体制の整備	初動医療体制	防疫体制の確立			
	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬			
第7 避難対策					
避難体制の整備	避難の実施	他県（さらに遠県）への避難（移送）			
	避難所の開設・運営				
	広域避難				
	広域一時滞在				
第8 災害時の要配慮者対策					
避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援				
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援				
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全確保				
	外国人の安全確保				

第3編 風水害対策編 第1章 総則
第2節 施策の体系

第9 物資供給・輸送対策

飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材 ・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材 等の供給
緊急輸送体制の整備	緊急輸送

第10 県民生活の早期再建

罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	がれき処理等廃棄物対策	
文教対策	食品衛生監視	
がれき処理等廃棄物対策	動物愛護	
被災中小企業支援	応急住宅対策 文教対策	

第11 竜巻・突風等対策

竜巻の発生、対処に関する知識の普及	情報伝達	被害認定の適切な実施 被災者支援
竜巻注意情報等気象情報の普及	救助の適切な実施	
被害予防対策	がれき処理	
竜巻等突風対処体制の確立	避難所の開設・運営	
情報収集・伝達体制の整備	応急住宅対策	
適切な対処法の普及	道路の応急復旧	

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

基本方針

「第2編 震災対策編—第2章—第1（第2編—13ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編—第2章—第1（第2編—13ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 自助、共助による県民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)
2 自主防災組織の育成強化
3 民間防火組織の育成強化
4 消防団の活動体制の充実
5 事業所等における防災組織等の整備
6 ボランティア等の活動支援体制の整備
7 地区防災計画の策定
8 適切な避難行動に関する普及啓発

1～7については、「第2編 震災対策編—第2章—第1（第2編—15ページ）」を準用するほか、以下のとおり対応する。

8 適切な避難行動に関する普及啓発

「第2編 震災対策編—第2章—第1—<予防・事前対策>—8 適切な避難行動に関する普及啓発（第2編—29ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、県民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	マイ・タイムライン作成など適切な避難行動に関する普及・啓発
県民	マイ・タイムラインの作成

(3) 具体的な取組内容

ア 県民向けの普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1. 事前の確認

①住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認

②避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

- ・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
- ・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」
- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

<応急対策>

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所による応急対策の実施
4 ボランティアとの連携
5 地域の安全確保への協力

「第2編 震災対策編—第2章—第1（第2編—30ページ）」を準用する。

第2 災害に強いまちづくりの推進

基本方針

風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。

現況

〈治山〉

- 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和3年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地915か所、崩壊土砂流出危険地区808か所、地すべり危険箇所150か所、計1,873か所となっている。
- 県土保全上必要な森林を、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等に指定している。

【資料編Ⅱ-2-2-19】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-20】崩壊土砂流出危険地区一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-1】保安林現況表

【資料編Ⅱ-2-2-15】地すべり危険地区一覧表

〈砂防〉

○ 土砂災害警戒区域

土砂災害の恐れがある5,225箇所を土砂災害警戒区域として指定しており、これらの区域のうち指定避難所や要配慮者利用施設等が立地している箇所や人家の多い箇所などを優先し、砂防関係施設の整備を行っている。

また、土砂災害警戒区域を対象とした土砂災害ハザードマップ等による危険な場所の事前周知を図るとともに、大雨時には土砂災害警戒区域のある市町村等を対象に土砂災害警戒情報を発表するなどの警戒避難体制を整備している。

なお、土砂災害警戒区域は、従来の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を中心とした再調査結果を踏まえ、土砂災害防止法に基づき告示した区域である。

(令和3年1月時点)

	地すべり	土石流	急傾斜地	計
土砂災害警戒区域の区域数	108	1,479	3,620	5,225

【資料編Ⅱ-2-2-18】土砂災害警戒区域

・土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、谷地形をなし、渓床勾配3°以上で土石流の発生の危険性があり、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新

規の住宅立地等が見込まれる溪流をいい、県内山間部に広く分布している。

【資料編Ⅲ-2-2-6】土石流危険溪流箇所表

・地すべり危険箇所

本県における地すべり危険箇所は、110箇所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は、活動が予測される区域である。

【資料編Ⅱ-2-2-14】地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）

・急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。

【資料編Ⅱ-2-2-12】急傾斜地崩壊危険箇所

〈治水〉

○ 利根川水系

・小山川ブロック（小山川、福川など）

小山川ブロックの地形は、西から東へ上武山地、児玉丘陵や北武蔵台地、本庄台地、櫛挽台地と続き利根川、神流川沿いでは妻沼低地となっており、主にJR高崎線の主要駅周辺及び一般国道17号沿いに市街地が形成されている。

過去に浸水被害に見舞われてきた小山川ブロックでは、今後も、洪水被害を最小限に抑えることが必要となっている。

・中川・綾瀬川ブロック（中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川など）

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川及び星川あるいは大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。

近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われ、甚大な浸水被害が頻発してきた。

昭和55年には、総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策工事を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めてきたが、現在も都市部を中心に浸水被害が頻発しており、今後も引き続き早期に治水安全度を向上させるため、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。

○ 荒川水系

・荒川上流ブロック（荒川、蒔田川など）

荒川上流ブロックの地形は、寄居付近の荒川扇状地を除き、そのほとんどが八王子構造線以西の秩父山地に含まれていることから、荒川、中津川、赤平川の源流部及び秩父山地を源とする支川は山地特有の溪谷を有する河川形状となっている。

近年、特に大きな水害を受けることはなくなったが、平成11年8月洪水の際

には、床上・床下浸水が発生し、平成13年9月の洪水では三峰の総雨量612ミリで観測史上最高を記録した。荒川上流ブロックの河道は勾配が急であるため、激しい浸食作用などによる被害も生じており、流域での対応を含む効果的な治水対策が求められている。

・荒川中流右岸ブロック（和田吉野川、市野川、入間川など）

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしている。この秩父山地の東川に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵が半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東川縁辺部に東松山台地、入間台地等が分布しており、都市化も進展している。

河道の流下能力不足による溢水その他、支川の合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な浸水被害の原因であり、緊急性、必要性の高い箇所から治水施設の整備を今後も進めていく必要がある。

・荒川左岸ブロック（芝川、菖蒲川、笹目川、鴨川など）

荒川左岸ブロックの地形は、大宮台地と荒川低地及び大宮台地縁辺の谷底平地に大別される。都心の通勤圏の一角にあり、昭和30年後半からの高度経済成長期とともに急速に宅地開発が進行しており、都市化の進展に伴い、その土地利用が大きく変化してきた区域である。

荒川左岸ブロックでは、積極的に治水対策を進めてきたものの、流下能力が不足している区間などで、依然として浸水被害が発生しており、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。

・新河岸川ブロック（新河岸川、柳瀬川、不老川、東川など）

新河岸川ブロックの地形は、県南西部に位置しており、ブロックの大半を占める武蔵野台地の段丘面と、荒川低地の沖積低地により構成されている。都心の通勤圏の一角にあり、昭和30年後半からの高度経済成長期とともに、東武東上線、西武池袋線・新宿線沿線地区を中心に、主として台地部の畑地で急速に宅地開発が進行した。近年では低地の水田でも宅地化が進んでいる。

新河岸川ブロックでは、昭和54年に総合治水対策特定河川の対象河川となったほか、過去の大きな浸水被害により河川改修を積極的に推進し、治水施設の整備が進んでいる。

しかし、現在も浸水被害は発生しており、流域対策も含め、流域の治水安全度の向上を図る必要がある。

【資料編Ⅲ-2-2-3】河川指定区間一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-4】埼玉県河川図

〈地盤沈下〉

本県の地盤沈下の原因は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。

昭和36年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は加須市を中心とする

県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。

現在県内の地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている2 cm以上の沈下は、平成26年以降確認されていない。

しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、引き続き沈下状況を注視する必要がある。

調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もともと地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大 184.6 cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。

【資料編Ⅲ-2-2-5】 県内地盤沈下状況

〈ため池〉

比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に468箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。

〈山地災害危険地区〉

山地災害は、集中豪雨や台風による山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出等によりもたらされる。森林はこれらの災害を防ぐ機能を備えており、その役割が重要な森林を保安林に指定するとともに、機能低位等となった森林において、治山事業を実施している。また、山地災害の発生する危険度が高い地区を調査、把握し、山地災害危険地区として、情報を住民に周知している。

【資料編Ⅱ-2-2-19】 山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-20】 崩壊土砂流出危険地区一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-1】 保安林現況表

具体的取組

<予防・事前対策>

1 水害予防-治山
2 水害予防-治水
3 水害予防-地盤沈下
4 水害予防-ため池
5 土砂災害予防
6 防災都市づくり

1 水害予防-治山

(1) 取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという県土保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（農林部）	・保安林等の指定 ・治山施策の総合的な推進
市町村	・山地災害危険地区における住民の安全確保

(3) 具体的な取組内容

ア 保安林等の指定 【県（農林部）】

県土保全上必要な森林を、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等に指定する。

イ 治山施策の総合的な推進 【県（農林部）】

治山事業実施方針に基づき、治山施策を総合的かつ有機的に推進する。

【治山事業の基本方針】

・災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

・水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

・豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

【資料編Ⅱ-2-2-19】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-20】崩壊土砂流出危険地区一覧表

【資料編Ⅲ-2-2-1】保安林現況表

ウ 山地災害危険地区における住民の安全確保

【県（農林部）】

山地災害危険地区を有する市町村は、これら地区を市町村地域防災計画に明記するとともに、予報・警報・避難指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立する。

2 水害予防－治水

（1）取組方針

河川の果たす役割は極めて重く、河川事業は本県の振興、開発を支えるものである。県内の気象条件、地勢地質土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、県土の開発、県民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効果的に実施する。

（2）役割

機関名等	役割
県（県土整備部）	・治水施設の整備 ・総合治水対策の推進 ・水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等
市町村	・下水道の整備 ・水害ハザードマップの作成

（3）具体的な取組内容

ア 改修計画

河川整備計画に基づき、洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、当面の県の改修目標である時間雨量50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、「大規模氾濫減災協議会」、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等の活用を含め、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、県土全体の強靱化を図っていく。

イ 治水対策

（ア）河川の改修

河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸などを行う。

（イ）調節池の建設

洪水をすべて河道に集めるのではなく、調節池により流量の軽減を図る。芝

川の芝川第1調節池などで実施中である。

(ウ) 放水路の建設

幸手放水路の増強、新河岸川放水路の新設などを補助事業で行ったほか、直轄事業として三郷放水路や綾瀬川放水路、首都圏外郭放水路が完成している。

(エ) 総合治水対策の推進

○ 治水整備の推進

中川・綾瀬川及び新河岸川の両流域について、流域対策とあわせて、時間雨量 50 mm程度の降雨に対する治水上の安全を早急に確保する。

○ 流域対策の徹底

市街化調整区域の保持や、流域の適切な土地利用への誘導をはじめ、雨量の流出抑制対策、盛土の抑制、内水排除施設の整備などの対策を地域区分に応じて流域協議会の合意に基づき行う。

(オ) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

○ 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長へ通知するものである。

現在、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	利根川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、烏川、神流川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
県管理河川	綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川、小山川、福川、女堀川、唐沢川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川
他県管理河川 (群馬県)	石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

これ以外の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

○ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。）
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画に上記四に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、市町村地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<四のイ 地下街等>

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

<四のロ 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓

練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。

- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

<四のハ 大規模工場等>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

さらに、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

○ 洪水ハザードマップ作成の支援

洪水浸水想定区域の指定に基づき、関係する市町村は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

県は、市町村の洪水ハザードマップ作成に対し、技術的、支援を行う。

【資料編Ⅲ-2-2-7】水防法第14条による浸水想定区域の指定に係る関係市町村

（カ）重点事業

現在及び今後の治水上の施策の重点は、利根川、江戸川、荒川などの大河川についての改修の促進、及びそれらの諸支川である中小河川の改修である。国直轄改修河川は、神流川、烏川、利根川、渡良瀬川、江戸川、及び中川、荒

川、入間川、小山川、綾瀬川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の下流部が本県に関係し、一部完成をみた所もあるが、多くは現在工事施工中である。

利根川・江戸川は、平成25年5月に河川整備計画が策定、平成28年2月、平成29年9月、令和2年3月に河川整備計画の変更がなされ、この計画に基づき重点的に工事が進められている。また、洪水量を調節し、中下流に及ぼす影響を軽減するため、上流のダム群の建設及び再編を進めることとしている。

荒川は、平成28年3月に河川整備計画の策定、令和2年9月に河川整備計画の変更がなされ、この計画に基づき堤防や調節池の整備を進めている。一方、支川の入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川の各河川においても改修が順次進められている。

江戸川は築堤工事が概ね完了し、中川、綾瀬川の両川下流部については、綾瀬川及び三郷の両放水路を重点施策として進めてきたが、三郷放水路は昭和54年度に完成し、綾瀬川放水路は平成7年度に完成している。中川については、下流部において河道の拡幅、築堤を行っている。

県施工の河川改修事業は、国補助金や県単独費で多くの河川を施工中である。

小山川、福川は昭和22年の洪水の際、各所に大被害を受け、また利根川のはん濫危険水位の上昇に従って要改修となったものである。小山川本川は14.1kmの全区間を概成しており、福川は昭和37年度から工事が始められ、21.5kmの全区間概成している。

芝川は、川口市で荒川に合流する緩流河川で、荒川の水位上昇のたびに浸水被害が生じてきた。内水対策として、排水機場整備を昭和50年度に20 m³/sを、さらに昭和62年度にも20 m³/sを設置した。放水路の新芝川は延長6.4km河幅64mの新設水路として昭和30年度から工事に着手し、昭和40年9月暫定通航を行い、昭和63年度には、護岸等も完成した。また、荒川への合流点である芝川水門の改築及び新芝川排水機場については直轄工事で完成した。

鴨川、笹目川、菖蒲川、緑川は近年開発された都市の排水河川で、内水（堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水）時は、それぞれ排水機により、荒川へ排水するよう各排水機場が設置されている。

中川・綾瀬川流域は、諸河川の河道改修はもとより荒川や江戸川などへ域外排水を行っている。さらに排水先の河川の流量配分との整合を図るため、流域内に調節池を設置する。このほか、下流部の低地地域では、内水排除施設として排水機場の建設を行っている。

新河岸川流域も、中川・綾瀬川流域と同様に、河道改修のほか、大河川への排水、調節池、放水路の組合せにより治水対策を進める。放水路として新河岸川放水路が完成しており、調節池は、上流部のびん沼、下流部の朝霞両調節池などが概成し、支川についても河川改修を進めている。

(キ) 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

○ 下水道等の整備推進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。下水道管理者は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

○ 内水ハザードマップの作成の支援

市町村は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

県は、市町村の内水ハザードマップの作成に対し、必要な技術的支援を行う。

ウ 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在、国庫補助又は県単独をもって施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

○ 道路の維持補修

県管理国県道実延長は2,781.7km（令和3年4月1日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。

○ 橋梁の維持補修

県管理橋梁総数2,795橋（令和4年4月1日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。

○ 危険箇所と予防計画

・ 直接災によるもの

道路決壊、道路埋塞、路面流失などの直接災はほとんど現況から予測することは困難であって、最近のように集中豪雨による被害の多発する状態では全県下の国県道が対象となる。

基本的な考え方を表記すると次表のとおりである。

被災種別	該当路線	被災原因	予防計画
道路決壊	主に河川沿岸の路線	河床異常低下、堆積による	根固ブロックにより河床の安定を図る
道路埋塞	山地部路線	山腹の崩壊土石による	山腹の崩壊防止、落石防止等を行

			う
路面流失	県内砂利道全線	路面上の流失による	排水、嵩上げ等維持補修及び路面改造

・ 間接災によるもの

過去に発生した災害状況と危険河川の箇所から検討して、洪水氾濫によって交通が阻害される地域は、入間川流域に多く、内水湛水によるものは中川流域を始め、芝川、福川、小山川等の流域の道路に多い。

これらは道路の予防計画としてよりも、河川条件に左右されるものが多い。

・ 道路パトロールの実施

道路の機能を保全し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害を未然に防止するため、各県土整備事務所において道路パトロールを実施している。

道路パトロールは、通常パトロールなどのほか、異常気象時にも随時実施し、道路危険個所の点検等を行っている。

3 水害予防－地盤沈下

(1) 取組方針

本県の地盤沈下は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。地下水の採取規制や地下水から河川表流水への水源転換などにより地盤沈下の予防を進める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境部）	・ 地下水の採取規制 ・ 地盤沈下監視調査の実施
県（企業局）	・ 代替用水の供給

(3) 具体的な取組内容

ア 地下水の採取規制 【県（環境部）】

法律及び県生活環境保全条例による地下水の採取規制は、概ねJR八高線以東の48市町の地域で井戸（揚水設備）の揚水機の吐出口の断面積21cm²を限度として許可もしくは届出により規制している。

工業用水法では、工業用地下水の採取を規制し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備、一定規模以上の公衆浴場の用に供される地下水の採取を規制している。

県生活環境保全条例では、全ての用途の地下水採取を規制している。

イ 代替用水の供給 【県（企業局）】

地盤沈下を防止するためには、地下水から河川表流水へと水源転換を図ることが重要である。

そこで県では、工業用水法指定地域に表流水による工業用水を供給しているほ

か、58市町に表流水による水道用水を供給し、地下水の揚水量の削減に努めている。

ウ 地盤沈下監視調査 【県（環境部）】

(ア) 精密水準測量

県内平野部56市町の地域に水準点を設置し、地盤変動調査を実施している。

(イ) 地盤沈下・地下水位観測所による常時観測

県内35箇所の観測所に62本の井戸を設置し、地下水位と地盤変動量の常時観測を実施している。

4 水害予防 - ため池

(1) 取組方針

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、県民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

(2) 役割

機関名等	役割
県（農林部）、市町村	・ため池の水害予防対策の推進

(3) 具体的な取組内容

ア ため池の水害予防対策の推進 【県（農林部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<予防・事前対策>－9 河川・ダム等の予防対策（第2編－45ページ）」を準用する。

5 土砂災害予防

(1) 取組方針

住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講ずる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等の指定 ・土石流の予防対策 ・地すべりの予防対策 ・がけ崩れの予防対策

	・盛土による災害の予防対策
県（農林部）	・盛土による災害の予防対策 ・地すべり危険箇所の予防対策 ・山地災害危険地区の予防対策
県（危機管理防災部）	・盛土による災害の予防対策
県（環境部）	・盛土による災害の予防対策
県（都市整備部）	・盛土による災害の予防対策
市町村	・警戒避難体制の確立

（3）具体的な取組内容

土砂災害全般にわたる取組として、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立する。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、盛土による災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。

ア 土砂災害警戒区域等の指定 【県（県土整備部）、市町村】

県は土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及び範囲を明らかにする。

市町村は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は土砂災害防止法に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

市町村は、指定された土砂災害警戒区域において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布を行う。

・基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。

・土砂災害警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

市町村は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ③ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ④ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記四に該当する施設については、市町村地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記一に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記四に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基

づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

【土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項】

- | |
|---|
| <p>① 土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり <p>② 土砂災害に関する情報の伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none">・避難場所 <p>③ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）</p> <ul style="list-style-type: none">・雨量情報・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）・避難情報（高齢者等避難、避難指示等）・土砂災害の特徴・前兆現象・避難時の心得・携行物・主要な避難路・その他 |
|---|

・土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建築のための開発行為に関する許可・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告・勧告による移転者への融資、資金の確保 |
|---|

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づき、地方公共団体が災害危険区域の指定等を検討するものとする。

【資料編Ⅱ-2-2-18】土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所

(ア) 砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達できる。国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。

(イ) 砂防指定地内の行為の制限

砂防指定地内においては、埼玉県砂防指定地管理条例第3条に基づき、土石流発生の変因となる行為を規制する。

【行為制限】

- | |
|-----------------------------|
| 1 のり切り、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更 |
| 2 土石の類の採取又は鉱物の採掘 |
| 3 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却 |
| 4 立木竹の伐採又は樹根の採掘 |
| 5 木竹の滑下又は地引による搬出 |

(ウ) 土石流対策工事

土砂災害警戒区域ごとに優先度を定め、優先度評価の高い区域から、砂防堰堤や溪流保全工を整備し土石流を防止する。

ウ 地すべりの予防対策

【県（農林部、県土整備部）】

(ア) 地すべり防止区域の指定

知事は地すべりが発生又は発生のおそれがあり、保全対象物に危険が及ぶと予測される場合は、地すべり等防止法第3条により、地すべり防止区域として、国土交通大臣及び農林水産大臣に進達することができる。それぞれの主務大臣は、地すべり防止区域としてこれを指定することができる。

(イ) 地すべり防止区域内の行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべり等防止法第18条に基づき、地すべりの変因となる行為を規制する。

【行為制限】

- | |
|---|
| 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為。 |
| 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為。 |
| 3 のり切又は切土をする行為。 |
| 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良。 |

5 地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為。
等

(ウ) 地すべり防止工事

巡視や観測により、地すべりによる滑動が疑われた場合に地すべり防止工事に着手する。また、すでに地すべりが発生している区域や、地すべりのおそれのきわめて大きな区域である「地すべり防止区域」については、観測や対策工事を実施する。

【資料編Ⅱ-2-2-16】地すべり防止区域一覧（国土交通省所管）

【資料編Ⅱ-2-2-17】地すべり防止区域一覧（農林水産省所管）

エ かけ崩れの予防対策 【県（県土整備部）】

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

知事は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内においては、急傾斜地法第7条に基づき、急傾斜地崩壊の要因となる行為を規制する。

【行為制限】

- 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 3 のり切り、切土、掘さく又は盛土
- 4 立木竹の伐採
- 5 木竹の滑下又は地引による搬出
- 6 土石の採取又は集積 等

(ウ) 急傾斜地崩壊防止工事

土砂災害警戒区域ごとに優先度を定め、優先順位の高い箇所から急傾斜地崩壊防止工事を実施する。ただし、急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため、土地所有者等による対策が困難・不適当な場合に限り、県で対策工事を実施する。

【資料編Ⅱ-2-2-13】急傾斜地崩壊危険区域指定箇所表

オ 山地災害危険地区の予防対策

【県（農林部）】

○ 保安林の指定等

県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。令和3年度末現在、山地災害から県民の生活を守るため、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う保安林面積は、48,042haである。

【保安林の種別】

名 称	説 明
水源かん養保安林	森林土壌が雨水を吸収して、川に流れる水量を調節し、洪水等を防止する。
土砂流出防備保安林	表土の浸食、土砂の流出による土石流等を防止する。
土砂崩壊防備保安林	急峻な山地の崩壊を防止する。

○ 指定の効果

保安林の指定は、県土保全上必要な機能を持ち備えた健全な森林を将来にわたり維持していくことを目的とし、山地災害から県民の生活を守ることにつながるものである。この保安林を維持していくため、次の制限がある。

- ・立木伐採、土地の形質変更時に知事の許可を受けなければならない。
- ・立木伐採後の植栽義務

なお、これに併せ税金の免除、減額等の措置が講じられている。

○ 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進する。また、埼玉県5か年計画では土砂災害防止対策の推進を施策として、治山事業による災害防止施設の整備等のハード対策と県民が早期の避難を自ら行えるよう山地災害危険地区の市町村地域防災計画への掲載等のソフト対策を推進していく。さらに、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進する。

○ 山地災害危険地区の情報提供

県は市町村に対し、山地災害危険地区に関する資料を提供し、地域に密着した情報の周知を図っている。

カ 盛土による災害の予防対策

【県（危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

○ 危険が確認された盛土に対する是正指導

県、市町村は盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

○ 市町村への助言

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

6 防災都市づくり

第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<予防・事前対策>－1 防災都市づくり（第2編－34ページ）を準用する。

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<応急対策>－1 公共施設の応急対策（第2編－51ページ）を準用する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

第2編 震災対策編－第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>－1 迅速な災害復旧（第2編－54ページ）を準用する。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－59ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－59ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
3 ライフラインの確保
4 エネルギーの確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－61ページ）」を準用するほか、
「3 ライフラインの確保」について次のとおり対応する。

- 県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策
5 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－76ページ）」を準用するほか、
「2 交通規制」について、次のとおり対応する。

- 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第3（第2編－93ページ）」を準用する。

第4 応急対応力の強化

基本方針

各防災機関は、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期す。

現況

「第2編 震災対策編—第2章—第4（第2編—97ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 水防
2 風防
3 応急活動体制の整備
4 防災活動拠点の整備
5 警備体制の整備
6 消防力の充実強化
7 救急救助体制の整備
8 相互応援の体制整備等

1 水防

(1) 取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法第7条の規定に基づく埼玉県水防計画による。

ただし、災対法に基づく埼玉県災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡するものとする。

【資料編Ⅲ-2-4-1】指定水防管理団体一覧

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部）	・水防体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 水防体制の確立 【県（県土整備部）】

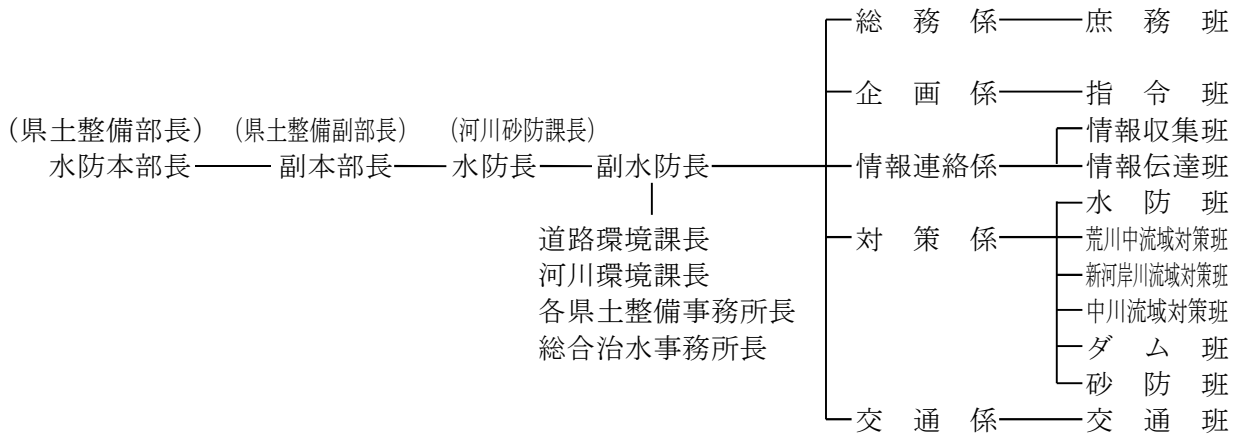
知事は、職員の通常勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行い、勤務員

が長期間の非常勤務活動を完遂出来るよう配慮する。

【水防非常配備の種類及び発令・解除基準】

種 別	説 明	
第1 配備体制 (待機体制)	発令	<p>ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。</p> <p>イ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報のうち、東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）のいずれかが発表されたとき。</p> <p>ウ 第2 配備体制が解除になったとき。</p> <p>エ その他水防長が必要と認めたとき。</p>
	解除	<p>ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報が解除になったとき。</p> <p>イ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報のうち、東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）が全て解除されたとき。</p> <p>ウ 水防長が水防体制を取る必要が無くなったと認めたとき。</p> <p>エ 第1 配備体制から第2 配備体制に移ったとき。</p>
第2 配備体制 (警戒体制)	発令	<p>ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報のうち大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。</p> <p>イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。</p> <p>ウ 水防法第16条の規定により指定された河川の水防警報が発表されたとき。</p> <p>エ 水防長が必要と認めたとき。</p> <p>オ 第3 配備体制が解除になったとき。</p>
	解除	<p>ア 気象業務法第14条の2に基づく水防活動予警報で、大雨警報、洪水警報のすべてが解除されたとき。</p> <p>イ 水防法第10条、第11条に基づく洪水予警報で、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）が全て解除されたとき。</p> <p>ウ 水防長が水防体制を取る必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>エ 第2 配備体制から第3 配備体制に移ったとき。</p>
第3 配備体制 (非常体制)	発令	<p>ア 水防本部長が必要と認めたとき。</p> <p>※ 相当の被害が、県下広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。</p>
	解除	<p>ア 水防本部長が水防体制を取る必要がないと認めたとき。</p> <p>※ 被害が拡大するおそれが無くなったとき。</p>

【第3 配備体制における組織】



2 風防

(1) 取組方針

強風による自然災害から県民の安心安全を確保するため、迅速かつ的確に対応する体制を確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部）	・ 風防体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 風防体制の確立 【県（県土整備部）】

県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に大雨洪水注意報、警報などが発表されていない場合の体制として、風防体制を配備する。

【風防体制及び発令・解除基準】

配備体制	1 班体制 県 庁：県土整備政策課、道路街路課、道路環境課の水防雪防風防班（道路環境課内に設置） 地域機関：暴風警報等が発表された市町村を所管する県土整備事務所
発令	ア 暴風警報、暴風雪警報が発表された場合 （同時に大雨洪水注意報、警報などが発表されていない場合） イ 大雨洪水注意報、警報などと暴風警報、暴風雪警報が同時に発表されていた場合で、大雨洪水注意報、警報などのみ解除が発表されたとき（暴風警報、暴風雪警報だけが継続する場合）
解除	暴風警報、暴風雪警報が解除された場合

3 応急活動体制の整備～8 相互応援の体制整備等

「第2編 震災対策編—第2章—第4—<予防・事前対策>（第2編—104ページ）」を準用する。

< 応急対策 >

1 水防活動
2 風防活動
3 土砂災害防止
4 応急活動体制の施行
5 防災活動拠点の開設・運営
6 応急措置
7 警備活動
8 消防活動
9 自衛隊災害派遣
10 応援要請
11 応援の受入れ
12 ヘリコプター運航調整

1 水防活動

(1) 取組方針

水防区域の監視および警戒、水防作業を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部）	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の備蓄及び水防措置の実施 ・避難のための立退きの指示（知事）
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・出動命令の発出 ・水防作業の実施 ・警戒区域の設定 ・避難のための立退きの指示
ダム、堰、水門の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・水防上必要な措置の実施（門扉の開閉等）
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の設定

(3) 具体的な取組内容

ア 水防活動 【県（応急復旧部）】

(ア) 監視、警戒活動

水防管理者は出動命令を出したときから、水防区域の監視および警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、上面、裏側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所に報告すると共に水防作業を開始する。

また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(イ) ダム、堰、水門の操作

ダム、堰、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他

必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに関係国土交通省各河川事務所長及び県土整備事務所長に通知する。

(ウ) 資器材の備蓄および水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

(エ) 情報連絡

河川砂防課長は、「第5 情報収集・伝達体制の整備－1 特別警報・警報・注意報等の伝達」に定めるほか、次の事項について災害対策課長に連絡するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備状況 ・ 出水の状況 ・ 堤防の決壊状況 ・ その他重要と認める情報 |
|---|

上記の状況及び情報連絡については次のとおりとする。

課名	河川砂防課	災害対策課
担当責任者	防災担当	災害対策担当
電話	内線 5137	内線 8181
	(重要なものについては文書で行う。)	

(オ) 重要水防区域

埼玉県水防計画「重要水防区域一覧表」による。

(カ) 水防作業上の措置

・ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

・ 身分証明書の所持

調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

イ 決壊時の処置

(ア) 決壊時の処置

○ 通報

水防管理者、水防長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を所轄県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡するものとする。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

○ **警察官の出動要請**

堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

○ **居住者等の水防義務**

水防管理者、水防長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

(イ) **避難のための立退き**

○ **立退き**

知事は洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立退きを指示する。

○ **立退予定地等の住民への周知**

指定水防管理団体にあつては、その水防計画で、その他の水防管理団体にあつては管理者が立退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ居住者に周知徹底させておくものとする。

○ **立退きの通知**

水防管理者が指示する場合においては、水防管理者はただちに知事及び関係各警察署長に通知しなければならない。

(ウ) **水防解除**

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずると共に、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

ウ 協力応援

(ア) **水防管理団体相互の協力応援**

○ **協力応援**

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項にもとづき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

○ **県土整備事務所の指導**

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互協力応援について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

○ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。但し協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

(イ) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、埼玉県において発生する各種の災害に際し、県民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請、及び自衛隊との連絡を実施する。

なお、細部実施要領等は、第2編第2章第5<応急対策>「自衛隊災害派遣」による。

エ 観測通報

(ア) 雨量の通報

雨量観測所の管理者は次の要領により迅速確実に雨量の通報連絡を行わなければならない。

- ・水防本部及び県土整備事務所は必要に応じ水防管理団体、その他各機関に通報するものとする。
- ・気象庁・国土交通省・県は必要に応じ相互に通報する。

(イ) 水位の通報

水位の通報、連絡等は次の要領により行うものとする。

- ・県土整備事務所は、必要に応じて国土交通省関係の水位について河川事務所に確認の上、水防本部へ報告する。
- ・県土整備事務所は、必要に応じて水防本部に水位を通報する。

2 風防活動

(1) 取組方針

暴風に対する情報収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部）	・風防体制の配備

(3) 具体的な取組内容

ア 風防体制の配備 【県（応急復旧部）】

県は、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合で、同時に大雨洪水注意報、警報などが発表されていない場合に、風防体制を配備する。

【県の風防体制】

担当	業務内容
道路関係課の水防雪防風防班	・被害情報の取りまとめ ・関係機関への情報提供
県土整備事務所	・県民や関係機関らの被害情報の収集

	<ul style="list-style-type: none"> ・被害への対応 ・道路関係課の水防雪防風防班への被害状況、対応状況の報告
--	---

3 土砂災害防止

(1) 取組方針

土砂災害に対する情報の収集及び被害への対応を迅速に実施する。

(2) 役割

機関名等	役 割
熊谷地方気象台、県（応急復旧部）	・土砂災害警戒情報の発表
関東地方整備局、県（応急復旧部）	・土砂災害緊急情報の提供
県（応急復旧部、統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・二次災害の防止
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達 ・避難指示等の発令 ・避難誘導の実施 ・二次災害の防止

(3) 具体的な取組内容

ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報

(ア) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。

○ 特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象として、斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(イ) 土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

(ウ) 情報の収集・伝達

- 県、市町村は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 県、市町村は土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。
- 県はボランティアとの連携等、地域に密着した山地災害の情報提供体制の整備を図り、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努めるものとする。
- 市町村は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発令された場合、県及び市町村で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をFAX、電話等により伝達する。
- 市町村は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(エ) 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の対象となった市町村の長は、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

土砂災害警戒情報について、土砂災害警戒情報の目的、発表基準、伝達体制などを市町村地域防災計画に明記するとともに、「土砂災害警戒情報の発表された場合」を避難指示等の発令基準に位置付ける。

また、土砂災害緊急情報についても同様に地域防災計画に明記する。

(オ) 避難誘導

市町村は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

(カ) 二次災害の防止

県、市町村は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

- ・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

- ・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- ・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- ・市町村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ・市町村は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

4 応急活動体制の施行 ～ 12 ヘリコプター運航調整

「第2編 震災対策編—第2章—第4—<応急対策>（第2編—112ページ）」を準用する。

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第5（第2編－138ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第5（第2編－138ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

2 気象情報や避難情報の活用の周知

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第5（第2編－140ページ）」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知

(1) 取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台	・気象情報や避難情報の活用の周知

(3) 具体的な取組内容

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

<応急対策>

1 特別警報・警報・注意報等の伝達
2 県、警察本部及び市町村等における措置
3 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
4 異常な現象発見時の通報
5 広聴広報活動

1 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 役割

機関名等	役割
熊谷地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象特別警報・警報・注意報の発表 ・ 洪水予報の発表 ・ 土砂災害警戒情報の発表 ・ 消防法に基づく火災気象通報
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予報の発表 ・ 水防警報の発表 ・ 土砂災害緊急情報の提供
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象特別警報・警報・注意報の伝達
県（応急復旧部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水予報の発表 ・ 水防法に基づく河川の水位周知 ・ 水防警報の発表 ・ 土砂災害警戒情報の発表 ・ 土砂災害緊急情報の提供
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象特別警報・警報・注意報の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

○ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔か

つ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

○ 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

【資料編Ⅲ-2-5-1】 県内の気象官署及び各種観測所

【資料編Ⅲ-2-5-2】 予報と警報・注意報の細分区域

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類概要】

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
特 別 警 報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべ

		き事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに

		発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方气象台）】

種 類		発表基準
特	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
別	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

警報	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	区域内の市町村で別表1（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表2（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	20m/s（秩父地方は 15m/s）
	暴風雪（平均風速）	20m/s 雪を伴う（秩父地方は 15m/s 雪を伴う）
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm（秩父地方は 30cm）
	注意報	大雨
注意報	洪水	区域内の市町村で別表4（資料編 III-2-2-8 参照）の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	11m/s（秩父地方は 10m/s）
	風雪（平均風速）	11m/s 雪を伴う（秩父地方は 10m/s 雪を伴う）
	大雪	12時間降雪の深さ 5cm（秩父地方は 10cm）
	雷	落雷等で被害が予想される場合
	濃霧（視程）	100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※ ¹ 〔秩父地方は 夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※ ² 〕
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

※1 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

※2 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として見準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定見準」を設定し、通常より低い見準で運用することがある。

【資料編III-2-2-8】大雨及び洪水警報・注意見準表

○ 各種気象情報

・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意見準に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意見準が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

・ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

・ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

・ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

【指定河川洪水予報】

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

		新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性がある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※個別河川に係る洪水予報の基準水位は水防計画による。

【国が管理する河川の洪水予報】

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

利根川、小山川、渡良瀬川、烏川、神流川、中川、綾瀬川、江戸川、荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川

【県知事が管理する河川の洪水予報】

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川

(イ) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

【国が管理する河川の水位周知】

水防法第13条により、国土交通大臣が行う水位周知河川は、県内では該当がない。

【県知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川は、次のとおりである。

小山川、福川、女堀川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、唐沢川

【群馬県知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第2項により、群馬県知事が行う水位周知河川のうち、埼玉県に關係する河川は次のとおりである。

谷田川、利根川、広瀬川、早川

(ウ) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

【国が管理する河川の水防警報】

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

利根川、烏川、神流川、小山川、渡良瀬川、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、小畔川

【県知事が管理する河川の水防警報】

水防法第16条第3項により、県知事が行う水防警報河川は、次のとおりである。

小山川、福川、女堀川、中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、芝川、新芝川、新河岸川、柳瀬川、黒目川

【群馬県知事が管理する河川の水防警報】

水防法第16条第3項により、群馬県知事が行う水防警報のうち、埼玉県に關係する河川は次のとおりである。

石田川、谷田川、利根川、広瀬川、早川

ウ 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【発表対象地域（43市町村）】

土砂災害の危険の認められない市町を除く、以下の43市町村を対象とする。

さいたま市、川口市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、鴻巣市、上尾市、北本市、桶川市、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、本庄市、美里町、神川町、熊谷市、深谷市、寄居町、春日部市、松伏町

○ 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

【発表基準】

・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

【解除基準】

・降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

○ 伝達系統

伝達系統は、「ク 気象警報等の伝達」伝達系統図による。

エ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

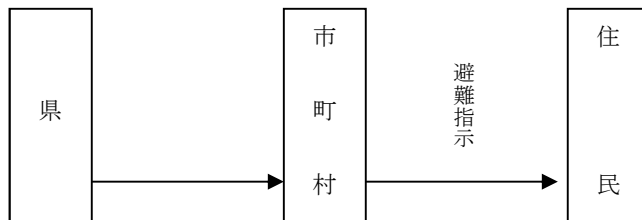
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

○ 伝達系統

伝達系統は、以下のとおりとする。

<県が緊急調査を行う場合>

・地すべり

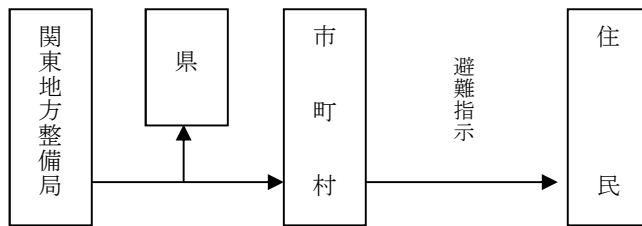


<国が緊急調査を行う場合>

・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然

現象

- ・ 河道閉塞による湛水
- ・ 河道閉塞による湛水を原因とする土石流



オ 火災気象通報.

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

カ 災害時気象支援資料.

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

キ 熊谷地方気象台と埼玉県・市町村とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者または市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。

- ・ 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ・ 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替をした場合
 - (3) 特別警報を警報に切り替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長または幹部職員に直接連絡を行う。
また、県及び市町村が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷

地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

ク 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種 別 通知先	特別警報 警 報		注 意 報					気象情報			水防活動用警報・注意報・情報		
	大雨 暴風 洪水※	大雪 暴風雪	大雨 洪水 雷	大雪 風雪 着雪 低温	乾燥	濃霧	霜	記録 的短 時間 大雨 情報	土砂 災害 警戒 情報	その 他の 気象 情報	警報	注意 報	情報
NTT東日本 (警報伝達代行担当)	●	●									●		
NHKさいたま放送局	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	●									●		
県災害対策課	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
荒川上流河川事務所	●	○	○					○	○	○			

- 気象業務法第15条による通知先を示す。
- 上記以外の通知先を示す。
- ※ 洪水は警報に限る。

○ 埼玉県に行く通知

- ・気象警報等、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。
- ・通知する警報事項は次のとおりとする。

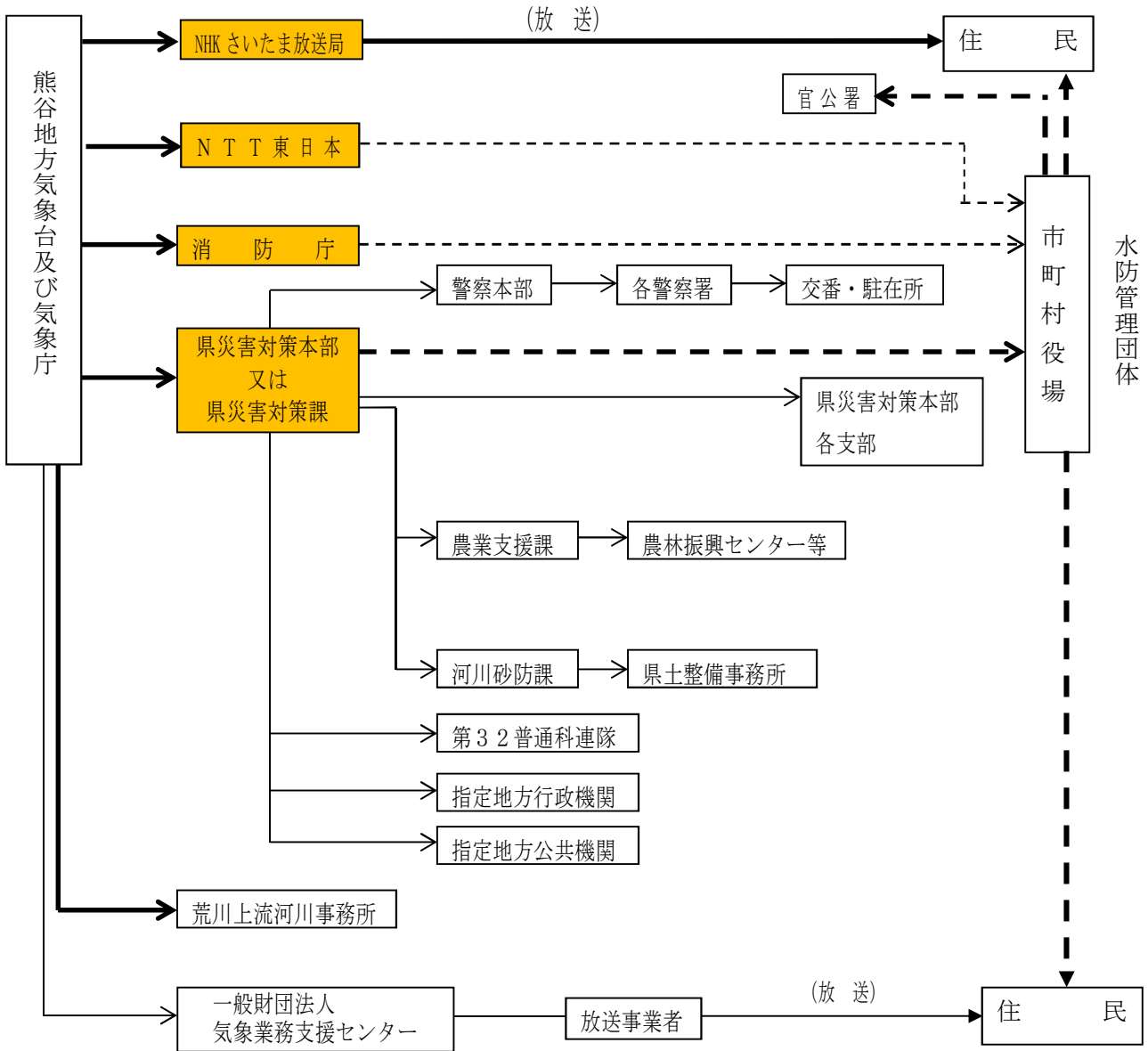
<ul style="list-style-type: none"> ・警報等を行ったときは、その警報文の全文 ・警報を解除したときは、その旨 ・警報が注意報に切り換えられたときは、その注意報の全文
--

(注) 利根川・荒川・多摩川水系の洪水予報の通知は国土交通省及び気象庁の関係機関が行い、水防警報等については、各河川管理担当事務所（荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、高崎河川国道事務所）が通知する。

○ 国土交通省荒川上流河川事務所に行く通知

- ・気象警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。
- ・通知する警報事項は上記に準じて行う。

【伝達系統図】



- 凡例
- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
 - 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
 - - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路
 - 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
 - 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

○ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合、熊谷地方气象台及び気象庁は、気象業務法による通知先に代替経路により伝達する。

代替経路として、熊谷地方气象台は県防災行政無線を使用する。このほか、加入電話、無線設備設置機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

【熊谷地方气象台からの伝達】

機関名	県防災行政無線
県災害対策課	6-8181
NHKさいたま放送局	70-4861
荒川上流河川事務所	—

【気象庁からの伝達】

機関名
NTT東日本

2 県、警察本部及び市町村等における措置

(1) 基本方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部（災害対策課））	・気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領
県（各部）	・各種措置の実施
市町村	・関係機関、住民等への気象警報等の伝達
NTT東日本	・気象警報等の市町村への伝達

(3) 具体的役割

ア 県の措置

(ア) 統括部（災害対策課）

- 気象警報等及び土砂災害警戒情報等の受領窓口は統括部（災害対策課）とする。
- 統括部（災害対策課）は気象警報等を受領したときは、直ちに警報等の種別により関係各課、関係出先機関及び市町村等に伝達する。伝達先は次のとおりとする。
- 特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に通知するとともに、関係市町村へは電話連絡等を行う。

【気象警報等の伝達先一覧】

種 別	伝達先	農 業	生 産	道 路	河 川	警察本部	支 部 ・	県土整備
		支援課	振興課	環 境 課	砂防課	災害対策課	市 町 村	事務所
特別 警報 ・ 警報	1 暴 風	●			○	○	○	○
	2 暴風雪	●		○		○	○	○
	3 大 雨	●			○	○	○	○
	4 大 雪	●		○		○	○	○
	5 洪 水※	●			○	○	○	○
注 意 報	1 風雪注意報			○		○	○	
	2 強風注意報	●				○	○	
	3 大雨注意報	●			○	○	○	○
	4 大雪注意報	●		○		○	○	○
	5 濃霧注意報					○	○	
	6 雷注意報	●			●	○	○	
	7 着雪注意報			○			○	○
	8 乾燥注意報					○	○	
	9 霜注意報	●	☆			○	○	
	10 低温注意報	●				○	○	
	11 洪水注意報	●			○	○	○	○
気象 情報	記録的短時間大雨 情報	●			○	○	○	○
	土砂災害警戒情報	●			○	○	○	○
	その他の気象情報	●			○	○	○	○
指定河川洪水予報		●			○	○	○	○

●は、原則として勤務時間内に発表されたときのみ伝達する。

☆は、勤務時間外に発表されたときのみ伝達する。

○は、勤務時間内外を問わず伝達する。

※洪水は警報に限る。

(イ) 農林対策部（農業支援課）

農林対策部（農業支援課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、第6編第4節の定めるところにより措置する。

(ウ) 農林対策部（生産振興課）

農林対策部（生産振興課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、第6編第4節の定めるところにより措置する。

(エ) 応急復旧部（河川砂防課）

応急復旧部（河川砂防課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、埼玉県水防計画の定めるところにより措置する。

(オ) 応急復旧部（道路環境課）

応急復旧部（道路環境課）は、統括部（災害対策課）から気象警報等を受けたときは、「第2編 震災対策編—第2章—第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保—<応急対策>（第2編—76ページ）」に基づき措置する。

イ 県警察本部の措置.

(ア) 気象警報等の伝達への協力

警察本部は、災害警備に係りのある気象警報等について、県及び関係機関の行う伝達に協力する。

(イ) 警察内部における伝達

警察本部は、統括部（災害対策課）から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに各警察署へ伝達する。

【資料編Ⅲ-2-2-9】気象予警報伝達系統表

ウ 市町村の措置.

(ア) 気象警報等の伝達

市町村長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知するなどの対応をとるものとする。

(イ) 伝達体制の整備

市町村は、市町村地域防災計画に気象警報等の伝達の責任者、体制及び方法等を定めておくものとする。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

エ NTT東日本の措置.

NTT東日本は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。

オ 勤務時間外における注意報等の伝達.

県、市町村等は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

以下に県における連絡体制を示す。

・当直者の配置

県は、夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直者として県職員を配置するとともに、委託業者の職員（以下「無線当直者」という。）を配置する。

・関係各課の担当者への連絡等

無線当直者は、気象警報等が伝達された場合は前掲の「気象警報等の伝達先一覧」に基づき、関係各課であらかじめ指定された職員に連絡する。なお、大雨洪水注意報および各種警報が伝達された場合は、県職員の当直者は初動対応者等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

カ 水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報.

(ア) 水防警報

洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を行う旨を発表する。

国土交通大臣が指定した利根川水系及び荒川水系の河川については、関東地方整備局の関係事務所が発表する。

埼玉県知事が指定した河川については、県河川砂防課が発表し、埼玉県水防計画の定めるところにより処置する。

(イ) 火災警報

市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、県地域防災計画第6編第1節第1火災予防の定めるところにより処置する。

3 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

第2編 震災対策編—第2章—第5—<応急対策>—1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達（第2編—145ページ）を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線

	<ul style="list-style-type: none"> 河川水位・流量等の時間変化 内陸滞水の状況 	随 時	<ul style="list-style-type: none"> 県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） 消防機関の警戒員 自主防災組織 	
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 箇所 高潮情報 土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象 	異常の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、消防機関等の警戒員 自主防災組織、住民 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 専用回線電話 アマチュア無線
(エ) 住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 自主避難の状況 	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所勤務要員 消防・警察 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 内陸滞水・高潮による浸水状況 がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">特に死者・負傷者等 人的被害及び発災の 予想される事態に 関する情報</p>	発災状況の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、消防機関等の警戒員 警察 各公共施設の管理者等 自主防災組織、住民 <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被災現場や災害危険箇所等 を中心とする警戒区域毎に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害オペレーション支援システム 市町村防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 専用回線電話 警察無線 アマチュア無線 災害応急復旧用無線電話（TZ41等） 孤立防止無線
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況 	被災後、被害状況が把握された後	各ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 加入電話 専用回線電話 災害応急復旧用無線電話
(イ) 住民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） 	避難所の収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者、勤務要員 消防・警察 自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村防災行政無線移動局 消防無線 加入電話 アマチュア無線

4 異常な現象発見時の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 役割

機関名等	役割
災害が発生するおそれがある異常な現象の発見者	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長又は警察官への通報

市町村

・気象庁その他の関係機関への通報

(3) 具体的な取組内容

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

○ 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。(同条第3項)

○ 市町村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市町村長は、この計画(県地域防災計画)の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【資料編Ⅲ-2-2-10】異常現象の通報・伝達経路

【気象庁(熊谷地方気象台)に伝達する事項】

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹(ひょう)等

○ 地震・火山に関する事項

・火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

○ 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

5 広聴広報活動

第2編 震災対策編—第2章—第5—<応急対策>—2 広聴広報活動(第2編—156ページ)を準用するほか、次のとおりとする。

(1) ダム放流に伴う住民等に対する広報

ダムの放流に伴い、下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとする。

ダムの設置状況は下表のとおり。具体的な広報方法は、資料編Ⅲ-2-2-11～18による。

【埼玉県内のダム】

ダム名	関係河川名	所在市町村	管理者
二瀬ダム	荒川	秩父市	国土交通省
浦山ダム	荒川	秩父市	水資源機構
合角ダム	吉田川	秩父市	埼玉県
玉淀ダム	荒川	寄居町	東京発電㈱
大洞ダム	大洞川	秩父市	東京発電㈱
下久保ダム	神流川	神川町	水資源機構
有間ダム	有間川	飯能市	埼玉県
権現堂調節池	権現堂川	幸手市	埼玉県
滝沢ダム	中津川	秩父市	水資源機構
荒川第一調節池	荒川	戸田市	国土交通省

- 【資料編Ⅲ-2-2-11】 二瀬ダム放流に伴う広報体制
- 【資料編Ⅲ-2-2-12】 玉淀ダム及び大洞ダム放流に伴う広報体制
- 【資料編Ⅲ-2-2-13】 下久保ダム放流に伴う広報体制
- 【資料編Ⅲ-2-2-14】 有間ダム放流に伴う広報体制
- 【資料編Ⅲ-2-2-15】 合角ダム放流に伴う広報体制
- 【資料編Ⅲ-2-2-16】 権現堂調節池放流連絡機関
- 【資料編Ⅲ-2-2-17】 浦山ダム放流に伴う広報体制
- 【資料編Ⅲ-2-2-18】 滝沢ダム放流に伴う広報体制

第6 医療救護等対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－163ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－163ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 医療救護体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－166ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 初動医療体制

2 遺体の取扱い

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－172ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 防疫体制の確立

2 遺体の埋・火葬

「第2編 震災対策編－第2章－第6（第2編－181ページ）」を準用する。

第7 避難対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－195ページ）」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第8（第2編－195ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備

「第2編 震災対策編—第2章—第8（第2編—196ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難計画の策定

【市町村】

市町村は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。

○ 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市町村は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

○ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市町村は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令する

ことを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

○ 局地的短時間豪雨

市町村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針
避難所の運営に関する指針

イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供.

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。県及び市町村は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

ウ 事業者による従業員等の安全確保

【事業者】

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

<応急対策>

1 避難の実施
2 避難所の開設・運営
3 広域避難
4 広域一時滞在

1 避難の実施

「第2編 震災対策編—第2章—第8（第2編—202ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

「第2編 震災対策編—第2章—第8（第2編—202ページ）」を準用する。

(2) 役割

機関名等	役割
市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 ・警戒区域の設定
知事、その命を受けた職員（応急復旧部）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示（洪水及び地すべり） ・警戒区域の設定（市町村が事務を行えなくなったとき）
県（統括部、応急復旧部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等に関する市町村長への助言
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示（洪水）
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 ・警戒区域の設定（市町村長等が現場にいないとき等）
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示（その場に警察官がいない場合に限る） ・警戒区域の設定（市町村長等、警察官が現場にいないとき）

(3) 具体的な取組内容

ア 避難指示

(ア) 実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行うものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
市町村長	災対法第60条	災害全般

水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

○ 避難指示

・ 市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

・ 知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

・ 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

・ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(イ) 避難指示の内容 【市町村長、水防管理者】

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

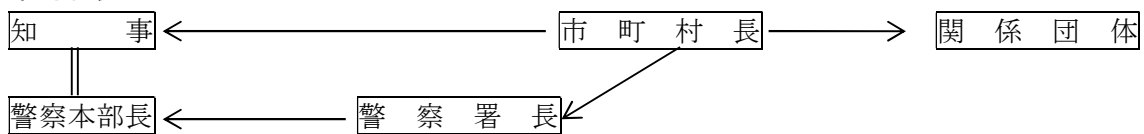
- ・ 要避難対象地域
- ・ 立退き先
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難理由
- ・ 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。

(ウ) 関係機関相互の通知及び連絡

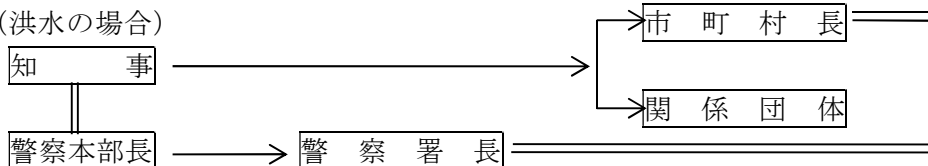
避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

・市町村長



・知事又はその命を受けた職員

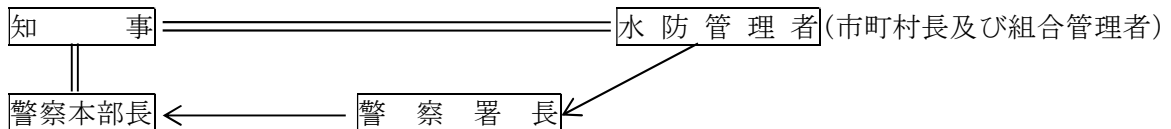
(洪水の場合)



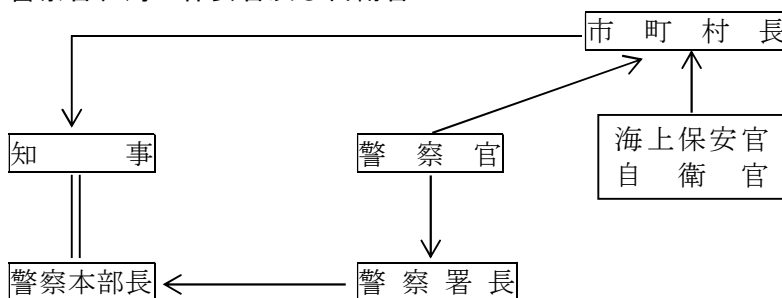
(地すべりの場合)

洪水の場合に準じる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者



・警察官、海上保安官及び自衛官



(エ) 発令基準及び伝達方法

避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

種別	発令基準	伝達方法
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断される時。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある時。 4 河川の上流の地域が被害を受け、下流の地域に危険がある時。 5 地すべりにより著しい危険が切迫している時。 6 土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される時。 7 火災が拡大するおそれがある時。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいさせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

イ 市町村長による避難情報の発令

(ア) 市町村長による避難情報の発令

市町村長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できて

		いる場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>・災害発生（※1）又は切迫（※2）している状況</p> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるかと判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

(用語の説明)

■避難：災害から命を守るための行動

■立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

■近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

■屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

(イ) 市町村長への助言

【県（統括部、応急復旧部）、熊谷地方気象台、関東地方整備局】

県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、市町村から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
-----	-----	-------	-------

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 市町村長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防吏員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- (注1) 市町村長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注4) 知事は災害によって市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代って実施しなければならない。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

エ 避難誘導

(ア) 市町村の役割

○ 避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

<p><災害の発生状況に関する状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと(発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。) ・災害の拡大についての今後の見通し <p><災害への対応を指示する情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険地区住民への避難指示 ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請 ・周辺河川や斜面状況への注意・監視 ・誤った情報に惑わされないこと ・冷静に行動すること
--

また、市町村内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

○ 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

山間孤立集落など、安全な避難所までの距離が遠い場合、あらかじめ作成した搬送計画により、バス、ヘリコプター等の搬送手段を活用する。

(イ) 警察機関の任務

- 警察官が避難誘導を行う場合は、市町村、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。
- 住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

2 避難所の開設・運営 ～ 4 広域一時滞在

「第2編 震災対策編—第2章—第8（第2編—204～211ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 他県(さらに遠県)への避難(移送)

「第2編 震災対策編—第2章—第8（第2編—213ページ）」を準用する。

第8 災害時の要配慮者対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－214ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－214ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|-------------------|
| 1 避難行動要支援者の安全対策 |
| 2 要配慮者全般の安全対策 |
| 3 社会福祉施設入所者等の安全対策 |

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－216ページ）」を準用する。

<応急対策>

- | |
|-------------------|
| 1 避難行動要支援者等の避難支援 |
| 2 避難生活における要配慮者支援 |
| 3 社会福祉施設入所者等の安全確保 |
| 4 外国人の安全確保 |

「第2編 震災対策編－第2章－第9（第2編－225ページ）」を準用する。

第9 物資供給・輸送対策

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－231ページ）」を準用する。

現況

「第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－231ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|---|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－233ページ）」を準用する。

<応急対策>

- | |
|---------------------------|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 |
| 2 緊急輸送 |

「第2編 震災対策編－第2章－第10（第2編－242ページ）」を準用する。

第10 県民生活の早期再建

基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－251ページ）」を準用する。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 罹災証明書の発行体制
2 応急住宅対策
3 動物愛護
4 文教対策
5 がれき処理等廃棄物対策
6 被災中小企業支援

第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－252ページ）を準用する。

<応急対策>

1 災害救助法の適用
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
3 がれき処理等廃棄物対策
4 食品衛生監視
5 動物愛護
6 応急住宅対策
7 文教対策

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－258ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－273ページ）」を準用する。

第11 竜巻等突風対策

基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、県民への注意喚起を行うとともに県民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

現況

○ 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

○ 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

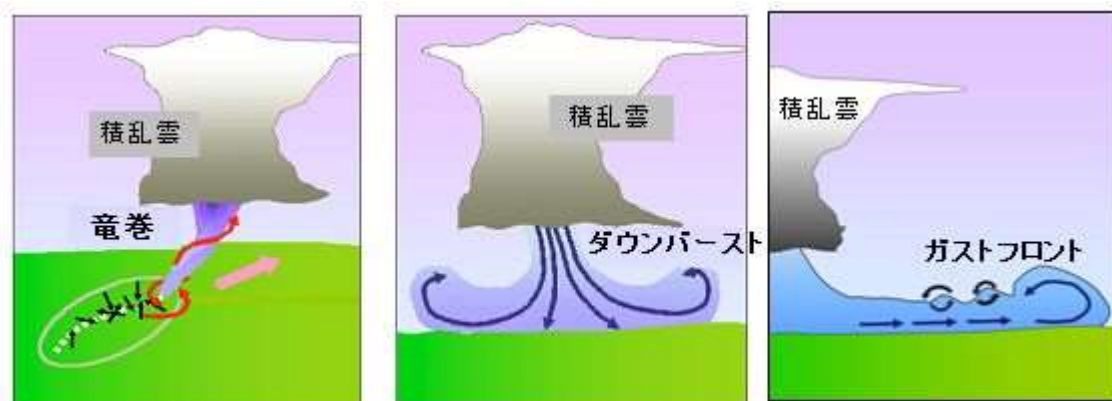
○ その他の突風

・ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

・ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

○ 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

○ 課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

- ・ 適中率は5%程度、捕捉率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

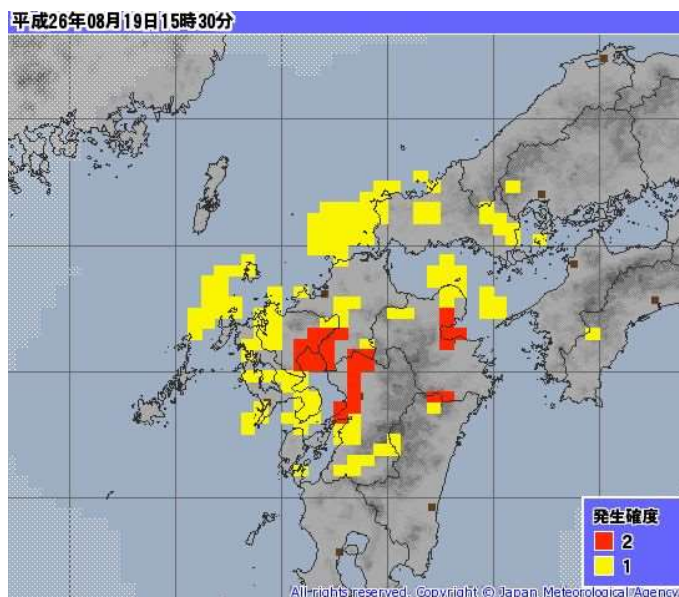
竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

- (i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率7～14%、捕捉率50～70%)
- (ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。(適中率1～7%、捕捉率80%程度)

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

竜巻発生確度ナウキャストについて



発生確度2	<p>竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。</p>
発生確度1	<p>竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。</p>

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、
予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、
予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

具体的取組

<予防・事前対策>

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
2 竜巻注意情報等気象情報の普及
3 被害予防対策
4 竜巻等突風対処体制の確立
5 情報収集・伝達体制の整備
6 適切な対処法の普及

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 竜巻や対処方法に関する知識の普及
熊谷地方気象台	・ 竜巻や対処方法に関する知識の普及
学校	・ 竜巻発生や避難に関する指導の実施

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進.

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

- 県及び市町村は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や県民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等)

イ 竜巻対応マニュアルの作成. 【学校】

- 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。
- 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- 安全管理運対体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く県民に普及を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
熊谷地方気象台、 県（危機管理防災 部）、市町村	・ 竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの普及

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

- 熊谷地方気象台は県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

（参考）県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く県民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災 部）、市町村	・ 竜巻被害の予防対策の普及
県（農林部）、市 町村	・ 農作物における耐風対策
県民	・ ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止 ・ 屋内における退避場所の確保
鉄道事業者	・ 突風による脱線事故の防止対策の推進
学校	・ ガラス飛散防止対策

(3) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村、重要施設管理者】

- 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。
- 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・竜巻に対する対処、防災関係機関との事前調整

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻に対する対処 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 県及び市町村は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の県民等への伝達体制の整備 ・竜巻等突風の通報制度の検討
県民	・竜巻注意情報取得のための事前準備（防災情報メールの登録等）

(3) 具体的な取組内容

ア 住民への伝達体制 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

イ 目撃情報の活用 【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方气象台、学校】

- 県及び市町村や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を県民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の県民等への普及 ・ 竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得

(3) 具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】

- 県民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。
 県及び市町村は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 頑丈な建物への避難 ・ 窓ガラスから離れる ・ 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む ・ 避難時は飛来物に注意する
--

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。
<p>(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
<p>(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴 （ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき <p>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓から離れる。 窓の無い部屋等へ移動する。 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 地下室か最下階へ移動する。 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 近くの頑丈な建物に移動する。 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典：気象庁資料をもとに作成

<応急対策>

1 情報伝達
2 救助の適切な実施
3 がれき処理
4 避難所の開設・運営
5 応急住宅対策
6 道路の応急復旧

1 情報伝達

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、県民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、市町村	・防災情報メール等を活用した竜巻等突風の情報の伝達

(3) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【県（統括部）、市町村】

- 県及び市町村は、県民が竜巻等突風から身の安全を守るため、県民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。
- 市町村は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】

（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

<p>(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。 ○ なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。 <p>(B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。 ○ 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひよ

うが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。

- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第3編－82ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、〇〇市内において、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください

(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内及び周辺において竜巻の発生したことを当該市町村が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（第3編－82ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

2 救助の適切な実施

(1) 取組方針

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）、防災関係機関	・市町村が行う災害救助への適切な支援の実施
市町村	・災害救助の適切な実施

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－1 災害救助法の適用（第2編－258ページ）」を準用する。

3 がれき処理

(1) 取組方針

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境対策部）	・市町村の行うがれき処理への支援
市町村	・がれきの収集、処理の実施

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－3 がれき処理等廃棄物対策（第2編－262ページ）」を準用する。

4 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・市町村からの要請に基づく職員の派遣
市町村	・避難所の開設・運営
防災関係機関	・避難所における被災者支援

「第2編 震災対策編－第2章－第8－<応急対策>－2 避難所の開設・運営（第2編－204ページ）」を準用する。

必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（住宅対策部）	<ul style="list-style-type: none">・ 県営住宅等の空家の提供・ 応急仮設住宅の供給・ 市町村が行う住宅関係障害物の除去への支援
市町村	<ul style="list-style-type: none">・ 被害認定及び罹災証明の発行・ 被災住宅の応急修理の実施・ 応急仮設住宅の維持管理・ 住宅関係障害物の除去

「第2編 震災対策編—第2章—第11—<応急対策>—6 応急住宅対策（第2編—266ページ）」を準用する。

6 道路の応急復旧

(1) 取組方針

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部）	<ul style="list-style-type: none">・ 道路の被災状況の調査・ 道路上のがれき等の障害物の除去

<復旧対策>

1 被害認定の適切な実施
2 被災者支援

1 被害認定の適切な実施

(1) 取組方針

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、県民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）	・市町村の行う被害認定への支援
市町村	・被害認定の迅速かつ的確な実施

(3) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<応急対策>－2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行（第2編－261ページ）」を準用する。

2 被災者支援

(1) 取組方針

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）、市町村	・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施

(3) 具体的な取組内容

「第2編 震災対策編－第2章－第11－<復旧対策>－1 生活再建等の支援（第2編－273ページ）」を準用する。

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの支援（福祉部） ・被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除

生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） 災害援護資金の貸付（危機管理防災部） 災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫等） ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） 義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） 災害援護資金の貸付（福祉担当課） 各種融資制度の広報 生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） 市町村義援金の募集・配分 見舞金等の支給
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅等の提供 災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等（県税事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税、固定資産税の減免等 市町村税の納入猶予等 国民健康保険税等の減免 国民年金保険料の免除 後期高齢者医療保険料等の減免等 介護保険料の免除、徴収猶予 介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 障害児通所給付費等利用者負担額の減免 上下水道料金の減免
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） 災害復旧貸付（日本政策金融公庫） 災害復旧に要する資金の融資（各金融機関） 	<ul style="list-style-type: none"> 融資に関する相談窓口 各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた農作物の技術支援 収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫） 	<ul style="list-style-type: none"> 各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） 埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） 埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所等の保育料の減免 児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） 特別支援教育就学奨励費 幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 日本私立学校・共済事業団融資（日 	<ul style="list-style-type: none"> がれき一時保管場所の設置及び処理。 ブルーシート、土のう及び土のう袋

	本私立学校・共済事業団)	の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド株） ・電話料等の支払い延長等（NTT東日本株） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社） 	

第3章 災害復興

基本方針

第2編 震災対策編—第3章 災害復興（第2編—290ページ）を準用する。

実施計画

第2編 震災対策編—第3章 災害復興（第2編—290ページ）を準用する。

第4章 大規模水害対策

第1 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。その概要は次のとおりである。

1 利根川

(1) 首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

(2) 渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が5mを越え、建物の3階まで浸水するなど浸水深が深くなる地域がある。

(3) 古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に5m以上浸水する地域がある。

表 各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約320mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本州市山王堂地先	右岸182.5km	約25	約19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸136m	約530	約2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸118.5km	約55	約61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸172.5km	約70	約43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸159.5km	約140	約100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸132km	約130	約110,000

注：表中の の箇所は最大値を表す

2 荒川

(1) 元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200km²と想定される。

(2) 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

(3) 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

(4) 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

表 各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸70km	約200	約450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸53.2km	約39	約70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸21km	約110	約1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸10km	約90	約1,000,000

注：表中の の箇所は最大値を表す

第2 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約530km²、浸水区域内人口約230万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

2 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第3 基本方針

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。

- ・ 適時・的確な避難の実現
- ・ 応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・ 地域の大規模水害対応力の強化
- ・ 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・ 防疫及び水害廃棄物処理対策

第4 具体的取組

1 適時・的確な避難の実現

「第2章-第7 避難対策（第3編-63ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村	・ 浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析 ・ 大規模水害リスクに関する情報の普及啓発 ・ 避難に係る情報発信 ・ 広域的な避難指針等の策定
市町村	・ 避難指示の発令基準の改善

	・ 確実な避難の実施
市町村、消防本部、警察	・ 孤立者の救助体制の整備
県（保健医療部 福祉部）、市町村、病院、介護・福祉施設等	・ 入院患者等の広域受入体制の確保

(3) 具体的な取組内容

ア 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

【国、県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

国及び地方公共団体は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県及び市町村は、県民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため。想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

ウ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、県及び市町村は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

エ 適時・的確な避難指示の実施

【市町村】

市町村は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

オ 域外避難場所・避難所の確保

【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可

能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

カ 避難支援 【市町村、県民】

市町村は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

キ 広域避難に向けた検討 【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

ク 孤立者の救助体制の整備 【県（危機管理防災部）、市町村、消防本部、警察】

県及び市町村、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ 入院患者等の広域受入体制の確保

【県（保健医療部、福祉部）、市町村、病院、介護・福祉施設等】

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

県、市町村は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市町村その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・ 応急対応力の強化 ・ 管理する施設の耐水性の強化

県（県土整備部）、 市町村	・排水施設の耐水性の強化
防災関係機関	・管理する施設の耐水性の強化

（3）具体的な取組内容

ア 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有 【県（危機管理防災部）、市町村】

県、市町村は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市町村が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

イ 防災活動拠点の浸水危険性の把握 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する

また、業務に著しく生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

ウ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進 【県（各部局）、市町村】

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

（1）取組方針

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（2）役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	・自主防災組織の育成強化
県（県土整備部）、市町村	・水防団の育成強化
一般企業、社会福祉施設、病院等	・事業継続に有効な重要設備の配置見直し

（3）具体的な取組内容

ア 避難行動力の向上 【県（危機管理防災部）、市町村】

県、市町村や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水

防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

イ 水防活動の的確な実施 【県（県土整備部）、市町村】

県、市町村は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

ウ 事業継続に有効な建築構造・設備配置 【一般企業、社会福祉施設、病院等】

事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい県土を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部）、 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・総合治水対策の推進 ・排水対策の強化
県（企画財政部、都 市整備部、農林部、 危機管理防災部）、 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の推進 ・土地利用誘導による被害軽減

(3) 具体的な取組内容

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編－9ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施 【県（県土整備部）、市町村】

国及び県、市町村は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ 排水対策の強化 【県（県土整備部）、市町村】

国及び県、市町村は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

ウ 土地利用誘導による被害軽減 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

エ 計画的な土地利用の推進 【県（企画財政部）、市町村】

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全な県土づくりを進める。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

(1) 取組方針

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（保健医療部）、市町村	・防疫作業の実施
県（環境部）	・市町村の災害廃棄物の処理体制並びに生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備の支援
市町村	・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施

(3) 具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定 【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－256ページ）」を準用する。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－256ページ）」を準用する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－256ページ）」を準用する。

エ 広域連携による廃棄物処理

【県（環境部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第11（第2編－256ページ）」を準用する。

オ 衛生環境の確保

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

カ 広域連携による衛生環境の確保

【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

第5章 雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故））が、県民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2 大雪災害の特徴

○ 平成26年2月の大雪の状況

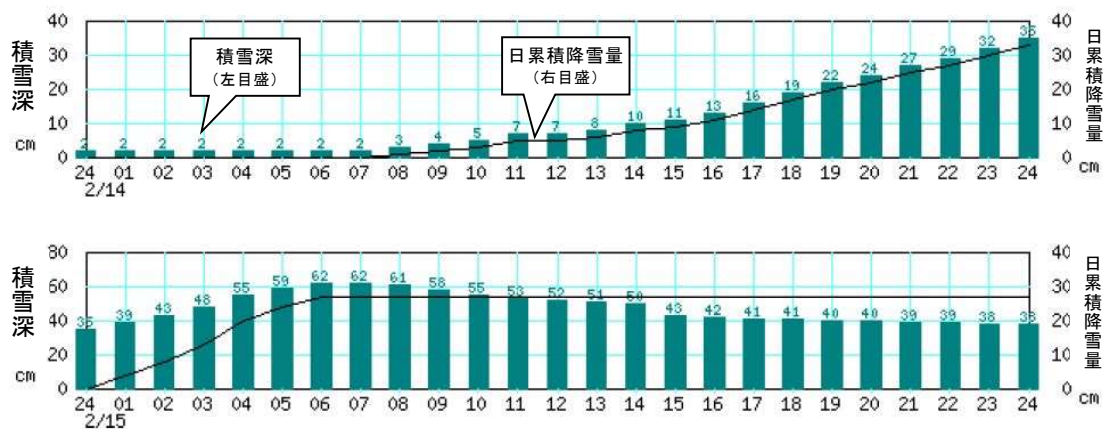
2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500メートル付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

積雪の深さの推移

(1) 熊谷 (cm)

熊谷：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



(2) 秩父 (cm)

秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



(出典：熊谷地方気象台「平成26年2月14日から15日にかけて発達した低気圧に関する埼玉県気象速報」)

第3 実施計画

具体的取組

<予防・事前対策>

1 県民が行う雪害対策
2 情報通信体制の充実強化
3 雪害における応急対応力の強化
4 避難所の確保
5 孤立予防対策
6 建築物の雪害予防
7 道路交通対策
8 鉄道等交通対策
9 ライフライン施設雪害予防
10 農林水産業に係る雪害予防

1 県民が行う雪害対策

(1) 取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、県民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、県民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）の奨励 ・県民が担うべき雪害対策の重要性の啓発 ・県民、企業との協力体制の確立
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・除雪作業等用品の準備・点検 ・県民、企業との協力体制の確立
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業との協力体制の確立

(3) 具体的な取組内容

ア 自助の取組 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】

- 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防

災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

- 県及び市町村は、県民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

イ 県民との協力体制の確立 【県（危機管理防災部）、市町村、県民、事業者】

- 積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには県民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。県及び市町村は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

「第2章－第1 自助、共助による防災力の向上－<予防・事前対策>－1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）（第3編－7ページ）」を準用する。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、県民の適切な対処を促す。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村	・ 気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・ 県民への伝達及び事前の周知 ・ 被災市町村や防災関係機関との情報共有
熊谷地方気象台	・ 気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・ 県民への伝達及び事前の周知
県民	・ 気象情報の主体的な入手

(3) 具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方気象台】

- 県及び市町村は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

イ 県民への伝達及び事前の周知.

【県（危機管理防災部）、市町村、熊谷地方气象台、県民】

- 県、市町村及び熊谷地方气象台は、県民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を県民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ県民への周知に努める。
- 県民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 被災市町村や防災関係機関との情報共有.

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村、関係機関】

- 県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

「第3編 風水害対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－<予防・事前対策>－2 気象情報や避難情報の活用の周知（第3編－4 1 ページ）」を準用する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

県及び市町村、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、関係部局、警察本部）、市町村、防災関係機関	・大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有 ・防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

(3) 具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有.

【県（危機管理防災部、警察本部）、市町村、防災関係機関】

- 大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化.

【県（関係部局、警察本部）、市町村、消防機関、防災関係機関】

- 救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関は、必要な防災資

機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

【雪害に対応する防災用資機材（例）】

・除雪機	・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり
・スノーダンプ	・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品
・ポリタンク				

4 避難所の確保 【市町村】

(1) 取組方針

市町村は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難体制の整備－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備（第2編－196ページ）」を準用する。

5 孤立予防対策

(1) 取組方針

市町村は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

県及び市町村は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落が必要とする支援の想定 ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励
関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティによる支援機能の強化
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落が必要とする支援の想定 ・孤立のおそれがある地区の状況把握 ・救援実施に必要な体制整備 ・孤立集落を生まないための取組（早期避難所開設）の検討 ・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・孤立のおそれがある地区に対し、長期孤立を想定した備蓄の奨励
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティによる支援機能の強化 ・（孤立のおそれがある地区の県民）長期孤立を想定した備蓄

(3) 具体的な取組内容

ア 孤立集落が必要とする支援の想定 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

イ 孤立のおそれがある地区の状況把握 【市町村】

- 市町村は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ・地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い
- ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い

ウ 救援実施に必要な体制整備 【市町村】

- 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。
- 孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- 孤立するおそれのある地区においては、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。
- 気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

エ 地域コミュニティによる支援機能の強化 【県（関係部局）、市町村】

- 地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

オ 長期孤立を想定した食料備蓄の奨励 【県（危機管理防災部）、市町村】

- 県及び市町村は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨

励する。

6 建築物の雪害予防

(1) 取組方針

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの県民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(2) 役割

機関名等	役割
県（関係部局）、市町村、施設管理者	・建築物被害を軽減させるための措置

(3) 具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置.

【県（関係部局）、市町村、施設管理者】

○ 県及び市町村は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、劇場・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

・新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

・老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

7 道路交通対策

(1) 取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（県土整備部）、市町村	・道路交通の確保 ・関係機関の連携強化
県（危機管理防災部）	・関係機関の連携強化
道路管理者	・道路交通の確保 ・積雪状況の把握及び情報発信

	<ul style="list-style-type: none">・雪捨て場の事前選定・関係機関の連携強化
--	---

(3) 具体的な取組内容

ア 道路交通の確保 【県（県土整備部）、市町村、道路管理者】

- 県は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。
- 道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。
- 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。
- 県は、県土整備事務所が置かれた県内12の管内における民間除雪機械やオペレータの実態等を調査把握し、大雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対し、あらかじめ協力依頼をするとともに、オペレータの育成に努めるものとする。

イ 積雪状況の把握及び情報発信 【道路管理者】

- 除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラ及び雪尺（積雪標柱）の設置により、積雪状況を把握する。
- カメラ画像の公開により、道路利用者へ積雪状況を情報発信し、注意を促す。

ウ 雪捨て場の事前選定 【道路管理者】

- 運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、あらかじめ市町村等と協議を行い、発災時における連携を図る。

エ 関係機関の連携強化

【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村、道路管理者】

- 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、県と市町村、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<予防・事前対策>
－（第3編－30ページ）」を準用する。

8 鉄道等交通対策

(1) 取組方針

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く県民に周知する。

9 ライフライン施設雪害予防

(1) 取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、県民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

(2) 役割

機関名等	役割
ライフライン事業者	・雪害対策の推進 ・積雪に強いライフラインの研究

(3) 具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進 【ライフライン事業者】

- ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

10 農林水産業に係る雪害予防

(1) 取組方針

県及び市町村は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（農林部）、市	・農産物等への被害軽減対策

町村

(3) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策 【県（農林部）、市町村】

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

<応急対策>

1 応急活動体制の施行
2 情報の収集・伝達・広報
3 道路機能の確保
4 警備・交通規制
5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施
6 避難所の開設・運営
7 医療救護
8 ライフラインの確保
9 地域における除雪協力

1 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

県及び市町村は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施 ・災害対策本部又は災害即応室の設置 ・初動期の人員確保 ・災害対策緊急要員の増員
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施 ・初動期の人員確保

(3) 具体的な取組内容

ア 県

県は、積雪による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を支援する。

このため必要に応じて災害対策本部又は災害即応室を設置して対応する。

県の災害対策本部体制については、「第1編 総則―第2章―第2節 防災体制（第1編―34ページ）」による。

イ 市町村

市町村は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

ウ 初動期の人員確保 【県、市町村】

県及び市町村は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

エ 災害対策緊急要員の増員 【県】

県は、本庁と現地地域機関との連絡体制や現場における災害対策業務の強化のため、必要に応じて本庁からの職員（災害対策緊急要員）を派遣する。

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪に関する被害情報の収集・伝達 ・県民への情報発信 ・積雪に伴う執るべき行動の周知 ・被災市町村等との情報共有機能の強化
県（応急復旧部）	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪に係る情報の発信
県（支部）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村等との情報共有機能の強化

(3) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－<応急対策>（第3編－42ページ）」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達 【県、市町村】

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

県は、市町村及び関係機関と緊密に連絡して被害状況を取りまとめる。

ウ 県民への情報発信 【県（統括部、応急復旧部）、市町村】

○ 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、県及び市町村は、降雪状況及び積雪の予報等について県民等へ周知する。

- 異常な積雪又はなだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など県民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。
- 県は、県民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。
- 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知 【県（統括部）、市町村】

県及び市町村は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、県民に周知する。

(例)

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

オ 被災市町村等との情報共有機能の強化 【県（統括部）、支部、市町村】

- 大雪の際は、被害の全容を把握するために、防災ヘリコプター等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、災害オペレーション支援システム等を通じて市町村と共有する。
- 被害が甚大な市町村に対して、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

3 道路機能の確保

(1) 取組方針

県及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など県民の命を緊急的・直接的に救助する施設、県民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役 割
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な除雪 ・ 必要に応じた交通規制

県（応急復旧部、統括部）、市町村、防災関係機関	・ 除雪の応援
県（警察本部）	・ 必要に応じた交通規制
建設業者等	・ 各道路管理者が行う除雪の支援

（3）具体的な取組内容

ア 効率的な除雪 【道路管理者】

- 異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ 除雪の応援 【県（応急復旧部、統括部）、市町村】

- 異常な積雪により集落の孤立解消等に大きな遅れが生じることが予測される場合、県は、県建設業協会による他の管内への応援や、他の都道府県、国土交通省のTEC-FORCEの応援を速やかに要請する。
- 市町村は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- 防災関係機関は、市町村又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。
- 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

4 警備・交通規制 【警察本部、道路管理者】

異常な積雪があった時は、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

ア 警備

「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対応力の強化—<応急対策>—5 警備活動（第2編—120ページ）」を準用する。

イ 交通規制

- 緊急時の交通規制
 気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、道路管理者と連携を図り、交通規制を実施する。
- 除雪作業に伴う交通整理と交通規制
 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、道路管理者と連携を図り、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

(1) 取組方針

なだれ事故や異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど、危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・県防災ヘリコプターによる救出・救助 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・なだれ発生に伴う避難 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター等による救出・救助
県（医療救急部、関係部）	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立地区の応急対策
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・滞留車両の乗員保護 ・孤立地区の応急対策
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・なだれ事故に対する応急対策 ・孤立地区の応急対策

(3) 具体的な取組内容

ア なだれ事故に対する応急対策 【県、市町村、道路管理者、交通事業者】

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、な

だれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生的事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

イ なだれ発生に伴う避難 【市町村】

市町村は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、県民に対し避難の指示を行うものとする。県民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

県民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

ウ ヘリコプター等による救出・救助 【県（統括部）、警察本部】

積雪やなだれによる交通途絶等で立ち往生した自動車や、孤立した地区の県民が、直ちに救出・救助が必要な状況であり、かつ他の交通手段が確保できないと認められた時は、県防災ヘリコプター及び県警ヘリコプター等による救出・救助を実施する。

また、救助の規模が県及び市町村による対応能力を超え、緊急性、非代替性が認められる場合には、自衛隊法に基づき自衛隊に災害派遣を要請する。

エ 雪害時の滞留車両の乗員保護 【国、県（統括部）、市町村、道路管理者】

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

オ 孤立地区の応急対策

【県（統括部、医療救急部、関係各部）、市町村、道路管理者、交通事業者】

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立した地区の県民の人命及び財産を保護するため、防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(1) 状況の調査等

市町村は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして被災の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

(2) 救援の要請

市町村は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

県は、市町村が負担なく要請ができるよう様式等を示すとともに、要請があった案件に速やかに対応する。

(3) 医師の派遣・物資の輸送等

県及び市町村は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

(4) 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

「第2章－第4 応急対応力の強化－<応急対策>（第3編－34ページ）」を準用する。

「第2章－第9 物資供給・輸送対策－<応急対策>（第3編－74ページ）」を準用する。

6 避難所の開設・運営 【市町村】

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った県民や、交通途絶により孤立した地域の県民を收容するため、市町村は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「第2章－第7 避難対策－<応急対策>（第3編－66ページ）」を準用する。

7 医療救護 【県（医療救急部）、市町村、防災関係機関】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第2章－第6 医療救護等対策－<応急対策>（第3編－62ページ）」を準用する。

8 ライフラインの確保 【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】

(1) 取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第3編－30ページ）」を準用する。

(2) 役割

機関名等	役割
ライフライン事業者、県（給水部）、市町村	・ライフライン施設の応急対策の実施
県（統括部）	・ライフライン事業者の復旧作業の支援 ・関係機関の調整

(3) 具体的な取組内容

ア 応急対策の実施

- ライフライン事業者、県（給水部）及び市町村は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- ライフライン事業者、県（給水部）及び市町村は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や県民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。
- 県（統括部）は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。
- 県（統括部）は、異常な積雪により広範囲に被災した場合には、優先的に復旧すべき地区を示し、関係機関と調整するものとする。

9 地域における除雪協力 【県民・事業者】

(1) 取組方針

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

<復旧対策>

1 長期化する雪害への対応
2 農業復旧支援
3 その他復旧対策
4 生活再建等の支援

1 長期化する雪害への対応

(1) 取組方針

大量の積雪があった場合には、なだれが発生するおそれが長期間継続する。そのため、積雪後は、なだれによる災害防止に取り組む。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、道路管理者	・なだれ対策の実施
市町村	・なだれ対策の実施 ・農業者への支援
県（農林対策部）	・農業者への支援

(3) 具体的な取組内容

ア なだれ対策の実施

【県（統括部）、市町村、道路管理者】

- 気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、県民への注意喚起を行う。
- 道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

2 農業復旧支援 【県（農林対策部）、市町村】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第2章－第10 県民生活の早期再建－<復旧対策>（第3編－75ページ）」を準用する。

3 その他復旧対策

「第2章－第2 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>（第3編－9ページ）」を準用する。

4 生活再建等の支援

「第2章－第10 県民生活の早期再建－<復旧対策>（第3編－75ページ）」を準用する。

第4編 複合災害対策編

第4編 複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、県及び市町村、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、県民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

基本方針

県及び市町村、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市町村が行う災害応急対策を支援し、県内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

○ 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、県内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 本県内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 複合災害に関する防災知識の普及
2 複合災害発生時の被害想定の実施
3 防災施設の整備等
4 非常時情報通信の整備
5 避難対策
6 災害医療体制の整備
7 災害時の要配慮者対策
8 緊急輸送体制の整備

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、県民等に対して周知する。

○ 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

○ 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

○ パターンごとの具体的なシナリオ例

パターン1

先発災害 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下

後発災害 巨大台風が直撃

影響 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）

パターン2

先発災害 巨大地震の発生

後発災害 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃

影響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

パターン3

地震A' 県内A地区で巨大地震発生

地震B' 県内B地区で巨大地震がさらに発生

影響 県内対応資源が不足し、対応が困難になる

2 複合災害発生時の被害想定の実施

県及び市町村は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、県及び市町村、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5 避難対策

「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策－＜予防・事前対策＞（第2編－196ページ）」を準用する。

なお、市町村は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

6 災害医療体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第6 医療救護等対策－＜予防・事前対策＞（第2編－166ページ）」を準用する。

なお、市町村は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7 災害時の要配慮者対策

「第2編 震災対策編－第2章－第9 災害時の要配慮者対策－＜予防・事前対策＞（第2編－216ページ）」を準用する。

なお、市町村は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

8 緊急輸送体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第10 物資供給・輸送対策－＜予防・事前対策＞－2 緊急輸送体制の整備（第2編－240ページ）」を準用する。

なお、県及び市町村、防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

＜応急対策＞

1 情報の収集・伝達
2 交通規制
3 道路の修復
4 避難所の再配置

1 情報の収集・伝達 【県（統括部）、市町村】

「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－＜応急対策＞（第2編－145ページ）」を準用する。

なお、県及び市町村は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制 【道路管理者、警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復 【県（応急復旧部）、市町村】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、県及び市町村は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置 【県（統括部、関係部）、市町村】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市町村は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第5編 広域応援編

第5編 広域応援編

基本方針

7つの都県と県境を接する本県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとする。

想定災害と対象地域

1 想定災害

今後30年以内の発生確率が70%と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の蓋然性が高く被害規模も大きいとされている。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とする。

2 対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県を想定する。

【参考：被害想定】 出典：各都県の被害想定

	死者数	最大震度	避難者数
東京都	9,641	6強	3,385,489
千葉県	1,394		1,455,977
神奈川県	440		1,040,800
埼玉県	585		54,180

	負傷者数	(うち重傷者)
東京都	147,611	21,893
千葉県	48,004	3,008
神奈川県	22,950	3,630
埼玉県	7,215	812

	全壊棟数		
	揺れによるもの	液状化によるもの	合計
東京都	110,372	13,356	123,728
千葉県	41,330	2,085	43,415

神奈川県	31,320	1,200	32,520
埼玉県	8,127	5,253	13,380

埼玉県の役割

首都圏の人口は、約4,400万人で、政治・行政・企業の中核が集積している。首都直下地震が発生すると、その被害は甚大で、同時に被災する首都圏の都県間では相互応援も困難な事態に陥る。

一方で埼玉県は、以下に挙げる点から、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受け入れる役割を果たすのに適している。

○ 相対的に被害が少ない

埼玉県は、東京湾北部地震による被害が1都3県の中で最も少なく、また、地下街やコンビニートなど被害を拡大させる要因（災害リスク）も相対的に少ない。

○ 優れた交通網

東北道、関越道、圏央道などの高速道路網が充実し、陸路の玄関として救援物資や人員を速やかに輸送するルートを確認しやすい。

○ 人口・経済規模

埼玉県は、人口約730万人、事業所数約24万所（ともに全国第5位の規模）の規模を有している。

○ 国機関の集積

さいたま新都心には、国の機関が集積している。中には、中央官庁が被災した際の代替施設として位置付けられている機関もあり、連携して災害対応や国家機能のサポートを行うことができる。

広域連携の枠組み

県では、災害時において他の地方自治体との協力の下、迅速な災害対応が行えるよう相互応援協定を締結している。

また、国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組みがある。

(1) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

- 九都県市では、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を作成するなど、平時から実動・図上訓練の実施等により発災時に備えている。また、部会での意見交換等を通じて各都県市における共通課題を検討するとともに、普及啓発活動等の取組を合同で行っている。
- 広域応援の体制構築として、発災時に各都県市間で円滑な連絡調整や情報共有を行うため、情報通信手段の確保や緊急連絡網を整備している。
- 九都県市間で十分に相互応援が行えない場合に備え、関西広域連合との相互応援体制の構築を進めている。

(2) 全国知事会

- 全国の都道府県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、各ブロック知事会における支援体制の枠組構築を推進している。また、全国知事会の調整の下、各ブロックの支援体制を基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施することとしている。
- 東日本大震災の教訓を基に、平成24年5月の協定改正では、「緊急広域災害対策本部の設置」「カバー（支援）体制の構築」を盛り込んだ。

(3) 関東地方知事会

- 本県の属する関東地方知事会（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）では、「1都9県における震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。
- 平成25年7月の協定改正では、全国知事会で導入したカバー（支援）体制に基づき、カバーグループの導入及び相対ブロック間の応援について規定した。

(4) 三県知事会（群馬県、埼玉県、新潟県）

- 平成25年1月31日に「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」を締結した。
- 協定に基づき、平時における防災体制の共同研究及び連携事業を行うほか、首都直下地震を想定した被災地応援等について、連携した取組を進めていく。

(5) 国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み**ア 応急対策職員派遣制度**

- 大規模災害発生時に、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市

区町村を支援するための全国一元的な応援職員の短期派遣の仕組み。総務省が応急対策職員派遣制度に関する要綱を策定し構築した。

<支援業務>

災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付等の災害対応業務（国等が関与して全国的に行われる当制度以外の仕組みによる支援は除く。）

イ その他の仕組み（主なもの）

関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局
文部科学省	被災文教施設 応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の 実施	教育局
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応 急復旧	保健医療部
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	災害超急性期（発災後概ね48時 間以内）に被災地等で医療支援等 を実施	保健医療部
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養 士等の巡回による被災者の健康管 理	保健医療部
厚生労働省	災害派遣 精神医療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時にお ける、被災地域の精神保健医療ニ ーズの把握、他の保健医療体制と の連携、各種関係機関等とのマネ ージメント、専門性の高い精神科 医療の提供と精神保健活動の支援	保健医療部 福祉部
厚生労働省	災害派遣福祉チーム (DWAT)	社会福祉士、介護福祉士、保育士 等による、要配慮者に対する介護 や相談業務などの福祉的支援	福祉部
厚生労働省	災害健康危機管理 支援チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整 本部及び保健所が行う保健医療行 政の指揮調整機能等が円滑に実施 されるよう応援	保健医療部
農林水産省	農林水産省・ サポート・アドバイ スチーム (MAFF-SAT)	被災した農地・農業用施設の初期 情報収集、緊急概査、技術支援等	農林部
国土交通省	被災建築物 応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定 の実施	都市整備部
国土交通省	被災宅地	被災した宅地の危険度判定の実施	都市整備部

	危険度判定		
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧	下水道局
環境省	災害廃棄物 処理支援 ネットワーク (D. Waste—Net)	<p><研究・専門機関（専門家・技術者を派遣）> 処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等</p> <p><一般廃棄物関係団体（ごみ収集車等や作業員を派遣）> 生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等</p>	環境部
警察庁	警察庁災害対応 指揮支援チーム (D—SUT)	国内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被災地警察に派遣され、災害警備活動の指揮に関する助言のほか、警察庁災害警備本部等との連携及び広域緊急援助隊、広域警察航空隊の活動強化を支援	警察本部
内閣府	災害時情報集約支援 チーム (ISUT)	<p>ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用WEBサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供</p> <p>避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成</p>	危機管理防 災部

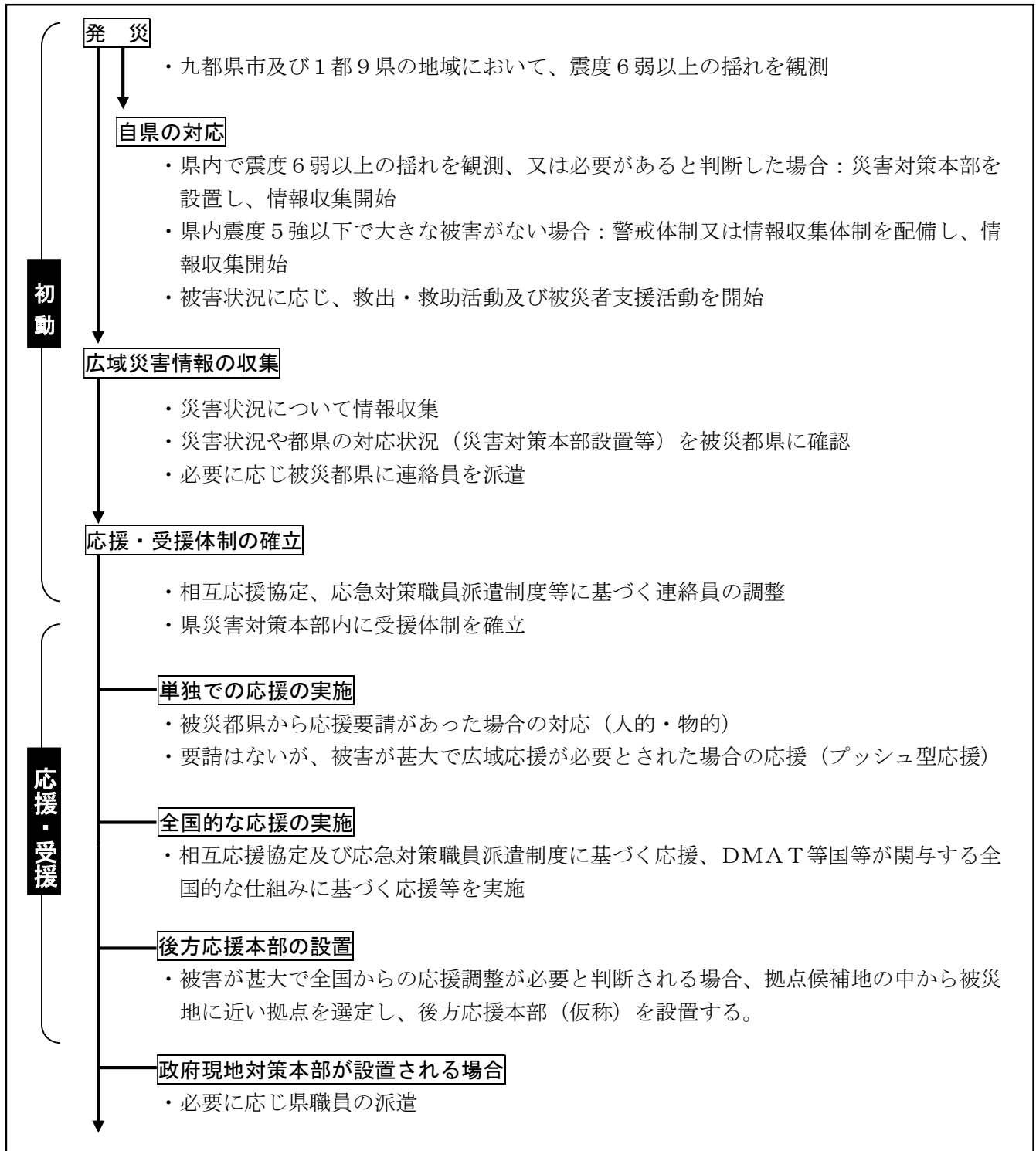
広域応援のタイムテーブル

時 期	被災地等の主な対応	埼玉県での主な対応
初動期～ 応急初期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・災害ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援

初動シナリオ

首都圏広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行うとともに、甚大な被害を被った他の地域に対し、被害状況の把握、応援の要否の確認、支援ニーズの把握を始め状況把握に努めるとともに、連絡が取れない場合の自主出動の要・不要の判断を的確に行い、速やかに支援行動を開始する。

<初動対応手順>



具体的取組

＜事前対策＞

1 広域応援体制の整備
2 広域支援拠点の確保
3 広域応援要員派遣体制の整備
4 県外傷病者の受入体制の整備
5 広域避難受入体制の整備
6 県内被害の極小化による活動余力づくり

1 広域応援体制の整備

(1) 取組方針

埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で相互応援協定を締結している。

また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・ 関係機関・団体等との平常時からの連携 ・ 九都県市合同防災訓練等の実施 ・ 物資供給体制の整備 ・ 災害対策本部体制の強化 ・ 連絡員の派遣体制の整備
市町村	・ 広域応援にあたっての協力体制の整備

(3) 具体的な取組内容

ア 相互応援の体制の強化に関する調査研究の実施 【県（危機管理防災部）】

県は、九都県市、関東地方知事会、三県防災協定（群馬県、新潟県、埼玉県）に基づく広域応援体制について、訓練等を通じて強化する。

被害想定や地域防災計画等を他都県市と共有するとともに、共同で調査・研究を実施し、広域災害における対応マニュアルの整備、見直し等を実施する。

イ 九都県市合同防災訓練等の実施 【県（危機管理防災部）、市町村】

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施し、広域連携体制を実動、図上の両面から検証する。

ウ 三県知事会における共同研究の実施 【県（危機管理防災部）】

県は、三県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定に基づき、連絡員の在り方や広域避難の受入体制、首都直下を想定した応援シミュレーション等の共同研究

を実施するほか、被害家屋認定調査員を共同で育成する等の連携事業を進める。

エ 物資供給体制の整備 【県（危機管理防災部）】

県は、発災時に被災自治体が必要とする物資について、広域応援により供給する体制を整備する。

オ 災害対策本部体制の強化 【県（危機管理防災部）】

災害対策本部内に、他の自治体や防災関係機関からの連絡員・先遣隊を受け入れるための活動スペースの確保及び組織的な位置づけを行う。

○ 埼玉県後方応援本部（仮称）の設置

首都圏大規模災害において、本県が災害対策本部を設置するに至らない場合、又は県内の災害対応と同時に首都圏の応援を実施することが必要な場合に備え、他の被災地域を支援するための組織（埼玉県後方応援本部（仮称））を整備する。

カ 連絡員の派遣体制の整備 【県（危機管理防災部）】

県は、首都圏広域災害が発生した場合の被災都県との連絡体制を確保するため、連絡員の派遣体制を整備する。

派遣者及び編成、連絡員の役割及び携行品、派遣に係る経費や手続等は事前に定め、訓練等で検証し、発災後速やかに派遣できるように努めるものとする。

○ 連絡員の役割

- ・ 応援を前提とした先遣隊としていち早く被災地での情報収集活動を行い、災害業務に忙殺される被災都県に代わり、被害状況や応援ニーズを応援道府県等へ伝達する。
- ・ 被災都県の応援ニーズを掘り出す等、要請の環境を整える。
- ・ 被災都県が要請した人的・物的支援について連絡調整を行う。

2 広域支援拠点の確保

(1) 取組方針

県と市町村は、広域応援を実施する時に必要となる物資・人的応援の受け皿となる拠点の候補地を選定・確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援拠点の確保 ・ 広域支援拠点の情報の共有
県（県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援拠点の確保

警察、消防、自衛隊	・広域支援拠点の情報の共有
-----------	---------------

(3) 具体的な取組内容

ア 広域支援拠点の確保 【県（危機管理防災部、県土整備部）、市町村】

県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

○ 広域支援拠点

首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保する。

○ 高速道路インターチェンジ周辺の空地の確保

高速道路インターチェンジ周辺（概ね5 km以内）に事業予定地、グラウンド及び駐車場等を所有する民間企業に対し、大規模災害時における用地の使用について、あらかじめ協力体制を確立する。

○ 道の駅の活用

防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

なお、国は、広域的な復旧・復興活動拠点となる道の駅について、「防災道の駅」として選定している。

【資料編Ⅱ-2-4-24】災害応急対策活動拠点一覧

3 広域応援要員派遣体制の整備

(1) 取組方針

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を事前に整える。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、保健医療部、都市整備部、県土整備	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員派遣体制の整備 ・広域応援要員の活動体制の整備

部)、市町村	
--------	--

(3) 具体的な取組内容

ア 応援職員派遣体制の整備 【県（関係部局）】

県は、相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。応援職員として、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員等を検討する。

【参考】

派遣を検討する主な職種

業務内容	主な職種
応援の総合調整、物資調整	危機管理防災部職員
看護・救護、保健福祉、こころのケア、要配慮者対策	保健師、看護師、栄養士
土木復旧対応	土木技術職
応急仮設住宅対策、県有施設等復旧対応	建築技術職、設備職
家屋被害調査	税務職員、建築技術職
復興まちづくり計画策定支援	都市計画等従事職員

イ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員派遣に係る体制整備

【県（危機管理防災部）、市町村】

県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

さいたま市を除く市町村は、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備への協力に努めるものとする。

ウ 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、上記イ以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

4 県外傷病者の受入体制の整備

(1) 取組方針

大規模地震により他都道府県で多数の傷病者が発生し、本県に傷病者の受入れを要請された場合に備え、傷病者の受入体制を整備する。特に首都直下地震等により近隣都県に大きな被害が発生した場合には、多数の傷病者の受入れを要請されることが想定されるため、本県における傷病者の発生状況を踏まえ、適切に傷病者を受け入れる体制の整備を推進する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（保健医療部）	・ 県外からの傷病者の受入に係る体制の整備
後方医療機関	・ 県外からの傷病者の受入体制の整備

5 広域避難受入体制の整備

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時には、多くの人々が他都県から本県に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

また、避難の長期化に備え、応急仮設住宅を提供できる体制を整備する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部）	・ 広域避難者の避難所利用に関する調整 ・ 応急仮設住宅の適地調査の取りまとめ
県（都市整備部）	・ 公営住宅等の空き室状況の把握 ・ 応急仮設住宅の適地調査の取りまとめ
市町村	・ 避難所の選定、確保 ・ 公営住宅等の空き室状況の把握 ・ 応急仮設住宅の適地調査の実施

(3) 具体的な取組内容

市町村は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

県と市町村は、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

県は賃貸型応急住宅の迅速な提供体制を検討・構築する。

6 県内被害の極小化による活動余力づくり

(1) 取組方針

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

(2) 役割

機関名等	役割
------	----

県（危機管理防災部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への普及啓発 ・ 自主防災組織の育成
県（危機管理防災部、福祉部、保健医療部、県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進
県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等による事業継続の取組の促進

（3）具体的な取組内容

ア 県民への普及啓発 【県（危機管理防災部）、市町村】

- ・ 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- ・ 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ・ D I G、H U Gを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

イ 自主防災組織の育成 【県（危機管理防災部）、市町村】

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

ウ 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

【県（危機管理防災部、福祉部、保健医療部、県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村】

- ・ 市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。
- ・ 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- ・ 古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進める。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施する。
- ・ 県及び市町村は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

エ 企業等による事業継続の取組の促進

【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】

企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

<応急対策>

1 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)
2 応援に必要な広域災害情報の収集
3 緊急消防援助隊の派遣
4 警察災害派遣隊の派遣
5 広域支援拠点の開設・運用
6 道路啓開支援
7 物資の調達・輸送応援
8 広域応援要員の派遣
9 医療救護班の県外派遣
10 後方医療機関における県外傷病者の受入れ
11 遺体処理支援
12 広域避難の支援
13 がれき処理支援
14 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援

1 広域応援調整(後方応援本部(仮称)の設置)

(1) 取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、後方応援本部(仮称)を設置し、市町村と協調して応援活動を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部)	・後方応援本部(仮称)の設置
市町村	・広域応援にあたって県への協力

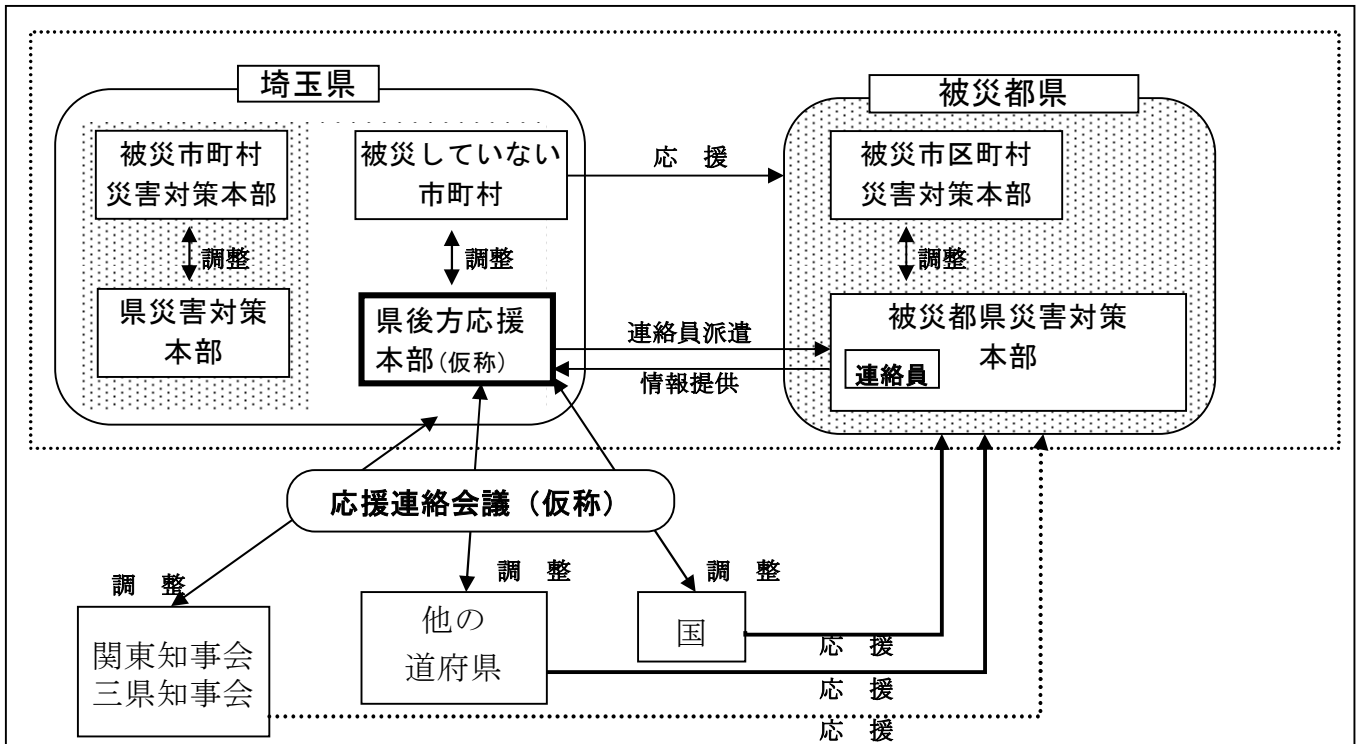
(3) 具体的な取組内容

ア 後方応援本部(仮称)の設置 【県(危機管理防災部)】

県は、首都圏広域災害が発生し、かつ本県の被害が少なく他都県への支援が可能と判断できる場合に、後方応援本部(仮称)を設置し、被災地への支援を実施する。

被災が軽微又は被災していない市町村は、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。

<広域応援体制の関係図>



○ 後方応援本部の主な業務

- ・被災都県の応援ニーズの把握
- ・全国からの応援活動に関する情報の取りまとめ
- ・応援ニーズの応援道府県への伝達、応援道府県との調整
- ・国や他の都道府県が情報共有する「応援連絡会議（仮称）」の事務局業務

2 応援に必要な広域災害情報の収集

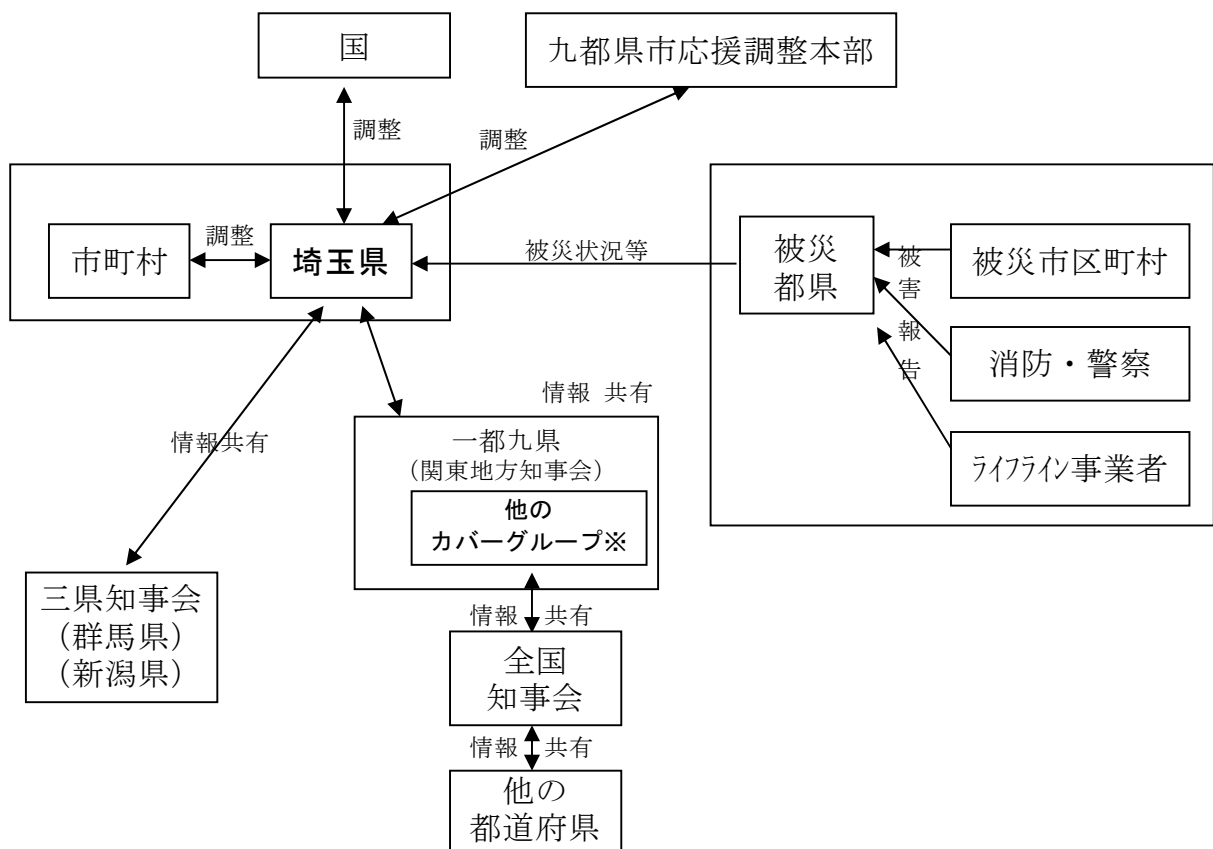
(1) 取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施する。必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・被災状況等の情報収集
市町村	・広域応援にあたって県への協力

<情報の流れ>



※他のカバーグループ

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
(第2グループ)	(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

(3) 具体的な取組内容

ア 情報連絡手段の確保 【県（統括部）】

被災都県等との情報連絡手段を確保する。情報連絡の手段は電話、防災行政無線、衛星電話、ファクシミリ、インターネット、テレビ電話等を使用する。

イ 連絡員の派遣 【県（統括部）】

県は、被災自治体と連絡が取れない場合や応援調整が必要な場合、自主的あるいは被災都県からの要請に基づき、連絡員を派遣する。

3 緊急消防援助隊の派遣

(1) 取組方針

国から消防の応援等のため必要な措置が求められた場合には、迅速に緊急消防援助隊を派遣する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、 消防本部	・ 緊急消防援助隊の派遣

4 警察災害派遣隊の派遣

(1) 取組方針

県（警察本部）は、警察庁の調整に基づき警察災害派遣隊を派遣する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	・ 警察災害派遣隊の派遣

5 広域支援拠点の開設・運用

(1) 取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、あらかじめ定めた広域支援拠点の候補地の中から、応援部隊（警察、消防、自衛隊）の活動及び、応援のため首都圏外から流入する物資・人員の受け皿となる広域支援拠点を選定し、開設・運用する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）、物流オペレーションチーム）、支部	<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援拠点の選定 ・広域支援拠点の開設・運用
警察、消防、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・進出拠点、活動拠点における救出救助活動 ※埼玉県広域受援計画に準ずる。

6 道路啓開支援

(1) 取組方針

他都県の緊急輸送道路について、道路啓開が速やかに行われるよう支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部）	・他都県における道路啓開支援活動の実施

7 物資の調達・輸送応援

(1) 取組方針

被災都県からの要請に基づき、県備蓄物資の提供や協定締結先からの調達を行う。救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。発災直後は、生活のための最低限必要な飲料水、食料、毛布等の物資について、被災地の状況に応じて過不足のないよう適切に供給する必要がある。

また、物資の支援は、原則、要請に基づき実施するが、被災の状況等を鑑み、自主的判断によるプッシュ型の物資支援を行うことも検討する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部（物流オペレーションチーム））	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の提供 ・物資の調達・提供

8 広域応援要員の派遣

(1) 取組方針

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。

応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣に当たっては、さいたま市を除く市町村と一体となって行うものとする。被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

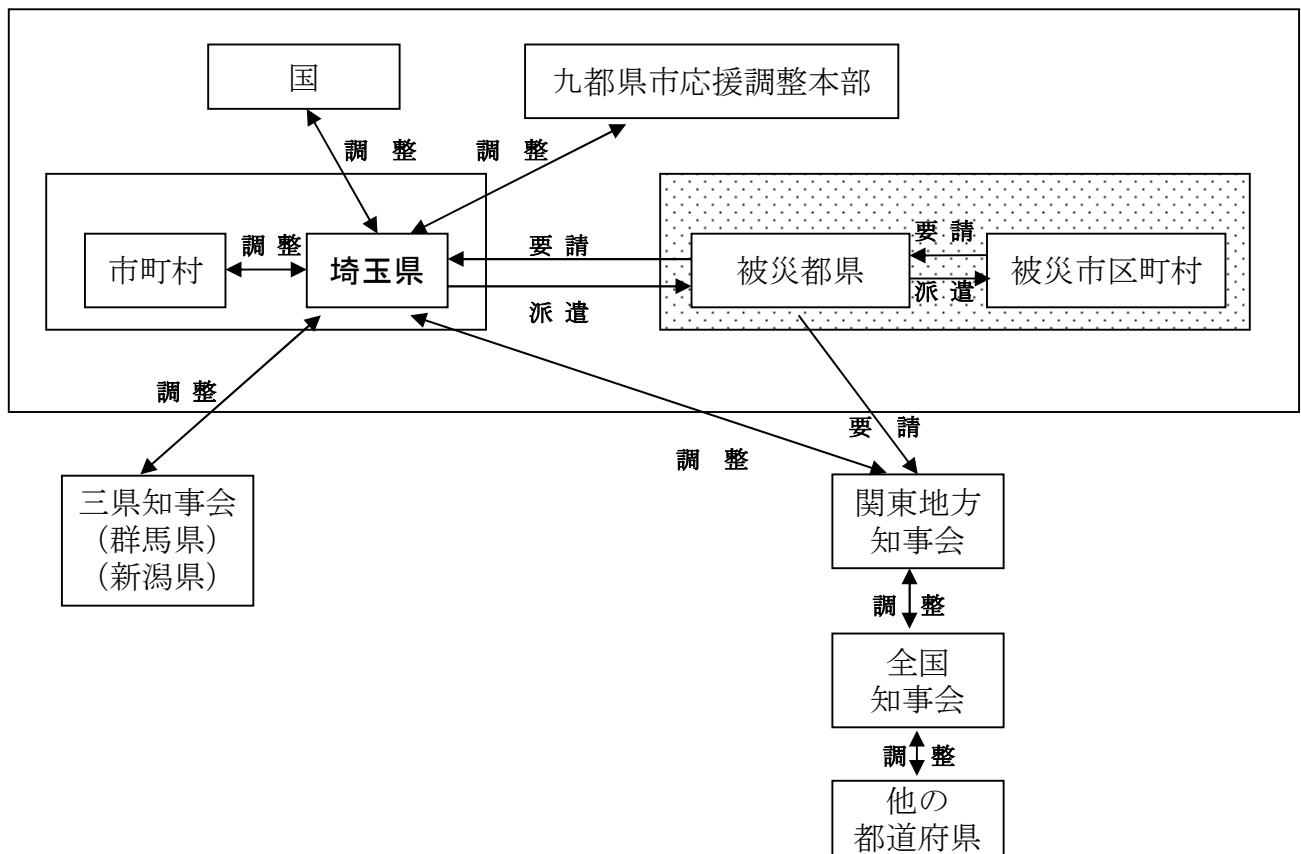
(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部、関係部）、市町村	・ 応援要員の派遣

<相互応援協定に基づく広域応援要員派遣の流れ>

県は被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員を派遣する。

県及び県内市町村では必要な要員の確保が困難な場合は、九都県市や全国知事会、三県知事会等に要請する。



<参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

時 期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、り災証明・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉・ <ul style="list-style-type: none"> ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援 ○建物二次被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援 ○応急住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
復旧・復興期（中・長期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 <ul style="list-style-type: none"> ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

9 医療救護班の県外派遣

(1) 取組方針

大規模災害により県外で大きな被害が発生した場合、医療救護班を県外被災地に派遣する。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における傷病者の発生状況等を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合に派遣するものとする。

(2) 役割

機関名等	役 割
------	-----

県（統括部、医療救急部）	・医療救護班の派遣に係る調整の実施
医療機関、日赤埼玉県支部	・医療救護班の編成・派遣
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	・医療救護班による救護の実施

（3）具体的な取組内容

ア 医療救護班の編成、派遣

県は、他都道府県から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護に係る支援が必要と認めるときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する。

10 後方医療機関における県外傷病者の受入れ

（1）取組方針

首都圏広域災害により、他都県に多数の傷病者が発生し、本県に受入要請があった場合は、後方医療機関に傷病者を受け入れる。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における傷病者の発生状況を踏まえ、受入れを実施するものとする。

（2）役割

機関名等	役割
県（統括部、医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> ・受入後方医療機関の指定 ・後方医療機関との傷病者受入れの調整 ・搬送手段の確保・調整
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・後方医療機関への搬送に対する協力

11 遺体処理支援

（1）取組方針

首都圏広域災害により他都県で多数の死傷者が発生した場合、被災地内における遺体処理を支援する。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における

死傷者の発生状況を踏まえながら支援を実施するものとする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（警察本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外市町村が行う行方不明者捜索への協力 ・ 検視又は死体調査の実施
医療機関（救護班）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検案の実施 ・ 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・ 身元確認業務に対する法歯学上の協力

1.2 広域避難の支援

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時に、本県の避難者発生状況を踏まえつつ、他都県からの避難者を市町村の協力を得て受け入れる。

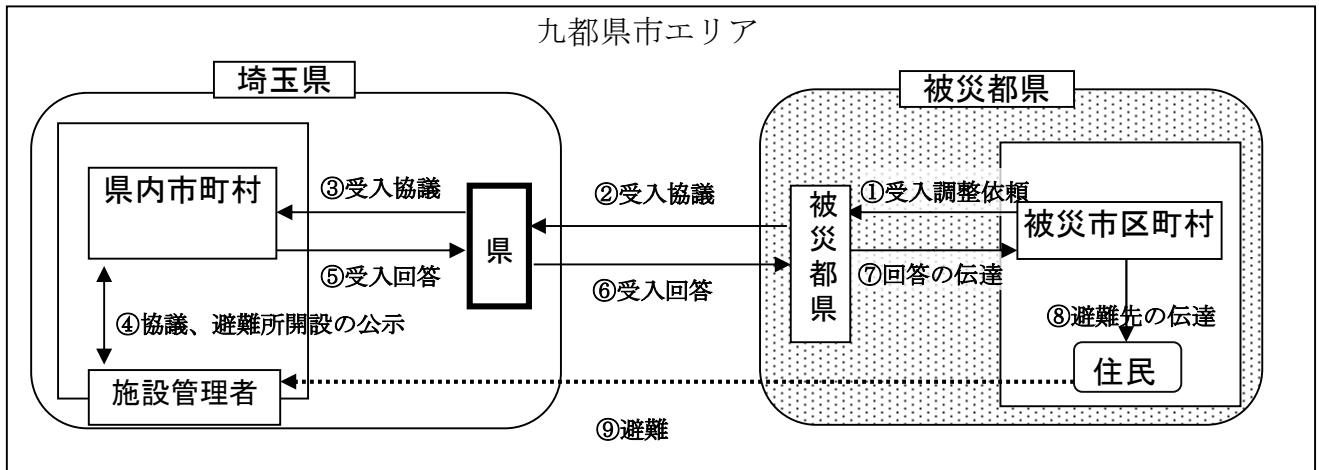
協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都県からの避難者（広域一時滞在中）を市町村が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部（危機管理防災部）、関係部局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災都県との避難者の受入調整 ・ 避難者の移送に係る調整 ・ 県有施設における避難者の受入れ ・ 遠県への避難に係る他県との調整 ・ 市町村からの要請に基づく職員の派遣
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設・運営、避難所開設の公示
県（輸送部）、交通事業者、バス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移送の実施
自主防災組織、災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域一時滞在中者向け避難所の運営支援

<広域避難（広域一時滞在）の流れ>



○ 応援要請と受入れの流れ

- ①被災市区町村からの被災都県へ避難者受入調整の依頼
- ②被災都県内では受入困難な場合、当県への要請。被災都県との受入協議。
- ③県内市町村と県との受入協議
- ④県内市町村と避難所（施設管理者）との協議
- ⑤県への受入回答及び避難所開設の公示
- ⑥被災都県への受入回答
- ⑦被災都県から被災市区町村への受入回答の伝達
- ⑧被災市区町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- ⑨避難者の受入れ（避難誘導を含む）
 避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都県と県が行う）

○ 被災都県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に收容し保護するため、市町村長に対して市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

なお、被災都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を收容できる施設を優先して選定する。

○ 避難者受入方針の決定

県は、市町村に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

○ 避難所開設の公示及び避難者の收容

市町村長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び收容人員並びに開設期間の見込みを公示し、收容すべき者を誘導して保護する。

○ 避難所の管理運営

「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策（第2編—206ページ）」を準用

する。

○ 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

県及び受入市町村は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

○ 自主避難者への支援

県及び県内市町村は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

○ 避難者登録システム等の活用

県は、市町村の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供する。

○ さらに遠県への避難

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

1.3 がれき処理支援

(1) 取組方針

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境対策部）	・被災都県のがれき処理への協力
市町村	・被災都県のがれき処理への協力

1.4 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

(1) 取組方針

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（環境対策部、	・被災都県からのし尿処理、ごみ処理の受入れに係る市町村との

統括部)	調整の実施
市町村	・し尿処理、ごみ処理の支援

<復旧・復興対策>

1 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)
2 ライフライン施設の復旧活動支援
3 遺体の埋・火葬支援
4 防疫対策支援
5 広域帰宅支援等
6 仮設工場・作業場の斡旋
7 災害復旧用資機材の提供
8 生活支援
9 首都機能の維持

1 広域復旧復興支援(職員派遣、業務代行)

(1) 取組方針

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

(2) 役割

機関名等	役割
県(統括部(危機管理防災部)、総務部、関係部局)、市町村	・広域復旧復興支援(職員派遣)の実施

<参考>復旧・復興に被災地で発生する主な業務

応急後期～復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・避難所の生活環境改善 ・被災者の要望調査 ・被災者の生活相談 ・「こころのケア」のためのカウンセリング ・被災者の域外避難 ・防疫体制の確立 ・火葬体制の確立 ・被害認定調査、り災証明書の発行 ・被災住宅の応急修理の実施 ・仮設住宅(民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む)の供給 ・税金の徴収猶予・減免措置 ・被災者生活再建支援金の給付 ・被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・義援金の募集、配分
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・がれき類の収集・処理
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・（市町村）復興計画策定 ・震災復興事業の実施 ・仮設住宅入居者の健康管理 ・遠方避難者への支援窓口 ・市街地復興事業（建築制限等の指定） ・被災者の職業あっ旋 ・被災者個人への融資 ・中小企業、農林漁業従事者への融資

○ 首都圏の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。本県は、国や全国知事会等に協力し、職員派遣や必要資材の調達支援を行うとともに、全国からの応援を調整する。

○ 主な応援業務

①復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

②インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

③まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

④恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

⑤その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

2 ライフライン施設の復旧活動支援

(1) 取組方針

大規模災害発生時におけるライフライン施設の大規模復旧作業を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・ライフライン事業者の復旧応援作業の総合調整
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・全国からの応援部隊の進出拠点の確保 ・全国からの応援の指揮

3 遺体の埋・火葬支援

(1) 取組方針

首都圏広域災害発生時、本県における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	・埋・火葬の調整及び斡旋
市町村	・他都県からの火葬依頼への対応

4 防疫対策支援

(1) 取組方針

大規模災害発生時、本県の被災状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の防疫対策を支援する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（医療救急部）	・他都県への防疫班の派遣

5 広域帰宅支援等

(1) 取組方針

混乱が収束した後、帰宅が可能な者については帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

一方、首都圏広域災害発生時には、東京都心部周辺などで、当面は帰宅できる状況にならないことが想定される。当面帰宅が難しい者については広域一時滞在として受け入れる。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請
県（輸送部）、県バス協会	・代替輸送の提供
鉄道事業者	・トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	・沿道照明の確保
帰宅支援協定締結事業者	・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとしての支援の実施

6 仮設工場・作業場の斡旋

(1) 取組方針

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（産業対策部）	・空き工場・作業場の斡旋
市町村	・空き工場・作業場の情報の提供、斡旋の協力

7 災害復旧用資機材の提供

(1) 取組方針

災害時応援協定等を活用し、被災都県に災害復旧用の資機材を提供する。

(2) 役割

機関名等	役割
県（応急復旧部、統括部）	・災害復旧用資機材の調達

8 生活支援

(1) 取組方針

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

(2) 役割

機関名等	役割
県（各部）	・長期避難者への生活支援の実施
市町村	・県の取組への協力

9 首都機能の維持

(1) 取組方針

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。

(2) 役割

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国の機関との連携体制の構築 ・さいたま新都心周辺における執務体制樹立への協力 ・政府（緊急災害対策本部）との連絡調整

	<ul style="list-style-type: none">・政府の活動スペースの確保・政府関係職員の住宅など、生活環境の確保
県（統括部以外）、 市町村	<ul style="list-style-type: none">・政府の災害対応及び業務継続の支援

第6編 事故災害対策編

第6編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、関東地方整備局、自衛隊、道路管理者、事業者、防災関係機関】

第1 火災予防

1 基本方針

市町村の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を援助して、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、かつ、市町村に対し必要に応じて消防に関する勧告、指導、助言を行い火災から県民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

2 行政指導の徹底 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 防火思想の徹底

県は、市町村消防機関を督励して、防火思想の普及啓発を図るため、その行政指導の徹底に努める。

(2) 市町村消防計画の作成指導

消防計画の作成指導については、次の事項に留意する。

ア 組織計画

消防機関が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

イ 消防団の育成・強化

市町村は、消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮する。

ウ 消防施設整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり当該市町村の社会構造の変化に対処できる増強計画とするが、計画は通常5か年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

エ 調査計画

消防機関が災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画をたてるとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成するよう指導する。

オ 教育訓練計画

市町村消防が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるため、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図るよう指導する。

カ 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を

確立するよう指導する。

キ 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達及び周知方法等を計画するよう指導する。

ク 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立できるよう指導する。

ケ 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させるよう指導する。

コ 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておくよう指導する。

サ 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくよう指導する。

シ 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくよう指導する。

ス 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、当該市町村のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

3 火災予防対策 【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関】

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

【資料編VI-1-1】防火地域及び準防火地域の指定状況

【資料編VI-1-2】都市防災不燃化促進事業制度フロー

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火管理者制度の効果的な運用

- (ア) 学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作

成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。

- (イ) 防火管理者を育成するため、防火講習会の開催について、市町村を指導し、防火管理能力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、市町村の協力を得て発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(3) 耐災環境の整備

ア 消防水利施設、消防機械の整備状況

【資料編VI-1-3】消防水利施設、消防機械の整備状況

イ 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、殊に本県は東京都に隣接し、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

- (ア) 消防団装備の機械化、軽量化
- (イ) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (ウ) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (エ) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (オ) 団員の処遇改善
- (カ) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

ウ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(ア) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

- (イ) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。
- (ウ) 消防用設備等の整備充実
防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な

な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

第2 消防活動 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

1 目標

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

2 消防本部による消防活動 【市町村、消防機関】

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

カ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、「第2編 震災対策編—第2章—第6 応急対策 救急救護」による。

3 消防団による消防活動 【市町村、消防機関】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

4 他の消防機関に対する応援要請 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。

被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認めた時は、消防組織法第44条により、緊急消防援助隊の応援を要請をするものとする。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 市町村への進入経路
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、消防応援活動調整本部が受入体制を整える。

- (ア) 応援隊の誘導方法
- (イ) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- (ウ) 応援隊の活動拠点の確保

第3 大規模火災予防

【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】

1 基本方針

(1) 趣旨

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

(2) 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

(3) 現況

ア 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、各種火災予防対策は進んでいる。また、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、高層建築物等の防災計画の届出を義務付けた。

イ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

迅速な情報の収集、伝達のため、防災ヘリコプター映像電送装置を導入しているほか、地上系、衛星系の防災無線局858局を整備している。また、消防水利の確保についても、消防施設整備計画に基づき整備を進めている。

ウ 防災知識の普及、訓練

各種のパフレット、「彩の国だより」、県のホームページへの掲載のほか、防災学習センターでの防災体験の提供により、県民に対し防災情報を提供している。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】

県及び市町村は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用する

ための施設の整備等を図るものとする。

県及び市町村は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関、事業者】

ア 消防用設備等の整備、維持管理

県及び市町村は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

- (ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- (イ) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- (ウ) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- (エ) 高層建築物等に係る防災計画指導

(3) 火災発生原因の制御 【危機管理防災部、消防機関、事業者】

ア 建築物の防火管理体制

学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

イ 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

県及び消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

エ 火災予防運動の実施

県民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、県及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

オ 火災防御検討会の開催

県は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、市町村の協力を得て発生地の消防関係者等による火災防御検討会を定期的に開催し、防御活動の細部にわた

って検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とするものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び市町村は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編－第2章－第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】

ア 職員の体制

県、市町村及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

さらに、大規模火災が発生した場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

(3) 消火活動体制の整備 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

県及び市町村は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、

河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、道路管理者】

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編 震災対策編—第2章—第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察は、平素から関係機関と連絡をとり、道路状況及び交通機関の実態を把握し、災害時に適切な交通確保（規制）措置がとれるよう交通対策を樹立しておくものとする。

(5) 避難収容活動への備え 【市町村】

ア 避難誘導

市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。

イ 避難所

市町村は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域をかかえる市町村においては、あらかじめ広域避難地を選定・確保するものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動 【都市整備部、市町村、事業者等】

県及び市町村、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え 【危機管理防災部、市町村】

県及び市町村は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

【総務部、危機管理防災部、県土整備部、事業者、市町村、消防機関】

ア 訓練の実施

県、市町村及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

県、市町村及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

(1) 防災知識の普及

県及び市町村は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、県民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

県及び市町村は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

県及び市町村は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

【危機管理防災部、市町村】

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4 大規模火災対策 【危機管理防災部、警察本部、自衛隊、市町村、消防機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 市町村

市町村は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

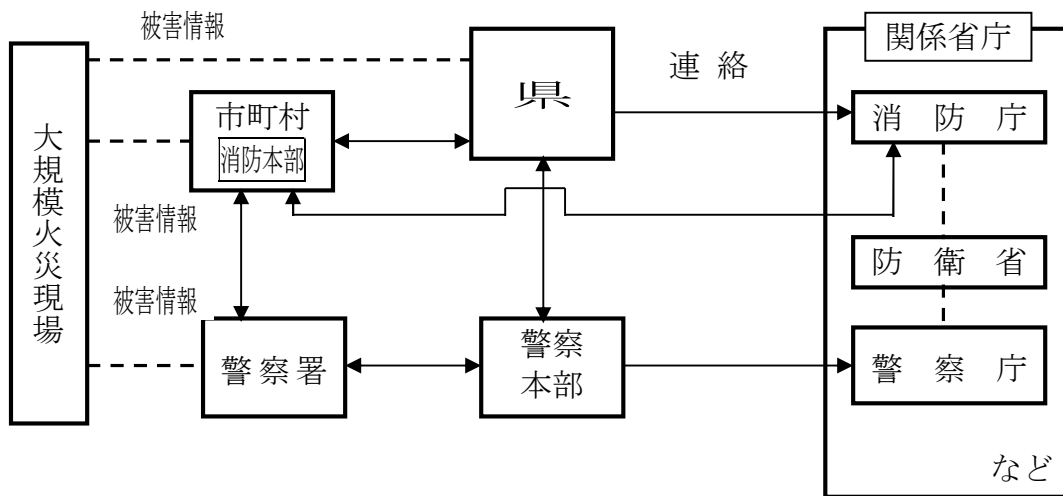
(イ) 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡 【県、市町村、関係機関】

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国（消防庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。

県、市町村及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保 【県・市町村・防災関係機関】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制 【危機管理防災部】

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、大規模火災が発生した場合は、埼玉県災害対策本部要綱にしたがって、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、

現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、大規模火災の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡するものとする。

国の非常災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部は、国との連絡調整を図りつつ、災害対策について支援・協力を要請するものとする。

オ 緊急消防援助隊の要請

大規模な災害が発生し、消防力の増強が必要と認められる場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

この場合、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。

カ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対策 自衛隊災害派遣」によるものとする。

(2) 警察の活動体制 【警察本部】

警察は、大規模火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(3) 市町村の活動体制 【市町村】

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 事業者の活動体制 【関係機関】

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

(5) 広域的な応援体制 【危機管理防災部】

知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動 【消防機関】

(1) 消防機関

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動

の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

(2) 県

県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプター等を積極的に活用し、大規模火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

5 避難収容活動 【県、市町村】

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」に準ずる。

6 施設・設備の応急復旧活動 【県、市町村、公共機関】

県、市町村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動 【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達 【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに

対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。
また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第5 林野火災予防 【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】

1 基本方針

(1) 趣旨

本県は、森林面積が県土のおよそ3分の1を占めている中、林野火災は、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。

(2) 留意点

計画の策定に当たっては、事業主体ごと、次の事項に留意する。

- ア 林野火災に強い地域づくり
- イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え
- ウ 防災対策の充実

(3) 現状

林業の採算性の悪化等から、管理不足による森林の荒廃が進んでいる。一方で山間地域の道路や観光拠点の整備が進み、ハイカー等の森林への入り込みが増加している。その結果、林野火災が多発し、森林に隣接した住宅への延焼の危険が高くなっている。

【資料編VI-1-4】森林面積

2 実施計画

(1) 県及び市町村

ア 林野火災に強い地域づくり

(ア) 危険地域の把握

県及び市町村は、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努めるものとする。

(イ) 防災計画の策定

県は、林野の所在する市町村に対し、迅速かつ効果的な消防活動が実施できるよう、総合的な防災計画の作成を指導するものとする。

(ウ) 火災巡視等

県及び市町村は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え

(イ) 情報の収集・連絡関係

① 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システ

ムの一層の強化を図るものとする。

② 情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。

③ 通信手段の確保

県及び市町村は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(イ) 消火活動体制の整備

県及び市町村は、林野火災に備え、林野火災対策に直接関係する4消防本部及び陸上自衛隊と県が空中消火用資機材の保管について協定を締結し、大規模な山林火災が発生した場合に備えている。

県及び市町村は、林野火災に備え、水利や消火剤等の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。

市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保や消火剤の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 避難収容活動への備え

① 避難誘導

市町村は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、市町村は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するものとする。

② 避難所

県及び市町村は、山小屋、避難壕、宿泊施設等を避難所として指定し、住民や入山者への周知徹底に努めるものとする。また避難所として指定された建物については、必要に応じ、点検・整備を行うものとする。

また県及び市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な措置を、住民や入山者及び施設管理者に周知するものとする。

(イ) 施設・設備の応急復旧活動

県及び市町村は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(ウ) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

県及び市町村は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

(カ) 防災関係機関等の防災訓練の実施

① 訓練の実施

県及び市町村は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

県及び市町村が訓練を行うに当たっては、林野火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ウ 防災対策の充実

(7) 林野火災予防対策の充実

林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

① 森林の保全巡視

林野火災の発生を防止するため、大規模な林野の所在する市町村は、森林の保全巡視を行うものとする。

② 予防啓発活動

毎年、林野火災危険期（2月～3月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。

③ 山間孤立地域の把握

林野火災の延焼により道路が遮断され、集落や住居が孤立する地域を把握し、居住者等に注意を喚起するものとする。

(2) 県、市町村、森林所有者及び林業関係団体

林野火災に強い地域づくり

ア 県、市町村、森林所有者

森林管理道等の整備

県及び市町村は、消火活動に資する森林管理道、防火貯水槽の整備及び維持管理を実施するものとする。

県、市町村及び森林所有者は、林野火災の発生及び延焼拡大の可能性の高い森林の林縁に、防火帯等を造成するものとする。

森林所有者は、維持管理にあつては、下刈、枝打、除伐等を適切に行い、火災予防及び延焼防止に資するものとする。

イ 林業関係団体

火災巡視等

林業関係団体等は、林野火災の多発時期における巡視等、自主的な森林保全管理活動を推進するものとする。

(3) 県、市町村及び警察

迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 災害応急体制の整備

(7) 職員の体制

県及び市町村は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

さらに、林野火災の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

イ 緊急輸送活動への備え

林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編 震災対策編—第2章—第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発災時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第6 林野火災対策

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】

1 発災直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

(7) 市町村

市町村は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

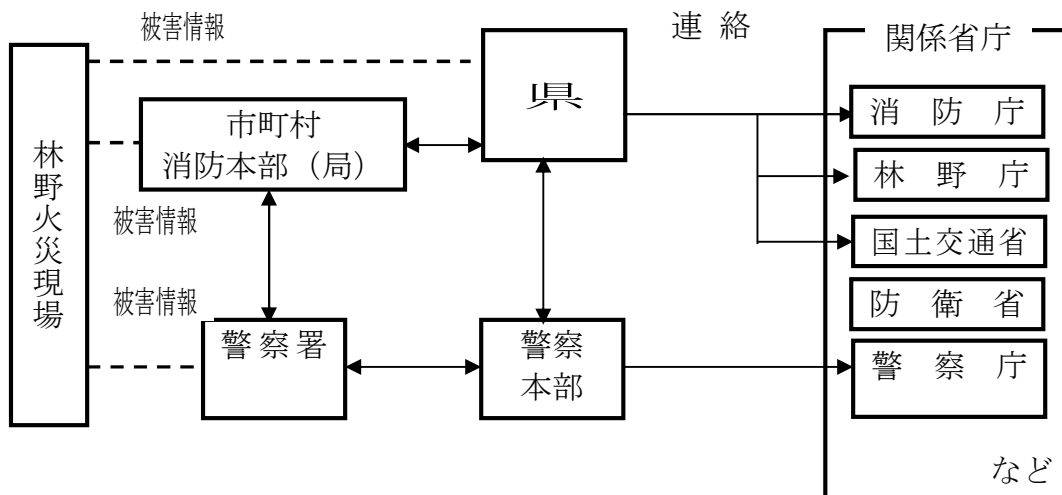
(4) 県、警察

県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

イ 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡 【県、市町村、関係機関】

市町村は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、国（消防庁、林野庁）に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡するものとする。また、必要に応じて情報連絡員を現地指揮本部等に派遣させ、情報を収集、伝達することとする。

県、市町村及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制 【危機管理防災部】

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、林野火災による大規模な被害が発生した場合、埼玉県災害対策本部要綱に従って直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、

現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、林野火災の発生を確認し、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡するものとする。

国の非常災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部は、国との連絡調整を図りつつ、災害対策について支援・協力を要請するものとする。

オ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対策 自衛隊災害派遣」によるものとする。

(2) 警察の活動体制 【警察本部】

警察は、大規模な林野火災が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動する。

(3) 市町村の活動体制 【市町村】

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 事業者の協力体制 【関係機関】

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。

(5) 広域的な応援体制 【危機管理防災部】

知事は、市町村長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動 【県、消防機関】

(1) 消防機関

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。

(2) 県

県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプター等を積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 避難収容活動 【県、市町村】

発災時における避難誘導については、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」に準ずる。

山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

6 施設・設備の応急復旧活動 【県、市町村、公共機関】

県、市町村及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動 【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達 【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

8 二次災害の防止活動 【関係機関】

県は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域部における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努めるものとする。

県は、専門技術者を活用して、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じるものとする。

9 災害復旧 【各機関】

県、市町村及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援するものとする。

また、県及び市町村は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

第2節 危険物等災害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

第1 危険物等災害予防 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 基本方針

(1) 趣旨

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(2) 留意点

県、市町村は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物 【市町村、消防機関、施設管理者】

(1) 施設の現況

消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、近年各種産業の発展に伴って複雑化している。

(2) 予防対策

ア 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(イ) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

なお、危険物施設における事故状況は消防年報のとおりである。

3 高圧ガス 【危機管理防災部、市町村、消防機関、施設管理者】

(1) 施設の現況

【資料編VI-2-1】高圧ガス施設の現況(化学保安課)

(2) 予防対策

ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

イ 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導を行う。

ウ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検

及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

4 銃砲・火薬類【警察本部・危機管理防災部・市町村】

(1) 施設の現況

【資料編VI-2-2】銃砲、火薬類施設の現況(化学保安課)

(2) 予防対策

- ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。
- イ 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。
- ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

5 毒物・劇物【保健医療部・市町村・各機関】

(1) 施設の現況

【資料編VI-2-3】毒劇物取扱施設の現況(薬務課)

(2) 予防対策

- ア 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- イ 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- ウ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第2 危険物等災害応急対策 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 活動方針 【警察本部、施設管理者】

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置 【危機管理防災部、警察本部、施設管理者】

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3 高圧ガス災害応急対策計画

【危機管理防災部、警察本部、市町村、消防機関、施設管理者】

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。
- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
 - ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- (3) 知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市町村長が緊急措置命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策計画

【危機管理防災部、警察本部、消防機関、施設管理者】

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【保健医療部、警察本部、施設管理者】

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

1 趣旨

本計画は、県内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

2 活動体制

(1) 県

ア 任務

県は、県内に人身被害が発生したときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

イ 人身被害対策における災害対策本部の設置

県内に相当規模以上の人身被害が発生した場合、県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

(2) 市町村

市町村は、当該市町村の地域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

【資料編VI-2-4】 サリン等による人身被害の連絡通報体制

3 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

【資料編VI-2-5】 サリン等による人身被害の原因解明のための連絡体制

(2) 情報収集

ア 県

県は、県内に人身被害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じ、次の各項によるものとする。

(ア) 県（危機管理防災部・保健医療部）の対応

人身被害の報告を受けた県は、警察本部、医療機関等とも連絡を密にし、必要な連絡・調整を行う。

(イ) ヘリコプターによる被害状況の把握

災害現場状況を上空より視認できる場合は、県防災ヘリコプターにより被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁に送り、事故災害応急対策活動に利用する。

イ 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

ウ 警察

「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準ずる。

ア 市町村

消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 警察機関

警察機関は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険個所の監視警ら等を行う。

ウ 緊急消防援助隊

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の求め又は指示による緊急消防援助隊の特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）等により対処する。

(5) 医療救護

県は、県内に人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、特に次の項について万全を期するものとする。

ア 医薬品の確保

県（保健医療部）は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保するものとする。

イ 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努めるものとする。

(6) 救急搬送

「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準じる。県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(7) 医療機関の確保

「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準じ、医療機関を確保するものとする。

(8) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対応力の強化—<応急対策>—6 自衛隊災害派遣」により汚染除去を要請する。

【資料編VI-2-6】自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統

(9) 避難誘導

市町村長、警察官等は、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行うものとする。

(10) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、市町村長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対策 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「第2編 震災対策編—第2章—第4 災害対応力の強化—<応急対策>—7 応援要請」に準ずるものとする。

【資料編VI-2-7】陸上自衛隊災害派遣要請連絡系統

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

【直轄、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、企業局、下水道局、教育局、警察本部、市町村、消防機関、原子力事業者等、道路管理者】

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、県民生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

2 現況

本県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。また、本県は、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・施設から概ね半径30キロメートル））に含まれていない。

しかしながら、本県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び該当消防本部はその全施設数を把握している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、県はその動向に注視していく必要がある。

【資料編VI-3-1】 原子力規制委員会が、今後検討を行うべき課題として、原子力災害対策指針に記載している事項

第2 予防対策

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策 【核燃料物質使用事業者】

ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する市町村の地域

防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

ウ 放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

エ 防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故による被ばくの可能性がある環境下で活動する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

オ 緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策 【放射性同位元素使用事業者】

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

県及び市町村、消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係 【危機管理防災部、市町村、消防機関】

ア 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国その他関係機関との連携を図るものとする。

ウ 通信手段の確保

県及び市町村は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備 【危機管理防災部、市町村、道路管理者】

ア 職員の体制

県、市町村及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また県は、緊急消防援助隊に係る体制の強化に努める。

ウ 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備 【危機管理防災部、保健医療部、市町村】

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

県は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

ウ 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県はヘリコプター等による広域搬送体制の整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

(4) 防護資機材の整備 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】

県、市町村、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

【危機管理防災部、保健医療部、環境部、農林部、企業局、下水道局】

県は、放射線関係事故が発生した場合に県内各地点における放射線量等を測定する体制を整備するものとする。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え 【県、市町村】**ア 大規模な避難住民の受入れ**

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入れについては、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」を準用する。

イ 避難所の指定

市町村は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

ウ 避難誘導

市町村は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(イ及びウは、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」により実施する。)

(7) 飲料水の供給体制の整備 【保健医療部、企業局、市町村】

県は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、「第2編 震災対策編—第2章—第10 物資供給・輸送対策<応急対策>」を準用して飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国等と協働して実施するものとする。

(8) 広報体制の整備 【直轄、危機管理防災部、保健医療部、市町村】

県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(9) 住民相談窓口の整備 【県民生活部、保健医療部、市町村】

県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(10) 防災教育・防災訓練の実施 【危機管理防災部、保健医療部、市町村】**ア 防災関係者の教育**

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

県及び市町村は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 応急・復旧対策

1 目標

本県における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

2 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡 【県、市町村、消防機関、原子力事業者等】

(7) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に

該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び関係省庁などに通報するものとする。

【資料編VI-3-2】 特定事象通報基準（輸送時の事故）

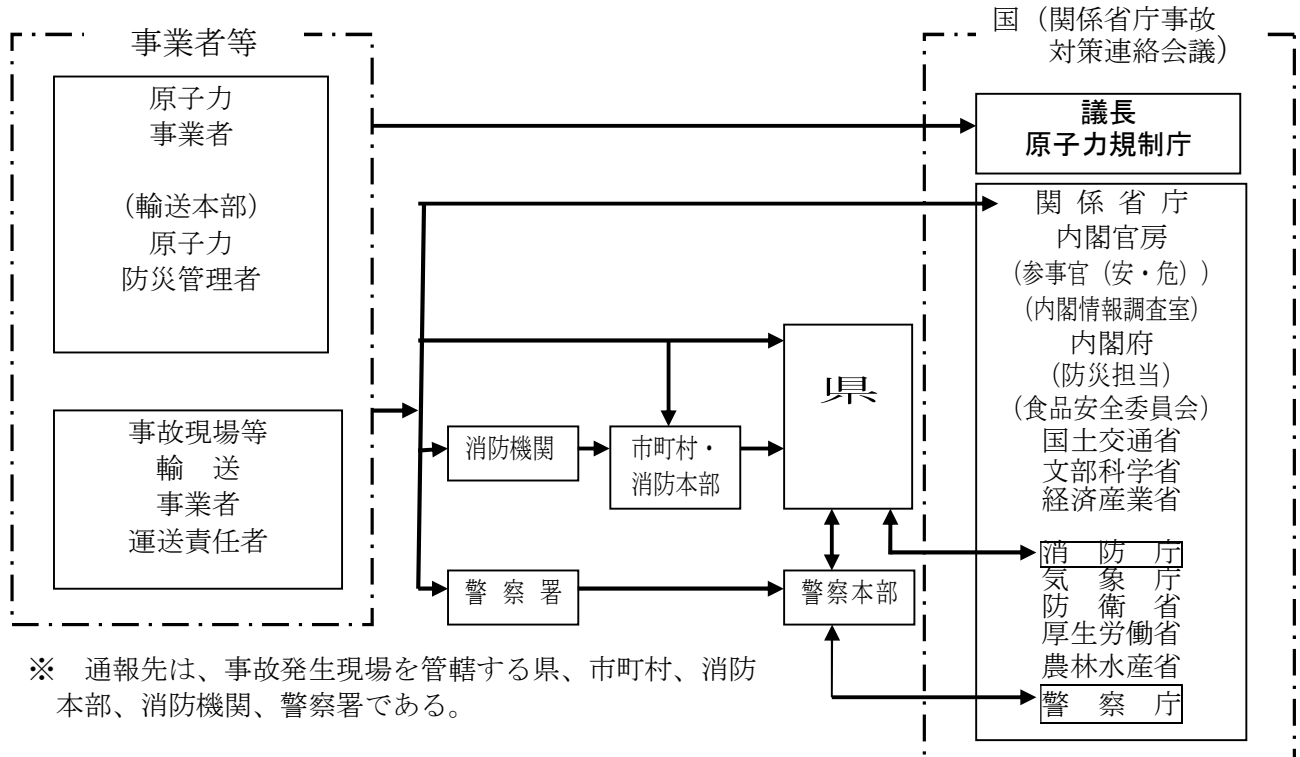
- ① 特定事象発生場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向・風速など）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、市町村、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(イ) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

【資料編VI-3-3】 輸送事故時の連絡体制

【資料編VI-3-4】 参考 [原災法第10条に定める特定事象に至らない場合における連絡系統の例]

(ウ) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

(エ) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

(ア) 関係機関への通報・連絡

(イ) 異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

(ウ) 消火及び輸送物への延焼防止

(エ) 輸送物の移動

(オ) 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）

(カ) 汚染の拡大防止及び除染

(キ) 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出

(ク) その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消

火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

エ 県の活動体制

(7) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

(イ) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編—第2章—第4-6 自衛隊災害派遣」によるものとする。

オ 市町村の活動体制

市町村は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

カ 応援要請 【県】

県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

(3) 消火活動 【消防機関、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応 【県、市町村】

ア 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市町村はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講ずるものとする。

【資料編VI-3-5】原子力緊急事態宣言発令基準(輸送中の事故)

イ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の

危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

イ 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など 【県、市町村】

ア 退避・避難等の基本方針

県及び市町村は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

【資料編VI-3-6】表3 O I Lと防護措置について

イ 警戒区域の設定

(7) 警戒区域の設定

市町村長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(イ) 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

市町村長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

(ウ) 関係機関への協力の要請

市町村長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

ウ 退避・避難等の実施

市町村長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

エ 避難所の運営管理

市町村は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市町村は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

オ 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市町村は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

カ 県民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

県、市町村及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(イ) 県民への的確な情報の伝達

県及び市町村は、県民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(ウ) 住民等からの問合せへの対応

県及び市町村は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(7) 核燃料物質等の除去等 【原子力事業者】

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

(8) 各種規制措置と解除 【県、市町村、消防機関、警察本部、原子力事業者】

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

県及び市町村は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者から

の事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行うものとする。

【資料編VI-3-6】 表3 OILと防護措置について

イ 解除

県、市町村、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

(9) 被害状況の調査等 【県、市町村】

ア 被災住民の登録

県は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を当該市町村に指示するものとする。

イ 被害調査

県は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するよう当該市町村に指示するものとする。

- (ア) 退避・避難等の措置
- (イ) 立入禁止措置
- (ウ) 飲料水、飲食物の制限措置
- (エ) その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(10) 住民の健康調査等 【県、市町村】

県及び市町村は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、第6編第3節「放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画」第2-2「迅速かつ円滑な災害対策への備え」第2-2-(3)「緊急被ばく医療体制の整備」第2-2-(3)-ア「緊急被ばく医療可能施設の事前把握」において、把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

3 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 事故情報の収集・連絡

(ア) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡 【県、市町村、消防機関、取扱事業者】

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況

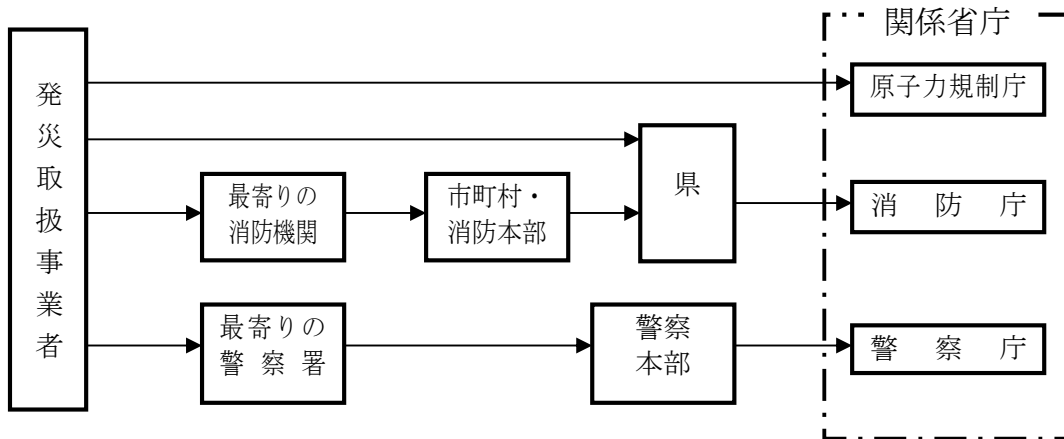
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡するものとする。

(イ) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



(ウ) 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

(イ) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市町村及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

イ 通信手段の確保 【県、市町村、関係機関】

県及び市町村等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立 【県、市町村、取扱事業者】

県及び市町村は第6編第3節第3-2「核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策」に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

4 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるた

め、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

【資料編VI-3-7】 表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

イ 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記アの施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

【資料編VI-3-8】 表1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等

【資料編VI-3-9】 図1 防護措置実施のフローの例

(2) 「第6編 事故災害対策編—第3節—第3—2—(4)～(10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「第6編 事故災害対策編—第3節—第3—2—(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(3) 放射線量等の測定体制の整備

ア 県民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

【保健医療部】

県は、県民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばく程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

イ 空間放射線量の測定体制の整備

【総務部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、教育局】

県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、県民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県内における放射線量の分布を把握するものとする。

ウ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備【農林部、企業局、市町村】

県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、県民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて第6編第3節第3—2—(8)の摂取制限等を行うものとする。

エ 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備【企業局、下水道局】

県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

(4) 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の本県における避難住民の受入れについては「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」を準用する。

第4節 農林水産災害対策計画 【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

第1 凍霜害予防 【農林部、市町村、農業協同組合関係団体】

1 基本方針

凍霜害による茶の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

2 実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

凍霜害防除対策は、次のとおり関係機関が一体となり密接に連携して行うものとする。

ア 生産振興課

凍霜害防除体制及び被害後の技術対策等について企画立案にあたる。

イ 茶業研究所

凍霜害防除技術及び被害後の技術対策の樹立及び指導にあたる。

ウ 農林振興センター

管内の関係機関、市町村及び団体と連絡を密にし、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進にあたる。

エ 市町村

管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

オ 農業協同組合等関係団体

市町村と一体となって次の事項を行う。

- (ア) 凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。
また、凍霜害の常習地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。
- (イ) 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように務めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

(2) 霜注意報等の伝達

「第4節 農林水産災害対策計画 第2-2(2)」に定めるほか、生産振興課及び茶業研究所は、凍霜害の発生が予想される期間中凍霜害担当者を定め、関係機関への霜注意報等の伝達にあたる。

ア 生産振興課

(ア) 霜注意報等の伝達を受けた場合は、直ちに茶業研究所に伝達する。

なお、霜注意報が発表された場合、県（災害対策課）は、防災行政無線システムにより市町村にこれを伝達することとしている。

(イ) 土曜日、日曜日、祭日並びに平日の午前8時30分～午後5時15分以外の時間に霜注意報が発表された場合、生産振興課凍霜害担当者は、これを茶業研究所の凍霜害担当者に伝達する。

イ 茶業研究所

生産振興課からの伝達に基づき、又は独自の観測結果により凍霜害のおそれがあると予想される場合は、直ちに関係市町村に伝達する。

ウ 市町村

県から霜注意報等の伝達があった場合は、直ちに農業協同組合等関係団体に伝達する。

エ 農業協同組合等関係団体

市町村等からの霜注意報等の伝達に基づき、直ちに電話、有線、無線等の方法により関係農家に伝達する。

(3) 防除対策

霜注意報が発表された時、又は自ら凍霜害の危険があると認めたときは、以下の凍霜害防除対策を参考に防除を行う。

茶園凍霜害防除技術は（資料編VI-4-1）による。

(4) 被害後の技術対策

被害の実態、程度を把握して、直ちに以下の凍霜害防除対策を参考にして対策を講ずる。

茶園凍霜害被害後の技術対策は（資料編VI-4-2）による。

(5) 被害速報

被害が発生した場合、茶業研究所及び農林振興センターは、独自に得た情報を参考データとして直ちに生産振興課に報告する。

凍霜害減収判断基準は（資料編VI-4-3）による。

【資料編VI-4-4】参考：「気温の観測等について」

第2 農林水産災害対策 【農林部】

1 目標

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るため、必要な活動体制及び措置については、他の法令等によるもののほか、この計画に定めるところによる。

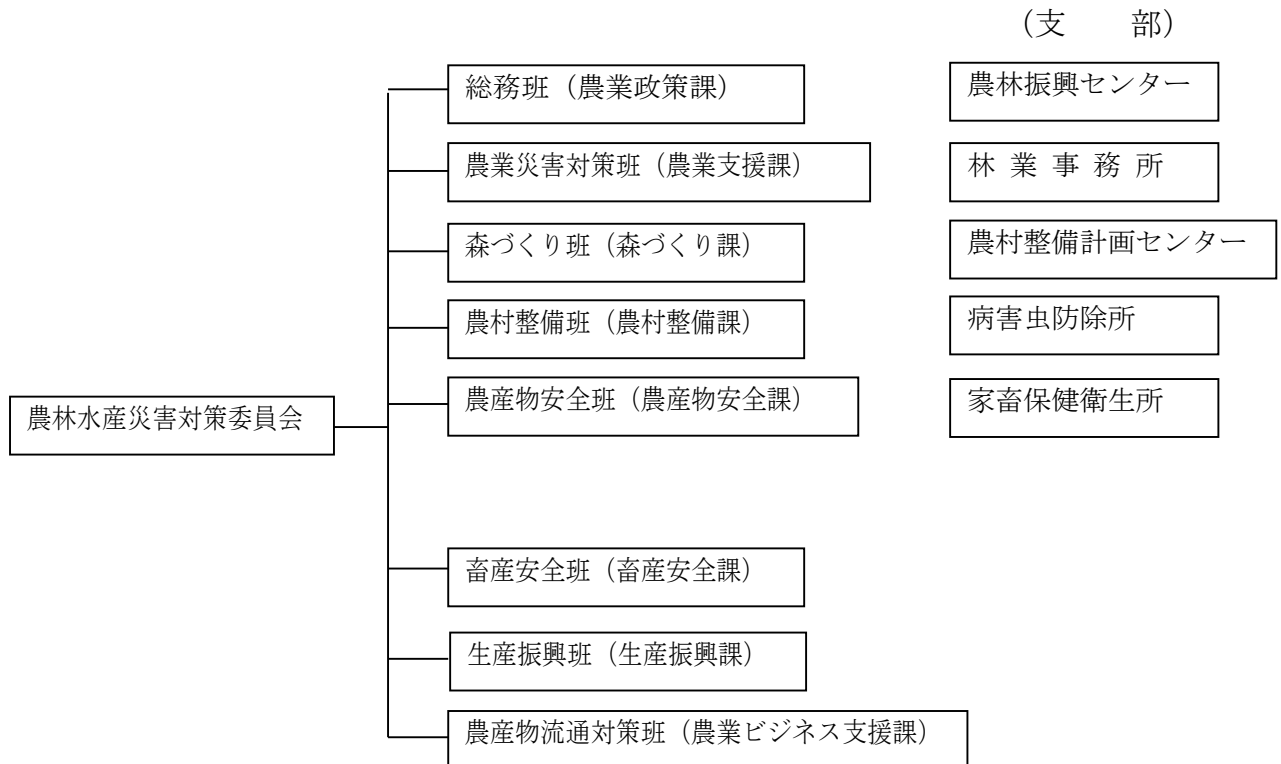
2 実施計画

(1) 活動体制 【農林部】

災害対策の円滑な実施を推進するため、「埼玉県農林水産災害対策要領」を定め、災害の発生に伴い、農林部に「農林水産災害対策委員会」を、関係課に実務を担当する「災害対策実務班」を、各農林振興センターに「支部」をそれぞれ設置し、関係機関との緊密な連携の下に災害対策を講ずるものとする。

なお、埼玉県災害対策本部要綱第18条に定める非常体制となった場合はこれを優先する。

【農林水産災害対策委員会組織】



【資料編 I-2-2-2】農林水産災害対策委員会の活動体制

(2) 注意報及び警報の伝達 【農林部】

農業支援課は、災害対策課から次の注意報及び警報等の伝達を受けたときは、農林部関係課へ伝達するとともに、ファクシミリ等を利用して各農林振興センターへ伝達する。

なお、土曜、日曜、祝祭日並びに夜間に注意報等の発表があった場合は、別に定める凍霜害予防計画によるものを除き、原則として伝達を行わない。

〈伝達する注意報の種類〉

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

(3) 措置 【農林振興センター】

各農林振興センターは、農業支援課からの伝達に基づき、関係機関へ伝達するとともに市町村等へ必要な指導を行う。

3 災害の応急対策及び復旧 【農林部】

(1) 農作物・農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病虫害の防除、損壊施設の応急措置等に係る必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要と認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講じる。

(2) **農地及び農業用施設**

被災農地・農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講じる。

(3) **森林・林産物及び林地荒廃防止施設・森林管理道施設**

林地については、被害の規模に応じて復旧措置を講じるとともに立木、林産物被害については、損失の状況等により必要な助成措置を講じる。

また、施設被害に対しては、被害の拡大防止措置を講じるとともに、必要な復旧措置を講じる。

(4) **家畜・家禽**

災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発性病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講じる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

(5) **その他**

卸売市場、農林業関係団体の施設など、上記1～4以外についても、被害状況の迅速な把握に努め、適切な指導を行うとともに、被害程度に応じて必要な対策を講じる。

第5節 道路災害対策計画

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関
関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、防災関係機関】

第1 道路災害予防

1 基本方針

(1) 趣旨

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

(2) 現状

県では、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

(7) 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者には災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(4) 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者には交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

イ 道路施設等の整備 【道路管理者、県、市町村】

(7) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者へ広報するものとする。

【資料編VI-5-1】異常気象時通行規制区域及び道路通行規制基準

【資料編VI-5-2】特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

(4) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ① 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

- ② 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ③ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④ バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(ウ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・連絡体制の整備 【県、市町村、道路管理者】

県、市町村及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

イ 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。

(3) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制の整備 【県、市町村、道路管理者】

県、市町村及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制 【県、市町村、消防機関】

県及び市町村は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

また県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努めるものとする。

【資料編Ⅱ-2-4-12】九都県市災害時相互応援に関する協定

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 県、市町村、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第2編 震災対策編—第2章—第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、市町村及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

イ 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

【資料編VI-5-3】災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定（警察本部）

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え 【県、市町村】

県及び市町村は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、市町村、消防機関】

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 事故情報等の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

(イ) 県

県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

(イ) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

(ウ) 市町村

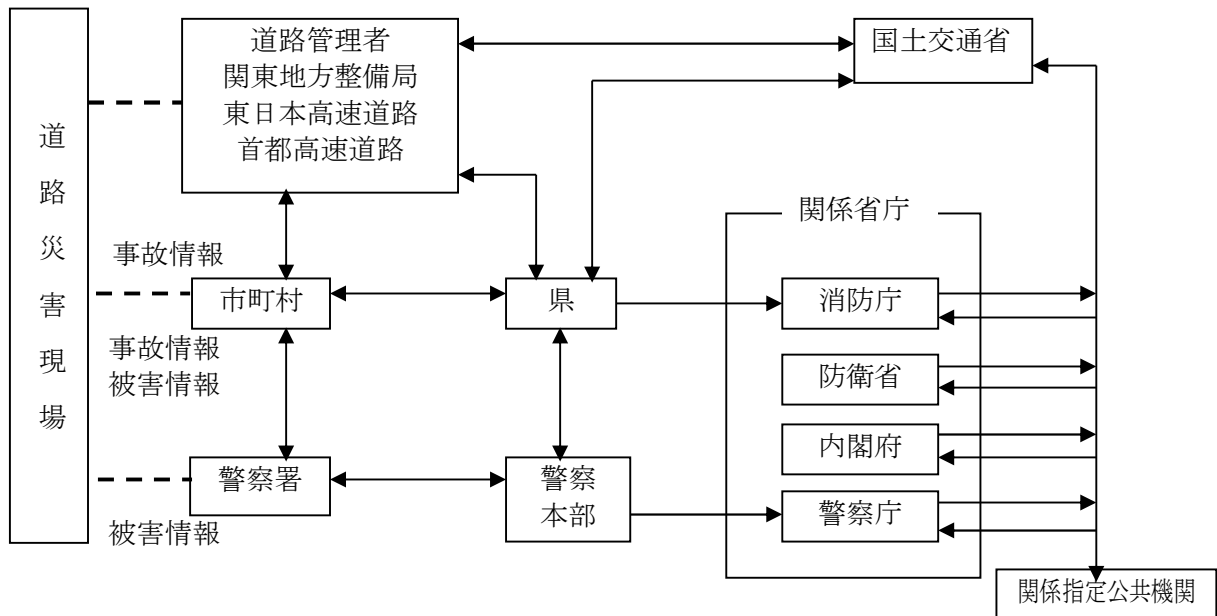
市町村は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(イ) 警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、関係機関に連絡するものとする。

ウ 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



エ 応急対策活動情報の連絡

(ア) 道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(イ) 県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。

(ウ) 市町村

市町村は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保 【県、市町村】

県及び市町村等の防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立 【危機管理防災部、県土整備部、警察本部、市町村、道路管理者】

(1) 県の活動体制

ア 職員の非常参集

県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また県は、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 災害対策本部の設置

県は、大規模な道路災害が発生した場合は、埼玉県災害対策本部要綱にしたがって直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が局地的であり、かつ特定の地域に著しい被害が生じた場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

エ 国への連絡及び協力要請

県災害対策本部は、大規模な災害の発生を確認し、緊急性・必要性和が高いと認められるときには、消防庁に連絡し、災害対策についての支援・協力を要請するものとする。

オ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対応力の強化—〈応急対策〉—6 自衛隊災害派遣」によるものとする。

(2) 警察の活動体制

警察は、道路災害が発生した場合は、警察本部及び関係警察署にそれぞれ所要の指揮体制を確立し活動するものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(4) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じるものとする。

(5) 広域的な応援体制

知事は、市町村長の要請があった場合、また特に必要があると認めるときは、被災市町村を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

3 消火活動 【道路管理者、消防機関】

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動 【県、市町村】

県及び市町村は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保 【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動 【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 県民への的確な情報の伝達 【県、市町村】

県及び市町村は、県民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 【県、市町村】

県及び市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

8 道路災害からの復旧 【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、東日本旅客鉄道(株)大宮支社、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、東日本旅客鉄道(株)八王子支社、秩父鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)】

第1 目標

1 目的

本計画は、埼玉県地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

【資料編VI-6-1】 県内鉄道路線図

2 現況

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第2 鉄道事故対策計画

1 事業者等の活動体制 【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県の活動体制 【危機管理防災部】

(1) 任務

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 鉄道事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、県は災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

イ 県内に鉄道事故が発生した場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

3 市町村の活動体制 【市町村】

(1) 任務

市町村は、当該市町村の地域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急

対策の実施に努めるものとする。

4 連絡通報体制 【危機管理防災部】

鉄道事故発生時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じるものとする。

5 応急措置 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、鉄道事業者】

鉄道事故発生時の応急措置は、第2編 第2章及び第3編 第2章の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

ア 県

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。

(ア) ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁に送り、応急対策活動に活用する。

(イ) 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

イ 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

ウ 警察

「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」にある情報収集活動を行う。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又

は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市町村長、警察官等は、「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準ずる。

ア 市町村

(ア) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(イ) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(ア) 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。

(イ) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を市町村が行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対応力の強化—〈応急対策〉—6 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「同7 応援要請」に準ずるものとする。

(7) 医療救護

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

【資料編VI-6-2】鉄道事業者の計画

第7節 航空機事故対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊、航空事業者、各機関】

第1 目標

本計画は、県内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

第2 活動体制

1 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2 県

(1) 責務

県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

ア 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、県は災害対策本部及び事故発生地域の管轄市町村を担当する支部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

イ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

3 市町村

市町村は、当該市町村の地域に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

【資料編VI-7-1】民間航空機事故の連絡通報体制

【資料編VI-7-2】自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

第3 応急措置

1 情報収集

(1) 県

県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡し

て応急対策にあたるものとする。緊急時の通信連絡手段は「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じ、次の各項によるものとする。

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁に送り、応急対策活動に活用する。

イ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員、又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

(2) 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準ずる。

(3) 警察

「第2編 震災対策編—第2章—第5 情報収集・伝達体制の整備」に準じ、航空機事故対策上、特に以下の項を定めるものとする。

警察は、ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、捜査上支障のない場合は上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより、県庁に送り、応急対策活動に活用する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市町村长、警察官等は「第2編 震災対策編—第2章—第8 避難対策」に準じ、避難の指示を行う。

3 救出、救助

「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準ずる。

(1) 市町村

ア 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

イ 協力者の動員を行う。

(2) 警察

ア 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。

イ 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする市町村は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

航空機事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編—第2章—第4 応急対策 自衛隊災害派遣」に、又他機関への応援要請は「同 応援要請」に準ずるものとする。

6 医療救護

県は、県内に航空機事故が発生した場合、「第2編 震災対策編—第2章—第6 医療救護等対策」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市町村、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第8節 電気通信設備災害対策計画

【東日本電信電話（株）埼玉事業部・（株）NTTドコモ埼玉支店】

第1 目的

この計画は、埼玉県地域における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第2 災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び株式会社NTTドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報連絡員の確保
- 2 復旧要員のサービス計画
- 3 可搬無線機等の出動準備
- 4 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 5 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 6 建物の防災設備の一覧
- 7 非常持出しの準備
- 8 復旧活動の準備
 - (1) 工事用車両の確保
 - (2) 工事用工具、計測器類の点検整備
 - (3) 復旧資材の緊急確保
 - (4) 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - (5) 非常食料の確保及び炊出しの準備
 - (6) 救護活動の準備

第3 災害発生時の対策

災害の発生により、電気通信設備に被害を受けた場合の応急対策は次のとおりとする。

1 応急対策措置

- (1) 災害時における、電気通信サービス確保のための各種の措置
- (2) 被害状況の把握
- (3) 応急復旧班の編成
- (4) 社員の動員計画
- (5) 社外関係機関との情報連絡
- (6) 資材の輸送計画
- (7) 電源設備の確保
- (8) 建物の防災
- (9) 広報活動

第4 社外機関との協調

1 地方公共団体の災害対策本部との協調

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供及び収集
- ② サービス提供状況、及び復旧状況

第9節 電力施設応急対策計画 【東京電力パワーグリッド(株)、東京発電(株)】

第1 目的

この計画は、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下、東電PGという。）が、東京電力ホールディングス株式会社（以下、東電HDという。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、東電EPという。）、及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、東電RPという。）と連携し、埼玉県内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

第2 防災体制

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分による。

情 勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none">・災害の発生が予想される場合・災害が発生した場合・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合	第1 非常態勢
<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生した場合・大規模な災害の発生が予想される場合・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合・東海地震注意情報が発せられた場合・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	第2 非常態勢
<ul style="list-style-type: none">・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合・電力供給区域あるいは事業所のある都、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合・警戒宣言が発せられた場合・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	第3 非常態勢

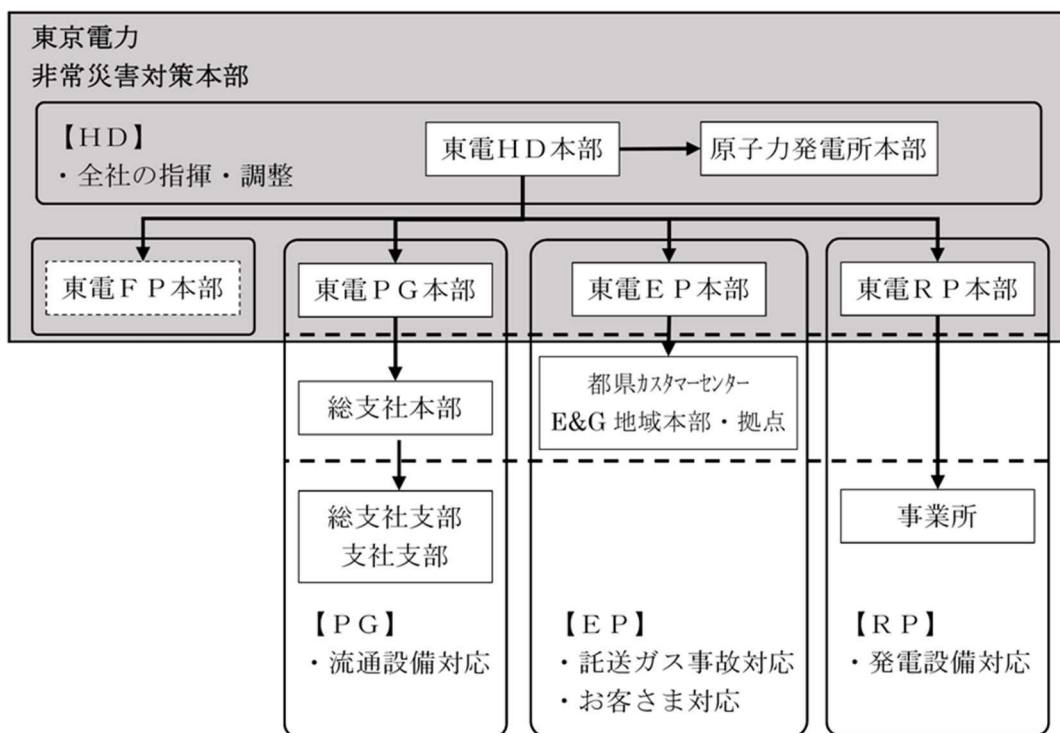
2 災害対策組織

(1) 東京電力非常災害対策本部態勢は次の通りとする。

【東京電力非常災害態勢】

東電HDは、非常災害の情勢に応じて東電PG、東電EP及び東電RPと連携をとり、非常災害対策本部を設置する。

東電HD、東電PG、東電EP、東電RP本部は、連携して非常災害対応を実施する。



- (2) 東京電力（HD、PG、EP、RP）本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成しておく（対策組織は、情報班、広報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、総務班により構成されることを基本とする。）。
- (3) 対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部（以下「本（支部）」という。）に区分する。

事業所	対策組織	機能
本社 (東電HD, 東電PG, 東電EP, 東電RP) ※第一線機関に掲げたものを除く。	東京電力 非常災害 対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮 本社における非常災害対策活動の実施
原子力発電所 (東電HD) 総支社 (東電PG) 電力所 (東電PG) 各地域本部 (東電EP)	非常災害対策 事業所本部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施 各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関 (東電HD) ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスソリューションカンパニー (東電PG) ・支社 ・総合研修センター ・配電エンジニアリングセンター ・送変電機縁説センター ・その他第一線機関 (東電RP) ・事業所	非常災害 対策支部	<ul style="list-style-type: none"> 自事業所における非常災害対策活動の実施

(注) 建設所には、建設準備事務所を含む。

- (4) 事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておく。
- (5) 非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所及び各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。

第3 対策組織の運営

1 非常態勢の発令及び解除

- (1) 東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部(室)長(第1非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー)は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。
- (2) 原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置する。

態勢区分	発令者			
	東電HD	東電PG 東電EP	東電RP	原子力発電所 総支社、電力所、 各地域本部および 第一線機関
第1非常態勢	総務・法務室長	防災担当部（室）長	社長	それぞれの長
第2非常態勢	防災担当役員 （東海地震注意情報及び南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震注意）が発せられた場合は 総務・法務室長（防災担当部（室）長））		社長	それぞれの長
第3非常態勢	社 長 （警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報（巨 大地震警報）が発せられた場合は 総務・法務室長（防災担当部（室）長））		社長	それぞれの長

- (3) 非常態勢が発令された場合は、速やかに本（支）部を設置する。
- (4) 東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は総務・法務室長が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令する。
- (5) 特に、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社並びに当該地震が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は自動的に第3非常態勢に入り、速やかに本（支）部を設置する。

2 原子力災害との複合災害発生時の対応

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める緊急事態対策本部を東電HD本社及び原子力発電所等に設置するとともに、必要な各社非常災害対策本部を設置し、連携を密にしながら対応する。

第4 社外機関との協調

1 地方公共団体の災害対策本部との協調

災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供及び収集
- ② 災害応急対策及び災害復旧対策

2 防災関係機関との協調

警察、消防、地方气象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

3 他電力会社等との協調

他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第5 災害予防に関する事項

1 防災訓練

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第6 電力設備の災害予防措置に関する事項

東電HD、東電PG、東電RPは、各社が保有する電気設備に対し、災害の発生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。

1 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に、各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置、及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。特に、洪水に対する被害防止に重点をおき次の箇所について点検、整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- ② 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- ③ 護岸、水制工、山留壁 ④ 土捨場 ⑤ 水位計

(2) 送電設備

① 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

② 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等の組み合わせを実施する。

(4) 配電設備

浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。

(5) 通信設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

2 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

3 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、必要に応じて洗浄を行うとともに、屋外機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を実施する。

(2) 送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

(3) 変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風時の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布等を実施する。

(4) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用する。

4 高潮対策

原子力発電所における高潮対策は、過去の被害調査、想定される台風等から最大水位を想定し、必要に応じて設備の安全性を確保する。

必要箇所には角落しあるいは防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

水害対策についても必要に応じて、これに準じて行う。

5 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力・原子力発電設備及び変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線及び架空地線には難着雪対策（リング等）又は鉄塔の設備強化を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合で、可能な場合は系統切替により災害の防止又は拡大防止に努める。

(3) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、難着雪電線の使用等を行う。

6 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努める。

(2) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じて耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備、通信設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。

7 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

8 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講じる。

9 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係会社へのPRを徹底する。

10 地震対策

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用原子炉設備に関する技術基準等に基づいて安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

また、重要な建物及び構築物は、原則として直接岩盤上に設置する。

(3) 送電設備

架空電線路…電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

地中電線路…終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

(4) 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

(5) 配電設備

架空電線路…電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重

を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液化化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

地中電線路…地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

- (6) 通信設備
通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

11 津波対策

(1) 原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、安全上の重要度に応じて、防潮堤、防潮扉の設置等について対策を行う。また、重要な建物及び構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

(2) 送電設備

送電設備の被害が電力供給に与える影響の程度を考慮し、代替性の確保、多重性等により津波の影響の軽減対策を行う。

(3) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要により機器等のかさ上げ、防水扉の設置等の対策を行う。

(4) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、地域との協調により津波の影響の軽減対策を実施する。

(5) 通信設備

屋内に設置される装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。
また、主要通信回線については代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第7 防災業務施設及び設備の整備

1 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備する。

- (1) 雨量、流量、風向、風速、気圧及び水位の観測施設及び設備
(2) 潮位、波高等の観測施設及び設備

2 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

- (1) 無線伝送設備
① マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備 ② 移動無線施設及び設備
③ 衛星通信施設及び設備
- (2) 有線伝送設備
① 通信ケーブル ② 移動無線施設及び設備 ③ 通信線搬送設備
④ 光搬送設備
- (3) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）
(4) 通信設備用電源設備
(5) 一斉放送装置

3 非常用電源の整備

本社、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関には、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、非常用電源の整備に当たっては、十分な燃料の確保に努めるとともに、通常電源系統と非常用電源系統の区分により非常災害時における電源確保を行う。

4 コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

5 水防、消防に関する施設及び設備

法に基づき次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

(1) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備 ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉などの浸水対策施設 ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備 ⑥ 警報用設備

(2) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕装置 ④ 各種消火器具及び消火剤
- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

6 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設及び設備の整備を図る。

- (1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2) 油回収船 (3) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

7 その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。

第8 災害対策用資機材等の確保及び整備

1 災害対策用資機材等の確保

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

2 災害対策用資機材等の輸送

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4 災害対策用資機材等の広域運営

本社は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、非常事態に備え食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

6 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

第9 電気事故の防止

東電HD、東電PG及び東電RPは、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため以下の対応を実施する。

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに事業所に通報すること。
- ③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。
- ⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- ⑦ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑧ 電気機器を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

- ・自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設並びに人工透析等の医療機器等を使用しているお客さまに、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請する。
- ・事故発生時には、インターネットを通じ停電情報に加え可能な限り復旧見通しを提供する。

第10 災害時における情報の収集、連絡

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(1) 一般情報

① 気象、地震情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

③ 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

① 電力施設等の被害状況及び復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

④ 従業員の被災状況

⑤ その他災害に関する情報

2 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 通話制限

(1) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

(2) 非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、本社にあっては防災担当部（室）長、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関にあっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

第11 非常時における広報

1 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため本編第9第2項に定める広報活動を行う。

2 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第12 要員の確保

1 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。ただし、事業所又は通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。
- (3) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

2 復旧要員の広域運営

他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社並びに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第13 災害時における復旧資材の確保

1 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 本（支）部相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

3 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第14 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東電PG本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

第15 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第16 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には、非常災害対策本部長は、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第17 災害時における応急工事

東電HD、東電PG及び東電RPにおける災害に伴う応急工事については二次災害の防止等を考慮し、以下の対応を行う。

1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

2 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(1) 水力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信を確保する。

3 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

第18 ダムの管理

1 管理方法

東電RPは、ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。

2 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。

3 通知、通報

ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため立札による掲示を行うほか警鐘、スピーカー等により警告する。

4 ダム放流

ダム操作規程又はダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ河川パトロール等も実施する。

5 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作規程」等により定める。

第19 津波警報等発表時の対応

1 情報伝達、避難

(1) 原子力発電所

防災行政無線等により津波警報の発表を確認した場合は、一斉放送装置等を使い、海岸付近の作業員等に対して安全な場所に避難するよう周知する。

また、見学者、訪問者等に対しても避難誘導等の的確な安全措置を講じる。

(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所

防災行政無線（同報無線）、有線放送、広報車等により津波警報等の発表を確認した場合は、安全な場所に避難する。

2 津波来襲に備えた措置

(1) 原子力発電所

津波警報の発表を確認した場合は、海岸付近の仕掛り中の工事、作業等は速やかに中止する。この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて以下の応急安全措置を実施する。

- ・ 高圧ガス、燃料油、危険物の漏洩防止措置
- ・ 火気使用の禁止、作業用電力、作業用エンジン類の停止
- ・ 車両や船舶の移動

(2) 避難対象地区内の工事等実施箇所

津波警報等の発表を確認した場合は、仕掛り中の工事、作業等は速やかに中止する。この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて

(3) (1)に準じた措置を実施する。

第20 災害復旧に関する事項

1 復旧計画

本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
 - (2) 復旧要員の配置状況
 - (3) 復旧資材の調達
 - (4) 電力系統の復旧方法
 - (5) 復旧作業の日程
 - (6) 仮復旧の完了見込
 - (7) 宿泊施設、食糧等の手配
 - (8) その他必要な対策
- 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

2 復旧順位

東電HD、東電PG及び東電RPにおける電気設備の復旧計画策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	非常態勢の区分
水力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
原子力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
送電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給電指令回線(制御・監視および保護回線) 2. 災害復旧に使用する保安回線 3. その他保安回線

第21 東京発電株式会社の対策計画

発電所は県内に水力発電所が10か所あり、発電した電気のすべてを東京電力エナジーパートナー(株)等小売電気事業者へ販売している。この電気事業に係る応急対策計画は次のとおりとする。

1 非常災害対策支部の名称、所在地、電話番号

東京発電株式会社埼玉事業所
埼玉県秩父市中町10-1
0494-25-0133

2 復旧順位

復旧順位は原則として下記のものとするが、災害状況、設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上、復旧効果の最も大きなものから迅速に行う。

- (1) 県内の主要施設上、影響を及ぼすおそれのある発電所
- (2) 早期に処置を講じないと復旧がいつそう困難長期にわたるおそれがある発電所
- (3) その他の発電所

第10節 ガス施設防災業務計画 【東京ガス(株)／東京ガスネットワーク(株)】

第1 目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定め、東京ガス株式会社（以下、東京ガス）、東京ガスネットワーク株式会社（以下、東京ガスネットワーク）による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。

第2 基本構想

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3 運用

1 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法・消防法・ガス事業法・大規模地震対策特別措置法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・首都直下地震対策特別措置法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4 防災体制の確立

1 防災体制

(1) 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止し

	<p>た場合</p> <p>3. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合</p> <p>4. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合</p> <p>5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合</p> <p>6. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</p>
--	---

(2) 災害対策組織及び分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を定める。またこれらの対策組織における分担業務を定める。

大規模地震防災体制（警戒体制）および南海トラフ臨時情報発表時の体制については、別に定める。

【資料編VI-9-1】東京ガス㈱非常体制の組織及び業務分担

2 対策組織の運営

(1) 非常体制の発令及び解除

ア 対策本部の設置は、東京ガス社長が別に命ずるところによる。東京ガス社長が不在の場合は、あらかじめ定めた代行者により代行する。ただし、震度5弱以上の地震が発生し場合には、東京ガス社長の別命を待つことなく、自動的に設置する。

イ 非常事態が発生した場合又は発生が予想される場合、統括班長の下に統括班、担当班、対策支部（以下「支部」という。）を設置する。

ウ 災害発生のおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、非常体制を解除する。

(2) 権限の行使

ア 本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は本部のもとで行う。

イ 本部長は、災害対策に関する責任者として対策本部を統括する。

ウ 副本部長は本部長を補佐し、災害対策について立案・審議する。

エ 統括班長及び担当班長は本部長の命を受け、災害対策について立案・審議するとともに、担当班長・所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。また支部長は統括班長の命を受け、所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。

オ 本部長・副本部長となる者に事故があるときは、あらかじめ定めた代行者により職務を代行する。

(3) 動員

本部長は非常事態が発生した場合、または発生が予想される場合、社員等の動員を指令する。但し、震度5弱以上の地震が発生した場合には自動出動とする。

(4) 指令伝達及び情報連絡の経路

本部（支部）が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路を定める。

3 外部関係機関との協調

(1) 外部防災関係機関との協調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本部又は支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑

かつ適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には委員を推薦し参加させる。

イ 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

- ・災害に関する情報の提供及び収集
- ・災害応急対策及び災害復旧対策の推進

(2) 防災関係機関との協調

内閣府、経済産業省、気象庁、警察・消防等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

(3) 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会及び他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

(4) 情報の収集・連絡

非常事態等においては、非常事態等に関する状況、防災業務活動の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、非常事態災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートが多ルート化、代行できる人員の指定など被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第5 災害予防に関する事項

1 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

2 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

3 非常事態対策諸規則類の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則類を作成・整備する。

4 ガス施設の災害予防措置に関する事項

(1) 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

ア 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

イ 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

(2) ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置および機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。また、風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進する。

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(3) 非常用設備の整備

ア 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

イ コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

ウ 自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

エ 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

(4) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

5 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じて製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計 (S I 値または最大速度値の測定機能を有するもの)

イ ガス漏れ警報設備

ウ 火災報知器

エ 圧力計

オ 流量計

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として、必要に応じ以下の設備を整備する。

- ア 貯槽消火設備、冷却用散水設備
- イ 化学消防車、高所放水車
- ウ 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- エ 各種消火器具および消火剤

(4) 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともにオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 緊急放散設備等

製造設備および導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

(6) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(7) 情報処理設備等

災害に備え、重要なコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講じる。

(8) 自家発電設備

常用電力の停電時等において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(9) 防災中枢設備

対策本部の機能をはたす施設については、通信等の設備の充実をはかるとともに、必要に応じて什器・備品類の転倒防止等の措置を講ずる。

6 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

(5) 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

7 ガス事故の防止

(1) **ガス工作物の巡視・点検・調査等**

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

(2) **広報活動**

ア 日常の広報

お客様及び他工事関係工事会社等に対し、パンフレット等を利用しガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

イ 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第6 災害応急対策に関する事項

1 通報・連絡

(1) **通報・連絡の経路**

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2) **通報・連絡の方法**

ア 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

イ 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

2 災害時における情報の収集・連絡

(1) **情報収集・報告**

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

ア 気象情報

・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

イ 被害情報

・一般情報

一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客様等への対応状況）

・出社途上における収集情報

・その他災害に関する情報（交通状況等）

ウ ガス施設等被害の状況及び復旧状況

エ ガス施設等の被害及び復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料又は応援隊等に関する情報

オ 社員の被災状況

カ その他災害に関する情報

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

4 対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

ウ 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(2) 他会社等との協力

ア 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

イ 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

5 事業継続計画の策定・発動

(1) 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務

ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(2) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

6 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査

した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

7 非常事態発生時の安全確保

(1) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

第7 災害復旧に関する事項

1 復旧計画の策定

(1) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

ア 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ・復旧手順及び方法
- ・復旧要員の確保及び配置
- ・復旧用資機材の調達
- ・復旧作業の期間
- ・供給停止需要家等への支援
- ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ・その他必要な対策

イ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

2 復旧作業の実施

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

ア 高・中圧導管の復旧作業

- ・区間遮断
- ・漏えい調査
- ・漏えい箇所の修理
- ・ガス開通

イ 低圧導管の復旧作業

- ・ 閉栓作業
- ・ 復旧ブロック内巡回調査
- ・ 被災地域の復旧ブロック化
- ・ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ・ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ・ 本支管混入空気除去
- ・ 灯内内管の漏えい検査及び修理
- ・ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ・ 開栓

第11節 雪害予防計画

【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、各鉄道機関、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、各機関】

第1 基本方針

1 趣旨

この計画は、大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、県民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、次のとおり予防対策を講ずるものである。

2 現状

大雪時に安全な道路交通の確保が図られるよう、降雪による道路や鉄道の情報を提供している。また、降雪の状況に応じた除雪及び凍結防止のための措置を適切に実施するための体制を整備している。

大雪の場合は、生命や身体、住民生活に重大な支障が生じることから、地域の孤立、車両の立ち往生、物流停止、停電等ライフライン障害、避難所開設など想定される事態に対して、十分な応急対策が必要である。

第2 実施計画

1 道路交通の確保

道路交通を確保するため関係機関は、除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。

県及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業等に努める。

2 公共交通の確保

公共交通を確保するため、各交通機関は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

3 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

4 その他

市町村及び防災関係機関は、雪害についても一般災害時における予防対策計画に準じて整備を図っておくものとする。

第12節 文化財災害対策計画 【教育局】

第1 基本方針

1 趣旨

県内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

2 留意点

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する県民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

3 現況

県内において現在特に防火、防災を必要とするものは、「指定文化財建造物」、及び「指定文化財が集中して所在する場所」（建造物を除く）のとおりである。

【資料編Ⅱ-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】 指定文化財建造物

第2 実施計画

1 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

2 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

(3) その他

- ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- イ 所有者に対する啓発
- ウ 管理保護についての助言と指導
- エ 防災施設に対する助成

埼玉県地域防災計画

昭和38年 8月 作成
昭和51年12月 9日 震災対策編、風水害・事故対策編として作成
昭和53年 1月17日 修正
昭和54年 1月13日 //
昭和55年 1月 9日 //
昭和56年 1月 9日 //
昭和57年 1月12日 //
昭和58年 1月12日 //
昭和60年 2月22日 //
昭和61年 6月 3日 //
昭和62年 6月19日 //
昭和63年11月15日 //
平成 2年 1月25日 //
平成 3年 1月 8日 //
平成 4年 2月 4日 //
平成 5年 7月20日 //
平成 8年 6月 3日 //
平成11年11月15日 //
平成17年 8月29日 //
平成19年 3月20日 //
平成21年 1月30日 //
平成23年11月29日 //
平成26年 3月19日 総則、震災対策編、風水害編、複合災害対策編、
広域応援編、事故災害対策編として作成
平成26年12月 2日 修正
令和 3年 3月26日 //
令和 4年 3月31日 //
令和 5年 3月22日 //

作成 埼玉県防災会議
事務局 埼玉県危機管理防災部災害対策課